

目 次

1. 平成24年3月2日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第1号から議第47号）	17
9. 日程第5 提案理由の説明	18
10. 日程第6 報告1件	32
11. 日程第7 陳情の報告（請第1号）	32
12. 散 会	33
13. 平成24年3月8日（木曜日）	37
14. 議事日程（第2号）	37
15. 開 議	40
16. 日程第1 一般質問	40
17. 吉田議員 質問	40
18. 中尾議員 質問	51
19. 永野議員 質問	53
20. 松田議員 質問	61
21. 宮田議員 質問	69
22. 散 会	75
23. 平成24年3月9日（金曜日）	79
24. 議事日程（第3号）	79
25. 開 議	82
26. 日程第1 一般質問	82
27. 青木議員 質問	82
28. 北本議員 質問	91
29. 福嶋議員 質問	107
30. 内田議員 質問	113

31. 散 会	121
32. 平成24年3月12日（月曜日）	125
33. 議事日程（第4号）	125
34. 開 議	129
35. 日程第1 一般質問	130
36. 近松議員 質問	130
37. 福田議員 質問	142
38. 前田議員 質問	149
39. 江田議員 質問	162
40. 日程第2 議案及び請願の委員会付託	169
41. 散 会	172
42. 平成24年3月26日（月曜日）	175
43. 議事日程（第5号）	175
44. 開 議	177
45. 日程第1 委員長報告	177
46. 総務委員長報告	177
47. 産業経済委員長報告	188
48. 建設委員長報告	194
49. 文教厚生委員長報告	200
50. 日程第2 質疑・討論・採決	210
51. 日程第3 委員長報告	217
52. 新庁舎建設特別委員長報告	218
53. 日程第4 質疑・討論・採決	220
54. 日程第5 意見書案上程（意見書案第1号）	221
55. 日程第6 質疑・討論・採決	222
56. 閉 会	222
57. 署 名 欄	223

第 1 号

3月2日 (金)

平成24年第1回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
3	2	金	本会議	<p style="text-align: center;">開 会 宣 告 午前10時</p> 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 市長あいさつ 4 議案上程（議第1号から議第47号） 5 提案理由の説明 6 報告1件 7 陳情の報告（陳第1号） <p style="text-align: center;">散 会 宣 告 （全員協議会）</p>
3	3	土	休 会	
3	4	日	休 会	
3	5	月	休 会	
3	6	火	休 会	
3	7	水	休 会	
3	8	木	本会議	一般質問
3	9	金	本会議	一般質問
3	10	土	休 会	
3	11	日	休 会	
3	12	月	本会議	1 一般質問 2 議案及び請願・陳情の委員会付託
3	13	火	休 会	
3	14	水	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 建設委員会
3	15	木	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 建設委員会
3	16	金	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業経済委員会 ・ 文教厚生委員会
3	17	土	休 会	
3	18	日	休 会	
3	19	月	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業経済委員会 ・ 文教厚生委員会
3	20	火	休 会	
3	21	水	休 会	
3	22	木	休 会	
3	23	金	休 会	
3	24	土	休 会	
3	25	日	休 会	
3	26	月	本会議	委員長報告（質疑・討論・採決） 閉 会 宣 告

平成24年第1回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成24年3月2日（金曜日）午前10時11分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第1号から議第47号）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告1件
- 日程第7 陳情の報告（陳第1号）

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第1号から議第47号）
 - 議第 1号 平成23年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
 - 議第 2号 平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議第 3号 平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 議第 4号 平成23年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第 5号 平成23年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第 6号 平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議第 7号 平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議第 8号 平成23年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第 9号 平成23年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）
 - 議第10号 平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算（第4号）
 - 議第11号 平成24年度玉名市一般会計予算
 - 議第12号 平成24年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議第13号 平成24年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議第14号 平成24年度玉名市介護保険事業特別会計予算
 - 議第15号 平成24年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算
 - 議第16号 平成24年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
 - 議第17号 平成24年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算

- 議第18号 平成24年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
- 議第19号 平成24年度玉名市水道事業会計予算
- 議第20号 平成24年度玉名市下水道事業会計予算
- 議第21号 玉名市環境美化に関する条例の制定について
- 議第22号 玉名市暴力団排除条例の制定について
- 議第23号 玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議第24号 玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第27号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第31号 玉名市大衆浴場財政調整基金条例を廃止する条例の制定について
- 議第32号 玉名市岱明町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第34号 玉名市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第35号 玉名市し尿処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第36号 玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第37号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第38号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第39号 玉名市下水道事業の設置等に関する条例及び玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第40号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第43号 玉名市図書館条例及び玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第44号 あらたに生じた土地の確認について
- 議第45号 字の区域の変更について

議第46号 訴えの提起について

議第47号 和解及び損害賠償額の決定について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告1件

報告第1号 専決処分の報告について

日程第7 陳情の報告

陳第1号 安心・安全な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の充実と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書に関する陳情

散 会 宣 告

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局職員出席者

事務局長	古閑猛君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市 長	高 崙 哲 哉 君	副 市 長	築 森 守 君
総 務 部 長	斉 藤 誠 君	企 画 経 営 部 長 兼 玉 名 総 合 支 所 長 兼 玉 名 自 治 区 事 務 所 長	田 中 等 君
市 民 生 活 部 長	辛 嶋 啓 司 君	健 康 福 祉 部 長	辛 島 政 弘 君
産 業 経 済 部 長	植 原 宏 君	建 設 部 長	蓑 田 穂 積 君
会 計 管 理 者	原 田 政 樹 君	岱 明 総 合 支 所 長 兼 岱 明 自 治 区 事 務 所 長	原 口 和 義 君
横 島 総 合 支 所 長 兼 横 島 自 治 区 事 務 所 長	坂 西 惠 二 君	天 水 総 合 支 所 長 兼 天 水 自 治 区 事 務 所 長	森 本 生 介 君
企 業 局 長	竹 原 憲 司 君	教 育 委 員 長	大 谷 壽 君
教 育 長	森 義 臣 君	教 育 次 長	立 川 隆 則 君
監 査 委 員	有 働 利 昭 君		

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから平成24年度第1回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高村四郎君） 会議録署名議員を指名いたします。

5番議員、北本節代君、6番議員、横手良弘君。以上の両君にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（高村四郎君） 次に、会期についてお諮りいたします。このたび、この会期については2月24日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から26日までの25日間にいたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議がないと認めます。よって、会期は本日から26日までの25日間と決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（高村四郎君） 市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高嵯哲哉君） おはようございます。

本日、平成24年第1回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、平成24年度一般会計及び特別会計、公営企業会計並びに平成23年度一般会計補正予算の各予算案ほかを上程しておりますが、御審議をお願いするに当たりまして、提案理由を説明し、あわせてきたる平成24年度における市政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただくとともに、予算案に計上した主要事業につきまして御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様にご理解と御協力をお願いするものでございます。

昨年3月、地震大国と言われている我が国では、国内の地震観測史上最大規模の地震が東日本一帯を襲い、1年が経とうとしています。被災地では、生活の再建また膨大な

量のがれき処理、さらには原子力発電施設の被災による人や自然に対する影響は広く、関東圏にも及び、日本経済はもとより世界までが極めて深刻な事態におこたっております。電力に多くを依存する我が国社会において、今後の原子力政策の方向性は、国民生活と経済社会の根幹にかかわることであり、国をあげた慎重な議論を尽くし、またその経過を注意深く見守っていかねばならないと考えております。

一方、昨年暮れから今年にかけて数十年ぶりとも言われる東日本から西日本の日本海側を中心に降り続いた大雪は、建物からの落雪などによる犠牲者が出るなど、各地で甚大な被害をもたらしました。特に震災の影響で不自由な生活を強いられ、高齢化が進む中でこの豪雪の除雪作業をする方々には、本当に気の毒でなりません。国は全国的な降雪被害の拡大を受け、財政措置が講じられておりますが、少しでも早い本格的な春の訪れを願うばかりでございます。

次に、九州新幹線が昨年開通し、新玉名駅も今月12日で1年を迎えます。この間、市民の皆様を初め、仕事や旅行者の皆様にご利用いただいておりますが、その乗降客数は1日1,000人で推移をしております。郊外に立地する新玉名駅利用者の多くは、車を利用されておりますが、現在、屋外に229台、鉄道高架下に28台、臨時的に御利用いただいている多目的広場に38台、合わせて296台を整備しております。利用者の傾向は約100人の定期通勤者の利用が固定化し、平日より休日の一般利用者が多い中、連休や夏休み期間、行楽シーズンの混雑は顕著で、数日、長いときには十数日間駐車している車が見られるなど、時として駐車場が混雑し、利用者に迷惑をおかけしていることも承知しております。平成23年11月暮れから平成24年1月末までの間、帰省ラッシュや長期旅行に備え、警備員の配置と臨時駐車場の設置を行ないましたが、その結果、大きな混雑もなく順調に推移しましたが、これは警備員の配置により目的外駐車に対する効果があったものと考えております。しかし、それ以降は以前の状況に戻りつつあり、駐車場の混雑を防ぐとともに、利便性を確保するために新たに駅北側に駐車場用地の手当てを含め、今後より多くの方々に利用していただける親しみのある駅を目指し、対応を検討してまいりたいと考えています。

さて、国は今月1月24日から150日間を会期とする通常国会が開かれております。そして、この国会では、国の社会保障と税の一体化改革が審議の大きな焦点として行なわれております。我が国の65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合であります高齢化率は、これまで過去最低だった昭和10年の4.7%、その後昭和25年から昭和54年までの出生率低下により社会の高齢化は一段と進み、それ以降も死亡率の低下、少子化等の要因が複合的に重なり、その率はさらに上昇しております。ちなみに、我が国の一昨年の高齢化率は23.1%、本市はさらにこれを上回る27%を超える状況でございます。本格的な高齢社会の到来を迎え、年金、医療、介護など、社会保障費

の増大は避けられない一方、国の借金は大きくふくれ上がり、我が国の財政は極めて憂慮すべき状況にあることを大方の国民は認識していると思っております。さらに長期にわたり東日本大震災の復興が予想されている中、それに要する復興財源、少子高齢社会の中で、年金などの社会保障、それを支える原資となる税源など、私たちの生活、そして将来の生活設計に今後大きく密接に関係してくるものと考えております。

こうした中、国民本位に我が国の将来を見据え、総合的な子育て支援や社会保障制度をどう構築するかという大局的かつ本質的な議論を行なうことこそ、真の意義があると考えます。我々地方が市民生活を第一に考え、誇りを持って取り組む事業において、効率的かつ効果的、そして安定かつ持続可能な施策を推進するため、市民に一番近い行政の立場で今後とも市長会等を通じ主張していきながら、実効性ある施策の実現に期待していきたいと考えています。今国会で社会保障と税のあり方の一体的な見直しや社会保障財源の安定的な確保と財源健全化を同時に進める必要なども含め、十分審議を尽くしていただき、そしてこの推移を注意深く見守っていかねばならないと考えています。

我が国において市町村は最も住民生活に密着した基礎的自治体として、さまざまな行政サービスを住民に提供しております。御案内のとおり、本市は目標年次を平成28年度までとする市の将来像や、これを達成するための基本施策の大綱などを取りまとめた玉名市総合計画の基本構想を平成19年に策定し、信頼と勇気ある改革の基本理念のもと、市の将来像である「人と自然がひびきあう県北の都玉名」の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでいます。この基本構想に示してある基本施策を着実に展開するため、構想策定から5年間に取り組む主要施策の概要を体系的に整理した前期基本計画もあわせて定め、施策の実現に努めているところでございます。

一方、昨年8月、市町村の組織及び運営について自由度を拡大するなどの狙いから、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、法律による基本構想の策定義務が撤廃され、これらの計画について法を根拠として定める必要がなくなっております。しかし、本市が将来にわたって展開する施策を計画的に、また効果的に進めていくためには、行政の全ての分野にわたる施策の基本的な指針として、その実効性を高める中長期の計画は引き続き必要であります。市の自主性、自立性を発揮しながら、市民と行政が一体となったまちづくりを推進する必要が不可欠であることから、前期基本計画に続き、本市のまちづくりや行政運営を総合的かつ計画的に行なうため、最も基本的な計画となる後期基本計画を本年度、その取りまとめを行なったところです。取りまとめに当たっては、前期基本計画をベースとしながらも、市を取り巻く住民ニーズの多様化、少子高齢、産業構造の変化、厳しい財政状況などの現状を踏まえ、総合計画策定審議会の御意見、市民アンケートの調査結果や地域協議会の提言を精査するとともに、平成25年度

末までに市が優先的・重点的に取り組むこととして策定したチェンジ玉名の各施策も含まれております。今後5年間の後期基本計画を基本に、市民の皆様とともにそれぞれの役割を担いながら、多彩な知恵と力を結集し、市民の目線に沿った、市民の誰もが将来にわたって住み続けたいと思えるまちづくりをさらに進めていかなければなりません。厳しい財政環境の中、無駄を省き、効率的で効果的な行財政運営を行なうため、財政の健全化はもとより、市役所内の各種の仕組みやシステム、仕事の進め方など、これまで以上に改革・改善を行なう必要がございます。具体的には事務事業の再編・廃止、さらには公共施設の有効活用、整理など、そのあり方について、全庁的に徹底して議論し、実行できる部分から早急に取り組みを進め、平成24年度も引き続き全庁一丸となり行政改革大綱にある実行計画に取り組む、これまで誰もが経験したことのないこの難局を議員各位の御理解、御協力を賜りながら、職員全体が新しい意識のもとで乗り切っていきたいと考えております。

市政を預かり、今年3回目の年を迎えました。これまで多くの方々とお会いし、お話を耳を傾け論を交わし、議会の御支援、御協力を賜りながら、一日一日を大切に市政運営に専念してまいりました。先ほど申しましたとおり、市町村は住民生活に最も密着した基礎自治体としてさまざまな行政サービスを住民に提供しております。国内外の社会経済情勢が刻々と変化し、既存構造の大きな変革が求められる中、各自治体においては新しい時代にふさわしい分権型社会の構築が進められようとしています。このような中において、チェンジ玉名のスローガン「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」を目指し、行政運営、暮らし、経済産業、人づくり、安心・安全まちづくりの大きく6つの分野で整理し、各分野合わせて52施策を市民の皆様にお示しし、その目標、進行状況を報告いたしているところでございます。この中で最も重要な施策として、新庁舎建設の見直し、子ども医療費助成の拡充、第6次産業の育成、商店街の活性化、なかよしの日制定の5つを掲げておりますが、22年度までのそれぞれの目標は概ね達成し、全体では約30%の進捗でございました。平成23年度の状態については、年度末の状態を8月までに整理を終え、9月には御報告できるものと考えております。今回3回目となる本格予算編成でも、昨年引き続きチェンジ玉名実現予算としてビジョンに沿った実効性のあるもの、時間を要するものなど、一つずつ具現化を図っていきたいと思っております。特に市長就任以来懸案事項でもありました新庁舎建設につきましては、議会を初め検討委員会、地域協議会など、各方面からの意見を賜り、総合的に判断した結果、建設位置を市民会館付近に決定し、今年度は基本設計の見直しを含め、実施設計並びに用地取得を進めておりますが、合同庁舎北側にある駐車場用地の買収に関しましては、地権者の御理解、御協力を得て、既に完了をいたしました。また、玉名市民会館に関しましては、昨年検討委員会を立ち上げ、その方針について検討いただいた結果、建

てかえが適当であるとの建議を受け、その内容に沿った基本計画を策定し、平成27年度末の完成に向け、準備を進めておりましたが、東日本大震災を受け、合併特例債の適用期限を5年間延長する特例法の改正が閣議決定されており、今国会での法案議決の行方を見守っているところでございます。具体的なスケジュールは、国の動向を見極めながら検討準備を続けてまいります。今後、その時期が到来次第、議員各位に改めて説明申し上げ、御理解、御協力を得る所存でございます。

次に、子どもが病気やけがで医療機関に受診する際の子ども医療費助成事業では、平成22年7月より保険医療に係る一部負担金の全額助成を、それまでの対象だった就学前児童から小学校修了前の児童までに適用範囲を拡大しました。また、児童の保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、放課後児童健全育成事業、学童保育を行なっておりますが、事業の充実を図るため、平成22年度に玉名小学校及び築山小学校敷地内に学童保育専用施設を新築し、平成23年度から事業運営を行なっています。さらに大浜町のめぐみ保育園でも学童クラブを新設し、現在本市全体で12クラブで実施しています。そして、病気または病後の児童を仕事の都合などで保育できない保護者にかわって一時的に預かり、保護者の子育てと就労等の両立を図る病児病後児保育事業は昨年3月末で閉鎖されましたが、再開を望む保護者の皆様の声に応え、公立玉名中央病院内の訪問看護ステーション東側に新たにひだまりキッズとして施設が完成、10月3日に開設いたしました。これに伴い、対象者もそれまでの就学前の児童から小学3年生まで拡大しました。子ども医療費助成事業や学童保育ひだまりキッズも市民の皆様から「本当に助かっています」という声を聞いております。平成24年度も引き続き総合的な子育て支援を行なってまいりたいと考えております。

第6次産業の育成につきましては、第6次産業活性化委員会の設置を足がかりに、第1次、第2次、第3次、全ての産業を対象に、6次産業推進交流会を定期的に行ない、また各産業間の情報交換や交流を行なうなど、6次産業に参入しやすい環境整備を図ってまいりました。交流会は22年度4回開催し、延べ300人の参加があり、各産業従事者間の情報交換、相談が行なわれました。さらに支援策として、6次産業推進補助金制度を確立し、佃煮、カンゾウ、アイス、ゼリー、漬物、野菜を粉末にした加工品、ドライフルーツ、みかんジュース、青じそジュースなど、事業参入者8事業者に対し、商品開発費や機械購入の補助などの支援を行ないました。チェンジ玉名の目標数値は、1交流会当たりの参加者を50名としておりましたが、今年度の交流会開催回数・参加者とも概ね達成できたものと考えております。今後も、前年同様、活性化委員会を中心に定期的な交流会や1次産業者を対象に、各種勉強会を設け、意識能力の向上・開発を図りながら全国への販売ネットワークをつくり、所得向上、雇用促進など、地域活性化に向けた支援体制を構築してまいります。

商店街の活性化につきましては、平成22年度の進捗として、協同組合玉名スタンプ会のハローポイントのカードのIC化に対し、国の中小商業活力向上事業補助と合わせ、補助金という形で支援してまいりました。また、九州新幹線全線開業を記念し、玉名商工会議所、玉名市商工会等が行なったプレミアム商品券、さくら咲く券の発行に対しても同様の形で支援してまいりました。ポイントカードにつきましては、従来の台紙カード方式をIC化することにより、維持費費用の節約と利便性の向上が図られ、本市を初め、近隣市町においても多くの利用者がおられるようでございます。地域内での買い物の促進につながるということは画期的な取り組みであり、今後もより多い皆様の利用により、市内の商店街が活性化していくことを期待しているところでございます。また、プレミアム商品券につきましては、市民の皆さんにも好評いただき、市内での消費活動を促進し、市内商業者の活性化につながったものと考えています。今後さらに事業者の要請、市民のニーズ、課題等を十分検証しながら、支援、協力してまいります。車社会の今、郊外型の大型店舗に消費需要が移ったこともあり、地域にあった身近な商店が閉店するなど、年を追うごとに空き店舗が目立ち、従来あった商店街の賑わいが薄れてきており、また高齢者など移動手段を持たない方々が買い物に不自由を強いられている状況もあります。そのような中で、地域コミュニティや安心・安全のまちづくりに商店街が果たす役割は重要であり、また古いまち並みや伝統の保存・技術の伝承など、魅力ある商店街を訪れたいといったニーズは少なからず高まってきているものとの意見もあります。人が集まれば店は繁盛し、店が繁盛すれば税収増にもつながり、また人が集まるというサイクルができます。人が集まるような何かを見いだすことからまちづくりが始まるものと考えますが、平成23年度は、中心市街地を訪れる観光客や買い物客に利用していただくため、マルショク跡地を駐車場とする暫定的な整備も行ないました。古いまち並みを生かしながら、魅力ある店舗づくりも進められており、歴史や伝統が感じられるまち歩きツアーの動きも始まっています。いずれにいたしましても、自分たちの住むまちを今後どうしていくのか、そのためにはどういう活動が必要かなど、そこに住む商工業や商店街の皆様方におかれましても、行政とともに主体的な立場に立ち、協力し合いながら活性化事業に対し、今後も必要な支援をしてまいりたいと考えております。

私は、市民の暮らし最優先という思いで福祉、医療、環境、産業振興、まちづくりとチェンジ玉名に沿い、直面する課題に取り組んでおります。同時に、市政は市民の思いをくみ取り、その思いが通じる施策を推進していくことが大切であると思っております。近年、国民の価値観は、生活水準の向上とともに、自由な時間の増大による物の豊かさ、ゆとり、そしてやすらぎといった心の豊かさ、生活の質の豊かさが求められ、さらにその豊かさへのこだわり等、個性的な生き方への要求が強まっているように感じ

ております。しかし、一方でバブル経済崩壊以降、長引く経済社会の低迷が続く中、地方において我が国の産業の維持・成長は特に重要であり、それが可能となれば、少子高齢社会の福祉もより充実したものになっていくものと思います。

またこのため、住民協働への取り組みも重要になってくるものと考えております。チェンジ玉名それぞれの分野の施策を実践し、子どもたちの輝かしい未来が展開され、市民のだれもが将来にわたって住み続けたいと思える玉名市を目指し、スローガンの「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」を皆様、さまざまな方たち等の御意見も聞きながら進めていかなければならないと考えております。

地方自治体の運営課題実態調査によると、地方自治体の政策目的は、住民生活の安定化に集約され、これが地方自治体の事業運営の根幹をなし、このため福祉向上が求められ、その手段として産業振興、地域活性化、雇用維持・創出、住民協働が重要な課題となっております。私はマニフェストに掲げた事柄を行政施策として取り組むに当たり、その具体的な中身をできる限りわかりやすく市民の皆様を示す考えに立ち、チェンジ玉名を策定いたしました。チェンジ玉名とは、市民の目線に沿った形で質の高い市民サービスを低コストで提供できる行政組織へと体質を変える。言い換えれば、市民の満足度を向上させるための取り組みです。市政運営のためには、市民一人一人の思いが通じる市政であることはもちろん、市が目指す姿と歩むべき道を明らかにし、市民の皆様の英知と行動力を結集し、行政と一体となって邁進しなければなりません。玉名市は熊本県北の行政、教育、商業、農水産業の中心地であり、またすばらしい自然と豊かな環境に恵まれております。子どもたちの輝かしい未来が展望され、市民のだれもが将来にわたって住み続けたいと思える玉名市をつくるために、チェンジ玉名のスローガン、「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」の実現に向けて、市民の皆様と双方向の対話を進めながら、市の施策につなげたいと努力しているところでございます。そして、その実現のため、議会と執行部が深い信頼関係に立ち、それぞれの役割と機能を果たしていくことが重要であると認識いたしております。議員各位の今後さらなる御支援、御協力を賜りますよう慎んでお願いを申し上げます。

さて、平成24年度当初予算編成の基本的な考え方について説明をいたします。御案内のとおり、国の地方に対する財政支援の方針いかにによって自治体の財政運営は大きく左右されます。まず、国における地方財政の見通しですが、企業収益の回復等により地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、地方は依然として大幅な財源不足が生じることが見込まれております。このため、国は地域主権改革に沿った地方の財源の充実を図るため、地方交付税総額を対前年度当初予算費で0.5%増の17兆4,545億円を確保するなど、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を実質的に前年

度の水準を下回らないように確保することを基本とし、地方財政への対応を行なうこととしております。しかしながら、平成24年度末の国と地方を合わせた長期債務残高は1,000兆円を超える勢いであり、極めて厳しい状況が予測されております。

本市はこれまで、第1次行政改革大綱に基づき、行財政改革の推進に取り組み、行政体制の整備や財政健全化に努めてきたところでございます。しかし、東日本大震災や円高の進行による厳しい経済情勢、また先ほど申しました社会保障関係費の増大、高水準で推移する公債費、新庁舎建設事業等の大規模事業を控える本市にとっては、今後4年間で予算規模のピークを迎えます。今般試算した平成24年度当初予算の大まかな収支見通しは、総務省の地方財政対策によって大幅な財源不足が現時点で見込まれないものの、今後国の予算編成及び地方財政対策等の動向次第では厳しい財政運営を強いられる可能性がございます。

また、平成28年度以降、普通交付税に加算されている合併算定替、約20億円が段階的に削減されることによる平成30年代の前半には、単年度で十数億円を超える財源不足が見込まれます。このため、平成24年度予算編成は、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き市税などの自主財源の確保、受益者負担の適正化を図るなど、あらゆる事務事業の見直しを行なう必要があります。さらに、市総合計画に基づく施策の中で、特に優先的、重点的に取り組む施策の方向性を定めたチェンジ玉名に掲げる「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」の実現に向けて積極的に事業を推進してまいります。平成24年度予算はこうした考えのもとに、厳しい財政の状況と将来を十分認識し、事務事業の徹底した見直しといたしまして、事務手続きの簡素・合理化など徹底した見直し、最少の費用で最大の政策効果の検証、現有職員で対応できる組織機構について、徹底した検証、見直し等を行なっていきたいと考えております。

また、歳入では、自主財源の確保・充実を図るため、市有財産の有効活用なども含め慎重に検討しながら財源確保に努めます。また、歳出の面では、緊急性、行政効果等を検証し、さらに的確な財政支出に努めてまいります。歳入歳出ともに、バランスのとれた財政基盤の確立に向け、今後とも限りある財源を効率的かつ有効でメリハリある執行に努めてまいります。このような考えのもとに、本市の財政長期見通しにつきまして、現時点での大幅な財政不足は見込んでおりませんが、しかし、今後の国の予算編成及び地方財政対策の動向等次第によっては、さらに厳しい財政運営を強いられる可能性もございます。

このような中、本市の平成24年度当初予算は、昨年引き続きチェンジ玉名に掲げた取り組みを着実に資するため、チェンジ玉名現実予算として予算編成に取り組みました。公立玉名中央病院に対する医師修学資金貸与制度の創設、任期付職員の採用、地域公共交通確保維持改善計画の策定、新玉名駅周辺への進出企業に対するインフラ整備に

新たに取り組むとともに、新庁舎建設、学校規模適正化事業、公共施設の適正配置計画策定、定住化促進、6次産業の推進など、チェンジ玉名の実現に向けて重点を置いたところでございます。また、新幹線渇水対策事業については、歳入と歳出を明確化するため、一般会計と区別し、新たに特別会計を設置をいたしました。この結果、平成24年度玉名市一般会計予算は、対前年比で4.7%減の総額261億3,200万円の予算編成となりました。

財政運営面では、少子高齢化の進展などにより、社会福祉費が伸びるとともに、地方交付税の振り替え財源である臨時財政対策債の償還が延びるなど、経常的な経費の増加が見込まれますが、職員削減による人件費の縮小や事務事業の見直しにより、財政の健全化に取り組んでおります。市の借金であります地方債の残高は、平成23年度末で322億円、平成24年度末は320億円となる見込みであり、歳入と償還のバランスを考え、市債の運用に取り組んでいるところでございます。また、平成21年度末の積立基金47億円は、平成22年度末で64億円、平成23年度末で74億円と平成28年度から始まる地方交付税の合併算定替、約20億円の減少に向け、しっかりと確保していきたいと考えており、引き続き健全財政の運営に取り組んでまいります。

それでは、当初予算の主な内容につきまして、チェンジ玉名実現に向け、重点化した事業を中心に説明をいたします。

まず、行政経営の分野では、平成27年度までの完成を目指しております新庁舎関連では、新年度は県への事業認定申請、合同庁舎東側の用地取得に取り組むこととしております。事業の認定後は、用地の買収や埋蔵文化財の調査を完了した後、順次造成工事、建物の建築工事着手を計画いたしているところでございます。なお、公共施設適正配置計画については、検討委員会において公共施設のあり方を検討した上で、市民ニーズそして財政規模に適した公共施設を計画的に整備する計画の策定に取り組むことといたしております。

経済産業の分野では、本市の特産品の知名度向上や販路拡大、地域のブランド化を推進する計画を策定し、何度も買ってくれる、何度も訪れてくれる、さらには住みたいと思ってくれる地域ブランドを確立するため、事業を展開していくことといたしております。また、6次産業に取り組む農林漁業者に対する補助金を拡充し、6次産業の育成と付加価値の高い農海山物の研究開発を推進することとしております。さらに、被害の著しい有害鳥獣対策については、捕獲隊の経費を拡充し、対策に当たることとしております。

暮らしの分野では、将来医師として公立玉名中央病院に勤務し、本市の地域医療に貢献しようとする医学生を対象に、玉名中央病院企業団が事業主体の医師修学資金貸与事業に新しく取り組むこととしております。各年度に1名の通算5名に最大6年間、入学

金100万円、事業料月額12万5,000円、生活費月額7万5,000円を上限に貸し付けを行ない、公立玉名中央病院の医師確保対策に当たることとしております。また、路線バスを中心とした本市の公共交通のあり方を見直し、地域のニーズや特性に応じた公共交通を実現するための計画策定に取り組むこととしております。さらに、定住化の促進策として、住宅取得費などの定住促進補助事業の拡充、これまで行なってきた定住フェアやインターネットを活用して玉名市の魅力を全国に紹介し、定住を促進しながら地域の活性化を図ることとしております。

人づくりの分野では、学校適正化事業について、学校規模適正化審議会において、適正な学校規模や方向性について検討・審議をいただき、昨年12月教育委員会に建議されたところですが、新年度は学校規模配置適正化基本計画の素案を公表し、地域説明会で住民の皆さんの御意見をお聞きし、基本計画を策定することとしております。また、特別支援教育支援員につきましては、中学校の支援員を1名動員し、さらに新しく看護支援員を小学校へ1名配置するなど、支援教育の拡充を図ることとしております。

まちづくりの分野では、新幹線新玉名駅周辺に進出する企業に対する支援策として、上下水道などのインフラ整備に新たに取り組むこととしております。また、岱明玉名線新設改良事業、小浜繁根木線改良事業、さらに境川改良事業につきましても引き続き事業を推進してまいります。

以上、平成24年度当初予算につきまして御説明を申し上げましたが、あわせて平成23年度補正予算案も提案しております。平成23年度補正予算については、本年度予算の決算見込みによる調整が大部分でございますが、国の経済対策を活用し、JA玉名中央集荷センターのトマト選果ラインを更新する生産総合事業、また睦合小ほか4小学校の耐震補強工事など5事業に取り組むこととしております。

以上、所信と平成24年度予算の主なもの、本年度の補正予算について述べました。このほか、条例案件といたしまして、玉名市環境美化に関する条例案など23件、その他4件、合わせて47件を提案いたしております。よろしく御審議を賜り、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。よろしくお願いたします。

日程第4 議案上程（議第1号から議第47号まで）

○議長（高村二郎君） これより議案を上程いたします。

議第1号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第8号）から議第47号和解及び損害賠償額の決定についての議案47件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（高村四郎君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 斉藤 誠君。

[総務部長 斉藤 誠君 登壇]

○総務部長（斉藤 誠君） おはようございます。ただいまから、議第1号から議第10号までの補正予算並びに議第11号から議第20号までの当初予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。お手元に配付しております資料を御覧いただきたいと思っております。資料1が補正予算関係、資料2が当初予算関係となっております。

今回提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要が生じたので御提案をいたすものでございます。では、資料1の2ページをお願いいたします。

まず、議第1号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億3,291万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を284億1,753万8,000円とするものでございます。まず、歳入の主なものを申し上げますと、1款市税は9,750万円の追加で、法人市民税及びたばこ税の決算見込みによるものでございます。10款地方交付税は5億5,119万7,000円の追加で、普通交付税の決定によるものでございます。12款分担金及び負担金は535万8,000円の減額で、城北6市共同誘客事業負担金などによるものでございます。13款使用料及び手数料は12万5,000円の減額、14款国庫支出金は2億1,709万7,000円の減額で、子ども手当費負担金の減額、国の3次補正予算に係る公立学校施設整備費負担金及び小中学校施設環境改善交付金などによるものでございます。15款県支出金は2億3,738万4,000円の追加で、国の4次補正予算に係る強い農業づくり交付金及び農業体質強化基盤整備促進事業補助金などによるものでございます。18款繰入金は8億9,025万4,000円の減額で、財政調整基金繰入金及び九州新幹線湯水等被害対策基金繰入金などによるものでございます。20款諸収入は1,840万6,000円の追加で、有明広域行政事務組合派遣職員の人件費などによるものでございます。21款市債は2億1,720万円の減額で、道路改良整備事業債の減額などによるものでございます。

歳出につきましては、2ページ下段から3ページ上段の国の3次補正及び4次補正予算関連事業として、生産総合強い農業づくり交付金事業ほか4件で、総事業費7億6,194万4,000円を農林水産業費及び教育費に計上しております。1款議会費は174万円の追加、2款総務費は4億6,853万5,000円の追加で、財政調整基金積立金などによるものでございます。3款民生費は2億6,803万円の減額で、子ども手当の制度改正によります減でございます。4款衛生費は7,612万1,000円の減

額で、し尿処理施設建設費の減などによるものでございます。6款農林水産業費は5億8,911万2,000円の減額で、渇水対策事業債の減などによるものでございます。7款商工費は1,924万7,000円の減額で、地上デジタルテレビ放送受信施設等整備事業補助金の減などによるものでございます。8款土木費は4億5,745万6,000円の減額で、岱明玉名線道路新設改良費の減などによるものでございます。9款消防費は904万1,000円の減額、10款教育費は3億5,294万5,000円の追加、11款災害復旧費は724万5,000円の減額でございます。12款公債費は2億7,168万5,000円の追加で、市債の繰上償還に係る経費と、償還金利子の減などによるものでございます。第2表繰越明許費につきましては、生産総合強い農業づくり交付金事業ほか13件で、繰越設定金額の総額は10億280万6,000円でございます。資料4ページでございます。第3表債務負担行為補正につきましては、熊本県自立経営体育成資金利子補給の期間及び限度額を設定するものでございます。第4表地方債補正につきましては、庁舎整備事業ほか13件の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

議第2号平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,660万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を95億5,242万5,000円とするものでございます。主な内容につきましては、5ページ上段の歳出の3款後期高齢者支援金等及び7款共同事業拠出金の決定による減額と、これに伴います繰り入れの調整となっております。

議第3号平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,980万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億4,485万4,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳入の1款後期高齢者医療保険料の減額と、これに伴います歳出の減額となっております。

議第4号平成23年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,718万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億6,082万5,000円とするものでございます。主な内容につきましては、6ページの歳入の8款繰越金の追加及び歳出の2款保険給付費の減額に伴います歳入歳出の調整でございます。

議第5号平成23年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ20万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を885万8,000円とするものでござい

ます。主な内容につきましては、指定管理者納付金の追加により一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

資料7ページでございます。議第6号平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ982万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,963万8,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の1款総務費及び3款維持管理費の減額と、これに伴います歳入の調整及び7款繰越金の追加でございます。

議第7号平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ322万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,391万円とするものでございます。主な内容につきましては、歳入の7款繰越金の追加による調整となっております。資料8ページでございます。第2表繰越明許費につきましては、天水東地区排水管布設工事で、繰越設定金額は740万8,000円でございます。

議第8号平成23年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,151万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,323万1,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款事業費の減額と、これに伴います歳入の調整となっております。次に、第2表地方債補正につきましては、浄化槽整備事業の限度額を変更するものでございます。

資料9ページでございます。議第9号平成23年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について1,300万円を減額し、総額を7億3,124万8,000円とし、支出について593万6,000円を減額し、総額を6億6,329万4,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳入について、水道料金の決定見込みによる減額などがございます。支出につきましては、原水配水費の減額及び減価償却費の増額などがございます。第3条資本的支出の補正につきましては1,700万円を減額し、総額を4億6,759万5,000円とするものでございます。主な内容につきましては、建設拡張費の減額によるものでございます。

議第10号平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について284万7,000円を追加し、総額を12億9,322万7,000円とし、10ページの支出について1,472万2,000円を追加し、総額を10億6,896万1,000円とするものでございます。主な内容につきましては、収入について、雑収益の追加は、資

本的収入からの組み替えで、支出について、下水道事業費用追加は資産減耗費、消費税及び地方消費税の増でございます。第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について6,854万8,000円を減額し、総額を6億5,053万7,000円とし、支出について3,671万6,000円を減額し、総額を12億9,082万円とするものでございます。主な内容につきましては、収入について、建設改良債の減額などで、支出について、施設建設費の減によるものでございます。次に、第4条企業債の補正につきましては、公共下水道事業の限度額を変更するものでございます。

以上、議第1号から議第10号までの補正予算10件について、提案理由の御説明を申し上げます。

続きまして、当初予算について御説明申し上げます。資料2の2ページをお開き願いたいと思います。議第11号平成24年度玉名市一般会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出予算につきましては、総額を261億3,200万円とするものでございます。前年度に比べ12億9,300万円の減、率にいたしまして4.7%の減となっております。減額の主な理由といたしましては、九州新幹線濁水等被害対策事業を一般会計と区分し、新たに特別会計を設置したことによるものでございます。

まず、歳入につきましては、1款市税は対前年度比0.4%増の61億1,964万8,000円を計上しております。主なものは、個人市民税が年少扶養控除の廃止により1億590万円の増の23億5,220万円、固定資産税が評価替えに伴います影響により、1億3,944万3,000円の減の25億8,684万6,000円などでございます。2款地方贈与税から3ページの10款地方交付税につきましては、国の財政計画と本市の23年度収入見込みを勘案して計上いたしております。合計いたしますと、ほぼ前年並みでございます。11款交通安全対策特別交付金は前年度と同額の1,100万円。12款分担金及び負担金は対前年度比2.5%減の3億6,572万3,000円を計上しております。主な内容は、保育所運営費負担金が454万3,000円増の3億1,057万6,000円などでございます。13款使用料及び手数料は対前年度比1%増の3億4,127万9,000円を計上しております。主な内容は、住宅使用料1億8,762万3,000円、戸籍住民基本台帳手数料2,635万2,000円などでございます。14款国庫支出金は対前年度比6.2%減の30億8,580万7,000円を計上しております。主な内容は、子ども手当負担金が制度改正により3億2,782万8,000円の減と8億3,549万2,000円、社会資本整備総合交付金1億4,960万円などでございます。15款県支出金は対前年度比2%減の16億6,427万1,000円を計上しております。主な内容は、障がい者自立支援給付費負担金2億5,344万7,000円、保育所施設整備費補助金5,867万7,000円のうち、水保全管理支払交付金2,613万円などでございます。16款財産収入は、対前年度比31

5.4%増の5,642万2,000円で、主なものは土地売払収入3,970万円などでございます。

資料4ページでございます。18款繰入金は対前年度比80.8%減の2億1,566万3,000円を計上しております。主な内容は、財政調整基金繰入金2億1,425万8,000円などでございます。20款諸収入は対前年度比15.5%減の2億3,328万6,000円を計上しております。主なものは、中小企業振興預託金、元金収入1億2,700万円などでございます。21款市債は対前年度比5.6%減の28億480万円を計上しております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。1款議会費は対前年度比8.9%減の2億7,614万3,000円、2款総務費は対前年度比6.4%増の32億7,926万6,000円を計上しております。主なものは任期付職員3名分の人件費1,142万円、定住促進補助金2,660万円、新玉名駅周辺下水道整備事業負担金3,000万円、地域公共交通確保維持改善計画策定負担金805万5,000円、庁舎建設事業費4億2,936万3,000円などでございます。3款民生費は対前年度比0.7%増の96億7,584万1,000円を計上しております。主なものは、災害時要援護者地域支え合い体制づくり事業費84万1,000円、病児病後児保育事業運営業務委託493万5,000円、子ども手当費11億2,602万円、民営化保育所施設整備費補助金8,801万6,000円などでございます。4款衛生費は対前年度比12.9%減の24億8,083万7,000円を計上しております。主な内容は、5ページの公立玉名中央病院に対する医師修学資金貸与事業負担金3,400万円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金3,000万円などでございます。6款農林水産業費は対前年度比50.2%減の11億3,112万8,000円を計上しております。主なものは、第6次産業推進事業費2,169万7,000円、新規就農総合支援事業補助金1,500万円、有害鳥獣被害対策事業費396万4,000円などでございます。7款商工費は対前年度比8%減の3億8,963万7,000円を計上しております。主なものは、消費生活センター事業費477万3,000円、ブランド推進費1,181万1,000円、観光アクションプラン策定業務委託385万2,000円などでございます。8款土木費は、対前年度比3.4%増の27億3,347万4,000円を計上しております。主なものは、新玉名駅駐車場整備事業費1億1,000万円、境川改良事業費1,050万円、岱明玉名線改良事業費6億2,600万2,000円などでございます。9款消防費は、対前年度比6%減の9億8,837万5,000円を計上しております。主なものは、有明広域行政事務組合消防費負担金7億6,778万1,000円、防災対策費として防災訓練費、食料や飲料水などの備蓄物資の購入費用2,552万4,000円などでございます。10款教育費は、対前年度比6.3%減の16億2,121万円を計上しております。

す。主なものは、学校規模適正化事業費275万9,000円、中学校の特別支援教育支援員の1名増員と、新たに看護支援員を小学校へ1名配置する経費を含め、全体で29名、4,875万6,000円などでございます。資料6ページでございます。12款公債費は、対前年度比2.6%増の35億2,408万8,000円を計上しております。次に、第2表債務負担行為につきましては、固定資産土地評価替業務及び環境基本計画策定業務に係る期間及び限度額を設定するものでございます。次に、第3表地方債につきましては、庁舎整備事業ほか15件の事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。以上が一般会計予算でございます。

議第12号平成24年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を98億6,378万2,000円とするものでございます。これは、前年度に比べ3億6,162万1,000円の増、率にいたしまして3.8%の増となっております。まず歳入につきまして、1款国民健康保険税は対前年度比3.1%増の19億6,789万7,000円を計上しております。これは、歳出の保険給付費の増加に伴います保険税率の改正によるものでございます。3款国庫支出金は対前年度比1.2%減の、25億3,830万5,000円で、療養給付費等負担金17億1,296万5,000円などを計上しております。5款前期高齢者交付金は対前年度比1.2%減の20億7,546万8,000円を計上しております。資料7ページでございます。7款共同事業交付金は対前年度比11.4%増の、14億5,579万6,000円で、保険財政共同安定化事業交付金などによるものでございます。歳出につきましては、2款保険給付費は対前年度比4.6%増の67億8,156万円を計上しております。これは医療費の伸びを勘案し、2億9,612万9,000円の増となっております。

資料の8ページでございます。議第13号平成24年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を7億7,319万1,000円とするものでございます。これは、前年度に比べ912万5,000円の減、率にいたしまして1.2%の減となっております。まず、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比0.9%減の5億973万6,000円を計上しております。これに関連しまして、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、7億4,144万6,000円を計上しているところでございます。

議第14号平成24年度玉名市介護保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。歳入歳出の総額を65億8,059万6,000円とするものでございます。前年度に比べ、2億9,122万4,000円の増、率にいたしまして4.6%の増となっております。歳入につきましては、9ページの1款保険料は、対前年度比1.8%減の10億7,118万9,000円を計上しております。歳出につきましては、2款保険給付費におきまして介護サービスの利用状況などを勘案いたしまして、前年度に比べ3億6

71万9,000円増の63億4,043万9,000円を計上しております。

資料10ページでございます。議第15号平成24年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算について御説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額を4億6,350万3,000円とするものでございます。これは前年度に比べ1億1,509万2,000円の増、率にいたしまして33%の増となっております。歳入につきましては、2款使用料及び手数料7,449万2,000円、6款繰入金は一般会計からの繰入金2億8,855万円などを計上しております。歳出につきましては、1款総務費は公営企業会計移行準備業務委託費942万円、2款事業費は、横島処理場管渠の機能強化設計業務委託費2,000万円を計上しております。次に、第2表債務負担行為につきましては、公営企業会計移行準備業務に係る期間及び限度額を設定するものでございます。次に、第3表地方債につきましては、農業集落排水事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

資料の11ページでございます。議第16号平成24年度玉名市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を1億8,121万6,000円とするものでございます。これは、前年度に比べ1億86万5,000円の増、率にいたしまして125.5%の増となっております。歳入につきましては、6款繰入金4,065万1,000円、9款市債8,850万円などを計上しております。歳出につきましては、3款事業費は天水東地区の配水管布設替工事費1億3,906万9,000円などを計上しております。次に、第2表地方債につきましては、簡易水道事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

資料12ページでございます。議第17号平成24年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出予算の総額を2,976万5,000円とするものでございます。これは、前年度に比べ641万3,000円の減、率にいたしまして17.7%の減となっております。歳入につきましては、2款使用料及び手数料526万2,000円、6款繰入金954万6,000円、9款市債750万円などを計上しております。歳出につきましては、1款総務費1,409万5,000円、2款事業費は浄化槽15基分の整備費として1,381万9,000円などを計上しております。次に、第2表地方債につきましては、浄化槽整備事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

資料13ページでございます。議第18号平成24年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を9億226万5,000円とするもので、これは歳入と歳出を明確にするため、一般会計と区分し新たに特別会計を設置するものでございます。歳入につきましては、1款財産収入3,639万2,000円、2款繰入金は基金繰入金8億6,587万3,000円を計上して

おります。歳出につきましては、1款総務費8,140万2,000円、2款事業費として、石貫、三ツ川地区のため池新設工事費等で8億2,086万3,000円を計上しております。

以上、23年度補正予算並びに24年度当初予算について御説明申し上げましたが、企業会計に係る分につきましては、企業局長の方から提案理由の御説明を申し上げます。なお、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高村四郎君） 企業局長 竹原憲司君。

[企業局長 竹原憲司君 登壇]

○企業局長（竹原憲司君） おはようございます。企業局関連の予算について、御説明申し上げます。

議第19号平成24年度玉名市水道事業会計予算の提案理由を、資料2の13ページにより御説明を申し上げます。第2条の業務の予定量といたしまして、給水トン数は1万9,485トン、年間総給水量は471万567立法メートル、1日平均給水量は1万2,905立法メートルと定め、主な建設改良事業といたしまして、ひばりヶ丘地区配水管布設替工事等を予定しております。第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が水道事業収益7億5,364万4,000円、支出が水道事業費用7億999万2,000円でございます。第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入が資本的収入150万円で、支出が資本的支出2億9,587万2,000円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定でございます。第5条の一時借入金の限度額は3億5,000万円と定めるものでございます。第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費8,091万円と定めるものでございます。第7条の他会計からの補助金といたしまして、補助を受ける金額を7,000万円と定めるものでございます。第8条は棚卸資産の購入限度額を417万1,000円と定めるものでございます。

次に、同じ資料の14ページをお願いいたします。議第20号平成24年度玉名市下水道事業会計予算でございます。第2条業務の予定量につきましては、排水件数1万2,160件、年間総排水量335万立法メートルを予定し、主な建設改良事業といたしましては、管渠ポンプ場及び下水処理場整備事業で4億4,596万1,000円を予定しております。第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして、下水道事業収益13億6,552万5,000円で、支出といたしましては、下水道事業費用11億4,159万円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入といたしまして4億6,958万5,000円、支出といたし

ましては10億4,368万6,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第5条債務負担行為は水洗便所改造資金融資幹旋事業の事項などを定めるものでございます。第6条企業債につきましては、補助単独事業に伴う起債の限度額を2億2,100万円に定めるものでございます。第7条一時借入金の限度額は4億3,000万円と定めるものでございます。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、収益的支出内の各項間における経費の流用をすることができるものと定めるものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費1億484万8,000円と定めるものでございます。次に、第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から7億3,567万6,000円の補助を受けるものでございます。

以上、平成24年度当初予算について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会において御説明をいたしますので、御審議いただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高村四郎君） 副市長 築森 守君。

[副市長 築森 守君 登壇]

○副市長（築森 守君） おはようございます。私の方から条例案件等につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。議第21号玉名市環境美化に関する条例の制定についてでございますが、これは市内の環境美化の促進及び快適な生活環境の確保を図るため、市、市民、事業者及び土地所有者等が果たすべきそれぞれの責務を明らかにし、みずからの積極的な環境美化活動をもって清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とし、制定するものでございます。内容といたしましては、ポイ捨て及び空き地の不利用状態並びに飼い犬等の糞の放置の防止等に関し、必要な事項を定めるものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年6月1日から施行するものでございます。

6ページをお願いいたします。議第22号玉名市暴力団排除条例の制定についてでございますが、これは、昨年7月に熊本県暴力団排除条例が全面施行されましたことに伴い、本市におきましても暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と経済社会の健全な発展を図るため、条例を制定するものでございます。内容といたしましては、暴力団の排除に関する基本理念と、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、推進体制の整備や市の事務事業における措置などの暴力団の排除に関する施策について規定するものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

9 ページをお願いいたします。議第 2 3 号玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてでございますが、これは、第 2 次地域主権一括推進法の施行に伴い、条例を制定するものでございます。内容といたしましては、水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者を配置する水道の布設工事の基準並びに水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格基準について必要な事項を定めるものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

1 1 ページをお願いいたします。議第 2 4 号玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは情報公開制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、情報公開の開示請求権者につきまして、従来、市内に住所を有する者、市内に事務所・事業所を有する者、市内の事務所・事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者などに限定していたものを、「何人」に拡大し、だれでも情報公開の開示請求をすることができるようにするものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

1 2 ページをお願いいたします。議第 2 5 号玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは個人情報保護制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。主な内容といたしましては、実施期間が個人情報を適法に収集していない場合、あるいは条例の規定に反して個人情報の利用提供を行なっている場合に、個人情報の利用の停止、消去、提供の停止を請求することができるようにするとともに、市内部の行政運営の効率化を図る観点から、他の実施期間への個人情報の提供あるいは他の実施期間からの個人情報の収集ができるようにするものであります。なお、附則といたしまして、この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

1 5 ページをお願いいたします。議第 2 6 号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは隣保館における館長の職に、特別職の非常勤職員を配置するため、隣保館長の報酬の額を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

1 6 ページをお願いいたします。議第 2 7 号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方公務員法と地方自治法に基づき、現行の条例の規定を明確にし、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、地方公務員法第 2 5 条第 2 項に基づき、職員の給与から控除することができる対象並びに地方自治法第 2 0 3 条の 2 第 4 項及び 2 0 4 条第 3 項に基づき、

一般職の非常勤職員及び臨時職員の給与の額等の基本的事項を明確に規定するものであります。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

19ページをお願いいたします。議第28号玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市大衆浴場事業特別会計を廃止することに伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、同事業はこれまで特別会計において管理運営を行なってまいりましたが、主な歳出であります借入金の償還金及び利子につきまして、平成23年度末をもって終了することから、今回特別会計を廃止し、残務を一般会計へ移行するものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

20ページをお願いいたします。議第29号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の公布、及び地方税法の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、まず東日本大震災からの復興を目的とし、全国かつ緊急に地方公共団体が実施する防災施策に必要な費用の財源確保のため、臨時の措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税の均等割額を500円引き上げるものでございます。同じく、震災関連でございますが、被災者の負担軽減を図るため、被災者及びその親族が有する資産の損失について、納税義務者の選択により、前年の平成22年において生じた損失として、所得税の取り扱いとあわせ、平成23年度以後の個人住民税の雑損控除額等の特例を適用できるものであります。なお、これらの規定は公布の日から施行されるものでございます。さらに、個人住民税の控除を幅広く見直す一環として、源泉分離課税である退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の特例措置が廃止されるものであります。なお、この規定は平成25年1月1日から施行され、それ以後に支払われるべき退職手当から適用されるものでございます。最後に、法人課税に係る実効税率引き下げと、国税課税ベース拡大により生じる都道府県市町村の税収の増減を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に委譲するものであります。なお、この規定は平成25年4月1日から施行されるものでございます。

22ページをお願いいたします。議第30号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは医療費の増大及び保険税収の減少に伴い、今後の国民健康保険財政を健全、安定的に運営していくことを目的とし、保険税率の見直しを行なうため条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、基礎課税分として医療分の所得割7.0%を7.5%に、被保険者均等割額2万3,500円を2万4,500円に改め、後期高齢者支援金分の所得割3.0%を3.2%に、被保

険者均等割額9,000円を9,500円に改めるものでございます。また、減額判定基準の該当世帯についても、判定区分ごとに医療分及び後期高齢者支援金分の均等割額を所定の金額に改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

23ページをお願いいたします。議第31号玉名市大衆浴場財政調整基金条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは議第28号で御説明いたしましたとおり、玉名市大衆浴場事業特別会計の廃止に伴い、基金の設置目的を終えたため、条例を廃止するものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

24ページをお願いいたします。議第32号玉名市岱明町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これはコミュニティセンター内の休憩室を宿泊もできる施設として活用するため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、宿泊に伴う使用料や利用条件を追加し、あわせて文言の整備を図るものであります。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から起算して6カ月を越えない範囲内において、規則で定める日から施行するものでございます。

27ページをお願いいたします。議第33号玉名市隣保館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、隣保館運営審議委員会の委員の定数の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、現在の18名以内の委員の定数を10名以内に改めるものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

28ページをお願いいたします。議第34号玉名市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、介護保険料につきましては、3年ごとに見直しを行なうことになっておりますが、平成24年度から平成26年度までの保険料についてはそのまま据え置き、市が保険料の所得段階を決定する際の合計所得金額を200万円から190万円に引き下げるものであります。また現在、第4段階の保険料率の特例につきましても引き続き特例を設けるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行し、経過措置として、第1条による改正後の玉名市介護保険条例の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものでございます。

30ページをお願いいたします。議第35号玉名市し尿処理場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、平成22年度から建設を進めておりまし

たし尿等処理施設の完成に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、施設の名称を周辺地域及び河川の水環境を守るという意味において、水の守と改め、あわせて搬入する区域を明確にするものであります。なお、附則といたしまして、この条例は供用開始する平成24年4月1日から施行するものでございます。

31ページをお願いいたします。議第36号玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、外国人登録法に関する規定を削除し、新たに住民基本台帳法の対象となる外国人住民の印鑑登録に関する条例の整備を図るものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年7月9日から施行するものでございます。

33ページをお願いいたします。議第37号玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、第1次地域主権一括推進法の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、公営住宅法の改正により入居要件における同居親族要件の規定が廃止されましたが、本市におきましては従来どおり入居者資格として、同居親族がいることを要件として貸すため、条例の整備を図るものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

36ページをお願いいたします。議第38号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、桃田運動公園内の市民プールの運営について、これまでの供用期間を短縮するため条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、これまでの7月1日から8月31日までの供用日を、小中学校の夏季休業に入る時期の7月22日から8月31日並びに7月1日から同月21日の間の日曜日、土曜日及び休日とするものであります。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

37ページをお願いいたします。議第39号玉名市下水道事業の設置等に関する条例及び玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これらは、第1次地域主権一括推進法の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、まず、玉名市下水道事業の設置等に関する条例につきましては、地方公営企業法の一部改正に伴い法的積立金の積立義務が廃止となるため、条例の整備を図るものであります。次に、玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例につきましては、下水道法の一部改正に伴う認可制度の変更に伴い条例の整備を図るものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

39ページをお願いいたします。議第40号玉名市下水道条例の一部を改正する条例

の制定についてでございますが、これは、排水設備工事責任技術者一括登録制度の導入に伴い、条例の整備を行なうものでございます。内容といたしましては、現在各市町村で行なっております排水設備工事責任技術者の登録を、平成24年4月1日から公益財団法人熊本市下水道技術センターがその登録及びこれに付随する業務を統一的に実施するため、条例の整備を図るものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

40ページをお願いいたします。議第41号玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、水防法の条ずれが発生したため、条例の整備を図るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

41ページをお願いいたします。議第42号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、第2次地域主権一括推進法の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について必要な事項を定めるものであります。また、喫茶厨房の廃止に伴い、別表中に規定しております喫茶厨房使用料に関する部分を削除するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

42ページをお願いいたします。議第43号玉名市図書館条例及び玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、第2次地域主権一括推進法の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、図書館協議会、博物館協議会の委員の任命基準について必要な事項を、それぞれの条例で定めるものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

44ページをお願いいたします。議第44号新たに生じた土地の確認についてでございますが、これは、本市の区域内に新たに生じた土地を確認することについて、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容といたしましては、玉名市岱明町高道の大正開漁港について、漁業者の就労環境整備のため、公有水面埋立により、平成7年度から漁港施設の増築を行なってまいりましたが、その竣工に伴い、新たに生じた土地の確認を行なうものでございます。

45ページをお願いいたします。議第45号字の区域の変更についてでございますが、これは、本市の区域内の字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容といたしましては、議第44号で御説明いたしました新たに生じた土地を玉名市岱明町高道字大相に編入することに伴い、字の区域が変更になるものでございます。

46ページをお願いいたします。議第46号訴えの提起についてでございますが、これは、地方自治法第96条第1項第12号の規定により訴えの提起について、議会の議決を経るものでございます。内容といたしましては、市税の滞納者が第3債務者である相手方に対して有する不当利益返還請求権及び利息の支払請求権を差し押さえ、その支払を求めましたが、催告書の納付期限である平成23年11月30日までに納付されませんでしたので、その支払いを求める訴えを提起するものでございます。

48ページをお願いいたします。議第47号和解及び損害賠償額の決定についてでございますが、これは、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。平成23年7月17日午前9時10分ごろ桃田運動公園内において、脱着式コンクリート制車止めが、歩行中の相手方の右足甲の上に倒れ、骨折させたものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、市は100%に当たる208万960円を負担するものでございます。なお、損害賠償金については、市民総合損害賠償保険から全額給付されます。

以上、条例案件等につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明を申し上げます。御審議の上、原案のとおり御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明は終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告1件

○議長（高村四郎君） 次に、報告第1号専決処分の報告について、専決第1号の報告があります。

総務部長 齊藤 誠君。

[総務部長 齊藤 誠君 登壇]

○総務部長（齊藤 誠君） 49ページでございます。報告第1号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。内容といたしましては、平成23年12月12日午前8時45分ごろ、天水町石橋担い手センター敷地内において、市非常勤職員が運転する公用車が消防団第34分団詰所の壁に接触し破損させたものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、市は100%に当たる6,300円を負担するものでございます。なお、損害賠償金につきましては、自動車賠償責任保険から全額給付されるものでございます。

○議長（高村四郎君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 陳情1件

○議長（高村四郎君） 次に陳情の報告をいたします。今回陳情1件が提出されております。内容につきましては、お手元にその用紙を配付しておりますので、説明を省略いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

翌3日から7日まで休会とし、8日は定刻より議会を開き、一般質問を行いません。一般質問を希望しておられる方は質問の要旨を具体的に記載し、5日の正午までに事務局にお届けください。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0時01分 散会

第 2 号

3月8日 (木)

平成24年第1回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成24年3月8日（木曜日）午前10時01分開議

日程第1 一般質問

- 1 24番 吉田議員
 - 2 18番 中尾議員
 - 3 9番 永野議員
 - 4 25番 松田議員
 - 5 10番 宮田議員
- 散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 24番 吉田議員
 - 1 教育問題
 - (1) 卒業式・入学式等について（国旗・国歌等）
 - (2) 学校規模適正化
 - ア 素案について
 - イ 実施までのスケジュールについて
 - (3) 教科書デジタル化について
 - 2 新年度予算（案）について
 - (1) 社会保障関係費について
 - (2) 子ども手当について
 - (3) 熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金における施設等整備見込調査について
- 2 18番 中尾議員
 - 1 農地・水保全管理支払交付金事業について
- 3 9番 永野議員
 - 1 企業誘致の現状と取り組みについて
 - 2 玉名平野の土地利用について
 - (1) 新玉名駅駐車場建設事業について
 - (2) 新庁舎建設周辺の土地利用計画について
 - 3 定住化構想の取り組みについて

4 25番 松田議員

- 1 自殺対策月間に思うこと
 - (1) 職員のメンタルヘルスの現状と課題について
 - (2) 職員の異動に対する人事課の考え方について
- 2 中学校教育問題
 - (1) 新学習指導要領について
 - (2) 道徳教育の現状は
- 3 国政の現状を市長はどう受けとめるか

5 10番 宮田議員

- 1 学校規模適正化について
 - (1) 複式学級を解消し、中学校単位で小中一貫教育を行なうというだけで将来の玉名の子供たちの教育ができるのか
 - 2 選択制の武道必修について
 - (1) 「柔道は危ない」とよく耳にするが、指導方法は
 - 3 134の公共施設（市営住宅・体育館など）の配置見直しについて
- 散会宣告

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	古閑 猛 君	事務局次長	廣田 清二 君
次長補佐	一 廣子 さん	書記	小畠 栄作 君
書記	松尾 和俊 君		

説明のため出席した者

市長	高 寄 哲 哉 君	副市長	築 森 守 君
総務部長	斉 藤 誠 君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田 中 等 君
市民生活部長	辛 嶋 啓 司 君	健康福祉部長	辛 島 政 弘 君
産業経済部長	植 原 宏 君	建設部長	蓑 田 穂 積 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原 口 和 義 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂 西 恵 二 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森 本 生 介 君
企業局長	竹 原 憲 司 君	教育委員長	大 谷 壽 君
教育長	森 義 臣 君	教育次長	立 川 隆 則 君
監査委員	有 働 利 昭 君		

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） おはようございます。石巻市の県立商業高校の卒業式で、答辞に立った女子生徒は、「復旧・復興を願いながら、私たちは社会人としていつまでも歎き悲しんでばかりいてはいけない。前を向いて、前へ前へと進んでいこう」と、並々ならぬ決心を述べました。ゲット・フォワード、前進クラブの吉田喜徳であります。きょうもよろしく願いいたします。

本年も春を迎えるとともに、学校においてまた職場等において、別離と歓迎、悲喜こもごもと言っていいでしょうか、感動の季節がやってまいりました。玉名市でも、来る3月13日が中学校の卒業式、3月23日が小学校の卒業式、高校は既に終わりました。大学は3月17日となっております。さて、既に国旗国歌法が制定されており、学校行事で国旗を掲揚したり国歌を斉唱することは、学習指導要領にもきちんと規定されております。公務員である教職員がそれを遵守するのは当然の常識であります。したがって、この法秩序に従わない人が少なからずいるということは、祖国を愛する日本人として嘆かわしい限りであります。昨年大阪府知事、現橋下大阪市長は君が代起立条例を成立させました。国家斉唱時の起立を指示した校長の職務命令を合憲とした最高裁の判断もあります。

ところで、玉名市立小中学校では、国旗・国歌について、卒業式あるいは運動会ではいかがでしょうか。また卒業式の「仰げば尊し」、「蛍の光」の合唱はどうでしょうか。卒業生が恩師を、いわゆる先生たちに対しての「仰げば尊し我が師の恩」、先生や在校生が「蛍の光、窓の雪」と聞けば、感動するのは私ばかりではないと思います。

以上述べましたことについて、教育委員会、教育長の御見解や感想、そして玉名市の小中学校の実状をお聞かせ願いたい。

学校規模適正化、素案について、実現までのスケジュールについて。春までに素案を提示するという事は、3月議会が終われば次は6月議会、その間、4月、5月にマスコミに流れ、発表され、そして議会はそれから知るでは、いつでも議会は後手になりま

す。学校規模適正化・小中高一貫教育等の素案は、既にその骨子だけでもでき上がっているはずであります。春本番のこの3月定例市議会でお示しいただきたい。どうでしょうか。素案と実現までの取り組みやスケジュールをお尋ねしたい。実現までのスケジュールであります。このことについては、先の議会においても、私も申し上げ、答弁をいただいておりますが、学校規模適正化と小中教育一貫について、玉名市学校規模適正化審議会は昨年12月1日、適正規模に満たない市内の小学校、中学校区単位で統合するよう、市教育委員会に建議というか答申したのであります。そして、市教育委員会はそれを受けて本年度統合を進める中学校の計画素案をつくる。これは教育長が答弁されています。地域コミュニティの核である小学校、いわゆる廃校等の小学校を統廃合する、利用も、そういう利活用というか、それも検討するとの意向を示しておられます。答申は小学校の適正規模1学級40人、1、2年は約35人、1学年に2、3学級と設定、全21小学校のうち、玉名中学校を除く5中学校の18校を原則中学校区単位で1校にし、小中一貫教育を導入するとしたのであります。つまり、玉南、玉陵、有明、岱明、天水の各中学校の小学校が統合の検討対象となるとしております。今の21小学校は、旧玉名市でもそうではありますが、昔の村や町の名を校名にし、ふるさとの象徴と面影を残す存在感のある小学校であります。でありますから、住民説明を徹底し、議論を尽くさねば、議会でも議論を尽くさねばならないと思うわけであります。これも少子化の中で、学校教育法や義務教育標準法の基準として、また時代の流れとして重く受け止めなければならないと思っております。教育長の先の答弁で先ほど申しましたように、春までに素案、秋ごろをめどに基本計画を策定すると答弁して、あるいは発表しておられます。いかがでしょうか。素案と実現までの取り組みやスケジュール等を重ねてお願いをいたします。

教科書デジタル化、この中にはデジタル学力テストというものも含めて通告を、内々でしております。日本でコンピュータが学校に入り始めて四半世紀余り、子ども一人一人1台時代をにらみ、総務省が昨年モデル校で技術面の実験を、文科省が同じ学校で今年からデジタル教科書の研究を始めました。今のところ、対象校は2、30校ありますが、この広がり加速化していくことでありますでしょう。未来の教室はどう進化するのでしょうか。私たち昭和時代や四半世紀以前に育った者としては、IT産業科学の進歩によって考えられないことが教育の中にも浸透してきているのであります。このことを知ってより、そう実感した次第であります。学校は新学習指導要領の対応、英語授業の始まり、授業時間数の増加、学力向上、不登校やいじめの問題、社会事件への対応、防災避難訓練等々、多忙、教師のノイローゼ健康問題化へ発展している様相であります。その上、新技術・技能を駆使してしなければならない時代、この教科書デジタル化と、気の遠くなりそうな思いもいたしますが、次から次へと教育現場にも出現する

状況の中、今日の教育現場がその姿であります。デジタル学力テストにおいては、2013年度より正式に文科省はそのようにしていくと発表していますが、玉名市にあってはどう受けとめておられますでしょうか。教育長や教育委員会、教育委員長等、どうお考えなのでしょうか。教育長に代表で答弁していただきたいと思います。そして、思いを語っていただき、デジタル教科書とは簡単に言って学びのデジタル化、超大型のテレビのような電子黒板、それとつながるタブレット型端末、画面上でページがめくられる操作できるデジタル教科書、三種の神器と言っていいでしょう。玉名市では現在の状況や今後の対応についてどうなさろうと、対応されようとしているのか、知りたいと思います。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） おはようございます。吉田議員の、まず卒業式・入学式の実態に係る質問にお答えしたいと存じます。

玉名市内の実態でございますけれども、国旗・国歌ということについては、新玉名市が誕生しましたのが平成17年10月であります。議員がおっしゃいました国旗及び国歌に関する法律はそれより以前に、平成11年8月に公布施行されるということになっております。その関係もありまして、玉名市内の小中学校、代表になる卒業式あるいは入学式において、全ての学校で国旗が掲揚され、国歌が斉唱されております。なお、他の市町村では国歌斉唱の折に起立しない職員もいるということでございますけれども、玉名市におきましては、教職員は全て起立をして国歌斉唱を行なうということで、特に問題はありません。

次に、「仰げば尊し」「蛍の光」が歌われているかということでございますが、「仰げば尊し」を歌うという学校は小学校で21校中14校、中学校6校中3校となっております。「蛍の光」につきましては、小学校21校中2校、中学校6校中2校が歌うことにしております。以上のことに対して、見解や感想ということでございますが、国旗・国歌ということにつきましては、法律によって日章旗が日本の国旗、「君が代」が日本の国歌と定められております。学校教育の方でも新学習指導要領の総則に、「我が国と郷土を愛し」とう文言が新たに盛り込まれております。これらのことを考え合わせるときに、今後も卒業式や入学式において国旗を掲揚し、全員起立のもとに国歌を斉唱すべきだと考えております。なお、私見ではございますけれども、法律とは関係なく国旗掲揚・国歌斉唱の際の起立は当然の行動と考えております。例えば、日本と外国の式典に参加した場合に、相手国の国旗掲揚・国歌斉唱であっても起立して敬意を表しますし、日本の国旗掲揚・国歌斉唱があっても、相手国の方々は起立して敬意を表していただけのものと考えております。

次に、卒業式にのみ歌われてきた「仰げば尊し」あるいは「蛍の光」についてですが、法的な拘束力はございません。学校の主体に任せているということであります。その結果、学校では、学校で呼びかけの言葉と、そういうものをもって教師あるいは先輩・後輩に対しての気持ち、その上保護者や先生方など、大人や同級生・下級生などへ感謝の気持ちを伝えるような、そういう工夫はして、そして卒業の門出を祝うという形をとっております。今後も、このことにつきましては、学校の主体性に任せていきたいと思っております。

次に、学校規模適正化についての御質問でございます。まず、素案ということについてお答えいたします。素案につきましては、教育委員会は市町村に設置された合議制の執行機関として昨年12月に玉名市学校規模適正化審議会の建議を踏まえて、玉名市学校規模配置適正化基本計画策定に向けて協議を続けているところであります。計画推進に当たっては、ハード面の整備も当然に含まれるものでありますから、市長部局とも協議を重ねながら、まず素案、つまり計画の方向性を市民に示し、市民の意見を聞いた上で、どの校区から始めるかなど具体的な整備計画を作成したいと準備を進めているところであります。建議の内容につきましては、12月議会での議員の一般質問の中で概要を御説明したところでありますが、12月16日の教育委員会で建議の内容を報告し、具体的な協議に入りました。建議についての教育委員の受け止め方というのは、玉名市内の全ての児童生徒に教育の機会均等を図るということで、教育内容が保障され、将来を担う人材を育成するというスタンスに立った建議がなされていると、こういうことであり、建議に沿った形でしっかり取り組むということで、事務局に指示が出されたところであります。その後、2回の教育委員会議でも適正な学校規模については、学校生活、学習指導、学校運営、学校施設などを総合的に勘案して、小学校では1学年で2学級から3学級、中学校では3学級以上を望まれる学校規模基準とすると。特色ある学校づくりの一つの取り組みとして、小中一貫教育を実施して、小中学校の段差を埋め、子どもの育ちや学びの連続性を重視した系統的な教育活動を実施し、子供たちが身につけるべき資質、能力を高める要素となりうることを期待し、新たな教育活動を展開する。学校規模配置の適正化の方向については、一定の地域性を考え、玉名市を6つのゾーンに分けて、中学校区で校区の経緯及び将来の動向も含めて、小学校の適正配置を進める。小中一貫校を設置する場合は、小中一貫教育の一元的な教育活動が展開できる教育環境を高めるために、小中一体校を基本と考えておりますが、地域の実情や財政状況に合わせ、中学校区内での既設の小学校と中学校で敷地を別として設置するという事も視野に入れて、教育ネットワークが構築でき、施設整備を進める。整備の優先度基準は小規模から進めるということ。地域住民や保護者、学校関係者と学校再編の必要性について、共通理解を深めながら歩調を合わせて進めていく。そのような素案を示す方向

で、今月14日の教育委員会議で素案の決定を受けた審議を行なうこととなっております。

スケジュールについてでございますが、教育委員会が考えておりますスケジュールにつきましては、3月の教育委員会議で素案を決定して、そして新年度において玉名市学校規模配置適正化基本計画推進のために、教育総務課内に新しい係を設けて指導主事等を新たに配置した上で、小中一貫教育の中身についてもさらに検討し、今夏、今年の夏の初めごろには中学校区単位で住民説明会等行ない、市民の皆様の意見を十分聞いた上で、秋ごろをめどに玉名市学校規模配置適正化基本計画を策定したいと考えております。その中で、具体的に取りかかる校区等の整備スケジュールを示すこととなりますが、この計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間を一つの区切りと考えております。その後は、進行状況や成果等について検証を行ない、社会情勢や地域の事情等に配慮し、修正を行なってまいります。推進に当たっては、地域の方々、保護者、学校関係者など、市民全体の理解と協力があって実現を可能とするものであります。市や地域の特性を踏まえた適正化を図っていかねばならないと考えております。

次に、教科書のデジタル化に係る質問にお答えいたします。1点目は、教育現場の現状への感想でございます。議員がおっしゃいますように、現在、学校は多くの課題を抱えております。むしろ抱え込んでいるという表現が適切かもしれません。その中で、多くの教職員が確かに多忙感をもって職務を遂行している。これは議員がおっしゃるとおりです。しかし、それらの多くの課題をしっかりと見えますと、学校が家庭や地域と連携して解決していかねばならないものでも、学校だけで抱え込んで解決しようとしている状況も一部見受けられます。電子黒板、タブレット型の端末、デジタル教科書につきましては、教育委員会として備品整備に向けて今後は検討しなければならぬと考えます。三種の神器ということで議員は表現をされましたものの、電子黒板ですが、電子黒板は平成21年度に全ての小中学校に1台ずつは配付しております。これは非常に有効活用されているところです。タブレット型端末とデジタル教科書は文部科学省の方向が決まり次第対応してまいりたいと存じます。

2点目に、デジタルの学力テストということについてですが、ある新聞社の総合版には、デジタル学力テスト等、これは2013年度から小中学校生を対象として、1,600人を抽出して実施ということが新聞でも報道されておりますけれども、現段階では教育委員会にはまだ文科省からの指導ということでございませぬので、新聞の記事程度の情報しか持ち合わせておりませぬ。ただ、児童生徒のICT活用、つまりICTというのは、インフォメーション&コミュニティ・テクノロジーという略でございますが、この活用能力と情報モラルに係るテストと考えられますので、これらの2領域につきましては、日ごろより総合的な学習の時間を初め、各教科等で知識や能力を高めるように

いたしております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 24番、吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 4月28日はGHQアメリカ軍が引き上げ、真の主権国家、独立国家となって、はや本年はちょうど60年を迎えることになっております。ある人から聞いて、「ああ、そうかな」と、このように強く感じたのでありますが、真の主権国家、独立国となったのは4月28日です。自由民主党では大きなこの行事を計画されているようであります。公教育においても、公德心や法秩序等の教育が今日まで軽薄であった義務教育、その後大震災後、教育、いわゆる震災後教育は絆や法秩序の教育、郷土愛や愛国心、そういうものが高まっていくものと信じます。そう思いますと、国旗・国歌は国の骨幹をなすものではないでしょうか。幸いにして、玉名市小中学校においては、起立の上、全校が国旗・国歌について敬称しているということは、大変安らぎを感じた次第であります。ただ、家庭にあっては、元旦、成人の日、憲法記念日、子どもの日、敬老の日、体育の日等々、祝祭日に国旗が掲揚されている家はどのくらいあるのだろうかなど疑問に思うこともあります。祝祭日に掲揚しなくても元旦、これからの子どもに対する子どもの日、老人を敬う敬老の日、あるいは憲法記念日、こういった主なものに対しては何か推奨して、啓蒙して、各家庭が国旗を掲揚するというような思いも心の中にあるわけではありますが、私ばかりではないと思います。

「仰げば尊し」並びに「蛍の光」、この中で「仰げば尊し」を歌っている、いわゆる小中学校は、まあばらばらであると。教育長は今後も学校の裁量に任せると、こういう御答弁でありましたが、師を思う心は「仰げば尊し」、こういうのはやはり玉名市の子どもたちが同じ愛する玉名市の子どもたちでありますですね、21小学校区の、6中学校区の。それならば、ある程度教育委員会で推奨されておやりになったらどうでしょうかね。こちらの学校は「仰げば尊し」を歌う。やっぱり、歌ってそれを聞けば、恩師に対する敬愛、そういうものがうかがわれる。こちらの学校では何も、それは歌わない。これはちょっと寂しいのではないかと思いますけれども、御答弁はいいですけれども、教育委員長いかがでございませうでしょうか。教育委員会等でお話し合ってみられればどうでしょうか。お願いしたいと思います。

教科書デジタル化については、例えば山形県の小学校、あるいは大阪府のある小学校、全国至るところで、東京もそうありますが、始まっておりますが、一番身近な熊本県山鹿市立来民小学校の百田止水教諭は、掛け算早さなどで算数の約30のデジタル教材を開発、活用してきました。デジタルの良さを比較したり、変化の動きを見せたりできると、このような実話がございませう。隣の山鹿市でありますので、何か身近な感が

深くいたしますが、これを私は大賛成だから早く推進しなさいという意味で言っているわけではありませんけれど、こういう教育の現場にも科学技術がますます浸透してくる。これに対して、玉名市の子どもたちの将来のために、いかに教育現場が対応していくか、これを危惧しているわけでありますので、御理解の上、今後よろしくお願ひしたいと思います。

新年度予算の中の社会保障関係費について。2月定例県議会で自民党議員の一般質問に対し、少子高齢化の進展によって生活保護や高齢者福祉などに充てる県の社会保障関係費は、この10年で、これは県の話でありますけど、年平均40億円ずつ増加、蒲島郁夫知事はその傾向が続くと、今後の見通しを示し、社会保障と税の一体改革は一刻の猶予も許されない緊急な課題と指摘したのであります。国会では、民主党議員の質問の要点も、地方財政制度の持続可能性を確保するため、一体改革は必要不可欠と発言しているのですが、自由民主党は解散ばかり追及し、与野党協議に応じない云々と批判され、民主党の支持率低下の割には自民党支持率が上がらないと言っております。また、批判されておりますが、マスコミさんもそうでありますね。私はやはり自由民主党が申すように、まず、政権与党民主党内をまとめることが先決、そして党内の意見不統一に、何で野党に呼びかけ、そういうのは憲政の常道ではない。与野党協議の永田町の水面上のことではなく、国会の中で、国会に対しても堂々と国会の場で議論すべきだと、これが自由民主党の主張であります。私も同感であります。社会保障と税の一体改革について、市長の御見解を承りたいと思います。

次に、県は40億円の自然増を見据えているようですが、玉名市は過去の推移と今後の見通しはどのようなことになっていくかと考えるわけでありますが、その点、経緯とこれからの推移であります、お尋ねしたいと思います。

次に、子ども手当について。国・県、そして市の負担等、これについて。執行部におかれましては、平成24年度予算編成作業に当たって、厳しい財政事情の中のやりくり、そして新年度予算を作成された。その御苦勞に対しては敬意を表したいと思いません。さて、ひところ特に23年度当初予算を組むに当たって、このようなことが評されていきました。地方が混乱、広がる地方の乱としてマスコミでも取り上げられたことは、記憶に新しい。つまり、支給事務を担当する市町村では、地方負担分の予算案計上を拒否する動きが広がっていると、今年の報道が際立った時期もありましたが、今は落ち着いているのかなど。どうなんでしょうか。つまり、やむを得ずこのための予算編成に、玉名市も苦慮していると思えます。どうなんでしょう。子ども手当、ゼロ、3歳未満、月額1万5,000円、3歳、小学校修了は第1子、第2子が月額1万円、第3子以降は月額1万5,000円、中学生は月額1万円であります。ちなみに、玉名市では対象者は被用者、これはサラリーマン家庭です、1,245人、1億4,940万円、非被用

者、これは自営業者の皆さんです、対象者は587人、7,044万円、計8,262人、11億2,602万円であります。このうち、玉名市と県の負担率と支給額について、まずお尋ねしたい。

次に、市職員分は492人、支給額3,425万5,000円、この分についてもどうなのでしょう。それぞれ23年度と比較してどうなのか。また、事務費もその中に入っているのかなとは思いますが、事務費は国からの支給なんのでしょうか、あるいは玉名市独自の予算なんのでしょうか、お尋ねをいたします。

第3番目の熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金における施策等整備見込調査について、えらい長いんですけれども、そのように県の通達でありますので、熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課施設班より、24年1月19日付で事務連絡が各市町村介護保険主管課長宛にあったと思います。市は各区長宛に2月28日付で通達、3月5日までに、数日前まで、希望区を調査し、5月6日、県に報告せねばならないという通達ですから、もう既に報告されたのではないかと思います。これは一口に言って、公民館活動の中から介護予防事業を実施する。それには一公民館に対して750万円を一律限度額として公民館の改築や新築と、リフォームも入っているのか、に利用すること。こういう制度のようです。その詳しい内容と調査結果をお尋ねいたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高崎哲哉君。

[市長 高崎哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） 吉田議員の社会保障と税の一体について、お答えをいたします。

この社会保障と税の一体改革につきましては、我が国の持続可能な社会保障の構築と、その安定的な財源の確保を図るため、税制、社会保障、政治行政改革を一体的に改革することとしております。政府は先月17日に一体改革大綱を閣議決定をいたし、今月中に消費税増税法案の閣議決定をし国会に提出する意向でございます。現在の少子高齢化の進展による社会保障費の増加は憂慮すべき状況ではありますが、今後国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 総務部長 斉藤 誠君。

[総務部長 斉藤 誠君 登壇]

○総務部長（斉藤 誠君） 吉田議員の本市における社会保障関係費の経緯と推移と、今後の見通しについての御質問にお答えをいたします。

まず、社会保障関係費といたしましては、一般的に年金・医療それから介護などの社会保障給付費のことを指しておるわけでございますけれども、本市においては、一般会計では主に民生費、特別会計では国民健康保険事業、後期高齢者医療及び介護保険事業

を予算計上しております。実績の推移につきましては、一般会計で御説明いたしますと、平成24年度民生費の当初予算額は96億8,000万円で、平成18年度と比較いたしますと19億3,000万円の増となっております。合併後の6年で年平均3億2,000万円ずつ増加しているというところでございます。増加の主な要因といたしましては、子ども手当が旧制度の児童手当と比較し6億2,000万円、障がい者介護給付訓練等事業費が3億6,000万円、熊本県後期高齢者医療広域連合への療養給付費等負担金及び国民健康保険事業などの特別会計の繰出金が5億4,000万円の増となっております。なお、民生費につきましては、子ども手当など国の制度に左右される部分もございますが、今後も自然増として2億から3億円程度は伸びていくものと思われれます。

次に、国民健康保険事業につきましては、保険給付費の増により、今後歳出総額で2億円程度の伸び、介護保険事業につきましては、介護保険認定者の増加に伴う保険給付費の増で、今後歳出総額で3億円程度伸びていく見込みでございます。

次に、後期高齢者医療につきましては、制度上療養給付費を一般会計の民生費で予算計上することになっておりまして、特別会計では、市が徴収した保険料と低所得者の方などの保険料軽減分を負担金として熊本県後期高齢者医療広域連合へ支払う経費を主に計上しておりますので、今後も24年度当初予算並みで推移する見込みでございます。

次に、子ども手当についての御質問でございます。まず、市の予算編成について、苦慮しているのかという件についてでございますけれども、都度重なる制度変更により、子どもを持つ市民の皆様方には不安や混乱を与えている状況でございますが、本市といたしましては前年度と同様、24年度当初予算に計上し対応していきたいと思っております。

次に、市民に対する子ども手当の支給額でございますけれども、対象者は、先ほど議員も述べられましたけれども、8,262名の11億2,602万円でございます。前年度に比べ288名、3億4,000万円の減、率にいたしまして23.2%の減となっております。減額の理由といたしましては、23年度当初予算では、3歳未満が2万円、3歳以上、中学生までが1万3,000円でしたが、24年度は制度改正により3歳未満及び3歳以上から小学校修了前までの第3子以降が1万5,000円、3歳以上から小学校修了前の第1子、第2子及び中学生につきましてが1万円となっております。財源についてでございますけれども、国庫負担金が全体の74.2%で、8億3,549万2,000円、県負担金が12.9%の1億4,526万4,000円、市の一般財源も県と同額の12.9%の1億4,526万4,000円となっております。

次に、子ども手当の支給に関する事務費につきましては、制度改正に伴いますシステム改修、これの委託料や申請書送付に係る通信運搬費等の事務費が270万6,000

円でございます。財源につきましては、国からの事務委託金134万1,000円、県からのシステム改修費補助金136万5,000円でございます。また、市の職員に対する子ども手当3,992万円の財源につきましては、全額が市の一般財源となっております。なお、この一般財源の合計1億8,518万4,000円につきましては、地方交付税より財源手当てがなされる見込みでございます。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長（辛島政弘君） おはようございます。吉田議員の熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金における施設等整備見込調査費について、お答えをいたします。

熊本県では、現下の介護を取り巻く厳しい経済雇用情勢の中で、介護機能強化と雇用の創設が緊急に求められていること。特別養護老人ホームの入所申込者が多数に上ることなどを踏まえ、平成21年に熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金が設置されました。これを受けて、玉名市では平成22年、平成23年度に地域密着型の特別養護老人ホーム等の設置やスプリンクラーの消防設備、公民館の改修などに補助を行なっていました。当初、この基金は平成23年度で終了する予定でありましたが、市町村からの要望が少なく、基金の残が発生したことにより、平成24年度まで延長されることとなりました。そこで、この基金を活用して介護予防事業を積極的に推進するため、公民館等の施設を介護予防拠点として整備することといたしました。事業の概要といたしましては、高齢者人口が増加する中、できる限り介護保険の要介護、要支援の認定者にならないように、健康体操などの介護予防事業等を行なっていただくことを条件に施設の新築、または高齢者の方々が施設を安心して使えるよう、床や手すり、トイレなどの改修及び修繕に対し、それぞれ1施設当たり750万円を上限に補助を行なうこととしております。全区長さんには2月28日から、先ほども申されましたように3月5日までの短い申し込み期間ではございましたけれども、調査結果につきまして、全40の区から新築12件、床、手すり、トイレ等の改修で28件の要望が出ております。今後、県では各市町村からの要望を取りまとめ、6月補正で対応するというところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 市長の御答弁を今少し、感想というかお聞きしたかったんですが、今の市長の御心境は、中立的存在だろうと、そういうふうに向うことができましたけれども、民主党の主張がいいのか、あるいは自由民主党が、やはり党内を統一しなさいと、50%台、40%でも社会保障と税の一体改革との決意を国会で総理は表明しておられますが、国会議員の定数削減や1票の格差、こういうものがまた先決ではない

だろうかと報道されております。全くそのとおりではないでしょうか。今少し、聞きたい気がいたしました。これはこれでよろしいでしょう。

次に、総務部長、私が聞いたかったのは、一応網羅しておられましたけれども、ゼロ歳、3歳児は幾ら、中学校は幾ら、小学生の第2子は幾らということは、僕が申しあげましたですよ。そういうのは、もう僕に言うて聞かせるみたいで、そんなんじゃないけん、それはダブらんでもよかと思うんです。だから、そのようなことも、これからお気をつけていただいて、答弁していただければありがたいなと、こういうふうに感じました。

辛島部長、1件でも多く、35ぐらい出ているんじゃないんですか。先ほど、ちょっと聞き逃しましたけれども、公民館の建てかえに非常に苦慮されている区がございます。土地もない、資金もない、玉名市の300万円だけではどうか。ただ、大浜町の西川区というところがありますですね、よく見たこともありませんけれども、そこでは、宝くじの県の支援事業も兼ねて、1,400万円程度のものが自己財源として300数十万円程度でできたと。それが5分の3です。玉名市の方がそれに対する3分の1と、こういう制度もアピールしていいんじゃないかなと思うんです。そういう制度があるということ。それからこの制度は、これは全協でも何でも「どうして説明せんだったつな」と言うたら、「いや、もうそれはその後にこれがきますので」とか何とかおっしゃったから、玉名市にあっても、これも全県下が、玉名市が30幾つだから、相当な数に上るんじゃないかと思えますけれども、玉名市の希望区がどのくらい入るかということは、これは運動じゃないかと思うんです。熱意というか。だから、1件でも多く玉名市がその予算を導入できるように頑張ってもらいたいと、このように要望してやみません。

結びとして申し上げます。3月3日の熊日朝刊第1面トップ、見出しで大きな題字で、「衆議院選後民自連立か」、民主党と自民党が連立する。「今国会中の解散前提に、幹部水面下で協議」と、「維新の会進出に危機感」と報道され、野田総理民主党代表として、谷垣自民党総裁とのマル秘会談も真実性が伺えます。野田総理は先ほど申しましたように、50%台、49%の社会保障と税の一体改革との決意を国会でも表明されておられます。そして、天下国家、国土のこと、あるいは県土のことに思いを熱くして、我々ふるさと玉名もこれらの状況を踏まえて前進させていただきたいと思えます。くしくも、今日は県知事選挙の告示日であります。始まりました。スタートであります。蒲島候補は、蒲島現知事は、活力をつくるなどをキーワードとして農業の活性化や福祉成長増進、産業等を増進して支援する、これらを支援する政策をとりました。活力をつくる、そして具体的な中小企業の商品開発などの支援や公共事業の1%を環境再生などに回していくという。当選後は、重点策としてそういう中から研究開発部門を含む企業誘

致のほか、企業誘致の担当の部長、アジアの活力を取り込むことや県内全域での訪問看護などを公約にして闘いが始まりました。これらを踏まえて、玉名市もこれからの玉名市の創造として、いかにしていくか、チェンジ玉名からこういうのも含めてどう取り組んでいこうとするか、今部長さん方はこれから研究していただかなければならないと、僕はこう思うんですね。どちらが当選されるかやってみなけりゃわからないと思いますけれども、やはり県はこういうのを考えてやっていると。それに別に右へ倣えというばかりではなくて、それを踏まえて今から部長さん方は勉強していく。我々も勉強していかなければならないけどと強く感じて質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番 中尾嘉男君。

[18番 中尾嘉男君 登壇]

○18番（中尾嘉男君） 有明クラブ、中尾嘉男でございます。農地・水保全管理支払交付金事業につきましてお尋ねをいたします。

昨年9月定例会において、農地・水保全管理支払交付金事業の事務委託を玉名市土地改良区にできないかというお願いをしましたところ、本年3月5日の理事会において事務委託を引き継ぐことと、報告されております。市長初め関係各位に対し、お礼を申し上げます。

質問に入ります。委託事務について業務分担の内容をお示してください。また、玉名市一円47保全体のうち参加団体の見込み、また委託料について、共同活動、向上活動、それぞれパーセントを示してください。これはお願いでございますが、ケース・バイ・ケースで打ち合わせ、指導、相談等々について職員が各支所に出向くのは可能か、お尋ねをいたします。部長のわかる範囲内で結構ですので、答弁よろしく申し上げます。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

[産業経済部長 植原 宏君 登壇]

○産業経済部長（植原 宏君） 中尾議員の質問の農地・水保全管理支払交付金事業につきましてお答えいたします。

この事業は、平成19年度から農地・水保全管理支払交付金事業としまして、地域共同によります農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全、向上の取り組みに

対し支援を行なっているものでございます。平成24年度からは、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図りまして、平成28年度までの対策として継続されるものでございます。また、今年度から、農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加えまして、集落が行ないます農地周りの水路、農道等の補修・更新などの活動に対しまして、新たに支援することにより、施設の長寿命化の取り組みや、水質・土壌などの高度な保全活動への支援が拡充されたところでございます。9月議会におきまして、議員御質問の事務費委託について、玉名市土地改良区と協議を進めてまいりました。先ほど議員も申されましたけれども、結果、3月5日の土地改良区理事会におきまして、事務の委託を引き受けるということで、報告がされたところでございます。

委託事務の内容でございますけれども、各保全体がみずから行なう業務と、玉名市土地改良区が受託によって行なう業務に分担されます。各保全体が地域で活動された日報や記録、活動状況の写真等について、各保全体より提出をしてもらいます。そして、土地改良区におきましては、その市場の確認、整理を行ないまして最終的な報告書の作成を行なうものでございます。また、委託料につきましては、算出の基礎といたしまして、横島地区の保全体を参考にしまして、1人当たりの人件費また事務用品費など必要経費を換算して算出を行ないまして、現時点の案としましては、共同活動が事務費の7%程度、向上活動が1%程度で試算されているところでございます。今後の事務処理打ち合わせ等につきましては、基本的には土地改良区内の事務所で行なうものでございます。ただ、その他いろいろ打ち合わせ会議等、必要に応じまして保全体と協議してまいりたいと思います。支所に出向いてやれるかという御質問ですけれども、内容につきましては、保全体と協議して、必要があれば支所に出向きたいと思います。事業責任、今後の事業説明につきまして、3月14日に横島町公民館におきまして、事業予定の47の保全体を対象に説明会を予定しております。また、今後の農地・水の参加団体を言われていましたけど、一応47団体を予定しております。今後は各保全体や玉名市土地改良区と密に連携・協議を行ないまして、各地域の保全体の方々が事業に取り組みやすく、参加しやすいよう推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高村二郎君） 18番 中尾嘉男議員。

[18番 中尾嘉男君 登壇]

○18番（中尾嘉男君） はい、ありがとうございました。委託事務の内容については、保全体また土地改良とそれぞれ分担し事務を行なっていくことがわかりました。委託料については、共同活動事業費の7%、向上活動の1%、妥当かなと思いますけれども、今まで横島の方で雇われたパーセントをとといいますか、5%ぐらいということも一応聞いております。また、この委託料については、参加団体の数で決まっていくもので

はないかなと思っております。また、保全体参加見込みについては、3月14日で47団体を集めて説明会をする予定ということで、そこである程度の方が把握されるのではないかなという気がしております。また、打ち合わせ等で各支所へ職員が出向くことも可能ということでありますので、それについてはよろしく申し上げます。

最後になりますが、この事業の、玉名市の負担金25%でございます。25万円で100万円の事業ができるということです。多くの保全体の参加を希望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 以上で、中尾嘉男君の質問を終わりました。

9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） おはようございます。9番の無会派の永野忠弘です。通告に従い、質問させていただきます。

まず、第1に、企業誘致の現状と取り組みについてであります。日本国全体が、政治も経済も閉塞感に包まれ、明るい話題が少なく、夢も描けないきょうこのごろであります。しかし、玉名市を振り返ってみますと、前年度には玉名バイパス開通、九州新幹線新玉名駅開業もし、高速道路の南関インターチェンジが近くにあります。交通の結節点として、こんなに恵まれた地域は少ないのではと思うところあります。この地域性を生かし、チェンジ玉名にもあります夢のある玉名づくりを真剣に検討すれば、玉名だけでも夢が描けるのではないのでしょうか。そう願うものです。交通の利便性も求められる企業誘致には最適と考えるところです。市民の願いでもあります優良企業の誘致、担当者日々の努力は常々聞いておりますが、企業誘致活動の現状等をお伺いしたいと思います。

その次に、工業団地整備についてもお伺いいたします。工業団地整備につきましては、玉名市総合計画の前期計画におきましては、誘致拠点としての有利性の確保を目指すとありましたが、後期総合計画では、各方から、経済状況の改善などの社会状況の変化を見守りながら可否を判断しますと、後退していました。私はこの点であります。後期総合計画策定に当たってのアンケート調査によれば、安定した就労の場の確保のため、優良企業誘致に対する希望が一番多かった結果が出ていました。こういうことを考えてみますと、民意との整合性がなされていないわけであります。民意は工業団地でもつくって企業を誘致して就労の場の確保が一番願っているわけです。計画の変更では、夢が一步も二歩も遠のく感じがします。民意とかけ離れることと思います。市長の、いつもの市民の目線はどこへ行ってしまったのかと思う次第です。

そこで、変更の理由と民意との整合性について、お伺いいたします。

それでは、2番の玉名平野土地利用についてお伺いします。まず、その1として、新

玉名駅駐車場整備についてですが、新玉名駅が開業して早1年、駅前の無料駐車場の件につきましては混雑し、利用者に大変迷惑をおかけしていることは皆さん御承知のとおりであります。私もこのことに関しては気になりますし、近くでもありますので、よく見にいっておりました。毎日のように多い日は3、4回は行く日もありました。しかし、昨年 of 年末年始は混雑を見込んでの警備員配置があつておりましたが、予想に反してその期間だけは混雑はありませんでした。当然、担当課も把握されているとは思いますが、このことを考えるときに、警備員配置の効果が目的外駐車 of 減少につながったのではと考えます。そんなことで、無料駐車場も警備員配置等でしばらく様子を見るぐらいで駐車場整備は少し早いように考えるところではありますが、整備するならば、それに至った経緯について、お伺いいたします。新たな駐車場用地ではありますが、市長のあいさつの中では、新玉名駅の北側と説明がありました。道路に面したところは田んぼばかりであります。どこかわかりませんが使い勝手のよい場所になることでしょうか。駅周辺北側の土地利用といいますか、整備計画があつて、その中に無料駐車場となるのでしょうか。それとも、使い勝手のよい土地を求め、そこを駐車場とするのでしょうか。以前から再三お願いしていることですが、優良地である玉名平野を計画ある土地利用をしていただき、虫食状態だけにはならないようお願いしてきたところでもあります。来春開店予定の大型商業施設ケース電気が、県道東西線に面して、北側に用地を確保されておりますが、そのまた北側、新幹線までの田んぼが裏になり、利用価値が落ちてしまいます。そのような現実があります。全体も有効できる整備計画をお願いしてきたつもりでも現実はこのありさまです。そこで、もし駐車場用地費が選定中であれば、この大型商業施設の北側の市道にも面していますこのあたりを無料の駐車場なので、一等地でなくてもよいはずですが、一つの候補地としてぜひ考えていただきたいと考える次第です。

その2としまして、新庁舎建設周辺の土地利用についてであります。私が今回指摘している地域は、玉名バイパス以南、新庁舎建設予定地や玉名市民会館など、東には秋丸、河崎方面までで、田んぼが残っているところまでの広い地域を考えております。この地域はこれから県北の拠点となる玉名市新庁舎建設は皆様も御承知のとおりであります。また、市民会館の建てかえの計画もありますし、ますますこの地域の重要性が考えられますし、発展していくことは間違いありません。そうなりますと、交通の量も1年後の予定であります立願寺町線の開通もあり、大変多くなるのは明らかです。新玉名駅のアクセス道路も新たに計画に入ってくるのではと考えます。新庁舎という拠点ができることにより、当然都市化へと変化が考えられます。そこで、当然土地利用の問題が出てくるわけですが、その計画など行政として考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高崎哲哉君） 永野議員の企業誘致の現況について、お答えをいたします。まず、国内の企業の現況といたしましては、平成20年のリーマンショックに始まり、昨年3月の東日本大震災、長引く円高等により、日本の物づくり全体が苦況に立たされており、市内企業はもとより、誘致活動を行なう中においても、設備投資額は全体としてむしろ増加傾向にあるものの、その投資先は海外、主にアジアに向いております。国内への投資案件は激減し、大変厳しい状況となっております。そのような中において、現在の玉名市の市内誘致企業数は全部で19社ございます。そのうち、3社を合併後、新規に誘致をし、そのほか、既存の誘致企業の増設協定も新たに2社締結いたしましたところでございます。今年度においては、昨年6月に東京ビッグサイトにおいて開催されました企業、工場誘致フェアに県と共同で出店をいたしました。来場された企業の方々に対しまして、本市の企業誘致パンフレット等を配布し、誘致活動を行なったり企業訪問といたしましては、主に自動車部品関連企業を中心に食品関連企業あるいは電子部品関連企業と、関西方面、東海方面、関東方面そして九州管内と、延べ26社ほど誘致活動を行なっているところでございます。全体的には、東海方面が半数を占めております。また、昨年6月に本市と立地協定を締結いたしました愛知通称株式会社につきましては、これまで玉名市開田にあります工場建家を利用して操業開始に向け、準備を進められておりましたところではありますが、これから長期を見据えた操業をするには建家等の老朽化が激しく、当場所での操業が厳しいとの判断を下され、本年2月6日付で玉名市石貫へ移転をされ、旧三矢電子建家の1階部分を間借りして、5月連休明けの操業開始に向けて現在準備を進められているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、平成23年度事業の中で企業誘致可能調査を実施をいたし、九州管内において良好な企業を中心として、今後の設備投資の予定や玉名市への進出の可能性等の有無を調査したところでございます。その結果を踏まえまして、今後も精力的に新たな企業へ足を運び、地域経済の活性化と雇用機会の拡大へつながる活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。また、市内既存企業のアフターフォローも充実をさせ、国内企業整理・縮小の流れがある中、企業の留め置きにも努めてまいりたいと考えております。

また、玉名市での工業団地の建設についてであります。安定した就労の場の確保のため、優良企業の誘致につきましては、玉名市総合計画後期基本計画策定のための玉名市民のアンケート調査からも、市民の方々に最も重要な施策として考えられていることは承知をいたしておりますが、現在のような国内投資案件が激減している経済状況のもとでの工業団地建設は、大きなリスクを伴うものと考えております。経済状況の改善など社会情勢の変化を見守りながら検討している状況には変わりはなく、決して断念したわけではございません。現状といたしましては、即時に立地可能な場所として企業が撤

退した後の遊休地を紹介したり、またこれまで適地として紹介をいたしておりました山砂採集地跡の情報を提供しながら、誘致活動を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） 永野議員の玉名平野の土地利用と、その中で新玉名駅駐車場の建設事業ということにお答えをいたします。

新玉名駅は昨年3月12日に開業いたしまして、1年を迎えます。1日当たりの乗降客は約1,000人に達しているところでございます。新玉名駅は郊外の水田地帯に立地をしております、利用者は車がほとんどで多く、野外駐車場に229台、鉄道高架下に28台、臨時の多目的広場に38台と、合計295台を整備をしております。駐車場の利用状況といたしましては、平日よりも休日が多く、特に春の連休や夏休みの期間、また秋の行楽シーズン等には混雑が顕著であったわけでございます。特に夏休み期間は、8月11日に最大335台を記録しております。連日250台以上の駐車が見られ、駐車場の通路やロータリーあるいは路上の周辺にも車があふれた状態がありました。駐車場の不足に対する苦情が、駅や「たまら」の職員に寄せられるとともに、市のホームページなどへの書き込みや電話による苦情も多く寄せられたところでございます。

このような状況に対しまして、目的外の利用の禁止看板の設置あるいは相乗りの推進などの利用マナーの周知徹底を進めてまいったところでございます。また、昨年のおきましては、警備員の配置を実施しまして、その結果若干混雑は解消されたわけではありますが、警備員がいなくなりました2月になりますと、また元のような混雑が続いておるところでございます。週末、連休、長期休暇時期には1台の車が数日間、長いときには10日以上駐車をしているため、回転率が下がり、新たな利用者が駐車できないという現象が起きております。特に週末の宿泊駐車台数ですけれども、150台前後、多いときには200台前後の夜間駐車があり、翌日の新規利用に支障を来しております。今後の対応といたしまして、新玉名駅駐車場は無料でございますので、今後も乗降客の増加や運行本数の増便を目指すとともに、より利便性の高い駅駐車場として無料化を堅持してまいりたいと考えております。これまで駐車場混雑解消のため、利用者のマナーの向上、呼びかけや警備員の配置、近隣未利用地の一時借地ということも行なっております。また無料ゲートの設置などの手法も検討してまいったところでございます。新玉名駅は県北地域の御協力により設置できた広域の駅であります。今後一層の利用促進を図る必要があるわけですが、現在の混雑を解消するためには、駐車場の増設が最も適していると考えまして今年度予算を計上させていただいたところでございます。

駐車場の事業につきましては、駅近くで利便性が高く、周辺道路からも出入りしやすいような場所に、面積にいたしまして約3,000平方メートルから4,000平方メートル、駐車台数にいたしまして、120台から130台の計画をしているところでございます。今後関係部署とも協議をし、新駅周辺土地の利用構想と整合性を図りながら整備地を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

○企画経営部長（田中 等君） 永野議員の新庁舎周辺の土地利用計画について、お答えいたします。

新庁舎建設予定地周辺を含む玉名バイパス以南地域の将来的な整備構想につきましては現在のところ策定してはおりません。この地域につきましては、優良な農地が広がる田園地域であり、土地利用計画上では、総合的に農業の振興を図る必要がある地域として位置づけられているところでございます。また、埋蔵文化財の包蔵地としても重要であり、文化財保護の観点からの配慮が必要な地域でもございます。また、この地域にはいまだ配水問題や道路等の課題が残っていることから、無秩序な開発を防ぎながら、地域の実情に即した総合的かつ計画的な土地利用の転換が求められてくるものと考えております。特に、新庁舎建設が予定されている地区は道路に沿って国の合同庁舎や市民会館、歴史博物館、福祉センターなどの行政機関や文化的施設が集中する官公庁エリアで、平成25年3月の全線開通予定である都市計画道路立願寺横町線の沿線でもあります。新玉名駅の開業や玉名バイパスの開通、さらには都市計画道路が全線開通し、新庁舎が移転することで、この地区につきましても今後ますます人や車の流れが変わってくるとともに、民間による土地利用の変化も予測されるところでございます。今後につきましては、このような課題を整理し、また地域住民の意向も十分踏まえながら、新庁舎周辺の将来の土地利用のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） 駐車場の整備についてであります。しよせんではなかですが、駐車場は無料の駐車場でございます。一等地ではなくてもいいと思うんです。ですから、その辺を頭に入れて、利便性もさることながら、ずっとその後が土地変化がしていく中を考えながらやってもらえればいいと思います。ひとつよろしくお願いします。

それと、企業誘致のことでございますが、このことに関しては、本当に総合計画の後期アンケート調査でもわかりますように、とにかく市民は優良企業を誘致して、雇用の場を確保、これが市民の一番の願いであります。私どもはいつも議員活動の日々の活動

の中で、やっぱり一番よく言われるのはそこなんです。結局、働くところがないと。したがって、よか息子たちも都会に行かにゃしょんなかごとなりよるということで、それもまた人口減につながっているように思います。ですから、私は前から、工業団地の整備、これは前から予算も組んで調査を行っている場所もあります。また、その土地の所有者あたりも、非常に期待しているところでもありますので、よければ継続して整備を行なってもらったらいかがかなと、私個人は強く思っておりましたので、今度の後期総合計画の中で見直しといたしますか、要するに状況を見てやると。ひらめいたわけではないというふうに結んでありますが、そういう変更があったということでもありますので、一般質問をさせていただいたわけでございます。

それともう一つ、こういうふうに重要なことが変更される場合には、こういう公のところでも市長みずからの言葉で説明してもらう必要もあるんじゃないかと、そういうのも考え合わせて一般質問をしたわけでもあります。しかし、そういう職場の確保ということは、これは市民の一番の願いでありますので、今後とも引き続き担当課あたりも精いっぱい頑張っていたきたいと思っております。よろしく願いいたします。

2番目の玉名平野の土地利用についてであります。この問題も、もうこの地域の整備構想は今のところありませんということではあります。この地域の発展すること、いわゆる変化していくことは、もう行政もわかっているようではあります。この地域の土地利用計画が出ないと、課題である排水問題、道路整備が前に進みません。というのが、これは県道整備も絡んでおりますし、県の水路も絡んでおります。私が言いたいのはいくつかありますので、早く方向性を出さないと県も動けない状態のところがあるんじゃないかと、私も県の方からそうお聞きしましたものですから、一般質問をしたわけでございます。これが、最終的には私の気持ちとしては、玉名平野の排水問題が絡んでいるんです。というのが、排水は下流域からということで玉名排水計画が20年度ですか、21年度から事業化して、今年もやってもらっているわけですが、その間に県の水路とか、県道の横に水路があったりするところがあるわけです。ですから、県とうまいぐあいに情報交換しながら、こういう方向性も示しながらいかないと、県もどうしていいかわからんというところがあるみたいなんです。そういう意味で、本当に県との、こういう方針とか方向性とかいうことは、担当者ではおそらくわからんことだろうと、もっと上のレベルだろうと考えるわけです。そういうところのレベルでの交流があっているのか、私はどうも、その辺が不足しているんじゃないかと、非常に感じます。ですから、その辺も含めて、この地域は本当に今から重要なところでもありますので、県とも国とも大いに交流を深めて、すばらしい玉名町の計画ある開発をお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。再質問はありませんから、次に進みます。

3の定住化構想の取り組みについて。先月でしたか、日本の総人口が大幅に減少するとの報道がございました。今後、より定住化への取り組みの重要性を感じる次第です。現在でも、全国の多くの地方自治体でも人口減の問題は抱えていることと思いますし、独自の取り組みで対策がなされている状況ではと考えます。今回の定住化構想への一般質問の動機になりましたのは、1月13日熊日紙上での「南関町出生数10年前の水準に」と大きく報道されていたからであります。早速その資料を拝見させていただきました。真剣に取り組まれ、魅力あるまちづくりに対する意気込みを強く感じた次第です。内容を見てみますと、住宅取得等補助金、給食費の補助、中学生までの医療費無料化、誕生祝金として第1子10万円、第2子20万円、ずっと行きまして、第5子まで10万円ずつの上乗せがあり、転入1世帯当たり5万円の奨励金、保育料の半額助成など、18項目を設けてあります。まちづくり推進課では、これだけの施策を複合的に講じたことが奏功したのだろうと、お話として載ってございました。地域性も条件も同じとはいかないでしょうが、住みたい、住んでよかったと感じる魅力あるまちづくりを真剣に取り組めば、成果は必ず出てくるものと考えます。玉名市もスマイル構想として展開されておりますし、24年度予算でも住宅手当等での事業展開を予定され、着々と実績も上げられております。しかし、よりスマイル構想を充実させ、より魅力あるものにして成果を出すためには、少し足りない部分があるように、生意気にも感じてしまいます。足りない部分と感じますのは、もっと生活に直接関係する事業の魅力アップとか、高齢者福祉などに目を向けた施策をつけ加えれば、もっと魅力あるまちづくりができるのではと考える次第です。その結果、住んでみたい、住んでよかったと思えるまちづくりができ、定住化につながるのではと考えます。簡単に事が進むとは思いませんが、始めなければ前に進んでいきません。御理解をいただいて、担当課に期待するものであります。

前置きが長くなってしまいましたが、質問をいたします。まず、スマイル構想で取り組んでいる事業内容とその成果などがあれば、お伺いします。2に、今後、より魅力ある定住化推進に当たっては、関係各課での協議の場が必要と考えますが、その考え、計画などがあるか、お伺いします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

○企画経営部長（田中 等君） 永野議員の定住化構想の取り組みについて、お答えをいたします。定住促進につきましては、この数年来大都市近郊の市、田舎の町村を問わず、全国の至るところで定住人口の増加に向けていろいろな取り組みが進められているところでございます。人口増加に取り組む自治体の中には独自の補助金を初めとした支援策を用意するなど、創意工夫を行なっている中で、本市におきましても今年度から住

宅取得補助金、住宅リフォーム補助金、新幹線通勤券購入補助金からなる定住促進補助制度を始めたところでございます。この定住促進補助制度のうち、住まいを新築あるいは購入して転入された方を対象といたしました住宅取得補助金につきましては、これまで当初見込んだ件数を上回る33件が補助の決定手続きを完了され、合わせて106人の御家族があらたに玉名での生活を始められておられます。この人数は1年間を通じた転入者全体からするとわずかな割合かもしれませんが、初年度といたしましてはある程度の成果があったものと考えております。

また、平成24年度当初予算には、定住促進事業といたしまして、2,809万8,000円を計上しております。その内容といたしましては、この定住促進補助金2,660万円のほか、福岡方面での宣伝・広告、首都圏や関西圏での移住希望者に直接働きかける定住相談会への参加などを予定しているところでございます。しかしながら、定住促進に当たりましては、基本的かつ重要なことは、生活する場として地域の魅力を高めることであることは十分に理解しております。今、玉名市に住んでいる方が住んでよかった、将来も住み続けたいと思ってもらえる魅力あるまちでなければ、どんなに補助金を用意しても、移り住もうなどと思ってもらえないと考えております。そのためには、住みやすい環境、雇用、子育てや教育環境、医療など、人が定住する条件を多岐にわたり、それぞれが相互に関連してこそ定住化に結びつくことから、市民サービスの向上が定住促進のエンジンであるという強い意識を庁内各部署で共有するため、関係課による定住促進連絡会議を年度初めにも行ないたいと考えております。そして、本市も南関町を初め、熱心な取り組みを行なっている自治体の事例を参考にしながら、定住するなら玉名と言われるまちになるよう関係各課で施策を検討し、積極的にアピールしてまいります。

○議長（高村四郎君） 9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） ありがとうございます。先週だったですかね、テレビを見ておりましたら、歌舞伎俳優の有名な松本幸四郎という名優さんがおられますけど、あの方がおっしゃっていたことは、まずまねろと、まねることが勉強だということ強くおっしゃっておりました。私が言いたいのは、結局先進地、いい先進地があれば、大いに勉強しに行って、それをまずまねることから始めたらいかがかなというふうに、そうちょっと思いましたものですからお話しさせていただきました。答弁をお聞きしました。少し意が通じたかなと思うところがありましたけれども、定住化のための要点をよく理解されていることに対し、安心し、また期待もしています。しかし、それを事業化して成果に結びつけるのは大変なことと思いますが、最後の方にありました「定住するなら玉名」をスローガンに今後関係者皆さんの努力に対し、大いにエールをお送りしまし

て、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 以上で、永野忠弘君の質問を終わりました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

25番 松田憲明君。

[25番 松田憲明君 登壇]

○25番（松田憲明君） 皆さんこんにちは。昼1番になりましたけれども、25番自由クラブの松田憲明でございます。貴重な時間をいただきながら、一般質問をさせていただきたいと思います。皆さん、声は聞こえますか。ちょっと耳の方が緊張して、ちょっとこうなっておりますので、よろしく願いしておきます。

この1年、自然災害の怖さ、思いやりの大切さを、メディアを通して勉強させていただきました。無力な自分に歯がゆさを感じる時もありましたが、心からお見舞い申し上げ、御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、3月議会も市長あいさつに始まりました。私の率直な感想を申し上げたいと思います。市長あいさつ50分ございました。私は率直に長すぎると思いました。せっかくよかあいさつが、あれもこれもで何か焦点が絞れないままに聞き終わったという感じがいたします。それから、チェンジ玉名という言葉が13回出てきておりましたけれども、これも多いなと感じました。チェンジ玉名という言葉につきましては、財政立て直し、市民のための政治、市民目線での政治、市民が主人公の市政実現をチェンジ玉名という言葉で表現しますという議会答弁もあっておりましたけれども、裏を返せば、前期2年間の全てが、金使って市民目線で政治していなかったとも解されるわけでございます。これにつきましては、お互いの受け取り方、また使い方、そんなものが交錯するのかなと思いますけれども、それに比べて今回はスローガンとしてチェンジ玉名は「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」を指すとあります。こちらの方が真摯的で響きもよいと思います。それからこれは参考までに申し上げますけれども、国政についてでございますけれども、野田首相が進めておられます社会保障と税の一体改革でございます。この中で、後世にツケを回さないと、よく言葉が使われるわけでございますけれども、この後世にツケを回さないという決意は立派なものであるけれども、それは政治家の胸の中にしまっておくことであって、そうした美德を国民に訴えるということは賢明でないと、これは私が言っているわけではございませんで、北海道大学院教授の山口二郎先生が指摘されております。参考までに申し添えたいと思います。

震災の教訓から、命と心をテーマとして質問するわけでございます。簡潔な答弁を求めたいと思います。今月3月は自殺月間に思うことと題して、2点質問いたします。2月は逃げる、3月は去るといいます。旅立ちの3月でもあります。ストレス社会の中でいろいろな精神的な動揺も交錯し、みずから命を絶つケースもあると聞いております。自殺月間に当たり、3月3日県が弁護士会による過労死、パワハラ等の労災申請の電話相談がございました。それに関して、私も資料をいただきましたので、参考までに申し上げたいと思います。自殺者が3万台になったのが平成10年です。それから昨年23年度まで14年連続で続いております。年代別に言いますと、50代が最も多く、その次が60代、40代、30代となっております。男女別におきましては、7対3で男性が多く、職業別では無職が60%、ほか被雇用者またその勤め人ということになっております。原因は健康問題、経済問題、家庭問題となっております。23年度において3万584人の方がみずから命を絶っておられます。市民でなくとも、その境地にさらされている周りの人は多く、自殺者はほんの氷山の一角かもしれないと察しているところでもあります。人口減少社会の中で今日一人でも多くの人を救うためにも、保険事業とともに早期発見、早期治療が不可欠であると思っております。そのことを踏まえた上でお尋ねをいたします。職員のメンタルヘルスの現状と課題についてのお尋ねをいたしたいと思っております。いろいろな問題があると思っておりますけれども、率直な御答弁を求めておきます。1点目として、今まさに職員の異動時期に当たり、どのような点に配慮されながら異動なさっておられるのか、また人事課に寄せられる異動願い、また希望等いろいろあると思っておりますが、差し支えなかったらお知らせを願いたいと思っております。

次に、新学習指導要領の導入についてお尋ねします。これは産経新聞27日付の記事でございますけれども、生きる力をテーマに掲げて変化厳しいこれからの社会を生き抜くために、とありました。私は本当にいいことだなと思って評価をしておるところでございます。内容については、後の方も何かされる予定でございますので、簡単で結構ですけれども、この新学習指導要領を導入することによって、どんなメリットがあるのか。また、道徳教育も含まれるのかということについて、質問をいたします。

そして、3番目ですけれども、国政の現状について市長の見解を求めたいと思えます。これも産経新聞27日付の記事でございますけれども、今週の世論調査として、首都圏男女500人を対象としてありました。それによりますと、民主の支持率16%、自民の支持率21%、公明3.1%、共産1.8%、社民0.2%、国民新党0.2%、みんなの党5.0%、無所属5.0%、棄権2.8%、未定が40%となっております。またこのほかに、維新の会の国政参加を期待するということが68%となっております。この調査結果を地方一議員として非常に危惧しながら拝見したところでございますけれども、地方の行政の長としてどのように受け止められておられるのか、それをお聞かせ願います。

たいと思います。またその答弁を踏まえて、再質問をいたします。よろしく願います。

○議長（高村四郎君） 総務部長 斉藤 誠君。

[総務部長 斉藤 誠君 登壇]

○総務部長（斉藤 誠君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

まず、職員のメンタルヘルス現状と課題についてでございますけれども、官民間わず全国的に心の健康に問題を抱える職員が増加する中、各職場において職員の心の健康を保持・増進するための対策を講じることが求められております。本市におきましては、現在4名の職員が心の健康の問題により長期療養中でございます。ほかにも定期的に通院治療をしている職員、あるいは通院するには至らなくても何らかの不安要因を抱える職員がいることも事実でございます。平成18年に作成された厚生労働省の労働者の心の健康の保持・増進のための指針、これでは、メンタルヘルスケアの推進について、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフによるケア、事業場外資源によるケアの4つのケアが継続的かつ計画的に行なわれることが重要と言われております。市職員のメンタルヘルスケアにつきましては、これまでも衛生委員会を開催いたしまして、玉名市職員安全衛生管理活動を作成いたしまして、個々の職員や管理監督者に対して注意と対策を喚起してきたところでございますが、職員本人が心の病が原因で休みを取るようになって初めて周囲が気づくことが多く、そうなると回復もままならず、復帰も難しい状況であるのが現状でございます。

そこで、平成24年度からは、事業場外資源によるケアとして、職員全員と、その家族に対する総合的なカウンセリングサービスであります職員援助プログラムを導入する予定としております。主に、予防重視の観点から、メンタルヘルスケアを進めていきますとともに、先ほど申し上げました4つのケアが適切に行なわれていくような体制や計画づくりを進めていく予定でございます。

次に、職員の異動に対する人事課の考え方ということでございますけれども、人事異動につきましては、組織の活性化及び人材の刷新、人材の効率的活用、あるいは労働意欲の向上、職員のスキルアップなどが主な目的でございます。適材適所への配置を念頭に、能力や経験などを考慮しながら、定期的、または必要に応じて随時実施いたしているところでございます。職員の異動希望についてでございますけれども、例年10月から11月にかけて、全職員から身上報告書を提出してもらっております。その中に異動規模の有無に関する項目を設けておりまして、職員の中には、人間関係についてとか、あるいは病気がちであるなど、あるいはほかの分野を勉強したいなどの理由で異動を希望する者も多くおります。人事課といたしましても、環境を変えることで職員の意欲を向上させ、組織を活性化させるという観点あるいは希望先以外への異動に伴う精神

的負担を軽減するという面からも、可能な限り身上報告書に記載された内容を参考に、希望部署への配属については配慮をしているところでございますが、その一方で、所属課内や係内での本人が担当する業務内容の状況や、他の職員との経験年数とのバランスあるいは職務能力や経験業務による適所への配置優先などによって、本人の希望をかなえることができない場合があるのも事実でございます。

また、人事異動に関するメンタルヘルス対策の面からは、職場に適應できない者や、あるいはメンタル面で極度の不安に陥った者などを、必要に応じ、短期間で異なった分野へ配置転換することで、本人の職場環境を改善するなどの配慮も講じているところでございます。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 松田議員の新学習指導要領に係る御質問にお答えさせていただきます。

議員も御承知のとおりと思いますが、今年度は小学校において新学習指導要領の全面実施の年でした。中学校、高等学校は1年ずつ遅れて全面に実施されますので、次年度、平成24年度、中学校が全面実施の年となります。この新学習指導要領ですが、平成18年12月22日に公布施行されました。新しい教育基本法の改正等で明確になった教育理念を踏まえて、教育内容が充実されています。具体的には思考力、判断力、表現力の育成、伝統や文化に関する教育、道徳教育、理数教育、外国語教育、体験活動などの充実を図る内容となっております。議員の質問の中にありましたが、武道の必修化ということにつきましても、伝統や文化に関する教育の充実というのが具現化されているものです。武道の運動種目につきましては、柔道、剣道または相撲の中から1種目を選択して履修できるようになっております。なお、技能、態度及び知識・思考・判断の3観点から学修指導要領には武道の目標が掲げてありますが、特に態度の目標が議員がおっしゃいました考えの中でのメリットにつながるのではないかとと思いますが、武道の目標は次のとおりであります。第1学年、第2学年は武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること。分担した役割を果たそうとすること。3学年では、武道に自主的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする。自己の責任を果たそうとすることとなっております。つまり、武道の学習を通して相手を尊重する態度や伝統的な行動を守ったり、大切にすることを、身につけさせることが大きな目標であります。議員の御意見の御質問の中にもありましたものと通じるものではないかと考えております。

次に、道徳教育に係る御質問ですけれども、これも議員も御承知だと思いますが、明治15年の学校の制度です、学制の発布時から20年間ほどは、修身という科が設けら

れて、明治23年には教育勅語が發布されております。教育勅語が国民の精神構造の構築に大きく関与するものとして存在していました。教育の内容や教育の方法につきましては、現在の道徳教育とは全く違いますけれども、国民の心を形成するという点では共通のものと考えております。現在のように、道徳の時間が設置されましたのは、昭和33年の学習指導要領からです。この設定された道徳の時間において、指導すべき内容項目は、学習指導要領で決められております。内容項目につきましては、各学校において、週1時間、年間35時間の道徳の授業で指導をいたします。なお、文部科学省も心の教育として道徳教育を充実させる努力をしておりますが、その一つとして、平成14年4月に全国の全ての小中学校に心のノートを配付しております。中学校における来年度からの道徳教育ですけれども、先ほど新学習指導要領について触れましたが、新学習指導要領では、体験活動の充実がうたわれております。この関係で、これまで以上に体験活動等関係づけた道徳の授業がなされるようになります。そのために、各学校では道徳の年間指導計画ばかりでなく別葉、つまり別の文書ですけれども、これを作成して、各教科や特別活動等全ての教育活動で児童生徒が経験、体験したこと等と関連づけて授業を組み立てていくようにしております。なお、道徳は道徳の時間等を要としながら、全ての教育活動において展開していくという性質のものです。そうしたことから、道徳全体計画、年間指導計画、別葉、これは各学校の道徳教育の充実に大きく貢献、寄与するものと考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 松田議員の国政の状況を市長はどう受け止めるかということにつきまして、お答えを申し上げます。

今日本は歴史的変革の中、超高齢社会や厳しい経済状況、国際環境、一方で東日本大震災という我が国における極めて憂うべき大事が起き、国政は今まさに混迷を深め、国民の間には将来設計、生活設計の不安・閉塞感が満ちあふれているように思っております。このようなとき、大阪の橋下徹市長が代表を務めます大阪維新の会が誕生し、会の時期国政選挙に向けたマニフェストであります維新八策の骨格が明らかになり、連日のようにニュースで取り上げられております。維新の会が統治機構改革や行政改革等を含む8つの政策を打ち出した背景には、国の基本的な方向性が一向に定まらない国政に対する不満がこの根底にあるものと思っております。他方では、この維新八策に対する政界の評価もさまざまという感じを持っております。しかし、このようなときこそ政治家が国家国民の運命を担う使命のもとに、厳しい自己犠牲の精神を自覚し、その責務を果たすべき時ではないかと考えます。戦後の日本は急速な欧米型社会、金銭的利益のみを

追求する経済市場主義を追い求め、それまでの日本人が大切にしてきた人に対する思いやり、人間愛といった心の触れあいが失われつつあり、温かい日本人の心を取り戻すにはどうすればよいか、そして目の上の人を尊敬し、大切にし、その人生の知恵を学ぶ社会をつくり上げていくのも政治家の大切な仕事だと思っております。いずれにいたしましても、市民の代表である自治体議員、そして首長も住民福祉の向上と地域の発展を目指し、同じ方向に進んでいくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 25番 松田憲明君。

[25番 松田憲明君 登壇]

○25番（松田憲明君） 答弁ありがとうございました。まず、人事に関する質問でございますけれども、非常になかなか難しい問題だろうと思っておりますけれども、学校現場におきましても、道徳教育を初め、進路問題も含めたそういう武道の必修化を進めておるという時代背景の中で、市としてもやはり模範となるべく職員の育成、そこらあたりを中心に今後異動も、そして職員育成も図っていただきたいなと思っております。ただ言うは優しく行ないがたしということもあります。本当にDNA等エゴの塊の人間を和らげる、ときほぐすということは簡単なるものではないと察しておりますけれども、願わくば、任期付職員採用に頼るのではなく、この優秀な職員がこの玉名市から育つような、その育成というものに常に力を入れていただきたいと。その中で、そういうメンタルヘルスの中で苦しい日々を送っていることにも、温かいまなざし、思いやりをかけていただいて、何とか人材資源のない玉名にとりまして、やはり人材が資源であるわけでございますので、ぜひともこの人事等も含めて、人材育成、そして立派な職員を育てていただくならばという思いがございます。どうぞ今後ともよろしく願いしておきます。

それから、2点目の新学習指導要領についてでございますけれども、せんだって私も岱明中の先生と校長先生と会う機会がございまして、ちょっとそこに2、30分話を聞かせてもらいました。非常にうちの生徒は、スポーツ、言わばクラブに熱心で、非常に今心身ともに健全でありますので、非常に安心しておりますという話を聞かされました。かつて岱明中は御承知のとおり、卒業式にパトカーが来るという卒業式もあっておりました。それに比べて今は雲泥の差で、涙涙の卒業式でございます。ああいうことは生徒にもよりますけれども、やはり教師の指導力というところが大きく影響しているんじゃないかなと思っておりますので、教育長はしっかりと校長先生初め教育に当たる現場の先生方を指導していただきたいと、そのように強く感じております。そういうことで、この武道が必修科目となって、そして道徳教育あたりも取り入れて、非常に強い、移り変わりの激しい時代を乗り切る生徒が育っていくことを心待ちに、また楽しみにしております。やはり子どもは宝と言いますけれども、この玉名から立派な人材

が巢立っていくことを常に念じておるわけでございます。

それから、市長から懇切な御答弁いただきました。現状での見解をいただいたわけでございますけれども、非常に、備えあれば憂いなしという言葉がございまして、この言葉が震災から立証され、学ぶことができました。橋下徹市長率いる維新の会が国政参加を虎視眈々と狙って今マニフェストの作成中でありまして、どうなるものやらという感じを持っております。骨子は大阪式公務員制度改革、またそれを全国に広げ、また職員基本条例の発展をさせるということも目標にしております。自治支配、教育支配の仕組みは独裁政治を全国に広げていこうということでもあります。装いも新たにしておりますけれども、内容は非常に古い政治であることははっきりしておるわけでございます。この点を踏まえて、もう一つ、行政の長として、こういったことが地方自治を支配する維新の会であっていいのか。また、教育を支配する維新の会であっていいのか、その点について、詳しく御説明、御答弁いただきますようお願いいたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

○市長（高崎哲哉君） 松田議員の再質問にお答えをいたします。大変国の政治に近いような状況でございまして、私たちもある程度そういう中で理解するものはあると思いましたが、今言われます大阪維新の会というものが誕生いたしましたから維新八策というものの骨格が明らかになったことを受けまして、世の中では現実性のない話とか、あるいは評価に値しないとか、政策的に近いとかという中央政界のいろいろな評価がたくさんございます。今後、いろいろな議員選挙におけるこの会そのものの与える影響というものもいろいろあるかと思っておりますけれども、私には今その状況はわかりませんが、我が国のシステムの根幹になる変革にかかわる分野でございまして、今後の世情を表した問題提起であるということ認識をいたしているということでお答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 25番 松田憲明君。

〔25番 松田憲明君 登壇〕

○25番（松田憲明君） ありがとうございます。今回、心と命ということテーマとして質問してまいりましたが、今日本におきましては右肩上がり高度成長期から物に埋もれて心が貧しくなっている、病んでおることがよく言われております。こんな時にこそ、道徳心とか倫理、宗教、思想、哲学と、こういったことが必要なのかなと今痛感しておるわけでございますし、書店に行って聞いてみますと、そういう本がよく売れていることを聞きます。先々回の一般質問の中で、言語の中の温故知新という孔子の言葉が今もって息づいているという、その大切なものはずっと失わ

れ、そして移り変わりの激しい時代の中で、そういった昔の方々が言った言葉が、今なお息づいておることを、やはり無視してはならないかなと思っております。もう、私も年長議員の一人としてそういったみんなに対しても、やはりそういう道徳心とか宗教心とか、そういったものを少しでも培っていただくなればという思いもございまして、私は今回一番、私の場合は、浄土真宗本願寺派といたしまして、親鸞聖人に属するところでございます。しかし、その上にいつも今、年のせいで神仏、仏の場合は朝晩2回手を合わせます。これも何も無知で仏壇を通して先祖に感謝するという意味のことで手を合わせておったわけでございます。きょう1日無事におらせていただいて、この感謝の気持ちで手を合わせておったわけでございますけれども、一応仏壇の中央に釈迦如来像というのがあるわけでございます。右手を上、左手を下に指しておられます。そういったことで、このお釈迦さんのルーツを調べてみようかなと思って、何冊かそういった本を持っておりまして、『早わかり仏教全集と百科』という本を読んで見ましたところ、余りにもお釈迦さんの正体というか、伝説的で、そして超人的、また人間であって人間でないという感じ、疑問を持ちましたので、これは本はおかしかなどと思いながら、横島図書館に行ってみて、また違った『釈迦』という文献にちょっと目を通してポイントだけ30分ぐらい見てみましたところが、ほとんど変わってはおりませんでしたので、あえてここで、こういう場で申し上げますけれども、非常に皆さん方知っておられる方はもうそれでいいですけども、やっぱり年をとっていくと仏に手を合わせ、またお通夜、葬式と行かれる中で、ちょっと釈迦如来像あたりにも目を触れていただくなればと思っ、取りあえずこの場を借りておつなぎするわけでございます。お釈迦さんというのは、インドの北のネパール近郊に近い、あの周辺を治める釈迦族の王子としてお生まれになられた方でございます。今から2,500年ほどさかのぼるわけでございますけれども。その方のお父さんは、その釈迦族の王として浄飯王と書いて「ジョウハンノウ」と読みます。お母さんは、摩耶夫人という方でございます。こちらあたりが、その10年後に懐妊されるわけでございますけれども、天から下りてこられるわけですね。6本の牙を持って白い象として、麻耶夫人のお腹の中に懐妊されて、それから10カ月後に、無憂樹の花咲く、真っ赤な花咲く丘に里帰りの途中に立ち寄られて、その休憩してその花を取ろうかというときに、男の子どもがほんな人間として生まれる。夢の中で、6本の牙と白い象でお腹の中に入ってきたのが生まれるときは人間として生まれ返ってこられた。そして、生まれて初めて7歩を歩まれて、そして右手を天に、左手を下に指して、「天上天下唯我独尊」という言葉を降誕宣言というか、降りて生まれると書いて降誕宣言をなさったわけです。この意味というのはどういうことかと言いますと、「天にも地にも、我に勝る仏なし」ということを説かれたわけでございます。この7歩というのは、魂が仏になっていくまで7段階という階段がございまして、それを一気に

生まれてすぐ、前世の時に苦勞しておられますので、そういった修業を積んで、あとは悟りを開くだけの成就、成し尽くされた方ということからずっと始まっていくわけでございます。この話をしますと、非常に長くなって皆さん方は退屈だと思えますけれども、この話につきましては、また次の機会におつなぎするといたしまして、私はここで終わりたいと思えますけれども、御静聴いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（高村四郎君） 以上で、松田憲明君の質問を終わりました。

10番、宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） 一般質問をいたします。新玉名クラブの宮田知美です。時間が1時半過ぎておりますので、ちょっと眠くなるかと思うんですが、執行部の方々、よろしく申し上げます。

第1番目に、学校規模適正化について質問いたします。昨年7月に玉名市教育委員会は少子高齢化、国際化などで教育を取り巻く社会環境が大きく変化していく中、教育機会の均等と教育水準の維持向上を図るために、効率的でよい教育が受けられるような教育体制の再編、すなわち学校規模配置の適正化が必要であると判断され、17名の委員の方々による玉名市学校規模適正化審議会で審議されるようお願いをされました。その後、昨年12月、大谷教育委員長に建議されました。建議内容は、玉名市立小中学校の状況と課題、適正な学校規模など、大きく4項目になっています。適正な学校規模につきましては、小中学校に望まれる学校規模基準に沿って検討され、適正配置を進める優先度の基準は、適正規模に満たない小規模校、特に複式学級を有する学校を解消するということが順次検討するとなっています。その中で、特色ある学校づくりの一つの取り組みとして小中一貫校教育を具体的に推進するとなっています。一般的にこのような統廃合は、自治体の財政立て直しのために行なわれることもあります。玉名市の場合も文部科学省の適正基準に満たない小規模校がたくさんあります。数年後にはどのような状態になっているのか、非常に危惧をいたします。これは、玉名市の将来を左右するような重要なことだとも思っています。果たして複式を解消し、中学校単位で一貫教育を行なうということだけで子どもたちがこのグローバルで不条理な社会を生き抜くことができるのか、質問いたします。

続きまして、次の質問に移りたいと思えます。選択制の武道必修について。このたび、学修指導要領の改訂作業を進めている中央教育審議会の体育・保健部会は、伝統文化重視で礼儀、公正な態度など日本の伝統文化に触れる機会を広げるのを狙いとして、中学での武道必修化が決まりました。また女子について、武道必修化するのは戦後初めてだそうです。よって、この春から全国の中学校で剣道なども含めた選択制の武道が必

修となります。武道は剣道、柔道、相撲の3種目が明記されているが、なぎなたや弓道なども地域によっては認められるということです。この選択制というのは、おれは柔道をする、私は剣道を選択するなど、個人、生徒個人での選択制ではなく、学校単位で選択するものです。ちなみに玉名市6中学校のうち、剣道を選択したのは有明中学校の1校です。あとの5校は全て柔道を選択されています。先日報道で、学校の部活動や柔道教室の稽古ではけがが絶えない。だから、柔道を選択された中学校の保護者の方々は、「柔道は危ないのでは、本当に大丈夫なのか」と気をもんでおられると言われています。

そこで、玉名市においては、この選択制武道の一つの柔道はどのような教育指導内容になっているのか、質問いたします。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

○教育長（森 義臣君） 宮田議員の複式学級を解消して、そして中学校単位で小中一貫教育を行なうという、そのことだけで将来の玉名の子どもたちの教育ができるのかということでございますので、そのことについて述べさせていただきます。本年度に玉名市学校規模適正化審議会を設置して重要課題として取り組んできました。そして、玉名市学校規模適正化につきましては、その審議会から建議を受けて、現在玉名市学校規模配置適正化基本計画の素案というのを作成しているところであります。学校規模適正化は少子化が進行し、学校の小規模化が顕著になって複式学級がふえてきた現状に、教育機会の均等と子どもにとって望ましい教育環境の創出という観点から検討を進めてまいりました。小規模学校である、あるいは複式学級ということにもよい点があるとは思いますが、小規模化複式学級というのが進みますと、交友関係の狭小化とか人間関係の序列化とか、そういうものが影響して、そしてデメリットとしての影響が大きいと考えられて、教育の全体活動時や授業、スポーツ環境において、一定の学校規模、つまり1学年2学級以上というのを確保したいと。これが必要であると考えております。子どもたちにより良い環境を整備することを第一に考え、望まれる学校規模基準を設け、適正化を推進していきたいと考えております。

この学校規模適正化を進めるに当たって、教育環境を整え、そして特色のある学校づくり、また子どもの育ちや学びの連続性を重視した系統的な教育活動として、小中一貫教育を推進していきたいと考えております。小中一貫教育校を設置し、教育一貫教育の一元的な教育活動が展開できる教育環境を高めるとともに、小中学校の一体校を基本と考えますが、地域の実情や財政状況に合わせて、小中学校が敷地を別として設置することも視野に入れて、地域との教育ネットワークを構築できる環境を検討していきたいと存じます。小中一貫教育では、具体的には9年間を見通した新たな教育課程を再編制し

ます。基礎的な学習内容、基本的な生活習慣の定着のための授業時間数の弾力化、地域の課題や伝統文化、生き方を学ぶ新しい教科の設定、低学年から第二言語としての習慣的な英語の学習、小学校段階から教科担任制を行なうなどの取り組みを考えております。教育とは何かを考えますときに、子どもという未熟な人間を社会における有益な構成員に仕上げる作業ではないかと考えるわけです。そこに道徳、規範意識、倫理、礼節あるいは情操という教育が必要となってまいります。一口で言えば、しつけでもありません。しつけは小さいときに大人の良識と判断で子どもに教えていくことであり、情操教育により心豊かに育てて、自発的に協調と責任の精神、国や郷土を愛する心を涵養することではないでしょうか。

もう一つ、大切な教育は、夢を持つ子どもを育てることであると思います。小さいときから大きくなったら何になりたいかを常に考えるように、そして生きる目的を早くから意識させ、集中力を養い、想像的・建設的な思考を育成することではないでしょうか。義務教育を通して基本的生活習慣を身につけ、知的好奇心を養い、いろんな教養を学ばせ、応用力があり論理的思考ができる人間を育てていきたいと存じます。そのためには、教職員の質の向上も図らねばなりません。子どもにやる気を起こさせ、感動を与え、子どもたちのデリケートな感情をより良い方向で引き出せる教師であってほしいと思っています。算数・数学でも、ただ答えを合わせるだけではなくて、問題を解く過程の楽しさ、答えを導き出したときの達成感、喜びを子どもたちと一緒に感動できる教師を育てていくことも重要な課題であると考えております。子どもの教育は、玉名の学校で受けさせたいという玉名市の公教育の実現に向けて、新たな決意と熱意をもって取り組んでまいりたいと存じますので、御理解と御支援をよろしくお願いをいたします。

次に、「柔道は危ない」ということをよく耳にするけれども、その指導方法はこの御質問でございます。来年度から中学校におきまして、生徒の武道学習が必修となります。これは学校が、学校や地域の実態に応じて柔道、剣道、相撲等の中から1つの武道を選択して行なうことです。玉名市内の中学校の取り組みは、先ほど議員もおっしゃいましたので省略いたしますけれども、武道をだれが指導するかについては、生徒への武道の指導は、中学校の保健体育の教員免許状を有する教師が保健体育科の時間に行なうということになります。武道指導の時間数についてですけれども、保健体育科の授業が体育実技領域と保健領域の理論面を含め、1学年当たり年間105時間、その中で、各学校の実態に応じて武道の指導時間を決めるようになっております。玉名市の中学校においては、年間6ないし10時間、3年間で17ないし24時間となっております。武道の指導内容についてですが、生徒は技能面と態度面の2つの面から武道を学んでいきます。技能面につきましては、中学校3年間で柔道、剣道とも技ができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本技ができるようになるとともに、得意技を身につ

けることができるようになることを目指しております。また、態度面については、武道を通して礼儀やあいさつ等の伝統的な行動のあり方を大切にし、自分の責任を果たそうとすることや健康・安全を確保することができるようになることを狙っております。これらの指導目標に従って、中学校3年間を通して各学校の実態に応じて系統的な武道の指導が実施されます。例えば、柔道におきましては、生徒が安全意識を持った真剣な学習態度のもとで、伝説を重んじながら各種の受け身と基本動作及び基本的な技の習得を行ない、2人組になって学習で身につけた基本的な技を使っての自由練習等を行なっていくます。なお、絞め技等の危険技は禁止であります。武道が将来どのように役立つかということでもありますが、生徒が武道を通して我が国の伝統と文化を尊重し、愛する態度をより一層養うとともに、武道に積極的に取り組むことによって礼節を重視し、相手を尊重する資質や態度を身につけることを重要視しております。また、保健体育科の全体の狙いとして、武道の技ができる楽しさや上達する喜びを味わうことを通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の養成を図るとともに、健康の保持増進のための実践力を身につけること。また、武道を通しての体力の向上を図ることをねらっております。

玉名市教育委員会としましては、来年度から全面実施となります武道学習を通して、生徒がこれらの資質と能力をより良く身につけることができるよう、今後も各学校の武道を初め体育保健科の授業の充実に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） ただいま教育長の方から学校規模適正化につきましては、教育長の理念を答弁いただきました。先ほどの質問の中に子どもたちがこのグローバルで不条理な社会を生き抜くことができるのか、いわゆるこういった複式を解消したり、中学校単位で一貫教育を行なうということだけでということ質問しましたが、やはり一番大切なのは教職員の質の向上、いわゆる教える側の問題、これが一番だと思います。先ほど松田議員の質問の中に、いわゆるメンタルヘルスの件が出ていました。あれも私から言わせれば上司の責任。やっぱり上司が自分のところの職員をいかに見ているか。そしてまた可愛がっているかというか、そういったことだろうと思います。気にかけているか。その上司が、やはりその職員に対して、いわゆるしっかりとこの職員は玉名市のために教育せないかん。会社であるならば、ちゃんと責任持ってこの社員を引き上げて会社の実績を伸ばすというような、上司がそういうふうにはまらないかんと思います。だから、その辺の教職員のはまり方一つで学校はどうにでも変わると思います。小規模校をなくしてしまえば、複式をなくしてしまえば、子どもたちは非常に優秀な生徒が育つ、というのはやはりちょっと違うかなと思います。私は天水に住んでいますの

で、いつも何かあるときに、玉水、小天、小天東と、いろんな相撲とか勉強とかマラソンとかいろいろ競合、競争の中で見ているんですが、興味持って見ているんですが、いつも小天東がトップなんです、個人的に言えば。ここは小さな学校なんです。今回の複式もあります。しかし、いつもここがトップなのです。これは何だろうかと。やっぱり、そしてまたいつも問題になるのは大規模な小学校や中学校なんです。目が届かない。そういったものも考慮されて、頑張っていたきたいと思います。ただ、先ほどの教育長の理念等が真っ直ぐそのまま先生たちに通じればいいがなと、ちょっと懸念するところであります。

次に、選択制の武道必修についてですが、これは保健体育の先生が教えるということです。いわゆるこれは、私は、ということは年間105時間、保健体育ですから1単位ではない、柔道だけを教えるわけではない。いわゆる春には、今、運動会は春になっていますが、春の運動会の準備をしたり、運動会をせないかんだろうし、夏はプールもあるだろうし、秋は野球とかそういった球技なんかも教えないかんだろうし、冬は走ったりなんかするマラソンとか、そういったものを教えないかん。ということは、武道に接する、柔道に接する時間というのは、先ほど言われましたように、6時間か10時間、3年間で17時間程度じゃなかろうかと言われていました。となると、生徒たちが学ぶべきものというのは、柔道の着方やたたみ方、また寝技まで絶対行かないで、技まで絶対行かないで、受け身ぐらいまでじゃなかろうかなと思います。そうなってくると、何のためにこれをしたのかというと、やはり子どもたちに日本のすばらしい伝統文化、いわゆる礼に始まり礼に終わる、これを教えることがやはり一番大切じゃなかろうかと思っています。ありがとうございます。ですから、せっかくこういうものが取り入れられましたので、私が思うには、事故には必ず事故が起きる原因があるはずです。ですから、指導方法が問題ありと言われないうちに、せっかく礼節を重んじる武道が必修化されたのですから、すばらしい日本人を、これを機会に育ててほしいなと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。134の公共施設の配置見直しについて、玉名市は平成24年度から公共施設の適正配置を行なうために市営住宅、体育館など134の公共施設を統廃合などを含め、5月にも配置計画策定委員会を発足させる予定と聞いております。このことは、これまで一般質問等で何度か市長が答弁されています。行なう理由として、多くの施設が1970年から80年代に建設されているため、老朽化し、大規模改修の時期を迎えている。よって、各課より学校図書館、市営住宅、体育施設、グラウンド施設など、古くなったから建てかえてくれと要望が上がってくる。このようなことを繰り返していれば、これから先、合併算定替え約20億円が段階的に削減され、平成30年代の前半では単年度で10億円の財政不足が見込まれています。ですから、先ほどのように、古くなったから建てかえてくれという要望を繰り返し

ていれば、これから先安定した市政運営はできないと危惧されると思います。

そこで、公共施設配置見直計画を策定し、各課全職員が一目でわかるように全体計画をつくるということだと思います。この公共施設配置見直計画は財政が厳しいので、理由や目的は市民の方々も議会も総論的には理解されると思います。しかし、いざ地元の施設が統廃合の対象になれば、反対の声も大きいと思います。したがって、この計画は地域間紛争になりかねない非常に難しい難問であると思います。同時に、玉名市の将来を方向づける問題とも思います。そこで、まず、進捗状況について質問します。また、策定委員会の委員構成は地域性を考慮して選ぶのは当然ですが、論理的に市民の皆さんが納得される計画が策定されるように、まちづくりの有識者や都市機能計画などの制作に精通した方々を選定されるよう要望し、質問とかえさせていただきます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 宮田議員の公共施設の配置見直しについての御質問にお答えいたします。公共施設の配置見直しにつきましては、本市において合併後に混在する結果となりました類似施設や老朽化した施設をそのまま維持管理することは、合併算定替えによる交付税等が、平成28年度から段階的に減額になる中で、ますます厳しくなる財政状況をさらに逼迫させる要因となることが懸念されます。中長期にわたる公共施設のあり方を整理し、市民の利便性を保つと同時に、より効率的な施設運営を図ることを目的に、玉名市公共施設適正配置計画を平成23年度から2年間で作成するものでございます。まず、平成23年度に公共施設の配置状況や利用状況、コスト状況等の実態を調査分析した玉名市公共施設マネジメント白書を作成し、その結果を踏まえて、平成24年度に公共施設の有効活用や統廃合、適切な施設改修、運営形態の見直し等の検討を通じた公共施設の効率的な管理運営を推進するための玉名市公共施設適正配置計画を作成いたします。

これまでの進捗状況といたしましては、統計等データからの人口推移や財政状況、地域市民活動等の把握といった点から、当市の特徴や今後の課題を総括的に把握し、並行して各施設の概要並びに利用状況、運営状況、コスト状況といった施設全体にわたるデータの分析を行ない、現在公共施設の実態、課題を抽出した基礎資料といたしまして、整理している段階でございます。今年度末には、先ほど申しました玉名市公共施設マネジメント白書としてまとめる予定でございます。その上で、その白書をもとに施設の用途別、地域別の実態から浮き彫りとなる課題を明確化し、重点的及び早急に対応すべき対象を絞り込み、その改善策、対応策を検討し、平成24年度に設置いたします検討委員会での御意見を踏まえた上で、適正配置計画を作成いたしたいと考えております。

なお、検討委員会につきましては、地域再生や官民連携の分野において、実績のある

有識者を初めとして、施設がコミュニティの核であるという観点から、各地域の代表者を委員として選任する予定でございます。これからの厳しい財政状況を踏まえた効果的な管理運営体制を探りながら、施設を利用する市民の利便性について十分な検討を重ねてまいりたいと思っております。その結果、各施設の抱える課題、利用形態、スペースの有効活用状況、直営か民営かといった運営形態など、さまざまな角度から検討した改善策を玉名市公共施設適正配置計画として示してまいりたいと思っております。

○議長（高村四郎君） 10番、宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） 今、答弁をいただきましたが、策定委員の委員構成についてなんですが、地域性を考慮して選任すると言われました。それは先ほど私も言いましたように、それはある程度は当然だろうと思います。ただ、やはり地域の方々は地域誘導型でされると思うんですね。議員ではありませんが、地域誘導型でされると思うんですよ。そうすると全体を見ることができない。玉名市としてどうなのか。やはり、これから先新幹線も通って、いろいろな形で姿形を変えていかなければいけない玉名市にとって、その地域しか見ないというのはどうなのか。その辺のところも思いますので、今議会に計上されている15名で委員報酬が52万2,000円ですか、この程度の予算で策定委員を選ぶのではなくて、玉名市が変わろうとしている時ですからもう少しこの辺の、最初の段階に金をかけて策定委員会の人たちにお金をかけて、玉名市とはこうあるべきだということを論理的に、先ほど言いましたように策定されますよう希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 以上で、宮田知美君の質問を終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時14分 散会

第 3 号

3月9日(金)

平成24年第1回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成24年3月9日（金曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 19番 青木議員
- 2 5番 北本議員
- 3 8番 福島議員
- 4 3番 内田議員

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 19番 青木議員

- 1 自転車の安全対策について
- 2 快適な生活環境の整備について
 - (1) デイジー教科書の活用
 - (2) 情報のバリアフリー化
- 3 鳥獣被害対策について

2 5番 北本議員

- 1 新年度予算について
 - (1) 子どもと教育（一人一人大切にされ安心して学ぶ教育）
 - ア 特別支援員と看護支援員への配慮について
 - (2) たまな子育てプラン（次世代育成支援行動計画（後期計画））について
 - ア 学童クラブの目標と予算（待機児童）
 - イ 子育てしやすい環境に整備
 - ウ 新庁舎内の保育スペースの確保について
 - (3) 高齢者福祉と介護保険
 - ア 介護保険事業の見通し
 - イ 施設への入所待ちの状況について
 - (3) 障がい者福祉（バリアフリーにおける本年度予算）
 - ア 点字ブロック等、ユニバーサルデザインの整備について
 - イ 手話通訳のニーズについて
- 2 情報公開について

3 8番 福嶋 議員

- 1 第1回玉名市産業祭について
- 2 平成24年度当初予算について
 - (1) 農林水産予算について
 - (2) 新玉名駅前無料駐車場の拡張について

4 3番 内田 議員

- 1 子ども手当からの滞納保育料・給食費等の特別徴収について
- 2 武道必修化に伴う安全対策について
 - (1) 武道場の施設整備
 - (2) 事故防止対策
 - (3) 事故発生後の対応

散 会 宣 告

出席議員（25名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 藏原隆浩君 | 2番 | 福田友明君 |
| 3番 | 内田靖信君 | 4番 | 江田計司君 |
| 5番 | 北本節代さん | 6番 | 横手良弘君 |
| 7番 | 近松恵美子さん | 8番 | 福嶋讓治君 |
| 9番 | 永野忠弘君 | 10番 | 宮田知美君 |
| 11番 | 前田正治君 | 12番 | 作本幸男君 |
| 13番 | 森川和博君 | 14番 | 高村四郎君 |
| 15番 | 松本重美君 | 16番 | 多田隈保宏君 |
| 17番 | 高木重之君 | 18番 | 中尾嘉男君 |
| 19番 | 青木 壽君 | 20番 | 大崎 勇君 |
| 21番 | 田畑久吉君 | 22番 | 小屋野幸隆君 |
| 23番 | 竹下幸治君 | 24番 | 吉田喜徳君 |
| 25番 | 松田憲明君 | | |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

- | | | | |
|------|--------|-------|-------|
| 事務局長 | 古閑 猛君 | 事務局次長 | 廣田清二君 |
| 次長補佐 | 一 廣子さん | 書記 | 松尾和俊君 |

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	築 森 守 君
総務部長	齊 藤 誠 君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田 中 等 君
市民生活部長	辛 嶋 啓 司 君	健康福祉部長	辛 島 政 弘 君
産業経済部長	植 原 宏 君	建設部長	蓑 田 穂 積 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原 口 和 義 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂 西 恵 二 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森 本 生 介 君
企業局長	竹 原 憲 司 君	教育委員長	大 谷 壽 君
教育長	森 義 臣 君	教育次長	立 川 隆 則 君
監査委員	有 働 利 昭 君		

○議長（高村四郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） おはようございます。公明党の青木壽でございます。通告に従いまして一般質問いたします。

1番目に自転車の安全対策についてお尋ねをいたします。平成19年6月14日に成立した、道路交通法の一部を改正する法律、平成19年6月20日交付により、自転車に関する通行ルールの規定が改訂され、改正規定は平成20年6月1日から施行されています。その背景には、自動車事故の減少と比較して自転車の事故が増加している現状にあると思われまます。警視庁の発表では、平成20年の自転車が当事者となった全国の交通事故件数は16万2,525件と事故の約2割を占めており、4年連続で減少傾向にあります。しかし、10年前と比較すると13.6%、1万9,508件の増加であります。自転車運転中の死者数は平成20年は717人、これも減少傾向にありますが、自転車死亡の割合は増加傾向になっております。負傷者を年齢別に見ると16歳から24歳で最も多い21.2%、次いで15歳以下が9.6%、65歳以上で17.6%の順に多く、死者数は65歳以上が約3分の2を占めております。

この事故をあえて当事者別に見ると、自転車事故全体の82.6%を対自動車事故が占めておりますが、対歩行者も10年前の約4.5倍の2,947件となっております。自転車が当事者となった事故の内、自転車側の法令違反があった場合が67.6%であり、死亡事故では76.4%とさらに高くなっております。自転車利用者の悪質危険行為に対する指導、取締を強化し、平成20年度は全国218万8,646件の指導警告を行ない、交通切符を適用して903件が検挙されました。ただ、実際には警察官の目が届かない危険行為は、身近で多く発生していると思われまます。道交法の改正に伴い、13歳未満を除き、自転車通行可の標識のない道路で、原則車道左側の通行を義務づけるルールを徹底。教則改正では自転車乗車中の傘使用、携帯電話の操作、通話、ヘッドフォンステレオの使用も禁止になっていることから、実際に規則が守られているのかは難しく、子どもから大人まで、家庭から保育園、幼稚園、学校や社会においてまで、道交法を学び、理解しなければ交通事故はもちろん、自分の命も守ることもできなくなる

のであります。そこでお尋ねします。1点目、玉名市での自転車事故の実態。2番目、市民に対して交通安全指導をどのように行なっているのか。3番目、教育現場での交通安全教育をどうされているのか。4点目、目の不自由な方は音が頼りです。横断歩道を渡るときは、車が止まっていることを確認して渡るそうです。道路を渡るときには本当に危険が伴うと思います。そこで、音の出る信号機は高齢者や子どもたちにも優しいと思います。この信号機の増設はできないのでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、自転車事故が多発する中で近年、歩行者との事故で、自転車側に高額な賠償を要求されるケースが増えております。例えば、夜間に携帯電話を見ながら無灯火で自転車に乗っていた女子高校生が歩行者と衝突し、歩行者に後遺症を残した事故では、自転車に乗っていた女子高校生に対し、5,000万円の支払いを命じました。また、自転車で信号を無視して歩行者をはね、死亡させた事故でも、自転車の女性に約5,400万円の支払い命令が出されました。直接的な事故でなくても事故を誘発した自転車側に厳しい責任が問われることも目立っております。そこで、自転車の対人事故での賠償が高額化する中、事故に備えた保険が広まりを始めております。自転車の購入時や点検時に1,000円程度の手数料を支払って、自転車に貼る「日本交通管理技術協会」の「TSマーク」は対人で最高2,000万円まで補償する保険がついています。現在加入者が大きく伸びているそうです。一方、民間保険会社の自転車保険商品も続々発売されております。また、コンビニ、携帯電話からも気軽に契約できるシステムも好評であります。この自転車加入契約について、周知、啓発することはだれもが起こすかわからない自転車事故への備えとして重要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

答弁をお聞きして、続けます。

○議長（高村二郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

○市民生活部長（辛嶋啓司君） おはようございます。青木議員の自転車の安全対策についてお答えいたします。玉名市内の自転車事故の発生状況でございますが、過去3年を申し上げますと、平成21年33件、死者0人、負傷者35人。平成22年37件、死者2人、負傷者35人。平成23年35件、死者1人、負傷者34人。となっております。また、熊本県内では平成23年1,271件、死者11人、負傷者1,271人の自転車事故が発生しております。事故の特徴といたしましては、交差点の出会い頭の事故が約半数を占めているところでございます。

次に、市民への交通安全指導をどのように行なっているのかについてでございますが、自転車利用者のマナー向上と、正しい交通ルールを身につけるために、玉名地区交通安全協会の講習部の先生に、「交通安全教室」を実施していただいております。この交通安全教室の平成23年度の開催実績でございますが、実際に自転車を利用しての実

技を伴う教室といたしましては、平成24年2月末現在で、小学生を対象としたもので24回、参加人員は3,053人、中学生を対象としたもので1回、参加人員は230人となっております。また、交通安全教室は幼児から成人、高齢者に至るまで、心身の発達段階や年齢層の特性に応じて開催しており、引き続き自転車利用の際の交通ルールの周知徹底を図ってまいります。今年度の開催実績は186回、参加人員は1万391人となっております。

次に、音の出る信号機の増設についてでございますが、これは歩行者用信号機が青であることを視覚障がい者に知らせるためのもので、現在、玉名市内には高瀬交差点、中町交差点、繁根木交差点、春出交差点、曙交差点の5カ所に設置してございます。この信号機を設置するには、既存の信号機の改良が必要となりますが、他の信号機同様、県の公安委員会の所管となりますので、玉名警察署を通じまして設置を要望する必要がございます。今後、必要性や利用状況等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、自転車保険の加入に対する啓発についてでございますが、玉名市交通安全対策会議にて策定いたしました、「第9次玉名市交通安全計画」におきましても、4つの重点対策の一つといたしまして、自転車の安全利用の推進を掲げております。自転車利用者が加害者となる事故が増加していることから、自転車の交通ルール上の役割と位置づけを明確にしますとともに、自転車事故も自動車と同様の責任が生じることや、過去の賠償額の実態等につきましても周知しながら、自転車販売店で点検整備を受けて、事故に対処できる「TSマーク制度」という、自転車安全整備制度を活用した自転車の整備点検の推進を図るとともに、損害賠償責任保険等への加入を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） おはようございます。青木議員の交通安全教育の教育現場での状況ということでお伝えしたいと思います。玉名市内の27小中学校全てで、「学校安全教育全体計画」とそれから「年間指導計画」を作成して、計画的に安全教育に取り組んでおります。その中で、交通安全教育におきましては、主に学級活動の時間に交通安全に対する知識や理解を深めるとともに、交通ルールを守り安全に行動できる態度を育成しております。また、学校行事等の時間において「交通安全教室」を実施し、自転車の安全な乗り方や横断歩道の渡り方等、実際に児童生徒が自転車に乗ったり、道路を横断したりして、安全な行動の仕方を実技を通して身につけております。近年は玉名地区交通安全協会の方を講師として招へいして、交通安全教室を実施する学校も増えてお

ります。

一方、日常的な交通安全指導として、全校集会や学年集会及び朝夕の学級で、連絡時間等において機会あるごとに児童生徒へ交通安全指導を行なっております。その中で特に、自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用すること、交差点等では必ず一旦停止し安全を確認すること等を繰り返し指導しております。学校における日々の交通安全教育の充実と共にすべての学校において家庭や地域と連携協力して、朝や夕刻の時間等に児童生徒に対する交通安全指導を実施しております。保護者や地域の方々が校区の街角に立って、児童生徒に声をかけ、交通安全指導をいただいていることに、児童生徒は学校を含め地域全体で温かく見守られているという意識が強くなり、交通安全に対する意識の高揚と安全な行動の習慣化につながっていると実感しております。玉名市教育委員会としましては、今後も各学校において、児童生徒が交通安全に対する意識を高くもち、交通ルールを守り、安全に行動できる態度が身につくように学校と家庭、地域が連携協力した交通安全教育の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） まずは音の出る信号機です。これについてはやっぱり先ほど申しましたように、ただ、目の不自由な方のみならず高齢者また子どもたちまた妊産婦の方々に優しい信号であります。最近やっと私も警察にお願いしたり、市にお願いしたり、玉名バイパスの信号機が設置されておりました、2カ所。そういうこともまた考えて拡大をお願いしたいと思っております。

あと、保険についてですね、自転車保険。これは先ほど「TSマーク」申しましたけども、やはりコンビニでもできるんです。また携帯電話からも契約ができるんです。どうかこれについて広報等を使って、まあ任意でありますけども、広報等を使ってですね、周知徹底を図っていただきたいと思えます。

学校現場についてはですね、再質問になりますけども、私も毎日防犯パトロールで立っております。多くの中学生が登校します。その際は必ず皆さん白いヘルメットをかぶっております。しかしながら、学校が終わりプライベートな時間または土曜日、日曜日はほとんどの中学生がヘルメットをかぶっておりません。これはやはり運転するときは常にヘルメットをかぶるというそういう意識が少し薄れてるのかなという気がしますんで、どうかあの教育長、普段日常でもですね、どうかヘルメットの定着ということについてどういう方策があるかな、ちょっとお尋ねをします。

では、次続けます。快適な生活環境の整備について、1点目にデイジー教科書の活用。発達障がいなどの障がいのある児童生徒のためのデジタル教科書、いわゆるデイジ

一教科書は近年通常の印刷物を読むことが困難な子どもたちのための一つの支援のひとつの教材として、マルチメディアトスがあり、その一つにデイジー教科書があります。読み書きに困難を伴う学習障がいLDなどがある児童生徒が1クラスに2.5人程度いると推定されています。こうした子どもたちは意欲はあっても、教科書が読めないことで、授業についていけなくなったり、どんどん勉強が遅れていく自分が嫌になって、学校に行きたくても行けなくなってしまう場合があると聞き及んでいます。このような児童・生徒のために、教科書をパソコンでテキスト文章、音声、画像を同時に再生し、さらにテキスト文章を読んでいる部分の色が反転します。また、文字の大きさや読むスピードなどの調整も可能で、一人一人の状態にあった本を提供できるものであります。このデジタル教科書をデイジー教科書と言います。このデイジー教科書は、まだ新しい教材であります。平成20年9月に障がいがある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。この教科書バリアフリー法施行を機に、通常の教科書の内容をパソコンを活用し、音声や文字で同時再生できるようなデイジー教科書の作成が可能になりました。さらに、著作権法の改正により、これまでの制約が大幅に緩和され、特別支援教育の現場や保護者の間で広がるようになりました。文部科学省の調査においても、印刷物だけでは情報を得ることができなかった支援のツールとして活用することで、学習障がい、発達障がいのある児童・生徒の保護者などから、学習理解が向上したとの効果が表明されているなど、デイジー教科書の普及促進へ期待が高まっております。

そこで、お尋ねします。1点目、玉名市での発達障がいの疑いのある児童生徒の実態数と推移。2番目、玉名市における各学校及び発達障がいのある児童生徒の保護者への普及啓発及び利用状況をお伺いします。3点目、このデイジー教科書にとどまらず、正規の教科書として、デジタル教科書を文部科学省は2020年までに全ての小学校に配備すると伺っております。学習を支援するツールとして、今後活用を図っていくべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2番目、情報のバリアフリー化。交通事故や病気などで中途失明を余儀なくされた方の中には、点字を習得できず生活に直結する情報を正しく入手できないケースも多くあります。視覚障がいをお持ちの方が文字情報を得やすくするのが「活字文章読み取り装置」です。書面に印刷された音声コードを読み取り、文書の内容を音声と流す装置であります。利用者は耳でその内容を知ることができます。そこでお尋ねします。市役所窓口はこの活字文章読み上げ装置の整備について、現状と今後の取引についてお聞かせください。

次に、音声コードを読み取ることができる携帯電話が発売されました。これまでさまざまな情報を人に読んでもらわないとわからなかったことが、自分で確認できるように

なりました。目の不自由な方がその携帯電話を使ってスムーズに音声コードを読み取るための補助機器、「音声コード読み上げアダプター」があります。この補助機器を障がい者等日常生活用具の給付対象にさせていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

最後に、高齢者の方が視覚障がいをお持ちなど、文字が読みづらい、それも時間を問わず、市政情報の提供が可能になるよう、市のホームページには音声読み上げ機能や文字拡大機能、さらに文字の背景色を選べる機能が導入されていますが、それらを閲覧するにもっとわかりやすく、また他の障がいをお持ちの方々にも親しめるホームページへの今後の取り組みをお尋ねいたします。

続きます。3番目、鳥獣被害対策についてです。新年度予算にも計上されておりますが、特にイノシシの捕獲対策であります。各地でイノシシの被害が拡大しております。その被害は農業を営む人々に深刻なダメージを与え、大きな問題となっております。そこで、イノシシ被害の現状と課題と他の鳥獣被害はないのかをお尋ねをいたします。被害に対し、玉名市でも「箱わな装置」「電気柵」「トタン柵」「ワイヤーメッシュ柵」などの一部補助等の対象事業があります。他市では対策事業を実施しているにもかかわらず、補助条件があるため、例えば5戸以上同意が得られなければだめであるとか、補助率が低いとか、また設置する工事費には補助ができないため設置できないといった理由から対策事業を活用しづらいとの話を聞きます。そこで、玉名市の被害防止の柵など、一部補助事業等の対策事業の現状と課題についてお尋ねします。次に、新年度予算にも捕獲予算が計上されていますが、玉名市での単市で実施するのではなく、隣接する荒尾市、南関町、和水町、玉東町、熊本市と連携して同時に広域捕獲体制で取り組むことはできないのかお尋ねをいたします。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 青木議員の最初に、再質問ということでありました、交通安全のことについて申し上げたいと思います。確かに、子どもたちの自転車による交通事故等も起こっておりますけれども、それがどうしても学校の通学途上より、家に帰ってから乗って事故に遭うという部分が非常に多くございます。つまり教師の目が届かないというところでの事故ということです。では、指導していないかといいますと、本当に指導を家に帰ってからという指導は続けておりますので、今後もそういうことは再度注意をしながら子どもたちが家にいて、そして自分で一人で行動するとき、教師、先生たちの目が届かなくともやはり交通安全というのを考えられる教育に努めていかなければならないというふうに思います。こういうこともぜひ進めていきますのでよろしくお願いをいたします。

次に、デジターの教科書ということでの御質問にお答えしたいと思います。最初に発達障がい有する児童生徒の実態数と推移ということですが、平成21年度から調査を行なったわけですが、その結果によりますと、発達障がいの診断を受けている児童生徒は、平成21年度96名、平成22年度91名、本年度が128名であります。また、本年度において診断をされていない児童生徒の中で、特別な支援が必要な児童生徒は、小学校で164名、中学校で37名となっております。各学校におきまして、特別な教育支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人の能力を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善・克服するとともに、特別支援学級や通常学級において適切な指導と必要な支援というのを行なっております。デジター教科書のことでございますけれども、デジター教科書につきましては、各学校及び発達障がいのある児童生徒の保護者への普及啓発、利用状況ということにつきまして、通常の教科書の内容をパソコンなどを活用して音声や文字で同時に再生できるというのがデジター教科書であるととらえております。現在、学校におきましては視覚障がい等により、読むことに困難をきたす児童生徒に対して、拡大教科書を使ったり、教師が教科書を実物投影機を使って拡大してみせたり、一緒に読んだりして児童生徒の実態に応じて支援に心がけて取り組んでいるところでございます。デジター教科書の活用も発達障がいや視覚障がい等により読み書きに困難をきたす児童生徒にとって、使い方によってとても効果的な教科書教材になると感じております。現在のところ各学校においては、十分にデジター教科書のことを知らないということもあります。そのため利用されていない状況でもあるわけです。同じような理由で保護者への普及啓発、これからの課題ととらえております。デジター教科書などのデジタル教科書の活用ということですが、玉名市教育委員会におきましては、デジター教科書を含めたデジタル教科書の活用については、十分研究、検討して今後も各学校における教材等の学習環境の整備に取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

〔健康福祉部長 辛島政弘君 登壇〕

○健康福祉部長（辛島政弘君） おはようございます。青木議員の情報のバリアフリー化の中の市役所の窓口「活字文書読み上げ装置」の整備について、現状と今後の取り組みについて。という御質問についてでございますけれども、本市では視覚障がい者など重度の障がい児、障がい者に対しまして、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ることを目的として、日常生活用具の給付に伴う助成または貸与を行なう事業を実施しております。窓口装置の整備につきましては、「活字文書読み上げ装置」これは商品名「Telme（テルミー）」というものでございますけれども、これは2台配置をしてございます。これは文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報、こ

れはSPコードというふうに言われておりますけども、これを読み取って音声信号に変換して出力をする機能を有するものでございます。また、これとは別に一般文章を読み上げする装置「音声拡大読書器」がありますけども、これにつきましては、現在、市では保有をしておりません。今後、障がい者の利用状況や設置の要望等を考慮の上検討したいというふうに考えております。

次に、携帯電話を利用しました補助機器を日常生活用具の給付対象にならないかという御質問につきましては、現在、本市では身体障がい者を対象に、携帯を買えば補助装置等を給付対象としての助成事業がございます。この装置には機種が幾つかありまして、具体的に携帯電話のどのような機器なのかをお示しいただければ、玉名市重度障がい者等日常生活用具給付等実施要項に基づきまして、給付対象の可否を判断させていただきたいというふうに思っております。

次に、ホームページに音声読み上げ機能を導入できないかという御質問に対しましては、本市では平成21年4月によりわかり易く、見やすく、使いやすい公式ホームページとするため、リニューアル化し、それと同時に高齢者の方、視力の弱い方などにより快適にホームページが閲覧できる、閲覧支援ソフトウェアを備えました。これにより、音声機能読みあげ機能、文字拡大縮小機能、閲覧画面のサイズを大きくまたは小さくすることができる機能や、画面配色の切り替え、ふりがな、一般的にはルビと言われておりますけれど、こういう機能も有しております。操作はトップページ右上にあります音声読みあげ、文字拡大サービスボタンをクリックすると利用できるようになっております。このように今後とも視力の弱い方々に対しましても、より見やすい画面で玉名市の情報が提供できるように努力をしております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

〔産業経済部長 植原 宏君 登壇〕

○産業経済部長（植原 宏君） 青木議員の質問の鳥獣被害対策についてお答えいたします。まず、有害獣イノシシは中山間地に生息し、被害は中山間地のほぼ全域にわたって出回しているところでございます。主に農作物の生育時期から収穫期に被害が多発しているところであります。被害状況を見ますと水稻や野菜、温州ミカン等の果樹を中心とした被害が多く、特に収穫直前の被害は農業生産意欲の減退から耕作放棄地の増加を招く傾向にあります。本市におきましても、平成22年度実績で、被害総額がおおよそ1,525万円、面積で申し上げますと、水稻が被害面積3.7ヘクタール、果樹が被害面積4.3ヘクタールであります。ほかの鳥獣被害の農作物の被害状況は、カラスの被害面積8.8ヘクタール、土鳩の1.1ヘクタールにおよんでいるところでございます。これらの問題に対処すべく国を始めとしまして、県、市も多種多様な政策を打ち出し対応

に努めているところあります。24年度は国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用しまして、侵入防止、捕獲、環境整備を組み合わせました総合対策を、実施できることになったことによりまして、より実行性を高めるため、新たに「鳥獣被害対策実施隊」を今後、組織してまいりたいと思います。本市におきましては、一昨年度より市単独補助事業で、有害獣被害防護施設整備事業を創設し、農家自身がイノシシを農地に寄せつけないために設置する電気牧柵やフェンス等の資材の費用の一部の支援を行ないまして、被害防止の推進を図っているところであります。2カ年の実績といたしまして、中山間地に農地を有する農家を中心に計97件の補助によりまして、総延長3万5,172メートルの整備を行ない、農作物被害防止に効果を上げているところであります。また、一般の狩猟免許取得者によりますイノシシ捕獲の法令で定められた期間以外のイノシシの駆除を、猟友会会員等で構成する市有害獣捕獲隊28名が捕獲の担い手としまして実施しております。この捕獲業務を市が業務委託し、年間を通しまして市民からの被害通報に対応し、現場状況や対応を講じて捕獲を行なっております。2月末の実績は、捕獲数で188頭と被害抑制に効果があったものと思っております。特に、捕獲を重点課題ととらえまして、捕獲等数の増加のため今後、報奨金制度を組み込んでまいりたいと思います。また、市が取り組む対策をより積極的、効果的に推進するために、県、市、JA、共済組合、区長協議会、猟友会並びに、市有害鳥獣捕獲隊で構成する、「玉名市鳥獣被害防止対策協議会」がございます。この協議会を中心とした普及啓発を行ない、対策の強化を図ってまいります。被害多発地区での住民参加の有害獣対策座談会を現在、小天東校区を中心に実施しております。地域ぐるみでのイノシシを寄せつけない環境づくりを進めてまいります。また、今年度協議会で新たにイノシシ専用捕獲機材を15基購入するなど、市有害鳥獣捕獲隊と共にさらに有効な対策を講じてまいりたいと思います。

議員から先ほど広域体制で対応できないかということでございましたけども、新たに被害対策としまして、県振興局農業普及振興課を事務局としまして、玉名市と荒尾市、玉東町、南関町、和水町、長洲町で構成します「玉名地域被害防止対策広域連絡協議会」を設立いたしました。これに伴いまして、今年の3月中旬に玉名市、玉東町の合同捕獲を実施予定しているところでございます。今後の被害抑制のため、近隣市町との連携も含め、有効な対策を玉名地域一体となって積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） 自転車の安全対策、どうか教育長よろしくお願ひしたいと思

います。私事で恐縮ですが、自転車ではありませんけど、昨日、私の知人が自動車で亡くなりました。一瞬にして命を奪う恐ろしい交通事故でございます。ロンドンの交差点では真っ白に塗られている自転車が道路の脇に置かれているという新聞記事を読みました。自転車の事故で亡くなった犠牲者を弔う儀式だそうでございます。自転車事故は増え、亡くなったり、障がいを抱えて生活する人も増えています。手軽な乗り物だけに、だからこそ徹底した安全、安心の対策をどうかよろしく願いを申し上げます。

次に、デイジー教科書につきましては、他市のあるところでは小中学校に設置されている大型デジタルテレビ、電子黒板など、最大限に活用できることで、利用促進の目的で先生方の研修、モニタリングを行なっているところもあるそうでございます。どうか推進のほどよろしく願います。

次に、活字文章読み取り装置。これから先、高齢化がさらに進み文字が読みづらいという人が増えることは間違いありません。そんなことからこの音声コードを印字した行政文章が増えつつあります。年金定期便には2009年4月から封筒に音声コードが印字されています。また、昨年秋からは年金額の個人情報にもこの音声コードがつけられております。どうかこのような推進さらによろしく願います。

最後に、鳥獣対策でございますが、イノシシはどこでも出るといったことで、拡大し続けるイノシシの被害に対して、イノシシの習性や全国の対策事例を研究し、一層効果のある抜本的な対策を求めるものでございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（高村四郎君） 以上で、青木 壽君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 皆さんおはようございます。市民クラブの北本節代です。通告に従い一般質問を始めます。まず、新年度予算について。子どもと教育（一人一人が大切にされ安心して学ぶ教育）について質問いたします。特別支援員と看護支援員の配慮について。小学校特別支援教育の支援員の拡充では、小学校21名、中学校7名、看護支援員1名で、昨年と比較すると2名の増員となっております。毎年、学校現場から支援員の要望が出ている旨お聞きしております。支援員が必要とされる児童生徒数、一人一人が安心して学ぶ場所を確保していかれる御努力は大変なものがあ

るかと思いますが、実際に現場の要望には答えられているのでしょうか。また、この度、看護支援を取り入れられ、特別に合わせられた取り組みは大変感謝申し上げたいと思います。現在の児童生徒数は小中学校合わせると、約6,000人強の生徒がいます。支援が必要と思われる確率が、先ほどの議員は2.5人、1クラス2.5人とおっしゃいましたが、確率的に6%、40人のクラスで2.5人というふうになりますけど、6%という数値が出ております。それでいくと、先ほど教育長が答弁されました実質的には128名の何らかの診断を受けてらっしゃる方、まだそういった方じゃない方たちが164名と39名、合計するとですね、300数人データになりますけど、6,000人強の生徒さんですので、約6%という数値になるのかなというふうに先ほど聞いておりました。質問ですが、これからの特別支援員の拡充に対して、玉名市の予算でカバーしていくことにもう大変無理があり、これから今後の方向性と考え方を教育長にお尋ねいたします。また、今回看護師を拡充されました。これからも一人一人のニーズにあった対応を目指していけるのかお尋ねいたします。

続きまして、新年度予算の子育て支援についてお尋ねいたします。たまな子育てプラン（次世代行動計画（後期計画））について質問をいたします。平成22年3月に「たまな子育てプラン」ができ、3年目の予算に入ります。先日新聞に、きのう告示がありました知事選を目前に、私の注文の記事が、保育園長の寺島氏の意見が記載されてありました。少子化を食い止めるには、子育ての環境の整備を急がなければならない、フルタイムで働く母親が増え、労働時間も長くなっているなどの変化やニーズにあった柔軟な対応が求められているとあり、2010年県内の特殊出生率は1.6人、全国平均をわずかに上回っているものの、人口を維持する水準とされる2.07を大きく下回っています。子ども未来財団の全国調査では75%が「子育て支援が不十分」と回答。「子育てが苦手な母親も増えたと思う。昔は家に祖父母がいて、子育ての知恵を受け継ぐことができたが、核家族が増え近所づきあいも少なく社会から孤立するケースもある。一方では、コミュニケーション能力や理解に問題を抱えると思われる、グレーゾーンの子どもが増えた」と実感がある。同時に、児童虐待の件数は昨年度に比べると1.87倍、663件で過去最多。もう一步踏み込んだ施策を打たなければ、熊本、ひいては日本がだめになる」とありました。玉名市の新年度予算はさらに充実できることに期待をかけ、質問をいたします。

最初は、学童クラブ。冒頭の市長のあいさつでもございましたが、学童クラブは12クラブ、新しく大浜、慈保育園が増え、予算では4,116万円。一つの学童クラブ、平均しますと343万円。玉名市の学童クラブでは先月申し込みが締め切られ、学童クラブの定員を大幅に超えたクラブがあり、1クラブ20名も上回ったクラブがあったとお聞きしました。待機児童が出るほどの状態であると思います。今年度の学童クラブ待機

児童はどうなるのか。また、定員オーバーの事態は市として予測があったのかどうかお尋ねします。子育てプランでは学童クラブの数を、平成26年までに492名の対象者で、16カ所となっておりますが、今からこの数値目標でいいのかどうかお尋ねします。子育てしやすい環境の整備と充実について、玉名市子育てプラン後期計画で、地域における子育て支援サービスの充実、病児病後児保育や短期宿泊事業など、緊急時における預り事業サービスなどの必要な量の確保をはかります。一時預かり事業、ショートステイ事業、トワイライト事業、ファミリーサポートセンター事業では、さらなる地域密着した形で事業展開し、市民参画型の子育て支援の推進をしつつあります。

また、子育て支援センターや集いの広場の評価が高く、ニーズに応じた受け入れ状態を整備し、相談支援を行なうものの、質の向上などの内容の充実もさらなる前進と必要な量の確保をはかるとあります。玉名市の現状調査からは、保育サービスの充実では、一時預かりよりも、はるかに病児病後児保育サービスの希望の方の調査が出ております。病院内の施設「ひだまり」は定員5名と少ない許容量ですが、今後の病後児の保育の充実について、どのように考えているのか御質問申し上げます。

安心して外出のできる環境では、本市では「赤ちゃん駅」などを整備しておられます。本庁に今月1日から見える掲示板が設置でき、視覚障がい者の方や、難聴の高齢者の方には大変ありがたく、自分の順番がどこに来るのかとか、待ち時間が把握できるのは本当に一目瞭然でありがたいなと思っております。新庁舎内の1階の部分は市民の窓口のワンストップサービスになり、集中的に市民が集うものが1階の部分に入ると聞いておりますが、さまざまな手続きのできるサービスを時間がかかる内容であります。先日も年金の窓口に行きましたが、そこに着いて出るまで約1時間、込み合っているということもあったんですが、1時間ほど時間を要しました。一昨年、新庁舎特別委員会では視察に行きました先で、キッズスペースがあり、保育士も専任され勤務されておりました。新庁舎への保育スペースの確保はできているのかどうかお尋ねいたします。

答弁のあと、次の質問にまわらせていただきます。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 北本議員の御質問の子どもと教育の中で特別支援員と看護支援員の配慮についてということにお答えしたいと存じます。障がいのある児童・生徒の自立、社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立って、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めて、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行なうため、平成19年度から特別支援教育が学校教育法に位置づけられて、障がいのある児童・生徒の支援をさらに充実していくことになりました。本市における特別支援を要する子どもの推移というこ

とですが、先ほども申し上げました、平成23年度で128名ということであります。そのような状況の中で特別教育支援員につきましても、平成19年度10名、20年度13名、21年度16名、22年度22名、23年度27名と増加しております。特別な支援を要する子どもに見合った人員配置がなされているのかという御質問であったかと思いますが、昨年11月に各小中学校ごとに児童・生徒の照会を行ない、実態把握及び精査をした結果、小学校で21名、中学校で7名の支援員が最小限必要となって、判断しまして、本年度より1名増員の28名分の予算を今議会に計上させていただいております。また、平成24年度からの学級編制において新たに特別支援学級が3学級新設される予定となっております。今後、特別支援教育の必要性がますます重要となってくることを踏まえ、玉名市教育委員会としましても支援体制を充実させていきたいと考えております。

次に、看護支援員の予算計上がされているか、どのような趣旨なのかということでもあるかと思っております。このことに対してお答えいたします。来年度入学予定者の中に、障がい重度で、かつ医療的ケアを必要とする子どもさんが入学されてきます。現在、痰の吸引や経管栄養と、このことが必要であるわけですが、これは医療行為でありますので、医師、看護師等の免許を持つもの以外がこれを継続するという意思を持って行なうことは禁止されておりますので、文部科学省において医療的ケアを必要とする児童・生徒の状態に応じて、看護師等の適切な配置を行なうとともに、看護師を中心に教員等と連携協力してその行為にあたるよう通達されております。今回、本市の学校に入学されるために、玉名市教育委員会の総括的な管理体制のもとに、当該学校においても学校長を中心に組織的な体制整備を行ない、医師や保護者等と連携協力しながら万全の体制を図っていきたく思っております。そういうことで、看護師を常時配置する必要が平成24年度生じましたために、関連予算を今議会に計上しております。障がいを持つ子どもたちの学ぶ場というのは、特別支援の学校がまずあります。それから各学校の中で教室として開いております特別支援学級があります。それに通常学級もあるわけですが、この3つに別れております。特別支援が必要な子どもたちにつきましては、保護者等々を通して、いろいろ相談し実態を把握し、個別の指導及び個別の教育支援を検討し、適切な指導と必要な支援を行なってまいりたいというふうに考えております。そういう点で御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

〔健康福祉部長 辛島政弘君 登壇〕

○健康福祉部長（辛島政弘君） 北本議員の学童クラブについての御質問にお答えをいたします。まず新年度の学童クラブの待機児童は、現行の実施場所や定員等の条件にお

きまして、申し込み終了時点で3クラブ39人の待機児童が発生しておりました。しかしながら、定員に余裕のある他のクラブとそこの連携や実施場所の変更等の調整を行なったために、現在は待機児童はいない状況でございます。

次に、定員オーバーの事態を市が予測をしていたかという御質問でございますけれども、これは潜在的な学童保育のニーズというものが念頭に置いてはおりますけれども、一応申し込みが終了しないと事前の予測というものが大変難しいものがあるというふうに考えております。

最後に、たまな子育てプランでの数値目標が適正なのかという御質問に対しましては、平成26年度までの利用者を492名、クラブ数を16カ所を目標としておりますけれども、目標設定をするに当たりまして、より安心、安全な学校の余裕教室を実施場所とする方針でございまして、最低1クラブ当たり20名の定員を設置するものとして、計画設定時点から利用者が5クラブ、約100名の増加の見込みで計上をしているものでございます。現段階といたしましては、適正なものというふうに考えております。

次に、子育てしやすい環境の整備についての御質問にお答えをしたいと思います。平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されまして、平成26年度までの10年間に集中的・計画的な次世代育成支援対策の取り組みを促がしております。本市でも玉名市次世代育成支援行動計画を策定し、平成22年度から平成26年度までを後期計画期間として取り組みを進めているところでございます。その基本目標の一つであります、地域における子育て支援の施策として、地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンターの事業、病児・病後児保育事業などの充実を上げております。この中で先ほど申されました集団保育が困難な、病気や病気回復期にあります児童を家庭で保育はできないときに、看護師、保育士がいる専用施設で一時的に預かる、病児・病後児保育事業というものは平成23年10月から、公立玉名中央病院に委託しまして、同敷地内で新たな施設を整備し「ひだまりキッズ」という名称で運営を行っております。旧病児病後児保育施設であります「レインボールーム」というところでの利用実績につきまして、平成22年度までの5年間、1日当たり1.9人という実績でございまして、平成23年度の新しい施設での運用実績でございますけれども、平成23年10月から平成24年2月までの「ひだまりキッズ」の利用実績が、1日当たり2.1人になっておりまして、確認したところでは定員を超えるような事態には至っていないというところですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

○企画経営部長（田中 等君） 北本議員の新庁舎内の保育スペースの確保に関する質

問にお答えいたします。新庁舎の建設にあたりましては、子育て世代に優しく、子ども連れであっても気軽に安心して利用できる庁舎となるよう、その設備について検討したところでございます。子育て世代の利用は1階の窓口業務に対するものが最も多いと想定されておりますので、具体的には1階に授乳室を設けるほか、手続き等の待ち時間を過ごせるよう、「キッズスペース」というウレタンマットなどで囲んだ小さい子どもでも遊べるコーナーをロビーの脇に設置する予定でございます。このほか、各階に「だれでもトイレ」という多目的トイレを設置いたします。ここには洋式便器のほか、おむつ交換用のベビーシートや子ども用の便器などを備えており、身障者や高齢者に限ったものでなく、乳幼児連れや妊婦などさまざまな人の利用に供するため設置するものであり、名称についても「だれでもトイレ」として利用しやすくするものでございます。これら新庁舎に設置することは「チェンジ玉名」に掲げ、昨年度から取り組んでおります「赤ちゃん駅の設置」につながるものであり、今後の公共施設の整備にあたりまして子育て世代の利用に不便のないよう配慮に努めていきたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 御答弁いただきました。1番の支援員に関しては本当に丁寧に御答弁していただきました。一人一人のニーズに合わせた、今後ですね、支援員の配置をやっていくというところだというふうに認識をいたしました。玉名市の予算がやっぱりかなりですね、上がってくるというふうなところで、ほかの議員もさっき会派室で「どうしてそんな子どもたちが増えるんだろう」というふうなところでは、「食べ物かな」というふうな話になってましたけど、いろんな方面で予防もですね、していかななくちゃいけないと思うし、障がいを持った子どもさんにはやっぱり手厚く支援をしていかななくちゃいけないなというふうに思っております。

次に、学童クラブに関しましては、予測はできなかつとといえば、そもそもその時じゃないとわからないというふうな答弁だったんですけど、私は玉名市が予測ができないというふうにはならないと思うんですね。それはどうしてかと言うとほとんど就学前の子どもさんたちは保育園、幼稚園に行かれてる方がほとんどだと思いますね。そういったところで各担当課を回せば、子育て支援課あたりはやるか、やらないかぐらいはニーズ調査を簡単にできるんじゃないかなと思いますので、これは私の単なる個人的な意見かもしれませんが、できないというふうなことはやっぱりないなというふうに思っていたきたいなと思います。それから平成26年までの16カ所。16カ所が適正であるというふうなことでしたけど、さっきの保育園の園長先生の新聞記事も読ませていただきましたが、これからですね、一人で子育てをするというふうなところには、相当金銭的な問題も生活力の問題も足りないというふうなのが出てますし、安心して仕事ができ

る。しかも、時間ニーズをクリアしていくという学童クラブの時間延長も含めてですね、考えていかななくてはいけないのが「微に入り、細に入り」の子育て支援かなというふうに思いますので、再質問はしませんけど、ニーズ調査はやっていただいて、担当のですね、学童クラブの定員オーバーしたところの委託を受けている指導員の先生方が御苦労されるっていうふうなことがないような状況には玉名市としてはサポートしていく必要があるんじゃないかと思しますので、要望しておきます。

次に、「ひだまり」に関してですね、病児病後児保育に関しましては、データが2.5と言われましたかですね、5人で2. 幾つじゃないかというふうなことでしたけど。学校からインフルエンザ時期はですね、勤めに出ててもいきなりインフルエンザで熱がありますというふうな電話が頻繁に、もちろん学級閉鎖があるわけだから、かかってくるというのはわかるんですけど、キッズルームとしては年齢制限もございますし、そういった意味ではやっぱり子育てをされてる保護者の方たちのニーズは不安がですね、一番多いかなというふうなことでちょっと再質問をいたしたいと思います。

働く、より一歩踏み込んだ事業の展開というふうなところの部分の次世代行動計画の後期とっておりますけど、病児病後児の「ひだまり」についてですね、予算は新しくスタートしましたというふうにおっしゃいましたが、少なくともこの「ひだまり」は「レインボールーム」の代替えであると私は認識をしております。さらに10年以上定員はそのまま5人の状況ですけど、そのひだまりに預けてるか、預けてないかというよりも、実際に働いているお母さんたちがどのところで支援を必要としているかなというふうなことで、一歩踏み込んだので調査をしてみましたけど、他市町村で緊急サポート子育て支援をされてるところはないのかなというふうに、偶然ですけど1カ所目でわかりまして、合志市の子ども緊急サポートという事業があるんですが、従来のファミリーサポートでは対応できなかった緊急度の高い、預りの対応をする事業があります。子育てと仕事を両立するために充実を図る、地域で援助活動をしていくというふうなことですけど、ファミリーサポートは元気な子どもさんを何かの用でお預りしたり、保育園に迎えに行ったりですね、そういったことなんですけど、ファミリーサポートの従来の事業じゃなくて、緊急サポート事業というふうなことではですね、病児保育室が満室で利用ができない場合、今は数字的におっしゃったから5人満室の時もあるはずなんです、いない時はもう夏場何かはほとんどいないっていうふうに聞いておりますし、それを平均するとそういうふうになるかもしれませんが、5人以上で満室で利用ができない場合の緊急サポートですね、それから保育園からの急な呼び出しで迎えに行けない時のサポート。それから、特にお母さんがインフルエンザとかのつびきならぬ用事で、お泊り保育というふうなことがあります。特に働くお母さん方が保育支援の充実で、病時、急性期には私は、休まなくちゃいけないかなという母親の気持ちみたいなところがある

んですけど、急性期が終わった病時後ですね、そういったサポートがあれば助かるというのと、そういった相談場所があるだけで病気をせずに健康でいかれるかなというふうには、相談場所がないというふうなところの部分では、女性の方が非常勤だったりパートさんだったりというふうなことになっていってるのかなと思います。で、料金もですね、ちょっと調べてみましたが、玉名市の料金はですね、ファミリーサポートの健康なお子さんですね、1時間の利用料は600円ということで、第1子是一緒ですね、第2子から第3子は確か助成があるというふうにお聞きしましたが、これも私は2子しか調べておりませんが、天草市では半額ですね、600円のうちの半額が天草市が助成する。それから第2子目は半額のまた半額を、荒尾市はやっぱり同等で600円のうち300円を補助、しかも2子は300円の150円をまた補助というふうなファミリーサポートセンターの状況になっていて、この緊急サポートの合志市でも同じようなサポートでした。ちょっと3カ所、私がたまたま調査したところがそうだった、ほかのは全然ありませんでしたということもあるかもしれませんが、選んでしたわけじゃありませんので、そこは確認していただきたいと思いますが、やっぱり先ほど言いました行動計画の中で、安心した量の確保とかをやりますということと、相談員の質も高めていきますというふうなことをうたってあるということは、他市町村がどれぐらいのことをやられているのかなというふうなことは含みおいていただきたいなというふうに思います。ファミリーサポートセンターや子育てシルバーの充実、新年度の予算はですね、かけられていくという必要があると思いますけど、このことについて再質問をいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。高齢者福祉と介護保険についての質問です。玉名市長の冒頭のあいさつにもありましたが、玉名市の高齢化率は27.4%、さらに進み年をとっても住み続けたい町にするためにどうすればいいのか。3年に1回おとずれる玉名市高齢者福祉計画、介護保険事業計画があり、今期は第5期案として、最後の策定委員会が終わったと聞いております。今期の予算で介護保険が値上げになる世帯は、残念ながら160世帯あると聞いております。3年に1度の介護保険見直しで、全体の値上げ改正にならなかったことは大変安心いたしました。本当に残念なことです。160世帯の方たちがですね。介護保険の標準給付見込み額で、平成26年度は本年度の64億からさらに延びて70億円を上回っております。今後、介護保険事業の見直しについてお伺いいたします。高齢化率と共に介護保険利用が進んでいくのは当然かもしれませんが、現在やっておられる「ゆた〜っと体操」や「いきいきふれあい」介護予防に力を入れています本市におきましては、地域の公民館で行なわれていることに感謝されている多くの市民の声を聞きます。「ゆた〜っと体操」では、体だけでなく心も健康になったとか、病院へ通わなくなったとか、近くの方とコミュニケーション

ンがうまくいくようになって大変感謝していますと、大きな効果が現れていると思います。先日もお会いしました高齢者の方が、「いきいきふれあいに行くのが今、一番の幸せで楽しみです」とおっしゃられておりました。こんなふうな多くの声を聞きますと、高齢者社会をどう乗り切るか、これからの介護保険のあり方や見通しについて、市としても明るい見通しもあるのではないかと思います。お尋ねいたします。

続いて、施設入所待ちについて質問をいたします。先日相次いで要介護2、3、4の方からの相談がありました。自宅では介護が困難で施設を申し込んだが100人以上の待機者がいるということで、「いつまで待たらいいのかわからない」「期間にしたら2年以上待たなくちゃいけない」と言われた。また、「1年以上待っているんですが、いつになるかわからない」という自分たち介護をしているほうが先に倒れるのではないかと途方に暮れられておりました。また、これらの皆さんは老々介護であり、安易に施設に頼るのではなく、しっかりと自分たちのことは自分たちで頑張っていていくぞと頑張ってきた末のSOSであります。頑張って、頑張って、SOSを出した時には、施設に入所ができると信じられていた、そのギャップは、その時初めて施設には簡単に入れないのだということを知るとい市民が多く、あわててあちらこちらの施設に申し込まれるという現実があります。また、施設入所はやはり4、5。要介護状態ですね、4、5の方が優先になるということも多く聞きます。施設からの直接のアドバイスでは、どこにでも早く、1日でも早く、1時間でも早く出すことをお勧めします。入るか、入らないかはその順番が来たときに決めるといいから、出しておくようにと施設から勧められるそうです。特別養護老人ホーム、老健施設など介護保険で、施設入居が現在行なわれていますが、特にそういった状況になるのは市民の不安は増すばかりで、現実には介護保険として高齢者福祉としてとても適切ではないかと思えます。このことについてお尋ねいたします。待機者がですね、本当にそれだけたくさんいらっしゃるのか、現状把握は玉名市としてはしていらっしゃるのかというふうなことです。一人暮らしの高齢者の増加により御自宅の生活が困難になる方も急増していくと見込まれ、これはますますこの状態は悪化するのではないかと思われまますので、実態を調査し安心を市民に伝えるべき行政としての役目があると思えますが、現状はどうなっているのか質問をいたします。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

〔健康福祉部長 辛島政弘君 登壇〕

○健康福祉部長（辛島政弘君） 北本議員の子育てしやすい環境整備についての再質問にお答えをいたします。ファミリーサポートセンター事業は、社会福祉協議会に委託をして実施をしております。事業内容や利用料金についても、先ほど御教示ございましたけども、いずれの市もほぼ近い内容でございます。当市では午前7時から午後7時ま

で、時間当たり600円。それ以外の時間帯では、時間当たり700円でございます。本市では多子世帯やひとり親世帯に関しましては、利用料金の一部を助成する措置を講じております。この事業の利用状況は、平成21年度は1,000件を超えておりますけども、平成22年度は841件とまた、平成23年度は12月末で539人とやや減少の傾向でございます。お尋ねの緊急サポートネットワーク事業に関しましては、平成21年度からはファミリーサポートセンター事業の中の、「病児緊急対応強化事業」として、市町村を主体とした国の補助事業となっておりますが、本市では小児科の病院と連携しての病児病後児保育事業を実施しているところでございまして、現時点では新たな事業の導入を図るまでには至っておりません。なお、先ほど定員をオーバーしての利用はないかという御質問ですけども、直接「ひだまりキッズ」に問い合わせをして確認をいたしましたところ、利用状況では5名定員を超えての利用は今のところないというふうに聞いております。

続きまして、高齢者福祉と介護保険事業の見通しについてお答えをいたします。今年度、平成24年度から平成26年度までの3カ年を期間とする、第5期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定いたしてございまして、議員御承知のとおり高齢者率は平成23年度では27.4%でございますけども、平成26年度には30.2%になると見込んでいます。また、要介護認定者数は平成23年度では4,185人でございますけども、平成26年度におきましては、4,911人に増加するというふうに見込んでおります。認定者数が増加することによりまして、介護保険の在宅サービス等の給付額も増加する見込みでございまして、平成23年度の標準給付見込み額は、58億7,700万円と見込んでおりますが、平成26年度には70億1,300万になると見込んでおります。本計画の基本理念は、「いきいきと暮らせる福祉のまちづくり」とし、「健康づくり」、「介護予防の推進」、「みんなで支えあい共に生きる地域づくりの推進及び高齢者支援サービスの充実」を三本柱としております。具体的には、高齢者の健康づくりの支援として、元気な高齢者では公民館単位で地域住民主体の介護予防体操である「ゆた〜っと元気体操」や「いきいきふれあい活動」が拡充するように推進をしております。また、介護予防事業の拡充をはかり、地域づくりに貢献することを目的に玉名市介護予防ボランティア事業を平成24年4月から開始する予定でございまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、関係機関や地域が連携して、一人暮らし高齢者等を地域で支えあう互助、共助の地域づくりを進め、高齢者虐待防止や認知症の高齢者の支援等、地域での見守りや支え合い体制作りの強化、合わせて地域包括支援センターの強化も図ってまいります。

次に、施設の施設への入所待ちの状況についてお答えをいたします。現在、本市には特別養護老人ホームが5施設と地域密着型の特別養護老人ホームが1施設ございます。

入所の方法については、要介護の認定を受けた方が、直接御希望の施設に申し込み、自由に施設を選ぶことができるようになっております。現在、特別養護老人ホームは空きが出ない限り、新しく入所することが難しい状況でございます。このため今年度3施設で各10床の増床、4月に新しく29床の地域密着型の特別養護老人ホームを開設する予定でございます。現在、特別養護老人ホームの待機者が650名おられますが、その中で重複に申し込みをされている方、老人保健施設やグループホームに既に入所されている方を差し引いた364人が必要とされている方というふうに見込んでおりますけれども、そのうち要介護の3から要介護の5までの168人が本当に必要な方ではないかというふうに推測をいたしております。今後、定期的に特別養護老人ホームの入所待機者数や実態を調査し、各施設等と情報を共有してできる限り市民の方の不安が解消できるように行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 再質問答弁いただきました。答弁いただきました。なかなか合わないんですが、いたし方ないかなというふうに思います。子育ての基本的なものはそこにあるっていうふうなところで相談に行くところも施設もですね、確保があるっていうことで元気に子どもを送り出すことができるっていうふうなことで、サービスの不安になってらっしゃる若いお母さんたちの中には、そうなった場合会社やですね、事業所を休まなくちゃいけないというふうな社会的な不安から解消するために次世代育成行動計画はあるっていうふうに思っていますので、その不安が解消するための政策にもう一步踏み込んだきめ細やかな政策をされるっていうふうなことをちょっと申し上げたいなというふうに思いましたけど、でも言い続けてまいりたいと思います。

次には、介護保険の施設待ちを今聞きながら計算したんですけど、364人で3から5の方が168人ということで、うちには6施設あるというふうなことで、59床がまた新たにできたということで100人ぐらいの待ちで、1施設平均すると20人しか待っていないのかなと、これは簡単に計算しただけですから、600何人が最初おっしゃったと思うんですが、600何人待ってらっしゃって、その内に新しく3施設10床増やしたということと、新しい施設ももちろん造られたというふうなことで、それがデータの的にそうかというふうにはなりませんけど、168人の方が待ってらっしゃる中で、残は59人になって、1施設10人ぐらいの大まかですね、そういった待ちになるのかなと思いました。是非これからですね、高齢支援の方たちが直接携わるのは地域のケアマネージャーや包括支援センターの方々だろうと思いますので、何か空想みたいな数が出ていくんじゃなくて、実施数を把握するために玉名市は支援していただきたいと思

いますので、これからもどうぞよろしく願い申し上げます。特別養護老人ホームに関してですね、施設整備は多額の費用がかかりますけど、増やしていただいたということは本当に感謝申し上げたいと思います。40床あまりですね。

それから介護保険の見直しではやっぱり介護予防が1番というふうなことで、そこにも今年、新年度予算で力を入れていきたいというふうなことでしたので、「ゆた〜っと元気体操」などにですね、尽力をいただくスタッフの増加もですね、かなり増やされていると思いますけど、その手厚いスタッフの増加もしていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。次は最後の質問で、ユニバーサルデザインを目指す新年度予算で、障がい者福祉について質問をいたします。視覚障がい者のために、私の前の青木議員の質問はすごく勉強になりました。点字ブロック等のユニバーサルデザインということで、私は点字ブロックの質問をさせていただきます。先日、玉名駅から視覚障がい者の移動介護をする機会がありました。喫茶店のマイアミまでというふうな道のりでしたけど、駅から、駅構内外れたらいきなり点字ブロックはなくなり、あそこの歩道もそんなに広い歩道じゃないんですけど、一緒に歩いているといつも歩かれるというふうにおっしゃってましたが、点字ブロックは消えましたので、何を頼りに歩いてらっしゃるのかと聞いたら、電柱が感覚的にあるんですね、電柱より向こうにいったら車道に出るから、電柱を感覚的に確かめながら歩いていらっしゃるというふうなことでした。総合福祉課の方にもお尋ねしました。移動介護というのが新しくサービスで始まっておりまして、移動支援だったですかね。正式な名前じゃないかもしれませんが。それを使ったらどうかというふうにしましたが、現在使ってる方はデータ出してもらいましたら、10名の方が使ってらっしゃるというふうなことでした。障がいを持っている方もそこからそこまでとかですね、そこまでとかいうふうなところではやっぱり使えないとか、やっぱりなるべく自分の力でやりたいというふうなお考えをお持ちの方が多くて、それもそうかなって、あと「危なかったらもうタクシーで行きます」というふうにおっしゃられてました。点字ブロックが整備になるとですね、動かれるのになということ、私も初めて玉名市内の点字ブロックがあるのか、ないのかを調べましたが、玉名駅から上に上がって208号線はずっとついてます。208号線から市役所に入ってくるとすべて来られるようになってます。玉名駅から市役所に来るために駅通りを通らずに208号線を来るということは、まずないかなというふうなことで、おそらく道路幅とかあるのかなというふうには思いましたが、市役所に入って、正面からですね、総合福祉課とか住民の所には全部点字ブロックあります。たまたまですけど、多目的のトイレの方には点字ブロックは消えております。1階、2階、議員の皆さんも歩いて見られるとわかるんですけど、階段の止めのところだけ、階段が終わったところ、階段が

始まるどころだけ点字ブロックは3枚敷いてあります。施設に関してですね、道路に関してどんなふうになっているのかなというふうなことをお伺いしたいと思います。

情報公開のところまでいきますので、情報公開について御質問をします。情報公開については、この度、何人も。済みません。手話通訳ニーズについてですね、申し訳ありません。手話通訳ニーズについて玉名市長は玄関に総合案内の手話通訳を弱い人たちの立場ということで、1年半前から設置されて本当に皆さん感謝申し上げているところでございます。月曜日の週1回だけということですけど、利用も図書館の範囲とかですね、ある程度広められて利用できるということで、皆さん喜んでいらっしゃいます。1年半経っておりますけど、本庁のみで今対応されてるということで、横島や岱明の方たちにも手話通訳を必要とされる方がいらっしゃるということですが、本庁だけでなく、例えば要望があったらですね、岱明支所や天水支所、それから横島支所の方に行かれて欲しいなというふうに思いますけど、特に聴覚障がいの方、運転の免許を取得するというふうなことの法律が柔軟になっておりませんので、自転車や徒歩の方が多くて、新庁舎に来られるのもタクシーで来なくちゃいけないかなと思います。そういったのが支所でできればですね、一番いい、現状報告とかいろいろなことの手続きがありますので、その時だけでもですね、手話通訳の方の移動はいかがなものかなというふうに思います。申し訳ありません。

情報公開に移ります。情報公開改正条例はこの度「何人」というふうなものが入れられて、さらに情報公開の範囲がですね、広げられたかなというふうなことでとても感謝申し上げます。まだ条例は制定になっておりませんが。先日荒尾住民の方が「北本さん、代わりにちょっと取っていただけないだろうか」とお電話があって、私は何で取れないのかなと思ったぐらいで、今回、何人ということで玉名市在住、玉名市に勤務している以外の方が取れるようになったということで「ああ、これで頼まれたのか」というふうなことが私にも理解できたぐらい情報公開はどこでも、いつでもというふうなことが、申請すればですね、できるのかなと思っておりましたので、今回の条例改正は大変喜んで提案がですね、喜んでるところです。今回は議会も取り上げて、私はこの情報公開に対してはとてもやらなくちゃいけないというふうに思って参っております。行政の情報コーナーやホームページの利用に対して執行部の努力もあって今、地域協議会の議事録の公開などですね、多くのことがホームページで公開をされております。玉名市議会の議事録もですね、もちろんこの一般質問も全国に放送されておりますので、情報公開の今回の質問のきっかけは、先日、学校適正化委員会の第5回目ですね、委員会の議事録がホームページで公開されていたということで、市民の方から情報が寄せられました。委員会議事録をインターネットで見ることができ、本当にPTAの代表の方を含めてですね、「さまざまな意見が出ているというふうなことが、一つ一つ丁寧に議論

されているのを、市民参加型で建議がなされているということがよくわかりました」ということでした。それで、今回は毎年行なわれてます教育委員会のことに絞ってお尋ねします。教育委員会はレイマンコントロールを取り入れられ、専門職でない住民のニーズを適切に反映させる専門家以外が入ることで緊張感を持たせるなどの目的で、2名の学校関係者でない方がいらっしゃいます。市民にとっては大変関心深い事が、建議がなされた後に、今から教育長も住民説明会などいろんなことを地域で理解していただきますと言われましたけど、結果ですね、建議がなされましたという結果を聞くだけではなくて、この工程、1回、2回、3回、4回、5回の委員会の工程を開くことができることで、さらに地域に理解していくというふうに思います。建議が出されることの前に、どんな段階で市民参加型で話し合いを持たれたのかというふうなことは、これからの学校適正化規模の話地域に戻していく中にもとてもいいことだと思いますけど、わざわざこれをですね、見せてくださいという手続きをしてやっていくことじゃなくて、積極的に情報公開がされていくことかなというふうに思います。毎月行なわれている委員会の日時の開示や議案の内容などの開示、それから教育委員会の議事録などの公開について絞って質問をいたします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 北本議員の点字ブロック等の整備についてお答えいたします。私の方からは庁舎関係について答弁させていただきます。現在、本庁舎内の点字誘導ブロックにつきましては、平成9年に県の補助を受けまして、庁舎前の信号から玄関を通り、市民課や福祉部門の窓口まで誘導できるよう整備いたしております。しかしながら議員御指摘のとおり、総合案内や新庁舎トイレへ導く点字誘導ブロックは現在ないという状況でございます。ただし、総合案内の目の前を横切っておりますので、職員の気づきにより必要であればトイレや窓口等への誘導、援助を行なうなど人的対応をとっているところでございます。点字誘導ブロックの設置につきましては、利用状況と新庁舎の完成時期とを含め、検討させていただきたいと考えておるところでございます。新庁舎での対応でございますが、新庁舎は障がいの有無に限らずすべての方々にとって利用しやすいユニバーサルデザインの考え方にに基づき整備する方針でございます。具体的にはエレベータを設置することで各階への誘導はもとより、議会傍聴席への誘導もスムーズになりますし、段差自体が少ないためスロープの設置も必要最小限になります。また、先ほどの答弁でも申しましたけれども、「だれでもトイレ」などの設置や初めて訪れた方でも戸惑いを感じさせないよう認識されやすいサインの設置等を予定しております。点字誘導ブロックにつきましても、県のユニバーサルデザイン建築ガイドラインに基づき設置するものであり、十分なものと認識しておりますが、ハード面に頼る

ばかりでなく、職員の意識づけと行動による心のUDをプラスすることで、優しい庁舎づくりを目指し、障がい者や高齢者はもとより、すべての方々にとって利用しやすい施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） 北本議員の御質問の道路における点字ブロック等のユニバーサルデザインと整備ということでお答えいたします。現在の整備の状況といたしましては、市内域におきまして点字ブロックが設置している道路につきましては、まず国道208号では、春出の交差点から高瀬大橋まで、また県道では玉名停車場立願寺線の玉名駅から国道208号バイパスまでと、玉名八女線の市役所前交差点から立願寺橋まで整備をされております。また、市道につきましては都市計画道路の立願寺横町線の市民会館から県道玉名停車場と交差点までと、また同じく都市計画道路の玉名下町線の錦橋から福嶋眼科前の国道208号までが、現在整備をされているところでございます。今後の取り組みといたしましては、高齢者あるいは障がい者の方々の自立した日常生活や社会生活を確保するために、駅を中心とした地区や高齢者や障がい者の皆さまが利用される施設が集中する地区において、一体的なバリアフリー化をすすめる必要があると考えております。今後、利用状況等を調査し、重点的に取り組むべき地区を定めユニバーサルデザインの視点に立ち、歩道のバリアフリー化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長（辛島政弘君） 北本議員の手話通訳者のニーズについての御質問にお答えをいたします。手話通訳者は平成22年6月から週1回、月曜日に本庁ロビーに配置をしております。その配置日につきましても「広報たまな」の毎月1日号に掲載をし、周知を図っているところでございます。この手話通訳者は本庁舎だけでなく、第1別館、第2別館及び市の文化センターまで同行し事務手続きの補助を行なっております。また、岱明町や横島町及び天水町からも利用者が来庁されております。手話通訳者の総合支所への配置依頼の件でございますけれども、現時点におきましては総合支所での配置については考えておりません。本市では利用者の負担がない、つまり無料でコミュニケーション支援事業というものを実施をしております。この事業は、利用に際しまして事前に熊本県聾者福祉協会へ手話通訳者の派遣依頼をしていただきますと、手話通訳者が派遣されるサービスでございます。この制度を利用していただくならばというふうに考えております。

○議長（高村四郎君） 教育次長 立川隆則君。

[教育次長 立川隆則君 登壇]

○教育次長（立川隆則君） 北本議員の教育委員会の会議録を「玉名市学校規模適正化審議会」の会議録のように、ある程度玉名市のホームページに公開できないかという御質問にお答えいたします。玉名市では、毎月教育委員会を開催し、その都度会議録を作成し、出席した教育委員の方々に確認していただき、その上で署名をいただいているところでございます。しかしながら教育委員会にかける議題の中には、個人や学校を特定するものや取り扱いを注意しなければならない事柄も数多くございます。しかし、議員が言われますとおり現在、市の教育委員会議で何が議論され、どういうことについてが協議されているか等を広く市民に知っていただくために、情報公開はとても重要なことだと思っております。しかしながら、前にも述べましたように議案次第ではいろいろな問題もございますので、会議録全体を公開するというのではなく、必要な事柄についてわかりやすい内容でホームページに記載していくよう、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 再質問するなという。再質問の予定でしたけど、道路のですね、バリアフリーに関しての今回、私質問してまた思ったんですけど、新年度予算のあちらこちらですね、要するに福祉だったり、支所だったりいろんなことがあるんだなということで、要望にとどめますけど、横島のゆとり一むに私、支所長にはお話したんですけど、グラウンドで障がい者のスポーツ大会がありました。グラウンドのトイレも5つか6つかあったと思いますけど、全部和式ですね。ゆとり一むの水泳をする水泳のこの更衣室も和室、そしてシャワールームも和式なんです。水泳は大体、腰、腰痛で痛めた方、膝を痛めた方、とにかくしゃがんだり何だりが困難な方たちが水中ウォークをされてる。とっても多い人数です。健康管理でですね。それで私も全く和式は使えないんですけど、本当に困ったなというふうなところで、横島支所に飛び込んだんですけど。そういったことをですね、検証していくと、要するにユニバーサルデザイン、市長が目指しているユニバーサルデザインになっているかどうかを、どこかがばらばらじゃなくて、どこかが検証していく場所を再質問したかったんですけど、検証していかれてやっぱり一つ一つ、和式トイレから洋式トイレに1カ所だけ変えるということは、そんなに予算がかかるもんじゃないんですね、修繕程度だと思いますけど。そんなことを検証していかれると、点字ブロックが切れてるなとかいうのももちろんわかると思いますし、文化センターの障がい者トイレが全く使えなかったのが、本当に多目的トイレに

なってますし、そういうような検証するところを新年度予算で是非考えていただきたいなというふうに思います。全体の質問はですね、4月1日から「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」というのが施行されます。どうぞ玉名も優しいまちになっていくように新年度予算でこれからも頑張っていって欲しいと思いますし、自分も頑張りたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（高村四郎君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 福嶋譲治君。

[8番 福嶋譲治君 登壇]

○8番（福嶋譲治君） こんにちは。蒼風会の福嶋譲治です。あと2日、3月11日に、去年の3月11日に東日本の大震災が起きました。ちょうど議会であったように記憶しております。改めて犠牲になられた方にお悔やみ申し上げ、また被害に遭われた方にお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入ります。第1回玉名市産業祭について。部長、第1回というのつけてよかったですかね、つけんがよか。第1回玉名市産業祭について質問いたします。3月3日土曜日に、草枕温泉てんすい芝生広場を中心に、初めての玉名市産業祭が開催されました。これまで天水町で「みかんと草枕の里春まつり」として、主にJA玉名天水ミカン選果場を会場に毎年3月1日に続けられて来たものです。その39回を数えるその前には、小天天子宮前の小天商店街通りで、小天の初市として昭和47年より続く歴史のある行事であります。この「みかんと草枕の里春まつり」が合併後の行事見直しで、消滅の危機に瀕したところでありましたが、地域での重要性を認識する地元住民の強い要望があり、産業経済部を含む検討委員会での検討の結果、玉名市全体としての「産業祭」として位置づけ、継続されることになりました。開催にあたりましては、これまでのJAたまなや生産部会、婦人団体、ほかたくさんの人たちの協力で続いてきたし、地域にとってはなくてはならない行事でした。それが今年の実行委員会での検討の結果、場所を草枕温泉の芝生広場を中心に、日時は3月の第一土曜日の今年は3日に決定し、開催されるに至った次第であります。開催にあたりましては、それまでの協力団体はもとより、玉名ブランド協議会、玉名物産振興協会、玉名市認定農業者連絡協議会などたくさんの協力で、農産物や加工品の販売、また例年どおりの苗木の販売などが行

なわれました。雨が続く中で、唯一天気に恵まれまして、人出も多く大成功だったと感じましたが、担当部署また、市側はどうとらえられましたでしょうか。答弁をお願いします。

あと、1つ用意しておりますが、趣が違いますので、この答弁を聞いてから次の質問に入ります。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

[産業経済部長 植原 宏君 登壇]

○産業経済部長（植原 宏君） 福嶋議員質問の玉名市産業祭についてお答えいたします。玉名市産業祭は、市内の農林水産物や物産、加工品などを玉名市内外にPRすることを目的としまして、今年の3月3日の土曜日、草枕温泉てんすい芝生広場を中心に開催されました。福嶋議員の説明と質問と重複しますけども、今年1回目の玉名市産業祭としまして開催されたところでございます。内容といたしましては、施設園芸作物や花きの品評会が同時に開催され、優秀な生産者の方々の表彰が行なわれました。出店された品評会作物は展示販売も行なわれまして、イチゴやトマトにつきましては、10分間で完売したという盛況ぶりでもございました。ステージ部門におきましては、地元の保育園児や高校生、くまモン隊などによりますステージパフォーマンスが繰り広げられ、イベントを盛り上げていただきました。テントブースにおきましては、6次産業推進推奨品や玉名ブランド協議会による商品、玉名物産振興協会等によります出店等を初め、玉名市認定農業者連絡協議会による農産物販売やJAたまなの農機具販売なども行なわれました。また、岱明自治区で一昨年まで行なわれました、「産業ふれあいまつり」で好評でありましたアサリ貝のつかみ取りも今回取り入れ開催したところでございます。お子様から家族連れ、お年寄りまでの約300人の方々に挑戦していただき、楽しんでもらえたものと思っております。主催の玉名市産業祭実行委員会の発表では、公式来場者数は3,000人とのことでした。盛会に終了したものと思っております。

議員質問の来年度以降の開催につきまして、玉名市産業祭実行委員会を来年度できるだけ早い時期に新たに組織いたしまして、開催の日時、場所、内容等すべての事項におきまして、再度慎重に検討を行ないまして、玉名市の農林水産物や物産、加工品など広くPRできる産業祭となるよう、精査いたしまして開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 8番 福嶋讓治君。

[8番 福嶋讓治君 登壇]

○8番（福嶋讓治君） 前向きな答弁ありがとうございます。実は、市長は当然来られておりましたけども、副市長もラフな格好で実はずっと後の方まで見回っておられまし

て、副市長に答弁をと言いましたところ「そら、市長がさすたい」というようなことでしたので、当然、産業経済部長が答弁されたようなもっと前向きな考えを持っておられると思いますので、それはそれとして。今後來年からの検討課題として品評会も今年までは天水町が中心でしたけれども、全市に広げるとか、農産物の販売をもっと一般の人たちがどんどん販売して、人が集まるようにするとか、それと苗木市が非常に小さくなっておりましてけれども、3月1日に天水の選果場に河内町やら玉東町から何人も来られたそうです。「あら、市はありよらんとかい」ということで、その苗木市は非常に定着していたところがありますので、それも含めましてこれから玉名市の産業祭として、よその地域にも意識づけて、定着できるように、また検討委員会で十分検討して、いい産業祭にさせていただければと思います。場所につきましても、日にちにつきましても新しく検討するということでしたけれども、私どもの希望としましては、あの場所非常に眺めも良く、駐車場も何とか対応できて、まだ場所の余裕もございますので、あそこを使って定着させていただければなという希望を持っております。

次に、平成24年度当初予算について。まず、農林水産予算について質問いたします。市長は、平素より第1次産業が玉名の中心産業であり、玉名の活性化には1次産業の活性化が不可欠であるというようなことを言っておられると認識しております。その上で、6次産業の構築を進められていると理解しております。にもかかわらず、農林水産予算が前年比マイナス50.2%となっております。渇水対策費の特別会計予算移行を差し引きましても、やっぱりマイナス予算となっております。これでは玉名市が1次産業に力を入れていないと思われても仕方ありません。朝の議員の質問の中に、イノシシ対策という有害鳥獣に対する対策の質問がありましたけれども、隣接の熊本市がイノシシ対策として、億の金をかけてやっておられます。玉名市とすぐ隣ですので、玉名市特に天水町のミカン農家はそれを見て、「玉名市も何とかならんとか」という話をどんどん言ってこられます。議会冒頭の市長あいさつの中で、6次産業への支援等々が述べられておりました。もちろんその必要性は認めますけれども、農業者というのはいっぱいおりまして、6次化までいかない、1次だけで頑張らなければいけない農家もたくさんおります。もっと広く農業への支援、予算拡充を求めたいと思います。

次に、新玉名駅前無料駐車場の拡張について質問いたします。新玉名駅開業後まもなく1年を迎えようとしている中に、新たに無料駐車場の拡張、整備のために1億1,000万円の予算が計上されておりました。市長の施政方針演説の中にも駅北側に用地を求め整備する旨の発言がありました。駐車無料のため連泊駐車など多数見られ、非常に混雑していることは承知しております。また、市や駅関係などに乗り遅れた等々の苦情が多々寄せられているとの情報も聞いております。しかし、まだ開業1年足らずです。まだ1年経っておりません。南側駐車場もほかの駅に比べて決して少なくはない。むしろ

ろ近隣では1番多いと承知しております。十分計画を練った上での駅前整備だったと思っております。この有料予定ではあったんですけども、議会の要望で無料となって、これが駐車場不足の原因にもなっているというのはわかります。わかりますが、これはこれで成果が上がっていて、初期の目的を達したところでの駐車場の状態だと認識しております。ここで苦情が出たからと言って、1年足らずで簡単に土地を買収、拡張というのはあまりにも無計画で短絡的だと思います。きのうの永野議員の質問の中でもありましたけれども、無計画にやっていると本当に虫食い状態になりはしないかそういう心配も出てきます。利用の調査もしてあるようで、もっといろいろ分析してよい考えを出せないでしょうか。警備員を配置したら効果があったと市長のあいさつにもありました。しばらくはその方法でもいいじゃないですか。1億1,000万円の予算から比べると何カ月か試しにやってみるといいと思います。有料にという意見もあっちこちで聞かれます。私、温泉に行ってるんですけど、横島の温泉でも「もう有料にすつとあがんならん」というようなそういう意見がどんどん聞こえます。インターネットの中でも、熊日の新聞報道を受けて、無料駐車場を増やすことに非常に反対の意見が多ございます。しかし、無料駐車場というのは今の新玉名駅の目玉でもあると思っております。もうしばらくはこのままで無料ですつと続けられるならば無料のほうがいいと思っております。それからこの駐車場というのはJR九州のための駐車場でもあるわけですから、JR九州はもう玉名市にお任せじゃなくて、JR九州にも努力をお願いすることはできないのですか。高架下を無料開放してもらおうとか、何はともあれ現時点での無料駐車場拡張というのはどうでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

〔産業経済部長 植原 宏君 登壇〕

○産業経済部長（植原 宏君） 福嶋議員の農林水産予算についてお答えいたします。

平成24年度の農林水産業費当初予算につきましては、昨年度当初予算22億7,106万2,000円に対しまして、今年度24年度は11億3,112万8,000円の予算となっております。前年比49.8%の予算計上を行なっているところでございます。今年度の予算につきましてはの大きな減額の要因は、これは議員も申されましたけども、まず濁水対策事業費の平成23年度当初予算額9億6,748万4,000円の計上に対しまして、24年度の当初予算9億226万5,000円は特別会計の予算移行となったため、今年度より一般会計への計上がなくなりまして、大きな減額となったものでございます。また、土地改良事業費の予算の中で、基盤整備事業プロジェクト交付金や村づくり交付金の補助事業費1億5,833万8,000円、玉名平野排水路整備事業費1億2,371万1,000円などの継続の事業が23年度完了したことに伴いまして大きな減額となっております。そのほか、24年度以降の事業としまして、予定してお

りました土地改良事業を急ぎよ、国の4次補正に計上し、23年度の事業として前倒しできるよう、この3月議会に補正をお願いしておるところでございます。このように、土地改良事業につきましては、継続事業の終了などにより事業年度の谷間にありまして、昨年度当初より減額の計上となっておりますが、そのほかの農業予算につきましては、農業振興費5,500万円を初め、担い手事業、水産業費、林業費の鳥獣対策費など各事業において増額予算を計上しているところでございます。農林水産政策課内の事業費だけを見ますと、前年比実質1億6,220万円、マイナス13.2%となりますが、国の4次補正などの前倒しなどを考慮しますと、減額6,720万円程度となっております。農林水産業の先行きの見通しが不透明な中でございます。主要事業につきましては、特にしっかりした予算計上を行ないまして、1次産業の活性化を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） 福嶋議員の新玉名駅前の駐車場の拡張ということのお尋ねに、御質問にお答えをいたします。議員おっしゃいましたように、新玉名駅は3月12日の開業以来、もうすぐ1年を迎えるわけでございます。この間多くの市民の皆さんや地域の皆さんに御利用いただき、1日当たりの乗降客といたしましては1,000人を超えるというような状態でございます。駅舎に隣接をいたします「たまら」にも多くのお客様が来ておられます。新玉名駅は郊外の田園地帯に立地する駅でございます、利用者はどうしても車が多く、合計295台を駐車場を設けているところでございます。駐車場の利用を調査をしておりますけれども、平日よりも休日が多いわけでございます。特に春の連休や夏休みの期間と、行楽シーズン特に混雑がひどかったわけでございます。特に夏休み期間は、8月11日に最大値335台を記録しておりまして、連日250台以上の駐車が見られ、駐車場の通路やロータリー、周辺の路上にも車があふれるというような状況も見られたわけでございます。議員もおっしゃいましたように、「駐車場が不足していると探していたら、目的地の列車に乗れなかった」というような苦情が寄せられるとともに、市のホームページ当たりの書き込みも、あるいは電話による苦情も多く寄せられたところでございます。これまで駐車場は駅利用者の施設であることから、目的外の利用の禁止看板の設置やら相乗りの推進と利用のマナーの周知徹底をお願いしてきましたけれども、相当の期待はできておりません。その後、昨年、年末年始におきましては、警備員の配置を行なって若干の混雑は回避をされたようでございますけれども、警備員がいなくなりました2月以降はまた元の状態に戻つつあったようでございます。新幹線利用者は1日約、定期の利用の方が100名ほどいらっしゃいま

す。その他は切符購入の利用者ですけれども、平日と週末や連休、夏休みなど長期休暇の利用形態にはそれぞれ違いがあるわけでございます。週末、連休、長期休暇、このようなときには、1台の車が数日間、長い時には10日以上駐車をしております。回転率が下がり、結果新しい利用者が駐車できないという現象が起こっております。深夜に宿泊駐車台数も調査しておりますけれども、週末は150台前後、多い時には200台前後の夜間駐車があつておりまして、翌日の利用に支障をきたしているところでございます。今後の対応としましては、今後も乗降客の増加や運行本数の増便を目指す必要がありまして、より利便性の高い駅の駐車場として無料化を堅持してまいりたいと考えております。これまで駐車場混雑解消のために、利用状況調査などに基きまして、あるいは警備員の配置、近くの未利用地の一時的な借地などで対応をしてきたと同時に、無料ゲートの設置など手法の検討もいたしたところでございます。御存じのように新玉名駅は県北地域の御協力により設置できた駅でございまして、駅や「たまララ」は熊本駅以北の皆さまに御利用いただいており、これまでの利用状況では混雑が解消されず、早急に対応する必要があるということから、今回駐車場の増設が最も適しているのではないかとということで、平成24年度予算に予算を計上お願いしたところでございます。駐車場の整備につきましては、駅の近くで利便性が高く、周辺道路から出入りしやすい場所に、駐車台数にいたしまして120台から130台の駐車場を計画をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 8番 福嶋譲治君。

[8番 福嶋譲治君 登壇]

○8番（福嶋譲治君） 農林水産予算、水産業予算、駅前の無料駐車場について答弁いただきました。まあイノシシ対策について申しますと、3年前ですかね、2年前からですかね、電柵の補助なども付けていただきましたし、新年度から1頭2,000円という新しい補助も予算化されております。ただ、1頭2,000円というのはほかと比べてどうかと言いますと、天草では1頭8,000円、すぐそばの南関町では5,000円計上されているようです。今までよりも頑張られる方は頑張れるというので、捕獲にあたっておられる方は助かれるかなと思いますけれども、これは要請しようと思ってもなかなか捕獲隊の人は、要請できるというものじゃなくて、こういうことが好きな方ではないとだめなんですよね。私も何人か知っておりますけれども、やっぱり興味を持ってやられる方、お金じゃない部分もあるんですけど。それと、国の県の補助か、今、小天東地区で説明会などもあっておりますけれども、どうしても生産農家として、受益者農家としてやりにくい部分があつて、市の担当の職員の皆さんも一生懸命頑張っておられるんですけども、いざ下までおると反応がいまいちであるというようなことを聞いて

おります。一番金がかからなくてイノシシ対策ができるのは、標高、まあ二ノ岳、熊ノ岳で言いますと300メートルから350メートルのところをずっと囲む、柵で囲むというのが一番安上がりじゃないかと思っているんですけども。いろんな方法を考えて是非イノシシ対策は進めていただきたいと思いますし、そのほかの農林予算も市だけでできる大がかりな農業政策ができるというのは限られますので、例えば受免、樫方地区当たりの事業を県から、国から引き出す努力をすとか、そういったかたちで農業の活性化につなげていっていただきたいと思います。

それと、新幹線駅のことですけれども、私も2度、2泊3日で利用させていただきました。私の時は何とかがらがらじゃなかったですけれども、何台か余裕があったときで助かりましたけれども。もう少し落ち着いてきたんじゃないかなというような気がしまして、まだ1年では早いんじゃないかな、もう1年ぐらい待ってそれでもどうしてもという時には考えなきゃいけないかなと思うんですけど。それで部長より答弁がありました一番便利のいいところかというと、無料駐車場に一番いいところを提供しなければいけないのかというのは、永野議員のおっしゃいましたけど、私もそれは思います。少し無料というならば離れたところでもいいんじゃないかなというような気がします。それよりも私はまず、まだ考える余地があるんじゃないかなと。290台というのは本当にたくさん多いと思って新幹線の特別委員会の時も「ああ、多いな」と「これだけあれば十分だな」というような考えの中で、私どもも特別委員会の中で発言してまいりましたけれども、今のような現状は憂うところがあります。しかし、もう少し考えて芝生広場を駐車場にするとか、あえて1億もかけなければいけないのかなという気がします。

表題の当初予算についてという上げたんですけれども、これはそのバランス、農業予算は減っている、じゃあ市長はいつも税金は市民の皆さんのもんだから、市民目線に立ってということで無駄金を使わないというようなそういう信念をもってやってこられておりますけれども、ちょっとこれを見ると「ああ、そうじゃないんじゃないかな」という気がしまして、こういう表題を上げさせていただきました。本当に、今、大きく投資しなければいけないのはどこにあるのかというのはちょっと違うんじゃないかなと思います。きょうは福祉からずっと福祉の質問等々ありましたけれども、当然福祉は避けては通れない予算でありますので、そういう予算が潤沢に出ますように、経済の方の活性化の方を盛り上げるように予算編成をお願いしたいと思います。

私の質問終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、福嶋譲治君の質問を終わりました。

3番 内田靖信君。

〔3番 内田靖信君 登壇〕

○3番（内田靖信君） 本日の最後の一般質問となりました。3番自友クラブ、内田で

ございます。子ども手当からの滞納保育料・給食費等の特別徴収について、まず一般質問を行ないます。国は平成22年度より少子化対策や子育て対策を強化し、子どもは従来家族、家庭を中心として育てるものから、子どもは広く社会全体で育てるものとの理念によりまして、従来の児童手当にかわり、新たな子ども手当を創設したところでございます。当初のマニフェストによれば、0歳から中学生まですべての子ども1人に2万6,000円を支給するとのうたい文句でありました。しかし、リーマンショック後の急激な景気後退による税収の大幅な落ち込みや、その税収を当初予算の段階から新規国債発行額が上回る、また政府による特別会計等の改革も進まず、危機的財政状況の中で子ども手当は当初予定されておりました支給額の半分に当たる1人当たり1万3,000円を支給額として実施が開始をされたところでございます。その子ども手当は、現在子どもの年齢などに応じまして月額1万円から1万5,000円が支給をされておりますが、いわゆるばらまきとの批判も根強く、また少子化対策、子育て支援策としての効果にも疑問視されておりました、子ども手当の名称をかえた上で平成24年6月分からは所得制限を導入するなどの制度改正がなされようとしております。現在のその子ども手当は、昨年10月から今年3月までの6カ月間の支給に関する特別措置法によりまして支給をされているところでございます。その子ども手当特別措置法の骨子は一つに3歳未満と3歳から小学生の第3子以降は1万5,000円を支給。3歳から小学生の第1子、第2子と中学生は1万円を支給するものであります。

次に、とかく物議を醸しました在留外国人の母国にいる子どもは支給対象外とするものであり、また地方自治体が給食費や保育料などの滞納分を子ども手当から天引きができるようにする仕組みを導入することとあります。さらに平成24年度以降は、先ほども述べましたが、6月から所得制限を導入し、支給対象外となる世帯の税制、財政措置などの救済策を検討するなどの内容でございました。この骨子の中で地方自治体が滞納している給食費や保育料を子ども手当から天引きができるようにする仕組みにつきましても、創設された当初の子ども手当は、保護者以外の第三者による差し押さえを禁止をしておりました。しかし、子ども手当の財源を当初国が全額国庫負担とするとしながらも、実際は地方公共団体にも応分の負担を求めたことから、地方公共団体側が子ども手当からの天引きの制度化につきましても国へ強く要望していた経緯もございます。私は受益と負担の公平性からも、また玉名市の一般財源から多額の財源が子ども手当に充当されている点からも、この制度化は是非とも必要なものと考えております。

そこで、お尋ねをいたします。まず1点目に合併後の玉名市において給食費や教材費、また保育料の滞納はどの程度になっているのか伺います。2点目に滞納分の徴収について玉名市として現在、どのような対策、対応をなされてきたのか伺います。3点目に給食費や保育料の滞納分はそれぞれの会計について少なからず影響するものでござい

ますが、どのような精算、あるいは決算の処置をされているのか伺います。4点目に玉名市の平成22年度決算における子ども手当の公務員分を含んだ総支給額とその財源内訳はどの程度になっているのか伺います。5点目に昨年10月に特別措置法が施行され、支給額の見直しと合わせて、保育料を手当から直接徴収できるようになり、学校給食費等については本人同意により手当から納付することができることとされました。兵庫県の姫路市や洲本市ではいち早く子ども手当からの特別徴収を制度化しておりますが、この点について玉名市はどのような対応をされてきたのか伺います。

次に、武道の必修化に伴う安全対策について伺います。文部科学省は中学校の学習指導要領を改訂し、その新学習指導要領では中学校の保健体育において、武道、ダンスを含めた全ての領域を必修とすることとし、今年の4月から中学校で新学習指導要領に基づくカリキュラムが始まることとなっております。改正教育基本法により「武道は我が国固有の文化であり、青少年期にこの武道に積極的に取り組み、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重し、体力の増強とともに礼儀作法を習得することなどを目的としたもので、伝統と文化を尊重する青少年を育成するもの」としております。心身ともに強靱で礼儀正しい青少年を育成するためのこの武道の必修化は、時期を得たものでありまして、私は大きな期待を寄せているところでございます。この武道については、柔道、剣道、相撲の中からそれぞれの学校が選択して履修することとなっておりますが、その選択の傾向としてはこれは全国的にも柔道が一番多いのではなかろうかと考えられております。私たちの玉名市内の6つの中学校におきましても、有明中学校が剣道を選択されておるようですが、残りの玉名中学、玉陵中学、玉南中学、岱明中学そして天水中学の5校については、柔道を選択されているとのこととあります。特にこの柔道については投げ技などで頭部や胸部を打撲したりした場合、重大な事故になりかねませんし、柔道での死亡例はクラブ活動中がほとんどと言われておりますが、授業中においても骨折等の事故が起こっているとの報告がなされております。この武道、特に柔道の必修化を前に、柔道経験を持つ教師は少なく、また限られてもおります。教師を対象とした研修会等の講習を受けられたとはいえ、短期間での技術や指導法を十分に習得することは難しく、この必修化を前にして、最も心配されている生徒の安全面についての対応は不十分なものと言われております。このようなことから、担任する教師もまた生徒やその保護者も不安感を抱いているのが現状とされております。そこで、お尋ねをいたします。まず玉名市内の6つの中学校について、武道を行なう武道場の施設整備についてはどのような対策がなされているのか伺います。次に、この武道につきましても、指導する教師の大半が初心者と言われております。また、ほかの運動種目に比べましても指導の難しさが指摘をされており、事故防止に向けた課題についてどのような方策を講じられているのか伺います。さらに、重大な事故があってはなりません、危険を伴

う運動種目であることから、事故防止対策については万全の処置を講ずることは当然のものとし、それでもなお、万一の事故は想定していく必要がございます。事故発生後の対応についてどのような方策を講じられているのか伺います。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

〔健康福祉部長 辛島政弘君 登壇〕

○健康福祉部長（辛島政弘君） 内田議員の子ども手当からの滞納保育料、給食費等の特別徴収について、合併後の玉名市における保育料の滞納はどの程度になっているかという点についてお答えいたします。子ども手当は、先ほど申されましたけれども、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する、という趣旨の下に支給するものでございます。まず、合併後の玉名市における保育料の滞納につきましては、平成23年度繰越時点で、平成18年度から平成22年度の分の月件数291件の計428万円になっております。次、2点目の保育料の滞納徴収はどのような対策をなされているかということにつきましては、まず保育料の滞納対策として、年に3回対象者へ催告書の発送と毎年2月の次年度入所決定前に1週間程度納付相談を受け付ける案内をし、納付を呼びかけております。また、子ども手当等の申請時に窓口におきまして、分割納付等の誓約を取り、その納付誓約が守られない場合には随時電話催告を行っており、子ども手当支給月の納付額は通常より多く納付をしてもらうように促しております。最後に毎年5月は集中して時間外の訪問徴収をしておりまして、保育料の滞納整理に努めているわけでございます。3番目の保育料の滞納分は、市税との一般財源で補てんするものかということでございますけれども、保育所の運営費の総額というものが、国の基準により入所児童の年齢や人数で決定されるものでありまして、保育料の滞納による財源不足で運営費が減額されるというものではありません。これは市税等の一般財源で補てんをされるものでございます。4点目の平成22年度決算における子ども手当の公務員分を含みまして総支給額とその財源内訳はどの程度かということですが、当市の職員に対する支給分を含めまして平成22年度子ども手当は、対象者約8,000名、決算額約12億1,900万円で、この決算額に対する財源内訳は国、県負担金が10億3,300万円で、市税等の一般財源が1億8,600万円となっております。また、玉名市が負担する当市の職員に対する支給分は、対象者310名、決算額約3,850万円で、財源はすべて市税等の一般財源で行なわれておるわけでございます。最後の5番目でございますが、保育料を子ども手当から直接徴収や本人同意による納付ができるとされていましてけれども、その玉名市の対応はどうなっているかということでございます。昨年10月に、これも先ほど議員申されました、特別措置法が施行されておりまして、支給額の見直しと合わせて、保育料を子ども手当から直接徴収できるようになり、学校給食費等につきましても本人同意により手当から納付することができ

るといふふうにされました。しかしながら、この特別措置法というものが本年度末までのいわゆる短期間の時限立法でございまして、これもいつまで続くか不明、わからないということで当市における保育料につきましては、継続性を考慮しまして導入を見送っていた状況でございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 教育次長 立川隆則君。

[教育次長 立川隆則君 登壇]

○教育次長（立川隆則君） 内田議員の御質問にお答えいたします。学校給食費は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものであることが、学校給食法の目的とされており、本市においても完全給食を実施しております。経費の負担につきましては、施設及び設備に関する経費は学校の設置者、それ以外の経費は保護者の負担とされておりますので、食材費を給食費として徴収することは議員御承知のとおりであります。さて、御質問の合併後の玉名市における給食費の滞納合計でございますが、平成18年から22年分までで、現在102万3,163円になっております。なお、教材費についても保護者負担であります。これについては滞納はないと聞いております。

次に、滞納分の徴収方法についてでございますが、これは各学校において督促状を送り、家庭を訪問したり、子どもにも配慮しながら徴収に努めております。過年度分についても毎年徴収に努力しているところであります。また、給食費の支払いが困難な家庭については、就学援助費の基準に従い、この制度を利用していただき、給食費が未納にならないようにしております。

次に、給食費の滞納分の会計の影響であります。玉名市の場合は、給食費総額に対する滞納額の占める割合が低いものであります。徴収された給食費で滞納者の分もまかなっておりますので、一食分に少なからず影響していることは事実であります。

最後に福祉部長が言いましたように、10月に子ども手当特別措置法が施行されましたが、同法は本年度までの時限立法でいつまで続くかわからず、子ども手当の関係部署とも先ほど言われましたように、協議ができていない状態ですので見送らせていただいております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 内田議員の武道の必修化に伴う安全対策等の御質問にお答えしたいと存じます。まず、武道を行なう施設設備についての安全対策でございますが、

武道場、武道室を保有している中学校は、玉名中、玉南中、玉陵中、岱明中で4校です。天水中は隣接する天水町の体育館の武道室を使用しております。これらの5校は学校の武道において柔道を選択しております。また、有明中におきましては、剣道を選択しております、体育館で剣道の学習が実施されます。来年度からは武道が全面実施ということになりますので、それぞれの施設において安全対策をとっております。まず、武道の活動において事故が発生しないように、例えば、施設の壁の角あるいは突起物、そういうところに生徒は活動中に不意に体に触れることがないように、触れることがないような構造にしております。また、床の面は歩行の妨げになるような段差は構造上極力設けておりません。特に柔道活動におきましては、生徒の体が直接畳に接触しますので、活動中の衝撃を吸収しやすいようにクッション材の入っている柔道専用の畳を敷き詰めております。同じように武道場の床構造も体育館と違い、床そのものにクッション性があるように建築しております。現在、玉南中と有明中において、平成26年3月の完成に向けて、新しい武道場の建設を進めております。これらの二つの武道場におきましても、上記のような安全対策のもと設計および建築を進めております。武道の指導面における安全対策についてですが、生徒への武道の指導は中学校の保健体育の教員免許を有する教師が行ないます。中学校の体育の教師は、保健体育の免許状を取得するにあたって、それまでに在学中に柔道や剣道の実技と指導方法を履修し、生徒に対する武道の指導方法を学んできております。また、文科省からの安全指針を踏まえ、生徒の安全意識と真剣な学習態度の徹底を初め、柔道においては基本となる十分な受身と基本的な技の習得など、生徒の実態に応じた段階をおった系統的な学習指導を行なうようになっております。なお、絞め技等の危険技は禁止としております。生徒が事故のない充実した武道学習ができるように、これまで中学校の体育教師に対して、数々の武道に対する実技安全研修会が行なわれております。来月にも2日間にわたって、柔道と剣道における指導者安全講習会が熊本県教育委員会主催で実施され、玉名市を含めすべての中学校の体育教師が指導方法を学びます。このような安全指針に沿った指導方法や武道の安全講習会等を通じた体育教師の安全な指導方法の実施により、事故のない武道指導に取り組んでいます。

次に、事故発生後の対応についてですが、学校における事故はあってはならないものですが、万が一の事故が発生した場合に備えて、学校においては事故発生対応マニュアルを作成して、事故を最小限に防ぎ、迅速に対応できるようにしております。例えば、生徒がけがを負った時の教職員の連携による、即座の生徒への安全措置と養護教諭との応急処置、それと同時に家庭と病院への迅速な連絡、救急車で引率、搬送と病院での診察、治療等、万が一の事故発生に対して、生徒の命と心身の健康を守る方策を講じております。学校においては常に生徒の事故防止と安全確保を第一に学習指導を行

ない、生徒の安全を確保するように取り組んでおります。玉名市教育委員会としましては、来年度から全面実施となる我が国の伝統の武道の学習が、安全で充実したものになるように、今後も各学校の施設面の安全管理と生徒への安全な学習指導の徹底を目指して取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 3番 内田靖信君。

[3番 内田靖信君 登壇]

○3番（内田靖信君） ただいまの答弁で、保育料が291件の428万円の滞納。給食費がこれは件数は申されませんでした、102万円程度の滞納がっております。それぞれ相当額の滞納がなされております。またこの金額のほかにも既にもう不能欠損で処理をされたというものもおそらくあるものと察しております。この子ども手当を受給しながら滞納されている保護者については、滞納した保育料はその精算の過程において今、答弁のとおり玉名市の一般財源で補てんをしておる。給食費の滞納分は結果として、学校給食のサービスの低下を招いております。厳しい雇用状況、あるいは経済状況にも関わらずきちっと保育料や給食費を納入されている保護者にとっては、受益と負担の関係からもこれはあまりにも不公平なものと考えております。これらの状況が長らく続き、滞納に対する対策を怠ることは、これは行政の不作为ともなり、社会規範あるいは社会規律を乱し、ひいては子育てに対するモラルの低下、あるいはモラルの後退ともなりかねません。現在、従来の子ども手当を見直し、政府は4月から名称を「児童のための手当」とするよう国会で調整し、今年度内の法案の成立を目指しているところでございます。この子ども手当の名称は改善され、また所得制限等が導入されるなどさまざまな制度改正がなされましたとしましても、現行の特別措置法で保育料や給食費の滞納については、特別徴収が可能になっておりまして、4月から実施されるであろう新法のもとにおきましてもこの処置は継続されるものと推定、あるいは想定をしております。大切な一般財源を保育料の未納分に補てんすることなく、また学校給食のサービス低下に歯止めをかける上からも、またこのまま対策もなく放置するということになりますならば、滞納される保護者に対しまして、玉名市で二重、三重の財政支援を行なうということにもなりかねません。できるだけ早く玉名市においてこの特別徴収の制度化を実施する必要があるものと考えておりますが、執行部の見解を伺います。

また、武道の必修化に伴う安全対策については、万全の対策、対応を講じられており、礼節豊かな活力ある青少年の育成について大きな効果があるものと期待をしております。

再質問の最後になりますが、事故が起きた場合の原因究明をスムーズに進めるために、都道府県知事のもとに第三者による事故調査委員会の設置を求める要望が、文部科

学省に対してあっておりますが、文部科学省はどのような見解、対応をされているのか伺って、私の一般質問といたします。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長（辛島政弘君） 内田議員の子ども手当からの滞納保育料、給食費等の特別徴収についての再質問にお答えいたします。滞納保育料につきましての現行の特別措置法では、保護者の同意のない徴収はできません。しかしながら、保護者の同意を得た場合は、子ども手当から納付できますので、同法が継続されることを条件といたしまして、今度保育料の滞納整理をより強化するための方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 教育次長 立川隆則君。

[教育次長 立川隆則君 登壇]

○教育次長（立川隆則君） 今後の方向性についてお答えいたします。玉名市内の給食費の徴収方法は現在、各小中学校の保護者による徴収が最も多く、地域で徴収することで徴収率が高くなっております。このことも子どもを広く社会全体で育てることになるかと思えます。なお、徴収方法を一度変更しますとなかなか元に戻すことが困難になると考えられます。そこで、子ども手当特別措置法が継続されるのであれば、保護者の同意が得られる滞納分についてのみ、手当から納付できるよう、子ども手当の関係部署と協議しながら考えております。

以上です。

（内田議員の会話あり）

○議長（高村四郎君） ようございますか。

教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 内田議員の武道必修化に伴う安全対策の再質問にお答えいたします。事故が起きた場合においては、学校の緊急の対応につきましては、先ほどお答えしましたとおり、生徒の命と身体の健康を第一に対応していくということでございますが、議員がおっしゃいます事故の原因究明をスムーズに進めるために、文部科学省に対して事故調査委員会の設置の要望、これは今年の2月7日に全国柔道事故被害者の会というところが文部科学省に要望を出されておりますけれども、その後の見解、対応ということにつきまして、熊本県教育委員会へ問い合わせをいたしました。今のところ文部科学省から熊本県教育委員会へ見解や対応についての通知等はまだありませんので、詳しいことはわからないということでもあります。玉名市教育委員会としまして、各

学校が柔道を実施するにあたって、今後も生徒の健康状態を十分に把握し、真剣な学習態度のもとで、受け身指導の徹底とあるいは基本的な技能の段階に応じた系統的な指導等によって、事故の未然防止を図ってまいりたいと存じます。議員の御理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日から11日までは休会とし、12日は定刻より会議を開き一般質問を行いません。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時04分 散会

第 4 号

3月12日(月)

平成24年第1回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成24年3月12日（月曜日）午前10時01分開議

日程第1 一般質問

- 1 7番 近松 議員
 - 2 2番 福田 議員
 - 3 11番 前田 議員
 - 4 4番 江田 議員
 - 5 21番 田畑 議員
- 散会 宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 7番 近松 議員
 - 1 玉名市地域包括支援センター統合について
 - (1) 民間委託していた包括支援センターを社協に統一する理由は
 - (2) 委託先職員の処遇はどうなるのか
 - (3) 現在の職員の待遇は
 - 2 環境問題について
 - (1) 公共施設の土地に除草剤散布しているのか
 - (2) 薬剤の使用に関する基本指針は
 - (3) 安全性をどのように考えているのか
 - 3 新玉名駅駐車場整備について
- 2 2番 福田 議員
 - 1 防犯について
 - (1) 安心安全なまちづくりに市はどのように取り組まれるか
ア玉名市の犯罪状況は
イ防犯対策は
ウ防犯カメラ設置の考えは
 - 2 新玉名駅駐車場について
 - (1) 維持管理状況
 - (2) 有料化の考えは
 - 3 バス路線網の整備について
 - (1) 利用状況と費用（市負担）について

(2) 道路網の整備に伴い路線の見直しをどのように考えているか

(3) 巡回バスの考えは

3 11番 前田 議員

1 玉名市人口増加への対策について

(1) 定住化促進についてどのような構想・計画があるか

(2) 市住宅リフォーム制度の実績と今年度の目標はどのように予算化しているか

(3) 子ども医療費無料化について、荒尾玉名や近隣自治体の取り組み及び市における制度拡充の取り組みはどうか

2 24年度予算に関して

(1) 新幹線駅を中心としたまちづくりの構想と新たな駐車場整備の必要性を聞きたい

(2) 任期付職員採用について、採用に至る背景・理由、目的、目標などはどうか

3 保険料、税などの滞納対策について

(1) 過去3年間の資格証明書の発行状況はどうなっているか。また、この現状について、市長の見解を求める。

(2) 過去の差し押さえに、子ども手当、母子手当、父子手当、就学援助、医療費の償還、年金などはなかったか

(3) 子ども手当の差し押さえについて、特別措置法における見解を求める

(4) 各種手当や年金など口座振込ではなく、直接受け取りが制度上可能か

(5) 納税相談の目的は何があるか

4 4番 江田 議員

1 6年が経過した玉名の合併効果は

(1) 他市町と住みやすさの比較

(2) 各支所の市民サービス

(3) 高齢化社会の独居老人の対応

(4) 定住促進補助事業の成果

(5) ドクターヘリの対応は

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	古閑猛君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	小畠栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	斉藤誠君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田中等君
市民生活部長	辛嶋啓司君	健康福祉部長	辛島政弘君
産業経済部長	植原宏君	建設部長	蓑田穂積君
会計管理者	原田政樹君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原口和義君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂西恵二君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森本生介君
企業局長	竹原憲司君	教育委員長	大谷壽君

教 育 長 森 義 臣 君
監 査 委 員 有 働 利 昭 君

教 育 次 長 立 川 隆 則 君

○議長（高村四郎君） 御起立願います。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。日程に入ります前に申し上げます。3月11日の昨日、東日本を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災からちょうど1年がたちました。国においては、天皇・皇后両陛下御臨席のもと、東日本大震災1周年追悼式が執り行なわれました。ほか、列島各地で鎮魂の祈りを込めた追悼行事が行なわれました。また各公署、学校、会社、その他一般においても弔旗・半旗を掲揚し、地震発生時刻には国民を挙げて、それぞれの場所で黙祷が捧げられております。玉名市議会といたしましても、昨日は休会でありましたので、改めて本日ここに犠牲者となられた多数の方々に対し、追悼の意を表しますとともに、依然として避難を余儀なくされるなど被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。それではこの突然の地震とその直後の津波等でお亡くなりになられました方々御冥福をお祈り申し上げ、あわせて被災された方々の生活再建と復興を願い黙祷を捧げたいと存じます。それでは全員御起立願います。

[黙祷]

○議長（高村四郎君） 黙祷を終わります。御着席願います。市長より発言の申し出があつておりますので、これを許可します。

市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 東北地方太平洋沖地震の発生から昨日でちょうど1年が経ちました。本日の定例議会一般質問に先立ちまして議長のお許しを得、発言の時間を賜りましたことに対し、議員各位に深く感謝を申し上げます。我が国の観測史上類を見ない東北地方太平洋沖地震による津波では死者1万5,853名、そして3,155名の方々の行方が今なお不明のままとなっております。ここに改めて亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに被災された方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。未曾有の被害に加え、特に原子力発電施設が被災したことによる放射能への脅威と与えた影響は我が国経済社会、そして市民の日常生活のあらゆる面において大きな苦難を強いられました。震災を機に自分にとって本当に大切な物について改めて考えた人、家族の絆、友人・知人とのつながりを見つめ直した人、あるいはだれかの役に立ちたいと被災地へボランティアへ向かった人など、多くの国民はそれぞれの思いを持ち、あるいは実践し、それは日本国民、そして我が国の真価が問われた1年だったように振り返っております。今も続く不明者の搜索、先が見えないがれき処理に携わっておられる方々等すべての人々に対し心より敬意を表しますと共に今後も国や自治体等多くの温かい支援に

より被災されたすべての皆さまが一刻も早く健康な心身を取り戻すとともに生活基盤を建て直し、そして防災に対する心構えを常に持ち、この大震災と犠牲者を忘れないでいくということこそが鎮魂につながるものと信じています。本日は貴重な時間を賜り議員各位に感謝申し上げます。ありがとうございました。

日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） それではこれより日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） おはようございます。蒼風会の近松です。きょうの新聞にもう5歳になりますか女の子がまだ震災で見つからないお母さんに対して、お母さんに向かってお母さんお元気ですか、生きてるといいですねと、そういう手紙を書いたという記事が載っておりまして、本当に胸が張り裂けそうな思いです。被災された方々に心を寄せて質問を始めたいと思います。

まず1点目、玉名市地域包括センター統合についてです。介護保険制度ができました当時、在宅介護支援センターがそれぞれの町にありましたが、その後介護予防に力を入れて介護の需要を抑制しなくてはという財政的問題に加えて、家庭機能の低下による虐待などの問題にも対応すべく制度改正となり、在宅介護支援センターが形を変えて5年前に地域包括支援センターになりました。玉名市では現在のところ、南部と西部の包括支援センターは民間委託、北部については社会福祉協議会に委託しています。しかし昨年末、急に24年度から民間委託をやめて社協に統一するという話が出たということを知りました。しかし急に言われても雇っている職員の処遇に困るという事業所の都合と引き受ける社協でも準備体制が整わないとのそういう理由もあったと思いますが、結局1年先送りされたと最近聞いたところ。この話を聞いて、こんなことなら最初からすべてを社協に委託しておけば何の混乱も起きなかったのではないかと、当時の関係者に事情を尋ねてみましたところ当時社協にはケアマネージャー初め人材が不足していたため、最初から地域包括センター業務を引き受ける意思はなく、そこで市としては民間委託の考えであったが1カ所だけ引き受けてくれる民間の事業所が見つからなかったため、北部地域包括支援センターの事業は社協が受託する羽目になったということでした。しかし5年経って社協も力をつけてきたので、ここらで社協にすべてを任せたいということなのではないでしょうか。玉名市の体制が不十分なときには民間にお願いしておきながら、社協だけでもやれるという見通しがついたら、委託を打ち切り、社協に一本化するというのは設立当初にできたばかりの制度を軌道に乗せるべく努力してきた民間の2

事業所に対してはいささか失礼な話ではないかと思えます。どちらの事業所も委託費だけでは運営できず、つまり母体の事業所にとっては何のメリットもないのに5年間玉名市の介護支援事業の一翼を担ってくださったわけですので、その職員の方々に失礼のない形で話を進めておられるのだろうか、市としての信用を失うことのない形で準備を進めておられるのだろうか、そのような思いで次の3点について質問いたします。今まで民間委託していた包括支援センターを早急に統合する理由を改めて伺います。②番目、今まで雇用されていた委託先の職員の処遇はどうなるのか、2カ所合わせて9名の方が正職員で雇われておられます。③統合されることになる社会福祉協議会の包括支援センターの職員の待遇はどうなのか、優秀な人材を確保できる待遇であるのか、以上3点についてお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長（辛島政弘君） おはようございます。近松議員の尋ねの玉名市地域包括支援センター統合についてお答えいたします。まず1番目の民間委託をしていた包括センターを玉名市社会福祉協議会に統一をする理由ということについてお答えしたいと思います。地域包括支援センターは平成18年4月の法改正により市町村に設置が義務付けられたもので、玉名市では3事業所に委託をお願いし既に5年が経過いたしております。その間、制度改正、社会環境の変化、財源問題なども発生し、また新しくできた組織であるため、地域の住民の方に認知されていない介護予防支援業務の負担が過大であることなど、その運営につきましてはさまざまな課題を抱えております。このために他市町村におきましても定期的に見直しを行なっているところでございます。今後玉名市の地域包括支援センターが期待される役割を担っていくためには、市が中心となって地域包括支援センターの体制整備や必要な支援を行ない、その機能強化を図っていく必要があるため、今回委託先の見直しを行なったものでございます。見直しのポイントといたしまして第1番目に委託事業所の一本化による効率化、2番目に専門職員の育成、3番目に地域包括支援センターの体制の整備、4番目に地域への支援の充実などを掲げ、その他に住民の方が集まりやすい場所に事務所を設置していること、民生委員や福祉協力委員等の福祉関係者、またほかの福祉サービス等との連携や調整が行ないやすいことなどを考慮し、平成25年度から玉名市社会福祉協議会へ統一することで進めております。次に2番目の委託先職員の処遇はどうなるのかということでございますけれども、これは南部及び西部包括支援センターの職員が全員が正職員であるために、委託先事業所との配置転換などを考慮し、1年以上の移行期間を設けたところでございます。最後に3番目の現在の職員の待遇はということについてでございますけれども、職員の給料や福利厚生等につきましては、委託先事業所の規定によることであるために、調

整や把握は行なっていない状況でございますけれども、年間の委託料につきましては3包括とも一律1,659万6,000円といたしておるところでございます。本年度熊本県下の他市の委託料の状況でございますが、複数の事業所に委託を行なっている自治体の中で基本額では高齢者数により段階的に委託金額を設定し、高齢者数6,000人規模の包括ですと1,900万円、また全包括一律1,600万円にする自治体、あるいは圏域ごとに異なり平均で1,600万円程度でございますので、あまり差が見受けられません。高齢者及び高齢者世帯の増加また家族や地域のつながりが希薄化し、支援困難な事例が日々増加している今日、地域包括支援センターが担う業務・役割はますます増大しており、地域包括支援センターへの優秀な人材の確保、職員のスキルアップなどを図るためにも他の自治体の状況等を考慮しながら今後とも検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 統合する理由については種々言われましたけど、効率化それから結局行政と一体となって事業を進めていきたいということなんだろうと思います。この動きには私は反対するものではありません。確かに一本化の方が効率的でもあり、また市としても一体となってやっていけるという効果はあると思います。ただ先ほど申し上げましたように今まで御苦労いただいた委託先に対して御迷惑のかからないように進めていただきたいという気持ちでおります。委託先の職員の処遇については1年間、1年余り経過措置があるからどうか配置転換するだろうとのお考えのようですが、やはり4、5人の余剰人員を抱える母体の事業所は大変だろうと思います。本来でしたら希望者は優先的に採用するぐらいの配慮が必要ではないかと私は思いますけども、この雇用条件の違いによりこれも非常にむずかしいことではないかなあというように思っております。

次に社協内の包括支援センターの職員の待遇についてですが、今部長の答弁では委託先の事業所の規定によるものだから詳しくは把握していないということでしたけども、1,600万円の委託料をお渡ししてあるわけですから、その内訳、どのような待遇で雇って仕事をされているのか、その辺のところはやはり把握していく必要があるのではないかと思います。私が知っている範囲では大卒であっても初任給13万円ぐらい、技能職の扱いということです。玉名市は確か17万円だったと思います。例えば九看大を出てある程度の経験をしてケアマネージャーになっても13万円あまりということです。そして1人は社協の正職ですけども、あの方はずべて1年契約の嘱託職員ということです。いつ首を切られるかわからないということです。今委託料全体としてみれば県内他の事業所も市からの委託料はあまり変わらないということですが、私が聞

いたところでは他の支援センターの職員の待遇は玉名市よりよいと聞いております。それは社協への全体に対する業務の委託料が何かで加算されているのかどうか、そこまで私は把握しておりませんが、県内で玉名市の社協における包括支援センターの職員の待遇は決してよくないというふうに聞いております。どうか担当課で調べて今後参考にしていただきたいと思います。家庭の機能が低下したことから介護に限らず、福祉面でのサービスがとて多くなってきました。新規の事業、職種については公務員を増やさないために外部委託したり、臨時雇用で対応することが増えてきています。そこで働いているのはほとんど女性ばかりです。女性だからこのくらいの給料でいいだろうという意識が男性のどこかにあるからこんな大事な職種の方々も民間よりも低賃金で抑えられているのではないのでしょうか。非正規労働者を増やし、経費節減するという今の考えは本丸を守るためとしか私には思えません。きょうの部長の答弁では他の自治体の状況を考慮していくということでしたので、ぜひ待遇の改善ということを考えていただきたいと思います。それが優秀な人材の確保につながると思います。ところで西部と南部の包括支援センターでは男性職員を雇っております。高齢者の虐待の問題も増えておりますので、ぜひ男性職員を置いてほしいという声が巷の介護事業所からもあります。今社協のある包括支援センターは全員女性で男性は雇っておりません。今のこの社協内の包括支援センターの待遇では男性は応募されないのではないかとというのが大方の見方です。初任給13万円でそして昇給も少なくて一家を支えていけるだろうかということですが。またそれだけでなく、今のこの待遇で期日までに優秀な人材が集まるのだろうかという危惧します。そこで統合までのスケジュールと男性職員の採用することなどについて部長の見解をお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長（辛島政弘君） 議員お尋ねの再質問でございます。スケジュール等につきましてはあと25年度からということでございますので、1年間の猶予がございます。その中で受け入れ団体であります社会福祉協議会とも相談をしながら順次進めていきたいというふうに考えております。当然、受け入れ態勢、雇用体制等を含めてのことでございますが、それも十分考慮の上進めていきたいというふうに思います。

男性の社員に関しましても、この受け入れ側である社会福祉協議会と相談の上、できるだけ男性の方の採用もできればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 今あの統合までのスケジュール具体的に示されませんでし

たけども、人材確保は大丈夫なんでしょうか。私は早めに募集された方がいいと思います。一番大変な最初の立ち上げのときに頑張ってくれた民間の2事業所に対してはこれ以上迷惑のかかることのないように4月1日からはそれまでに十分多分、今年の暮れ当たりからは引き継ぎを始めないと間に合わないだろうと思いますし、新規の相談はいつの時点で切り替えるのか、その辺も早めに相談してきちっと対応できるように準備万端整えてことに当たっていただきたいと思います。また大きな仕事を引き受ける社協にとっては何のメリットもないことを引き受けることになります。委託するからといって相手は下請け業者ではありませんので、大事なパートナーであることを肝に銘じて協力し合って統合効果を出していただきたいと思います。行政というのは担当者がコロコロ変わりますので、当初の担当者の思いというのがいつの間にか消えていきます。最初は何しろ初めてのことでどうしたらいいかわからないから手伝ってほしい、お願いしますというスタンスから始まったとしても時が過ぎ、人が替われば何であの人たちばかりが出しゃばっているんだというふうにもなります。今回のことがそうだというわけではありませんが、おうおうにしてそんなことがありますので、心に留めていただければと思います。岱明のふれあいセンターまた横島のゆとり一むなどにもこの包括支援センターの出張所といいますか、人員を配置していただけることになれば、それは市民として非常に身近に感じることもありますし、相談場所ができますので、それについて私は先々メリットは大きいことだというふうに思いますが、ぜひ意向に当たってスムーズに市民に迷惑のかからないように事業所に迷惑がかからないように、そして今まで担ってくれた民間事業所に対して感謝に気持ちを忘れずに移行を進めていただきたいということを切に願います。

次に環境問題について移ります。玉名の薬草の取り組みについては、マスコミでも大きく取り上げられて玉名の宣伝に大きく役立っていることを頼もしく思っております。オオバコやタンポポ、ノビルなどは薬草というより野草といいますか、雑草といいますか、普段目につくものであるためにわかに薬草が身近になった感があります。ところでこの薬草といいますか、野草といいますか、このような植物が見かけなくなったといわれます。あまりにも簡単に除草剤を使うために野草が減ってきたと、見かけなくなったという声を聞きます。オオバコを知らない人が多いことに私は驚きます。これだけ薬草の会でオオバコを使ったスイーツやオオバコを使ったお料理を開発されているにも関わらず玉名市民がオオバコを知らないという、若い方ならともかく年配の方でも知らない人がいる、見たことがないという人がいるということに驚きます。そこに加えてノビルを食べてみたいけども、今はどこも除草剤を使っているからあそこの畦も使っているからとか、どこのを使ったらいいかわからないとか、ドクダミがほしいんだけどどこにいったら安心するものが手に入るだろうとか、尋ねられます。せっかく薬草の町

で売り出しているのですから、野草を大事にするためにもむやみに除草剤を使わない方がよいのではないかと私は思います。そこで公共の施設における除草剤の使用状況について伺います。また除草剤にもいろいろ種類があるようですが、個人の家で使うのと違い、公共の施設では不特定多数の人が往来するところですので、いつでも安全でなくてはなりません。そこで薬剤の適正使用に関する基本方針を作って使用すべきと思いますが、お考えを伺います。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

○企画経営部長（田中 等君） 近松議員の環境問題についてお答えいたします。公共施設の土地に関わる除草剤の散布状況でございますが、小学校、中学校、保育所、道路、公園、各種建物の敷地内等での散布状況を調べましたところ、小学校5校、中学校で2校、公民館が1カ所、スポーツ施設が3カ所、都市公園で2カ所の合計13カ所で散布しております。またそのほかの保育所、道路、農業公園等の施設に関しましては除草剤の散布はございません。次に薬剤の使用に関する基本方針についてでございますけれども、現在薬剤を使用する際の基本方針は定めていないところでございます。管理地ごとで薬剤に記載してある注意事項等に基づき散布されているところでございますが、飛散防止等には十分注意するなど適切な取扱いが必要であると考えております。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 今、小中学校で2校、公民館、スポーツ施設、都市公園、13カ所で使われているということですが、多分これより多いだろうというふうに思います。市が管理委託している公園等も使われているという声も聞きますので、これより多くでも少なくはないだろうというふうに思います。7つの学校でも使われているということは私としては非常に意外でした。今、飛散防止は対策は必要だろうということでしたけども、具体的にどうするのかという、そういうお答えがなかったわけですけども、お店に行って除草剤を見ますと注意書きが細かくしているものがあります。散布するときには立て札を立てるようとか、散布区域に入らないように囲いをするようとか、そういう注意書きがきちっとしてあるものありますけど、その辺についての対応はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。自分の敷地内で散布する場合には家族がわかっていますから問題ないのですが、公共の施設になりますと妊婦や子どもなど不特定多数の人が出入りしますので、私としてはぜひ配慮していただきたいというふうに思います。また現在使っている除草剤についてはその後子どもが土遊びをしても問題ないものを使っているのか、またその野草を採っても野草を採って食べても問題のないものを使っているか、その内容についてもお伺いしたいと思います。次に学校

の問題ですが、私は学校にだけは使ってもらいたくないと考えております。理由は2つです。1番目は東京都の神経科学研究所で、子どもの発達障がいと化学物質について研究されておられる黒田洋一郎さんが子どもの脳の発達に必要な遺伝子の働きを阻害する主要原因の化学物質にグロホシネート、グリホサートという物質をあげておられます。ですからこの物質が含まれている除草剤は使わない方がよいだろうということです。千葉大学の森千里先生も妊婦、子どもについては毒性化学物質は避けた方がよいだろうということを言われております。国が認めているわけですから大丈夫じゃないかという、そういう考えも確かにありますが、これいつになったら国が今認めているから永久にこれが安全だと、そういう保証はないわけです。発達障がいが増えている、知的障がいが増えている、15年間で約3倍に増えているということは全国的な問題でありますので、予防原則、はっきりわかってないけども、だれかがちょっと止めた方がいいということは止めてみるという、そういうことをしていかななくてはいけないのではないかと、私は考えています。知っていて使うのと知らないで使われているのでは大きな違いがありますので、その辺の表示をすとか、囲いをすとかそういうことはぜひ必要ではないかと思えます。2番目の理由は土のことがいいますと農業の専門の議員さんから反感を買うかもしれませんが、私は雑草というのはその土地にたりないミネラルをつくってくれるものだと、そういうふう聞いています。以前にもこの議会で申し上げたと思えますけども、今の食材は50年前の食材と比べてミネラルが10分の1か5分の1に減ってきているという現状の中で、草のミネラルこそが植物のミネラルを私たちが食べる植物のミネラルを供給してくれるという、そういうことを考えますと草をやはり大事にしていかなくちゃいけないのではないかと、草というのは足りないミネラルを作り出す、そして豊かな土地をつくってくれるものだと、そういうことを子どもたちにぜひ教えてもらいたいと思えます。作物を育てる土づくりの主役は草であり、1センチの土を作るのに100年かかると聞きました。これは私が考えたことではありません。大規模に有機農業を実践されている赤峰さんという方から教えていただきました。昨年熊本でも講演会があり、玉名から10名くらいの方が参加されたと思えます。このような命の循環を子どもたちに教えるべきではないかと思うのです。また玉名は薬草の町で売り出していますので、タンポポ、ナズナ、ハコベ、ヨモギなども食べられることも教えていただきたいものだと思います。私はこの2つの理由で学校で除草剤を散布することには反対ですが、教育長のお考えを伺いたいと思えます。

再質問繰り返しますと、さっき部長の答弁には具体的にどうしていくのだということがありませんでしたので、そのことについてと学校での除草剤散布について、2点についてお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

○企画経営部長（田中 等君） 近松議員の再質問にお答えいたします。先ほど議員が述べられたように除草剤を使う場合には、その除草剤にいろいろ注意事項が書いてございます。また使用方法等についても書いてあります。それを十分守っていただいて皮膚に付着した場合は直ちに水で洗浄する等の記載もあるため、安全を確保する上で散布時や散布後の立て札や縄囲い等を設置し、散布区域に立ち入らないようにするなど最大限の配慮は必要ではないかと考えています。それは当然考えているところでございます。野草の質問の方がございましたけれど、一応私の方で管理地、行政が管理しております管理地については先ほど述べたところの箇所が上がってきておりますけれど、その除草剤につきましてもいろんな種類があるとは聞いております。その使用方法等をその使用基準に沿って使っていけば一般的に言えば安全性が確保されているのかなあと。ただ管理地の中で薬草、野草ですかね、あるというその安全性は確保されているかということにつきましては、当然その中で散布したところは基本的には採っていかないのかなあという一般的な答弁になりますけども、そういう認識はしております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） それでは近松議員の再質問に学校関係の除草のということでお答えしたいと思います。現在とにかく学校にはなるべく除草剤等は使わないようにということで指導はいたしております。先ほど7校ということでございましたけれども、なるべく自分たちで、先生たちと子どもたちが一緒になって草を取ったり、それから地域の方々がお手伝いいただいたりということでやっておりますけれども、これは校長が最終的に判断をして、そしてグラウンドの外周とかそれから土手とかあるいは駐車場にしておる奥まったところ等で子どもたちが日頃近づかないようなところでの除草剤を使っているということと、それともう除草剤使った場合には1週間から10日、そこに立ち入らないように子どもたちには指導をしているという状況でございます。とにかく市の教育委員会としましても、校長は校地がやっぱりどうしても広くなって使わざるを得ない部分もあるようには聞きますけども、とにかく使わないような努力をするという指導は今後も指導していきたいと思っておりますし、環境にやさしい、どうしても使うときは環境にやさしくて、とにかく毒性がないような除草剤、出るということはないと思いますけど、毒性の少ない、小さい除草剤というのも、これは十分学校の方で専門家と相談しながらやっているようですので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。今後も指導はし続けてまいります。

終わります。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 草の問題は我が家でもそうですけども、高齢者が増えますと体力的にも管理できなくなったり、今後ますます大変な問題になっていくだろうと思います。学校でも学校規模の規模に対して子ども数が減ってきていますので、どんどん減ってきている中から教職員が数も減ってきています。その中でその敷地を管理していくのは確かに大変だろうと私も思いますけども、ぜひ東京都の黒田洋一郎さんで検索しますと出てきますし、また東京都は神経科学研究所のほかに化学物質の研究もされています。そこで東京都の学校というのは学校の中で使用指針を作っております。これは除草剤についてではなくて、化学物質についてですけども。やはり財政的に豊かなところはそういう研究がなされて、子どもたちが守られているけども、財政的に余裕がなくそういう情報もないところの子どもたちは野ざらしになっているのでは、これは不公平だと思いますので、ぜひ今後研究していただきたいと思います。そしてまた公的施設で使われる場合もより安全なものを、そしてまた注意書きをよく読まれてそしてそれに沿った使い方をしていただきたいと思います。今の状態でしたら散布した翌日にまた散布した数時間後には子どもがそれを手に触れるということも十分ある状況ですので、立て札、それから縄での囲い、そういうものをぜひしていただきたいと思います。私は草は大事なんだと、草が非常にミネラルを作ってくれるんだということがもっともっと多くの人に知れ渡ったらよその草も取って帰ろうと、そういうふうな町になったらいいなあというふうに思っています。肥料の輸入もお金がなければできなくなりますので、いずれ昔のように草が大事な時代がくるかもしれませんが、そういう運動も少しずつ広めていただきたいなあというふうに思っています。

では最後に新玉名駅駐車場整備について伺います。この新幹線新玉名駅の駐車場不足については、本当にあちこちから苦情が私にもありましてどうかしていただかなければならない問題でありました。しかし数日前、警備員を配置しましたらどうか問題なくできましたというそういうお話しがこの議会でありましたので、では警備員配置でできたなら1億円投資する必要があるんだろうかと、私もちょっと考えたところです。ほかに選択肢はなかったのか、これに至るまでにどのような議論をされたのか、そのことについてお伺いいたしたいと思います。また玉名駅には植木や大牟田など市外の人利用も結構あるというふうに聞いております。駐車場を拡張することでさらに新玉名駅を利用する人が増えることが考えられますが、せっかく人が来てくれるなら玉名市で1億もかけるなら、やはりお金を落としていていただきたいと思うわけですが、それに対しての経済効果まで考えておられるのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） 近松議員の御質問の新玉名駅の駐車場整備についてお答えをいたします。新玉名駅も本日をもちまして開業以来丸1年が経過したわけでございます。開業以来新駅の駐車場は利用者の利便性を図るために駐車場295台を確保しているところでございます。しかしながら新幹線の利用客や駅舎に隣接するたまらの来客など想定以上の利用が多く、利用者の方々から駐車場は停めるところがないなど苦情も多く寄せられたところでございます。その結果、利用状況といたしましては平日よりも休日が多く数日に渡って同じ場所に同じ車が駐車するというようなことにおきまして、その駐車場の回転率が落ちている現状でございます。このため看板の設置や広報紙などによりマナーの周知を図ってきたところでございます。議員おっしゃいましたように帰省ラッシュや長期旅行に備え、年末年始には警備員の配置ということで、また近隣に臨時駐車場の設置を行なって対応をいたしてきたところでございます。しかし警備員の配置が終わってからはまた混雑が続くような状態に戻ってきております。今後の対応といたしましては、新玉名駅は広域の駅でございます、来訪者や地元から遠方に出かける利用者にとっては重要な結節点であるとともに観光の振興や地元物産の消費推進に大きく寄与する重要な公共施設であると考えております。開業から1年を経過した課題に対し、駐車場の混雑を防ぎ利便性を確保するため、まずより親しみのある駅となるように今年度駐車場の整備をしてまいりたいというふうに思っております。それから他の選択はどうかということ、もちろん警備員の配置あるいはゲートを設置しまして利用客の絞り込みをするなど検討はしてまいったところでございます。今後ともよろしくお願いたします。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

[産業経済部長 植原 宏君 登壇]

○産業経済部長（植原 宏君） 近松議員の新玉名駅駐車場整備についてお答えいたします。新玉名駅開業に合わせまして設置しました観光ほっとプラザ「たまら」でございますが、開業からきょうまで多くの駅利用者や地元の方々に御利用いただきまして、この1年間は予想以上の成果をあげることができたと感じているところでございます。「たまら」に限って申し上げますと、昨年3月の開業以来今年1月までの数字でございますが、5万3,000人以上の方に御利用いただきまして6,800万円ほどの物産品などの販売実績となっております。これは玉名市の物産品はもとより県北地域の物産品など魅力ある商品がそろっていることも影響していると感じているところでございます。また、「たまら」内の薬草ダイニングたんぼぼにつきましても1万7,000人以上の方がお食事や飲み物で御利用いただき、1,400万円ほどの販売実績となっております。観光案内の方も3,000人を超えるお客様を御案内して

いるところでございます。この1年間は開業元年ということではいわゆる開業効果というものが大きく影響していると考えているところでございます。先ほど建設部長の答弁にもありましたように駐車場の利用実態を踏まえまして24年度に駐車場が拡張整備されることは新玉名駅やこの「たまララ」のさらなる需要促進につながるものと思っております。議員御質問のように経済効果を生むような事業展開は必要であると私も認識しておりますし、今後関係各課と連携協力して検討してまいりたいと思います。早速この連携の事業といたしまして今月17、18日、九州新幹線新玉名駅開業1周年記念熊本春まつりイン玉名ということで新玉名駅ですね、玉名菜の花フェスタが開催されるところでございます。今後も開業から2年3年と経過していくこととなりますが、たまララにおきましては引き続き設置目的である新玉名駅の利用者のさらなる利便を図り本市及び県北の観光拠点として積極的に情報発信を行ないまして、イベントや催事などを通じまして地元で愛される、来訪者に喜ばれる運営を心がけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 今、警備員の配置とかゲートの設置とかを考えたということをお伺いしましたけども、そのこのところもうちょっと詳しくお話しただけませんか。私も警備員さんで済むならそれでもいいんじゃないかと思ったわけなんですけども、警備員さんを配置することも考えたけども、何だったからこうなったという、そのこのところのお話が聞きたかったなあと思いますので。それからゲートの設置、多分有料化のことでしょうけども、それも検討したけども、何々がどうだったからこうなったということだろうと思いますけども、そのこのところを詳しくちょっとお伺いしたいと思います。それから私が経済効果がと思いましたが、「たまララ」さんも非常に頑張っておられまして私が行くとあまり商品がありませんので、よく売れているんだなあということ感じますが、1億円あまり投資して百何十台の駐車場をつくることでいいのか、それとももう少し駐車場部分を少なくしてそこにまた何か販売できるようなものをつまみ駅舎内じゃなくて駅舎外ですね、そういうものもするようなことも考えていいんじゃないかということも思いました。そういう意味で経済活性化対策ということですか。その辺も検討されたのか、そしてまた商工会とか商工会議所とか、地元の経済団体ともこういうことは協議されたのかどうか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） 近松議員の再質問にお答えをいたします。他の選択肢の中で先ほど警備員の配置あるいはゲートの設置を検討した、その結果がどうなんだという

ことではなかったかなあと思っております。警備員につきましては、まず試験的にやってみようということで12月中旬から1月の中旬まで1カ月間、年末年始にかけて実施をしております。確かに効果はあったのではなかろうかなあというふうに思っております。それとゲートの設置ということで、これは駐車場の出入り口にゲートを設けてまして例えば「たまらら」の利用者の方には何か印鑑でも押してもらって、例えば1時間、時間はあれですけども、その分については無料ですよというような駅を利用される方々、そういったような利用方法は考えられましたもので検討いたしました。ただ施設を設置いたしますと概略の見積もりで約3,500万円ほど設置に経費がかかってしまいます。それと年間500万円から600万円ぐらいの維持管理といたしますか、発券だとか券の発行だとか、そういう機械のメンテナンスがかかってしまうわけでございます。今回、1億1,000万円を拡張ということでお願いをしておりますけども、この件に関しましては将来的にも広くより多くの皆さん方に駅を利用していただくということで、今回計上させていただいたわけでありまして。そのことによって言いましたようにさらに多くの方々に利用を図っていただいて、引いては活性化につなげていきたいというふうに思って決定をしたところでございます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

[産業経済部長 植原 宏君 登壇]

○産業経済部長（植原 宏君） 近松議員の再質問にお答えします。1億1,000万円の投資ということで、「たまらら」以外類似の設置を考えたかということでございますが、現在のところは考えておりません。また商工会議所、商工会との協議等あったのかということですけども、「たまらら」の経理経営につきましては意見をお聞きしたぐらいで具体的に経営について協議した具体的内容はございません。ただ新しい24年度、玉名市全体の観光の振興計画を今計画中でございます。その中で新玉名駅開業1年を迎えまして新たに駐車場の整備に伴いまして集客をやるということ、これも含めましてですね、観光全体の中で新玉名駅のあり方、観光のあり方も含めて、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 警備員配置の件はちょっとよくわかりませんでしたけど、ゲートの設置は設置費もかかるし、管理費もかかるし、それを何年かすると1億円ぐらいすぐ飛んでしまうんだということがよくわかりました。経済活性化対策につきましては本当に人がたくさん来てくれるということはありがたいことなんですけども、やはり

そこでお金を落としていただきたい、少しでも玉名でものを買っていただきたい、それがやはり玉名が元気になる1つの方法ではないかというふうに思いますので、ぜひ「たまララ」の売上げ倍増でもいいですし、それからやはり地元の経済団体と本当は相談していただきたかったなあというふうな気がいたします。駐車場だけでいいのか、整備するついでに何かほしいのか、その辺のことをお話し合いがあった方がよかったんじゃないかなあというふうに思います。ただ1つ駐車場を拡張することで利用者が増えれば停車する本数が増えるかもしれないと、それは1つ玉名にとってメリットかなあと、そういうふうに思いました。ぜひますます玉名の物産が売れますように努力していただきたいと思います。

この3月で退職される職員さん、部長さん方いらっしゃると思います。本当に玉名市のためにお疲れ様でございました。ちょうど最後の最後になりました蓑田部長さんに御答弁いただきました。企業局の時、そして土木部長さんと建設委員会でもお世話になりました。下水道問題では研究会の部下の方に差し入れしてあげたり何かそういう一面を持った優しい部長さんだというふうに伺っております。本当に今後とも斉藤部長さん初め皆さんの御活躍を期待しております。

これで私の質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、近松恵美子さんの質問は、終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） こんにちは。新玉名クラブの福田でございます。通告に従い一般質問を行ないます。

まず最初に、防犯について質問いたします。最近テレビ、新聞等で犯罪に関する報道が多くなってきたように感じるのは私ばかりではないと思いますが、いかがでしょうか。県では昨年熊本市の清水町で娘の誘拐殺人事件が起き、小さな子どもを抱える父兄にとりまして大きな衝撃を与えたことはいまでもありません。ほかに山鹿市での殺人事件やつい最近では玉名市のコンビニ店で男性店員に、刃渡り17センチの包丁を突きつけ金を奪った相次ぐ強盗事件が起きております。また山鹿市鹿央町の郵便局でもカウンター越しに局員らに包丁のようなものを突きつけ百数十万円を奪った強盗事件も発生したのは記憶に新しいところであります。今まではテレビ等の報道を見て、また事件

が起きているなあと他人事と申しましょうか、あまり深刻に考えたことはなかったのですが、このような事件が身近なところで相次ぎますとただごとではありません。玉名市の治安が心配であります。この事件の背景には円高も含め、長引く景気の低迷がその要因とも思いますけれども、いずれにしましても安心して暮らせる町でありたいと思っております。市の広域計画計画書の現状と課題の中にだれもが安心して安全に暮らせる「安心安全都市玉名の実現に努めます」と書かれております。県下で殺人事件や強盗事件などいろいろな事件が起こっている現状を踏まえ、市として安心安全なまちづくりにどのように取り組まれるのかをお尋ねいたします。1点目に市の犯罪状況はどうなっているのでしょうか。2点目、犯罪防犯対策はどのように考えられているのか。3点目、防犯カメラ設置の考えはないのか。この3点について質問いたします。

答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 福田議員の防犯に関する質問についてお答えいたします。ここ数年の玉名市の罪種別刑法犯の認知件数によりますと、犯罪発生件数は平成17年の745件から平成22年の506件へと減少しておるものの凶悪犯の発生件数は増加傾向にありまして、記憶に新しいところでは先ほど議員もおっしゃられましたが、昨年の12月から本年1月にコンビニエンスストアとドラッグストアにおいて発生しました強盗事件が上げられます。次に市が行なっております防犯対策といたしましては、行政区を初めとする管理団体に防犯灯の設置費用や修繕費用、電気料の一部を補助しているところでございます。またPTAを初めといたします防犯パトロールの協力団体に防犯講習会を開催し、青色回転灯装着車を利用した防犯パトロール活動を委嘱しており、主に下校時間帯の巡回活動を実施していただいております。それから防犯補導員や青少年センター補導員におきましても花火大会や夏祭りを初めといたします各々のイベント時の街頭指導や夏休み期間中の巡回活動を実施していただいております。最後に防犯カメラの設置についてお答えいたします。防犯カメラは設置することによって犯人の逮捕に役立つとともに犯罪の抑止に一定の効果が認められるため、商業施設や金融機関などに設置されており、市が設置しているものとしては公立保育所や小中学校、一部の公園や駅周辺の駐輪場、駐車場等がございます。なおその運用につきましては個人のプライバシー保護等に配慮した適正な運用が求められるため、慎重な対応が必要となってまいります。今後は警察を初めとする関係団体と連携を取りながら学校周辺を初めとする地域の危険箇所の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） 今、答弁をいただきました。まず玉名市の犯罪状況についてでございますけれども、先日私は玉名警察署を訪れ生活安全課の大藪課長に熊本県そしてまた玉名管内の犯罪発生状況をお聞きしてまいりました。熊本県及び玉名署管内における犯罪の発生状況は刑法犯認知件数総数でございますけれども減少していると、先ほど部長がおっしゃいましたとおり減少しているものの、殺人、強盗、強姦などの重要犯罪が増加しているということでございました。また統計にはカウントされていないもの子ども、女性に対する犯罪に至らない軽度の声かけ事案や各種犯罪容疑相談についても増加しているとのことでございます。住民が身近に肌で感じる治安の状態では決して安心安全を実感できるレベルまで達してないということでございました。熊本県の調べたデータはあくまでも被害届が提出されていて表面に出ているものということです。痴漢行為など相談しにくいもの、あるいは被害届が出ていないもののがかなりあるということでございました。2点目の犯罪対策についてどのように考えているかということでございますけれども、私は玉名市では小学校、中学校、高校と多くの学校があるなかで特に見通しが悪い住宅街や人通りの少ない路地、玉名小学校あるいは玉名女子校、あるいは九州看護福祉大などとても心配であります。犯罪対策にあたっては警察や地元の方々と連携を取りながら防犯灯の整備も含めて万全を期していただきたいと思っております。3点目の防犯カメラ設置の考えはないかということでございますけれども、ここに参考資料として熊本市繁華街のですね、刑法犯認知件数とカメラ台数の推移のデータをもらってまいりました。それによるとカメラ台数の設置そしてまた刑法犯罪件数ですね、これが平成10年にはカメラ6台の設置に対して犯罪が573件、平成15年犯罪が1,012件、カメラ設置台数42台、平成20年犯罪件数531件、カメラ設置台数129台、平成23年犯罪数286件、カメラ設置台数231台ということであります。これはあくまでも熊本市の繁華街の路上、駐車場、公園などであります。このように犯罪カメラの設置効果はかなり出ているじゃないかなあと考えております。そしてまた商店街から防犯カメラ設置の要望が出ているのではないかと考えております。以上のようなことを参考に踏まえ、私は防犯対策には防犯カメラの設置は欠かせないものと考えております。いかがでしょうか。市として安心安全なまちづくりにぜひこの防犯カメラの設置について検討されるようお願いをいたします。

続いて質問に移ります。新玉名駅の前駐車場について質問いたします。当初の執行部の考え方は有料駐車場ということで提案されましたけれども、議会でしばらく様子を見てはどうだろうかということで無料となった経緯がございます。九州新幹線が開通してちょうど1年経つわけですが、駐車場の利用状況や維持管理費などデータも揃ったと

思います。今後の課題も見えてきたんではないかと思います。調査の結果を踏まえ新玉名駅の駐車場の維持管理状況と今後の駐車場のあり方についてどうするのかについてをお尋ねするところであります。まず最初に、維持管理状況について、1年間の利用状況はどうだったのでしょうか。維持管理費用がどのくらいかかったのでしょうか。人件費、水光熱費、トイレの清掃、あるいは部品などの含めてですね、よろしくお願ひします。続きまして、近隣の新幹線駅の駐車場の運営のあり方はどうなんでしょうか。その付近をお尋ねいたします。最後に今後の課題があるのであるならば、どのようなことがあったんだろうかとよろしくお願ひいたします。

次に、有料化の考えはないかということでございます。新幹線開業に当たっては利用客の経済効果も期待して無料といたしましたけれども、駐車場利用客が玉名市へ落とす経済効果は思ったほど上がっていないような気もいたします。そうだとするならば私は駐車場の運営は基本的には受益者負担、利益を受ける人からお金を徴収する、これ金銭も含めてですけどね、このようなことが原則じゃないかと思ひますけれども、今後どのように駐車場の運営をされるのかをお尋ねをいたします。例えば、これは私の考えですけども、商品券などとセットでの運営法方はないのでしょうか。駐車場を利用される方にはただ料金を取るだけでなく、駐車券を買っていただき、それを商品券と引き換えるような方法はいかがででしょうか。商品券付き駐車券という形でもいいのではないのでしょうか。いずれにいたしましてもお金が廻るシステムの構築をお願ひしたいものであります。こうすることにより、ただ無料で利用するだけでなく、利用者から応分の負担をいただくことへ商店の活性化にもつながり経済効果は大きいものと考えますが、いかがででしょうか。

以上、答弁のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） 福田議員の御質問の新玉名駅駐車場についての御質問にお答えいたします。まず維持管理内容及びその費用でございますけども、新玉名駅前広場は、駐車場、交通広場、いわゆるロータリーですけれども、それと公園に大きく3つに分かれてございます。これらの施設管理につきましては、市がシルバー人材センターに委託をしております、管理の内容といたしましては、駐車場や公園、あるいはトイレの清掃、芝生や緑地の剪定、除草などを委託し実施しております。この1年間の実績をもとにいたしまして平成24年度維持管理費の全体額で886万2,000円を計上させていただいております。これらの管理費といたしまして503万2,000円、また電気あるいは水道などの経費といたしまして311万4,000円等をお願ひしているところでございます。次に駐車場の必要性ということですけども、ちょうど本日をも

ちまして1年が経ったわけでございます。駐車場の混雑が続きまして駅利用者の方あるいは「たまララ」の来客の皆様大変御迷惑をおかけしている状況でございます。駐車場開設以来調査を続けてまいっております。利用マナーの向上を呼びかける、あるいは目的外の利用を防止するような対応策などをとってまいりましたけれども、なかなか思うように混雑は解消をいたしておりません。このようなことで慢性的な混雑に対応すべく平成24年度に駐車場増設のための費用をお願いしているところでございます。

次にお尋ねの他の駅の駐車料金ということでございますけれども、1つの事例といたしまして1日当たりの比較でお答えいたしますと、まず筑後船小屋駅、ここは市が整備いたしましてJRが管理をしております。1日で300円。次に新大牟田駅駐車場は市が整備をいたしまして、民間の指定管理者が管理し、1日で350円。最後に新八代駐車場では市営の駐車場では1日1,000円、それからJR直営の駐車場では1日1,000円ですけれどもこれはJR利用者は500円ということになっていると聞いております。

次に、有料化の考えということですが、新玉名駅は当初計画駅ではなくて昭和60年に期成会を結成をいたしまして、県北の市町村の御協力をいただき、約10年間の誘致活動を経て実現した広域的な駅でございます。新駅の駐車場は広域の駅として多くの皆さまに御利用いただけるよう、また市民の皆さまの御希望に添えるよう無料化でスタートしたわけでございます。いろんな御意見もあろうかと思っておりますけれども、無料ということやっていきたいというふうに思っております。また駅や「たまララ」、あるいは広く市民の県北地域の皆さまに日常的に利用していただく来訪者にとっては、玉名の第一印象を与える施設でもあります。利便性が高く、利用しやすい駅にする、地元のみならず広域な新幹線効果を広げ、観光客の増加に伴う観光振興や交流人口に地場産業の育成、地域産業の消費拡大に大きく資するものと考えております。このために本市といたしましては、駐車場の無料化を継続し、混雑解消や駐車場の利便性確保を求め、新たに駐車場の増設を計画いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） お答えいただきました。この新玉名駅前の駐車場の維持管理費についてでございますけれども、利用状況、全体で維持管理費は886万円とそして人件費その他水光熱費含めると886万円ということでございます。トイレの清掃等私は毎日行なうとは思ってませんが、ここはやっぱり玄関であるからですね、毎日行なうのであるならばもっと維持管理がかかっているような感じもありません。ひとつよろしく願いしておきます。近隣の駐車場についてはやはり大体300円

から新八代駅ですか1日当たり1,000円ということでございました。今後の課題も含めてですね、維持管理というのは非常にかかる問題でございますので、何かいい案があればですね、お互いに考えてまいりたいと思います。これ私の案でございますけれども商品券とセットするならば、単なるたまララだけじゃなくてですね、玉名市の商店街、その他の商品でも交換できるじゃないか、やはりできるならばですね、受益者負担のことも考えて検討していただけるならば幸いかと思います。

続いて次の質問に移ります。バス路線網の整備についてでございます。市長の定例会冒頭のあいさつの中にバス路線を中心とした本市の公共交通のあり方を見直し、地域のニーズや特性に応じた公共交通を実現するための計画策定に取り組むとあります。都会と違い田舎ではだれもがマイカー時代を迎え、交通手段が替わってきたのは確かであります。時々バスを見かけますが、乗車される方も少なく市の負担は相当なものと察します。しかしながら年寄りや子どもには路線バスの運行は移動手段として、あるいは公共施設や病院、買い物などの生活を営む上で必要不可欠であります。少子高齢化が進み、また路線網の整備に伴い、交通の流れが変化する中でバス路線の見直しをどのようにされているのかをお尋ねいたします。1点目に利用状況と市の負担費用について。2点目、道路網の整備に伴い路線バスの見直しをどのように考えておられるのかお聞きします。例えば築地、立願寺線、あるいは今度できました208号玉名バイパス線、あるいは都市計画道路などですね、よろしく願いいたします。3点目に巡回バスの考えはないのかということでございます。例えば玉名駅から中央病院、立願寺温泉、新玉名駅、合同庁舎、県事務所、玉名市役所、商店街、玉名駅ですね、これは1つの案でございますけれども、お年寄りに当たっては移動手段でもありますし、生活の手段でもあります。どうかこのことも踏まえてですね、検討のほどよろしく願いします。

以上、再質問はありませんので、答弁を聞き、私の一般質問とします。ありがとうございました。

○議長（高村二郎君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

○企画経営部長（田中 等君） 福田議員御質問のバス路線網の整備についてお答えいたします。最初にバスの運行経費と利用状況についてでございますが、現在本市では市内のみを運行する路線バスと荒尾市、南関町、山鹿市、熊本市などほかの市や町を結ぶ路線バス等合わせて30系統が運行されており、玉名駅と九州看護福祉大学を結ぶ1系統以外はすべて欠損が生じております。平成22年10月から平成23年9月までの平成23年度におきまして、市内を運行する路線バスの年間輸送人員は98万4,000人となっており、平成22年度の100万3,000人と比較して約2万人、平成21年度の103万8,000人と比較して、約5万4,000人が減少しております。この

ようなことから路線バス運行のために市が負担いたしました額は平成21年度に約4,980万円、平成22年度には約5,400万円、そして今年度は約6,770万円に増加する見込みとなっております。

次に、道路網の整備に伴う路線の見直しをどのように考えているかについてでございますが、築地、立願寺線など新しく整備された道路に関しましては、その沿線住民の移動手段、あるいは沿線への病院や買い物での訪問など公共交通の検討の必要性は十分に認識しております。新たな公共交通を運行するためには沿線地域の住民構成や利用施設の立地状況などを考慮しながらその地域住民の生活に本当に必要なものであるか、また運行したら実際の利用にどの程度つながるものであるかなど慎重に判断しなければならないと考えております。

次に、巡回バス運行の考えについてですが、本市では大学開学を契機とした高瀬地区の商店街の要望などにより平成12年4月から玉名駅を起点、終点に九州看護福祉大学、高瀬地区駅通り商店街を通る大学環状線が運行されておりましたが、駅と大学の間以外の利用者数が極端に少なく、期待された効果が得られないなどの理由により平成23年3月をもって路線が廃止された経緯がございます。本市の路線バスの運行状況は幾つも路線が重複している地域がある一方で、バス需要が期待されるにもかかわらず便数が少ない地域、路線バスがまったく通っていない交通空白地域が存在することから、新たな路線への対応が必要ではないかと認識しております。本市ではこれまで路線バスの欠損補助を中心に新玉名駅開業に伴う路線の延伸、廃止した路線バスの代替え交通手段として天水地区のミカンタクシーの運行、これらを補完するものとして温泉施設を結ぶ福祉バスの運行など、個別局地的にその都度対応を行ってきたところでございますが、今後の高齢化の進展を踏まえて市全体の状況を的確に把握した上で、どのような運行形態の組み合わせが本市に適しているか見極めが必要と考えております。以上のようなことから市民の移動ニーズの把握を初め、公共交通の利用実態や運行需要の調査、分析によって本市の課題を整理した上で交通事業者や市民、関係市町と協議しながら路線バスの再編を中心とした地域公共交通の総合的な計画を来年度中に作成することを予定しております。将来にわたって利用され、財政的にも負担の少ない効率的、効果的な地域公共交通ネットワークへと再編し、便利で快適なまちづくりの要となるような公共交通が実現できるように平成25年度からこの計画に沿った事業の実施が行なわれるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 以上で、福田友明君の質問は、終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。議長の御配慮で午後からじっくりさせていただきます。よろしくお願いいたします。東日本大震災と原発事故からちょうど1年が経過しました。そして今もなお34万人以上の被災者の皆さんが仮設住宅などでの避難生活を余儀なくされています。犠牲になられた方々と御家族関係者の皆さまに改めて哀悼の気持ちを表明し、心からのお見舞いを申し上げます。未曾有の大災害から被災者の生活と生業を再建して、被災地の復興を果たすこと、原発事故の被害から国民の暮らしと健康を守ることは政治に課せられた最優先、最重要課題であります。しかし被災地では懸命の努力にもかかわらず、生活と生業の再建は遅々として進んでいません。政府の取り組みがあまりにも遅く、その規模も小さい上に復興策のさまざまな分野に競争力、規模などの条件を付けて、上から選別し切り捨てる施策を持ち込んでいることが復興の大きな障害ではないでしょうか。日本共産党は選別と切り捨てる復興ではなく、すべての被災者の生活と生業の再建を支援し、地域社会全体を再建する復興を求めるものであります。そういう中で、今日、野田内閣が強引に進めている消費税増税とTTP参加は復興に大ブレーキ、大障害を持ち込む何者でもありません。消費税増税は暮らしと地域経済に冷や水を浴びせ、懸命に立ち上がろうとしている中小企業や商店を押しつぶすものであります。TTPへの参加は被災地の基幹産業であります農林漁業に壊滅的打撃となり、地域の雇用も喪失させ、医療や金融など国民生活のあらゆる分野に重大な影響をもたらすものであります。日本共産党は消費税増税、TTP参加には断固反対し、国民の暮らしを守るために奮闘するものであります。通告に沿って一般質問をいたします。

まず第1、玉名市人口増加への対策についてであります。玉名市の人口の推移は合併した平成17年の国勢調査人口が7万1,851人、平成19年4月30日、7万2,305人、平成20年4月、7万1,861人、平成21年が7万1,296人、22年が7万823人、23年、7万322人、そして24年3月1日、6万9,738人です。合併してから今日までに2,113人が減少したことになります。玉名市総合計画では平成22年の人口予想を7万1,500人としていましたので、予想を上回るスピードで減っていることになります。人口の減少化にブレーキがかかっていません。総合計画では新幹線開業による交通拠点機能向上の効果を活用し、駅周辺整備や企業誘致促進などの都市機能の充実を図るとともに住環境の整備や子育て支援の充実などによる定住化の促進、広域観光の推進などに取り組み、魅力あるまちづくりを推進して

平成28年の人口を7万5,000人目標に掲げてあります。玉名市における人口増加への対策につきまして3点質問いたします。まず第1、定住化促進についてどのような構想計画があるのか。②玉名市住宅リフォーム制度の実績と今年度の目標はどのように予算化しているか。③子ども医療費無料化について、荒尾玉名地域や近隣自治体の取り組み、及び玉名市における制度拡充の取り組みはどのようにしていくか。

大きな2点目。平成24年度予算に関して2点質問します。①新幹線駅の新たな駐車場として1億1,000万円が予算化してあります。数人の市民から必要ない無駄遣いするなという電話がありました。私も新たな駐車場は必要ないと思っています。駐車場の問題につきましては、今一般質問でもほかの議員もされておりますが、私は答弁を聞いていてどうも納得できません。駐車場をさらに整備することが玉名市や市民にとってどんな利点があるのか、疑問であります。新幹線駅を中心としたまちづくりの構想、将来像と新たな駐車場整備の必要性を改めてお聞きします。②任期付職員採用についてであります。平成24年度に臨床心理士、社会福祉士、6次産業に関わる人材、合計3名を採用する計画であります。それぞれの採用に至る背景、理由、目的、目標などを示していただきたいと思っております。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 前田議員の玉名市人口増加への対策についてお答えいたします。まず定住化促進についてどのような構想・計画があるかについてですが、大きなものとして総合計画、定住化基本構想、そしてチェンジ玉名に定住促進を掲げて取り組みを行なっているところでございます。具体的に紹介いたしますと、総合計画におきましては基本目標「便利で快適なまちづくり」の中の主要施策「魅力ある住環境の整備」において九州新幹線の活用、雇用の場の創出、I・J・Uターンの推進、民間企業の宅地開発の誘導を掲げております。また、重要課題、緊急課題として設定された7つの基幹プロジェクトの1つでもあります九州新幹線広域活用プロジェクトの中でも定住化構想の推進が位置づけられております。定住化基本構想、いわゆるスマイル構想におきましては従来からの取り組みの継続や充実を図りながら新たな交流の創出により、最終的に選ばれる自治体として本市が実施すべきものとして26の施策が提案されております。次にチェンジ玉名におきましては田舎暮らし志向やふるさと回帰の全国的な広がりを背景に自治体の基礎をなす住民の流入を促し、流出を抑えることが重要であるとして、住宅の新規取得に対する優遇措置、新幹線通勤や通学に対する助成、子育て世代や高齢者への優遇施策の実施などを例示し、本市の定住化促進を実現することを掲げております。続きまして住宅リフォーム補助金の実績と平成24年度の目標、予算化についてお答えいたします。住宅リフォーム補助金は住宅取得補助、新幹線通勤定期券

購入補助とともに定住促進補助金を構成しており、住宅取得補助の対象となった方がリフォームした場合に20万円から50万円の範囲内で当該リフォームに要した費用を補助する制度でございます。今年度から制度を開始しており、現在4件、200万円の補助が決定しているところでございます。このほかにもリフォームの相談があっているものが2件ございます。平成24年度予算におきましては10件、500万円を計上しております。24年度予算に関しての中の新幹線駅を中心としたまちづくりの構想と新たな駐車場整備の必要性についてお答えいたします。新玉名駅を中心としましたまちづくりにつきましては、平成14年に公表いたしました新玉名駅周辺整備構想に基づき、公共で整備する約7ヘクタールにつきまして基本計画及び実施計画を策定し、全線開業までに駅前広場4ヘクタールの整備を行なったところでございます。この基本計画の残り3.2ヘクタールに関しては議員御承知のとおり昨年3月4日の庁議におきましてこれまでの十分な検討結果、経緯を踏まえ、交流施設用地3.2ヘクタールの整備についてはその必要性、緊急性、市の財政状況等を総合的に検証した結果、民間活力による開発を誘導するとの方針を決定した次第でございます。現在はこの方針決定に沿って民活の誘導に当たりましては、その進出状況に応じ開発にかかる諸手続やインフラ整備等につきまして市が積極的に支援するため、平成24年度予算において下水道整備を支援するため3,000万円を計上しているところでございます。このように新玉名駅周辺構想区域におきましては、民間資本による開発を期待するものであり、民間の進出動向を注視しながらインフラ整備等の支援を行なうことで構想区域への誘導を図り、県北の新たな交流を図る拠点創出を目指してまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

〔健康福祉部長 辛島政弘君 登壇〕

○健康福祉部長（辛島政弘君） 前田議員の子ども医療費無料化について、荒尾、玉名や近隣自治体の取り組み及び市における制度拡充の取り組みはどうかにつきましての御質問にお答えいたします。玉名市子ども医療費助成事業は子どもの健康保持と健全な育成に寄与することは元より、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境をつくるための制度でございます。病気やけがで医療機関を受診した際に小学校修了までの児童を対象に原則として保険診療にかかる一部負担金の全額を助成をしております。支給方法につきましては医療機関の窓口で自己負担分を支払っていただいたあと申請による償還払いとしておりますが、利便性を確保するため医療機関から直接助成の申請ができるようにしております。平成23年4月段階でのデータでございますけれども、県内の自治体についての事例を御紹介いたします。県内14市におきましては助成対象を中学3年までとしているところが菊池、阿蘇の2市、小学校6年までが玉名、山鹿、合志の3市、小学3年までが宇土、天草、上天草市の3市と昨年10月から拡大

した熊本市、就学前までが八代、荒尾、人吉、宇城の4市となっており、半数以上が小学3年生以下を対象としております。近隣の町では和水町が昨年9月から高校生までに対象を拡大したほか、南関、玉東の2町が中学生までを対象としておりますし、県内の他の町村でも定住化促進を目的に年齢をより拡大する傾向も見られるようです。支給方法につきましては窓口での自己負担なしに受診できるいわゆる現物給付と本市同様の償還払いがございますが、併用している自治体が熊本市を初め10市、償還払いのみが本市を初め荒尾、山鹿など4市となっております。ただし現物給付の場合もすべてを対象としたものではなく、市、町内など区域を区切っている場合がほとんどで、さらにさまざまな要件が条件として付いております。御存じのように少子化の流れに歯止めをかけるため平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されており、平成26年までの10年間に集中的、計画的な次世代育成支援対策の取り組みをお願いしております。本市でも玉名市次世代育成支援行動計画を策定し、人口増加への取り組みを進めているところでございます。計画では小児医療の充実として子ども医療費の助成対象を小学6年生までに拡大をすること、また利用しやすい制度となるよう支給方法のあり方を検討することとしております。助成対象の拡大につきましては、平成22年7月から実施しておりますし、これまでもお答えしておりましたように現在その効果や財政状況を見守っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） 前田議員御質問の24年度予算、新幹線を中心としたまちづくりの駐車場の必要性ということでお答えをいたしたいと思っております。利用状況と課題でございますけれども、御存じのように新玉名駅は本日をもちましてちょうど1年を迎えたところでございます。この間多くの市民の方あるいは地域の方に御利用をいただいております。新玉名駅はその立地が郊外であり、利用者は多くは車を使用されるわけです。合計295台の駐車場を整備しております。駐車場の利用状況といたしましては平日よりももちろん休日が多く、春の連休あるいは夏休み期間、行楽シーズンと混雑が著しかったわけでございます。夏休み期間などは特に最大335台を記録いたしまして、駐車場の通路やロータリー、周辺の路上にも駐車が見受けられました。このようなことで駐車場不足に対する苦情が多く寄せられたところでもございます。このため目的外の利用の禁止看板の設置や相乗りの推進等を行ってきたところでございます。新幹線利用は週末連休か長期休暇等が多く数日間車が駐車したために回転率が下がり、混雑が生じているものと考えております。今後の対応ですけれども新幹線の新玉名駅駐車場は九州唯一の無料駐車場であります。乗降客の増加や運行本数の増便のため利便性の高

い駅として今後も無料化を続けてまいりたいと考えております。駐車場の混雑解消を目指しまして利用状況の調査、あるいは警備員の配置、近隣未利用地の一時的な借地など対策を練ってきましたとともに無料ゲートの設置などの手法も検討してまいったところでございます。今後も引き続き多くの駐車場の利用をしていただくためにも駐車場の増設が最も適していると考え、平成24年度予算に新駅周辺の利便性の高い駐車場を目的として予算の計上をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 齊藤 誠君。

[総務部長 齊藤 誠君 登壇]

○総務部長（齊藤 誠君） 前田議員の任期付職員採用についてお答えいたします。採用に至る背景、理由、目的、目標はどうかということでございますけれども、任期付職員につきましては、昨年12月議会におきまして関連条案が可決されたことに伴いまして、平成24年度以降、必要な分野の必要な職種について順次任用を進めていく予定でございます。24年度予算には3名の任期付職員の人件費を計上しているところでございます。任用開始時期に相違がございますけれども、第1弾といたしまして臨床心理士と社会福祉士をそれぞれ1名ずつ公募することと予定しております。臨床心理士につきましては総合福祉課に配属を予定しておりまして、毎日のように同課に持ち込まれますさまざまな相談について専門的な視点から改善策を導き出すことを目的といたしております。具体的な職務内容でございますけれども、障がい者やその家族、低所得者、DV被害者、虐待事案への相談・支援等でございます。4月下旬から5月中旬にかけて公募をするというスケジュールから早くても本年7月からの任用開始となり平成27年3月までの2年9カ月間を任用期間と考えております。受験資格といたしましては臨床心理士として5年以上の実務経験を資格要件といたしております。次に社会福祉士につきましては、高齢介護課に配属予定でございます。専門家としての知識や経験を生かし、庁内各課や外部事業者との連携を強化し、より迅速で効率的に事業を推進することを主な目的といたしております。具体的な職務内容でございますけれども、介護事業所や地域包括支援センターとの連絡、調整、指導、そのほか高齢者や虐待事案への相談・支援等でございます。任用期間は同じく本年7月から平成27年3月までの2年9カ月間、受験資格といたしまして社会福祉士として10年以上の実務経験を資格要件といたしております。臨床心理士や社会福祉士に担っていただく予定の業務は、これまで職員が行ってきたものでございます。特に資格を持っているわけではございませんし、業務上は問題ないこととございますけれども、専門家を配属することにより確実に市民サービスの向上と事務の効率化が図れるものと考えております。また、もう1人でありまして6次産業の推進員のための流通専門家につきましては、6次産業の商品化に合わせて本

年11月ごろからの任用を予定しております。なお具体的な内容につきましては今後6次産業推進室と協議を行なっていく予定でございます。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 再質問をします。玉名市の人口は合併後7年間で2,100人減少しております。この右肩下がりから28年度目標の人口7万5,000人を目指すには私は現在の取り組みを3倍、4倍に強化する必要があるのではないかと思うわけです。現状の取り組みでは目標達成は到底おぼつかないと思うわけであります。南関町の定住化促進の施策、福祉制度などが新聞で紹介されたことがありました。ある保育所の保護者の中では南関に住みたい、あるいは和水に住みたい、そういったことが話題になったそうであります。住みたい住んでよかったそういうまちづくりが今切実に求められているのではないのでしょうか。再質問のまず①、住宅リフォーム助成につきまして、転入者だけでなく市内在住者にも使える制度に拡充することについて見解をお聞きします。②、子ども医療費の助成につきまして答弁でもありましたが、平成22年3月に策定された「玉名子育てプラン」では医療費助成の対象年齢を小学6年まで拡大すること、また支給方法のあり方についてより利用しやすい制度となるように検討していくとありました。このプランを作ったときには支給方法のあり方として現在償還払いであります。病院の窓口から本人を経由せず直接行政とのやりとりでお金が返ってくる、そういう制度ができあがっていたときに、より利用しやすい制度を追求していくこととあります。支給方法は玉名市が行なっている現在の償還払いよりも現物給付にした方が住民の利便性は大きく向上します。だからこそ荒尾・玉名地域で南関・和水・長洲・玉東、そして今年度からは荒尾市も現物給付に踏み出すわけであります。市長にお聞きします。玉名市も現物給付に切り替えて定住化をさらに促進すべきだと思いますが、市長の考えは未だ償還払いでありましょうか。もう検討の余地はなく、市長の決断ひとつだと思いますが、いかがでしょうか。

新幹線駐車場に关しましての再質問します。新幹線駅駐車場について、年末年始の駅利用客が多いと予想される時期に警備員を配置したら駐車場混雑が緩和して、警備員配置を止めたらまた元に戻ったということとあります。そこから見えてくるのはやはりいわれているような目的外利用が駐車場不足の大きなひとつであるということではないのでしょうか。したがって警備員配置をもっと日常化して目的外利用に歯止めをかける努力を強化することなしに安易に駐車場を増設するということには私は反対であります。再質問の1点目、JRとの話し合いもこの間いろいろとなされていると思います。中でも私は大阪直通便が新玉名駅に停まる本数をもっと増やすように要望すべきだと思いますが、執行部のJRに対する働きかけの状況、増便の可能性についてお聞かせください

い。再質問2点目、任期付職員採用につきまして今答弁がありました。臨床心理士、社会福祉士、6次産業に関わる人材については、まあ今のところは何も今後の協議ということでしたので、今のところまだ白紙かなあという思いがしておりますが、臨床心理士、社会福祉士は7月ごろ採用して平成27年の3月までと、私はこういった職種の人々の任期が切れたときに採用に至る理由とといいますか、背景とといいますか、そういったものが解消されるのかどうか。やっぱ今日の情勢を考えますと当然、その時期にもそういった市民のニーズというのは継続するんじゃないかなあと、引き続きこのような職種が住民福祉の向上のために欠かせないものであると思うわけです。ならば任期付ではなく、正規の職員として採用する必要があると思いますが、執行部の見解をお聞きします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 前田議員の再質問にお答えいたします。現行の住宅リフォーム補助金は通常の住宅リフォームを対象といたしました、いわゆる経済活性化に軸足を置いたものではなく、市外から玉名市に移住を促す定住促進を目的としました制度であります。補助の対象者につきましては住宅を取得して市内に転入したものであるところでございます。定住促進補助制度は平成27年度までの実施を予定しており、今のところ枠組みを広げる予定はございませんので、御理解をお願いいたします。いずれにしても定住化を促進するためには住むところ、子どもを産み育てるところとして玉名市を選んでもらうにはさまざまな分野において市の魅力を高めながら、住みたくなるまちづくりを進め、住んでよかったと実感してもらえる玉名市を実現させる取り組みが大切であると認識しております。

続きまして、JRへの働きかけはどういった状況かということでございますけれども、これにつきましては県と新幹線駅設置4市とともにいろいろ要望をやってきたわけですが、まず大阪直通の増便、利用しやすい運賃の設定、在来線との円滑など要望活動を行ってきたところでございます。しかしながら平成24年3月のダイヤ改正では新玉名駅、筑後船小屋駅、大牟田駅を除く各駅では停車本数が大幅に増えることとなっております。そのことを受けまして本市におきましては2月1日に玉名市単独で大阪直通さくらの停車本数の増加、博多駅～新玉名駅間の日帰り2枚切符の新設の要望を行なっております。2枚切符につきましては先日発表がっておりますけれども、4月1日からの発売ということで一応成果は上がっているのかなあと考えております。今後につきましても増便をお願い要望するためには駅の利用者を増やすという前提がございますので、その辺を図りながら停車本数の増をJRに今後も働きかけていきたいと思っております。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の医療費無料化について、近隣の自治体等の取り組み等々についての再質問にお答えをいたします。小学校までの補助対象拡大につきましては、平成22年7月から実施をいたしております。先ほど健康福祉部長が申し上げましたように現在、その後の状況を見守っているところでございます。また給付方法につきましてはこれまでも何回も申し上げておりますとおり現在の償還払い方式が現物給付方式と比較いたしましても遜色のない利便性を確保できているものと考えておりますし、この償還払い方式をとることで受給者が子どもの医療費総額を把握し、公費が幾ら使われているかを認識していただくのも必要なことであると考えております。御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 総務部長 斉藤 誠君。

[総務部長 斉藤 誠君 登壇]

○総務部長（斉藤 誠君） 前田議員の再質問にお答えいたします。任期付職員についてでございますけども、任期が切れた折りに採用に至る背景は解消されるのか、あるいは引き続き正規職員の採用が必要ではないのではないかとということでございますけども、任期付職員につきましては現在臨床心理士、社会福祉士につきましては2年9カ月ということで予定しております。延長しましても最大としては5年が任期でございます。その任用期間中に状況を見極めながら、このような資格職が正規職員として必要であれば当然採用に至るという背景になりますし、フルタイムで必要なのか、あるいは時間といいますかですね、フルタイムでなくてもできるのか、そういうところも見極めさせていただきたいということでもあります。それから6次産業につきましては、今採用条件等を検討するというところでございまして、予定は11月として予定しているところでございます。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 玉名市に住みたい、住んでよかったと思えるようなまちづくりというか、そういった努力を実は玉名だけじゃなくて、荒尾も長洲も南関も和水も玉東もどこも今そういった取り組みをされているわけです。そういう中でですね、全体的にはその日本の人口が減っていくという傾向の中でどうやって自分たちの自治体により多く住んでもらえるかと、ですから住宅リフォーム制度につきましては定住化促進という意味のリフォーム制度なんだということなんですけど、例えば前にも質問で言いましたけど、アパートに住んでいる人がもう1戸建てにどっかに家を建てて住みたいと引っ

越すという場合にですよ、なら南関でそういったことに対する補助がよかったら南関に行こうかなあと、そういう気にもなるでしょう。広範にですね、何というか全体的にやっぱ制度拡充も含めてぜひよろしくお願ひしたいと思います。それと子ども医療費の無料化につきましては、これも何回も何回もって担当からも言われるとですけど、保護者の皆さんは実際償還払いを受けて公費がこぎゃん使われておるといふのはとかなあと、そういった思ひはまたそういったことを思ってもわらんといかんというのが、行政の役目なのかなあと、これはちょっと私は違うような気がします。やっぱ償還払いより現物給付の方が住民の利便性ははるかによくなるからこそ近隣自治体も県内市町村の中にも現物給付のやり方はいろいろありますけど、償還払いからそちらの現物給付という形の方に移行する自治体はずっと増えてきている。市長もあと来年がまた選挙ですので、その辺も踏まえてですね、やっぱよか制度はよか制度ということで思い切って決断をされるようひとつよろしくお願ひしたいと思います。

任期付職員採用につきましては、私はやっぱしそういった職種を採用する背景がですね、短期的に緊急避難的にもうあって、たまたま職員の中にそういった資格を持っている人がいないために採用せんといかんというような場合はですね、その制度を大いに活用すべきだと思いますけど、将来的にもやっぱりそういった資格の職員が必要だといふことがあるならですね、やっぱ正規の職員で対応していくと、さらに後継者も育てていくとそういうやっぱりスタンスが大事じゃなからうかなあというふうに思います。

3番目の保険料、税などの滞納対策について、5点質問します。滞納者へのペナルティーとして資格証明書が発行されています。資格証明書では医療費を一たん全額支払わなければならないので、滞納者には大変厳しい制裁であります。過去3年間の資格証明書の発行状況はどうなっているか、またこの現状について市長の見解を求めます。2つ目、2月15日に子育て支援課から振り込まれた子ども手当が税金の滞納分として振り込まれた当日に差し押さえされました。新聞でも報道がされて、これはひどいと感じた人が多いのではないのでしょうか。私は当事者からこの事実を聞いて、税務課と市長に特別措置法の14条、15条において子ども手当の差し押さえは違法であり、当事者に返すよう緊急に申し入れをしたところであります。これは当事者が声を上げたから明るみになりましたが、滞納者に対してこのようなことがもっと広範になされているのではないかという心配があります。過去の差し押さえで子ども手当、児童扶養手当、就学援助、医療費の償還金、年金など含まれていなかったのかどうか、お尋ねします。3番目、子ども手当の差し押さえについて特別措置法における執行部の見解を求めます。4番目、各種手当や年金などほとんど口座振り込みになっておりますが、口座振り込みでなく直接受け取りが制度上可能なのかどうか。5点目、納税相談の目的は何があるのか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 議員御質問の保険料、税などの滞納対策について過去の3カ年の資格証明書の発行状況はどうなっているのかということについてお答えをいたします。まず後期高齢医療保険料につきましては、過去3年間の状況は滞納者数は21年度は170人、22年度が318人、23年度は115人です。資格証明につきましては原則として熊本県後期高齢者医療広域連合においては発行いたしておりません。次に介護保険料ですが、滞納者数は21年が424名、22年度は430人、23年度は579人でございます。また滞納者の資格証明書はございません。次に国民健康保険税ですが、滞納世帯数が21年度は2,239件、22年度は2,328件、23年度は2,650件でございます。また資格証明書は毎年8月1日の国保被保険者の更新時におきまして、21年度が374件、22年度が496件、23年度が354件発行をいたしております。資格証明書の発行につきましては多くの御意見がありますが、医療保険制度が社会保障制度の下、健全な財政運営を維持する必要があることから発行につきましては、滞納者の方と接触機会を持ち、納付指導を進めながら御理解をいただける最も効果的な方策と考えており、今後とも創意工夫を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

[市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇]

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 前田議員の質問の過去の差し押さえに子ども手当、児童扶養手当、就学援助、医療費の償還、年金はなかったかについてでございますが、過去において預貯金差し押さえを行なった中で、子ども手当や年金が含まれていたという口座を差し押さえたことはございます。滞納者からも差し押さえに対する苦情や異議申し立てはございましたが、納税折衝法において差し押さえまでの経緯等について説明を行ない、それ以降納税につながっているところでございます。次に子ども手当の差し押さえについて、特別措置法における見解についてでございますが、子ども手当の特別措置法については受給権の保護も規定されているとお理解しております。今回子ども手当が振り込まれました口座を差し押さえたことがマスコミでも報道されましたが、滞納者の預貯金等債権の差し押さえにつきましては、これまでも滞納処分の一環として行なっており、これまでと同様国税徴収法第63条に規定されている債券として差し押さえを行なっております。預貯金の差し押さえにつきましては、預貯金口座に振り込まれた段階で一般債権になるため国税徴収法に準じての差し押さえを行なっているのが現状でございます。滞納処分につきましては国税徴収法及び地方税法に基づきまして、納期内

納税者との税負担の不公平感の解消と自主財源確保のために行なうもので、本市といたしましては今後も継続して差し押さえを行なっていく考えでございます。また今回の子ども手当が振り込まれました口座を差し押さえました滞納者につきましては、文書を発送し納税折衝を行なっていく方針でございます。次に各種手当や年金など口座振り込みではなく、直接受け取りが制度上可能かについてでございますが、まず子ども手当につきましては玉名市子ども手当事務処理規則によりまして支払いは受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ口座振り込みの方法により行なうものとするとなっておりますが、必然性があれば直接受け取ることも可能でございます。しかしながら子ども手当は対象者が8,000人を超えておりまして、口座振り込みによる方法が最もスムーズかつ低コストな支払い方法であると考えております。また年金につきましては、市はお答えする立場にございませませんが、年金事務所に問い合わせをいたしましたところ口座振り込みが原則ではあるものの年金事務所へ郵便局の窓口払いへの変更届を提出すれば特例的に認めるとのことでございました。それから納税相談の目的についてでございますが、滞納者の生活実態や滞納原因を聞き取りまして、納税意思の有無を的確に判断し、また財産調査によりまして担税力を把握することで滞納者の累計を見極めることが目的でございます。納税相談を行なうことで滞納者の主力状況に応じた対応ができ、完納に至るような納付計画及びその後の納期内納税者への転換を図ることが可能となってまいります。滞納者に滞納税額の履行を求めて、完納に導く最良の納税方法はどのようなものか、滞納者の事情で一律には判断できない部分もございませませんが、今後本市といたしましては健全な納期内納税者が納税意欲を損なわないように税負担の公平性を確保する考えのもと、今後も納税相談を行なってまいります。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 保険料や税の滞納の状況が今答弁がありました。実際、後期高齢者医療保険料と介護保険料は御承知のように年金から天引きされますので、これは大体滞納は出ないのが普通でありまして、滞納があるという人は年金をもらっていないか、ごくごく少額の年金か、あるいは年金担保に借金していると、年金が押さえられていると、そういうところがこの対象者になろうかと思うわけです。ですから今、後期高齢者、介護保険料の滞納の状況が答弁ありましたが、こういった該当者の人はかなりやっぱり生活も厳しいと考えざるを得ないわけです。国民健康保険も所得に応じて年金から天引きされると高齢者の人はですね、そういった制度改正もありましたので、にもかかわらずやっぱり滞納が出てくるというのは、税金が非常に入ってくる収入に対して高いという状況もあるんじゃないかなあというふうに思うわけです。

再質問をします。滞納者に対して資格証明書の発行は滞納者と接触の機会を持ち、納付に効果を上げるとそういった答弁がありました。厚生労働省は平成20年10月に通達を出しておりまして、資格証明書について悪質な滞納だと証明するまで慎重に対処するように求めています。昨年の6月時点、玉名市の国民健康保険資格証明書の発行は熊本県内市町村の中で何と上から2番目の多さであります。資格証明書発行について、接触の機会を持つわけですので、その発行している方の滞納者の実態も十分把握をされている、認識されているんじゃないかなあと思うわけですが、滞納者の実態は十分確認されているのか、生活状況などですね。またその把握方法やあるいは資格証明書発行の判断基準をどこにおいているのか、その辺をちょっとお伺いします。2つ目、差し押さえに至る判断、これは最終的には部長の方まで決裁が上がっていくのかなあと思うわけですが、まさか担当だけで判断しているということも考えられませんので、差し押さえに至る判断は最終的には、課長、部長の判断のもとで実行されているのか、そこら辺をちょっとお尋ねします。3つ目、資格証明書発行者の中には糖尿病などで定期的に通院治療を必要とする人が含まれていないのか、心配であります。もしもそういう人がいたら、これは大問題であります。資格証明書では医療を受けることが制限されております。ですから熊本県内には長洲町のように資格証明書の発行をしていないところが18市町村あります。18ですよ、発行しよらんところ。玉名市におきましても私は資格証明書を中止することを求めたいと思います。同時に糖尿病などの持病があつて、定期的に治療を必要とする人が含まれていないか、緊急に調査して回答することを求めますが、執行部の見解はいかがでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（高村二郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 前田議員の再質問にお答えいたします。まず国保資格書の交付について、滞納者の実態の把握とか判断の基準をどのように行なっているかについてでございますが、議員御承知のとおり国保資格証明書発行は国民健康保険法第9条第6項の規定に基づき交付を行なっております。過去1年間において国保税の納付がない滞納者に対し、資格証明書を交付する旨の通知を行ない、分納誓約者、納税相談者との接触機会を設けており、分納制約による計画的な納付が見込まれる場合には短期証へ切り替えているところでございます。また資格証明書交付後も何の反応もない方には税務課より催告書を送付し、接触の機会を設けております。その後一定期間を置いて反応がなく、財産調査の結果、資産の所有が判明した場合は一番有効と思われず預貯金差し押さえ、場合によっては搜索による滞納処分を行なっているところでございます。本市といたしましては、今後の資格証明書を交付することで接触ができる滞納者につき

ましては、さらなる実態の把握に努め、反応がない滞納者につきましても多くの接触機会を設けるように努力してまいります。次に差し押さえに至る判断は役職上、どのレベルの判断かについてでございますが、税務課職員は玉名市税条例第2条及び施行規則第2条並びに3条によりまして、徴税吏員として委任を受けており、原則、徴税吏員個人の判断で差し押さえを行っておりますが、しかしながら差し押さえ執行の際は部長の最終判断となっております。それから資格証発行の際、糖尿病患者などいないかということなんですけど、これは今回ちょっとまだ調べておりませんので、また調べます。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 差し押さえについてですけど、差し押さえた中に過去には子ども手当にりんするようなものがあつたかもしれんと、あつたというような答弁でありました。あつたということはそれだけ口座に振り込まれたら、一般財源と見るということで差し押さえ強行されているわけですけど、そういうものがあつたということはあつたという認識は差し押さえた中身も、例えば通帳の履歴とかですね、こちら辺もやっぱその後、確認をされているでしょうね。それでですね、今回の子ども手当の差し押さえについて特別措置法14条、15条ではこれを差し押さえしちゃいかんと、そういった認識でもあるような部長の答弁でありましたが、それが口座に振り込まれたら関係ないから差し押さえると、これはどうも行政側の自分たちの差し押さえを合理化するためのですね、やっぱ何か手段のように思えてですね、これはやっぱり市民的には納得してもらえんんじゃないかなあというふうに私は感じるところであります。資格証明書発行の中にそういった通常の治療を必要とするような人が含まれていないことを願うわけですけど、これは緊急にちょっと調査をしていただいでですね、そういった人が含まれておいたら、何で含まれておったつかとそういう人が、ようと実態の把握をしておらんとじゃなかろうかということですね、市長がしこたま怒っていただきたいと思うわけです。差し押さえについてですね、子ども手当であれ、児童扶養手当であれ、年金であれ、振り込まれたら関係ないという考え方について、先ほど徴収法とかいろいろありました。滞納整理については国税庁から各国税局徴収部長に滞納整理時における注意事項についてという文書が出されております。当然、市におかれましてもそういったことも勉強会など通じてですね、認識されていると思います。滞納整理の基本的な心構えとして徴収職員に大きな権限が与えられているが、その権限の行使は滞納者の生活の事業に重大な影響を及ぼすことから滞納者の実情等を考慮し、応接中の言動にも十分配慮し、適正、適法に実施すると指示しております。今回子ども手当を差し押さえられた市民は、すぐさま子ども手当の差し押さえに対して抗議をされております。またこの方は月々3万円を滞ることなく話し合いの末、分納中であつたと。納税相談の約束もまった

く無視されたことに市役所に対する強い不信感をあらわにしておられます。私は子ども手当の違法な差し押さえ解除を直ちに実行することを求めます。差し押さえた物件を競売にかけるチラシが玉名広報に折り込まれておりますが、100円あるいは200円、そういった値が付けられて、こんなものまでと驚くような品物が連なっております。国税徴収法48条で禁止してある無益な差し押さえではないでしょうか。滞納者には問答無用で分納中であれ、容赦なく差し押さえするというあり方は、滞納者の納税意欲を阻害するものであり、私は間違っていると思います。滞納者の生活実態に十分に寄り添った税務行政徴収に改めることを求めて、一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時21分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） こんにちは。4番、蒼風会の江田です。最終日の最後になりました。もう少し御辛抱ください。また最後まで傍聴いただいておりますいつもながらありがとうございます。ちょうど1年前一般質問が終わったとき、雪が舞う東北から信じられない光景がテレビ画面を通じて飛び込んできました。あの悪夢は一生忘れることができません。どうか1日も早くあの美しい日本によみがえるよう心からお祈りをいたします。

さて、1市3町が合併をして、早6年が経過しました。この間いろんなことがありました。自民党政権から民主党政権に、玉名市でも島津市長から高嵯市長へとかわりました。旧玉名市長として合併協議会の会長として推進してこられた高嵯市長に合併効果はどうだったのか、お伺いをいたします。

そして1番目の質問ですが、他の市長との比較ですが、玉名は住みやすいのか、この5年間、この近隣市町の人口減ですが、玉名市においては前田議員とはちょっと違いますけども、私の方が正確だと思いますけど、約2,610人減ですね。パーセンテージにしましてマイナス4.6%、荒尾市は876人減、パーセンテージにしましてマイナス1.5%、長洲町は555人減、マイナス3.2%、和水町は836人減、マイナス6.8%、南関町は558人減、マイナス4.9%、玉東町においては85人減のマイナス1.5%です。玉名市は税金が高いと聞かれますが、例えば国民健康保険税などはどうなのかお伺いをいたします。2番目の各支所の市民サービスについての質問ですが、

合併後何回かの機構改革によって各支所の人員が削減され、天水、横島、岱明などの各支所ですが、各支所での市民サービスが大変厳しい状況、市民からの不満が多く聞かれます。例えば総務振興課と市民福祉課の2課を配置し、行政運営が行なわれているが、曜日、時間帯によって窓口が大変混雑をし、市民サービスに不満が多く出ているようだが、今後の対策などはどうなるのか、お尋ねをいたします。3番目の質問ですが、高齢化社会の独居老人の対応についての質問ですが、今問題になっている老人の孤立死、悲しい報道がたびたび聞かれます。ここ5年間、荒尾玉名郡市の1世帯当たりの人口を見ますと玉名が2.87人から2.68人、荒尾が2.51人から2.35人、長洲が2.73人から2.48人、南関が2.82人から2.62人、和水が3.08人から2.89人、玉東が3.07人から2.88人。結局人口は減っているんですけども逆に世帯数は増加をしているわけですね。その分だけお年寄りの独居老人が増加しているのではないのでしょうか。玉名市においても1人暮らしの高齢者が15.2%、夫婦2人暮らしの世帯が38.3%、合計で半数を超えている核家族化が進んでいます。今後も高齢化はさらに進展し、1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、または認知症高齢者も増加していくと考えられます。今後は独居老人を生き生きと安心して暮らしていける環境をつくる必要があるのではないのでしょうか。玉名市では独居老人の対応についてどのように対応されているのか、お伺いいたします。

以上、答弁をいただきましてからまた質問いたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 江田議員御質問の6年が経過した玉名の合併効果についてお答えをいたします。国が推進してまいりました平成の大合併は人口減少や少子高齢化が進み、地方財政が厳しさを増す中、地方分権の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化や効率的な行政運営体制の強化を目的として進められた経緯がございます。本市におきましても合併当初から人件費の削減や補助金の見直しなどによる歳出の削減に取り組むことにより環境問題や保健福祉など、今必要とされている分野や市民生活に直接関わる分野に重点的効率的に施策を展開することにより、住民サービスの高度化、多様化に対応してきたところでございます。また1市3町の合併により広域となった新たな地域の中で施設利用やまちづくりなど広域的な交流も活発に行なわれるようになり、新たな市としての一体感も醸成されてきているように感じております。1市3町合併を積極的に推進してきた私といたしましては、市町村合併の意義は大多数の住民の皆さまが市町合併の結果として行政サービスが充実し、幅の広い多様な選択肢や機能が増え、未来に向けて新市の輝かしい希望が期待できるようになることであると、一貫した理念を持ち続けております。言うならば市民の皆さまから住んでよかった、これからも住み続けたいと

言っていただける玉名になることが合併の効果であると思っております。市民の皆さまからそう言っていただけるよう安定した行財政基盤を土台としながら市民サービスの維持、向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 江田議員の他市町との住みやすさの比較について、お答えいたします。国民健康保険税を例にとということです、玉名市がどのような状況にあるのかを御説明いたします。まず国民健康保険税の賦課方式には市町村によりまして異なっております。主に所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割の4方式と所得割、被保険者均等割、世帯平等割の3方式、そして所得割、被保険者均等割によります2方式がございます。玉名市では合併に伴いまして平成20年度から所得割、被保険者均等割、世帯平等割の3方式を採用しているところでございます。熊本県下では12市がこの3方式を採用しております。平成23年度の玉名市の熊本県内におけます国保税率等につきましては所得割額が12.8%で6番目、均等割額が4万4,000円で4番目、世帯割額が3万6,600円で3番目となっており、これらを合計した順位は県下14市で6番目となっております。また所得額の比較をいたしますと被保険者1人当たりの所得額は平成21年度におきまして県下14市の中で4番目となっております。被保険者の所得額から見ますと上位の方でございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 江田議員の各支所の市民サービスについての御質問にお答えいたします。現在、本市の組織は、本庁・総合支所方式の組織形態で各総合支所に総務振興課と市民福祉課の2課を配置し、行政運営を行っております。議員御指摘のとおり総合支所の2課を比較した場合、担当する所掌事務が異なるため曜日や時間帯によって窓口が繁忙か否かという状況が出てくることも事実ですが、市民の手続きが違えば、その専門性も違い、2課での協業はなかなか難しい状況にあります。さらに今後は職員定員適正化計画の推進や事務量の増加により職員への負担も増大していくことが予想され、本庁・総合支所の双方において住民サービス維持に、より一層努めていく必要が出てきます。このため本庁と各総合支所の所掌事務の見直しを重点的に進め、本庁一括でできる事務につきましては本庁で処理を行ない、また同時に事務事業についても類似事業の統廃合や手続きの効率化を進め、市民にわかりやすく住民サービスの提供に適した組織を検討してまいります。具体的には本年10月に検討している支所移行後に

住民サービス提供における課題や問題点を十分に検証した上で、支所組織をわかりやすく簡素化し、市民のニーズが多い窓口サービスにある程度特化した組織再編を行ないたいと考えております

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長（辛島政弘君） 江田議員の高齢化社会の独居老人への対応についてお答えします。少子高齢化の進展とともに1人暮らし高齢者が増加し、家族機能の低下や地域のつながりの希薄化など、背景により、さまざまな問題に直面しているところでございます。中でも独居高齢者の安否確認ですが、市では介護保険認定者や虚弱な高齢者のみの世帯に対するふれあい生活支援事業等のホームヘルプサービス及び配食サービスを安否確認を目的とした食の自立支援事業を実施しております。また介護予防事業として公民館単位の住民主体で実施している「ゆた〜っと元気体操」や「いきいきふれあい活動」及び高齢者元気づくりネットワーク事業の住民主体の取り組みである「たまな元気会」活動は地域の連携強化など地域の支え合いに役立っております。一方で社会福祉協議会の事業でございます福祉協力員設置事業やふれあいネットワーク事業など老人会での取り組み事業、民生委員さんによる訪問等を行なっているところでございます。今後は社会保障制度や高齢者の現状など地域の理解を深めながら公的なサービスのみならず家族機能や地域のつながりの強化、地域のお世話役を増やすなど、互助、共助の強化を図り、地域力を高めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） 合併効果は合併してよかったのか、何のための合併だったのか、市民サービスなどにおいても旧町は大変厳しくなったと声が多く聞かれます。お隣の玉東町では当初は合併推進派が6割以上でありました。しかしその後は合併しない方がよいという人たちが半数以上になったそうであります。当初は交付金にしても合併しないと厳しくなり、自治体の運営自体ができなくなるような話でありましたけども、民主党政権になりまして合併していない自治体もあんまり変化がないような状況に今なっているところであります。ほかの市町との住みやすさの比較を質問したのもある町から転入してこられた人の話を聞くと、いろんな手続きが何かいろいろと面倒で何回も足を運んだ、不便だったと苦情を聞きました。市長の今定例会の招集あいさつの中に市民の暮らし最優先とあるように来庁者になお一層の配慮をお願いします。各支所の市民サービスについても窓口が大変混雑しているときなど手が空いている人がいれば、ちょっとした気遣いをみんなですれば市民の不満も和らぐのではないのでしょうか。

高齢化社会の独居老人の対応については、それぞれの公民館単位でも努力をされています。青木議員からも何回も質問ありました。大変むずかしい問題のようですね。独居老人の場合は個性が強い方もおられます。また防犯上の面でもなかなかむずかしいようです。問題の1つとして核家族化がどうかすることもこれからの課題ではないでしょうか。今後とも大変でしょうが、よろしく御指導をお願いします。

4番目の定住化促進事業の成果についての質問ですが、この事業は定住人口の増加及び地域の活性化を図るために市外から本市に転入する人に対して、住宅の取得、住宅のリフォーム、または新幹線を利用した通勤に要する費用の補助を行なう事業、これまでのその実績と内容についてお尋ねをいたします。在宅取得補助金、住宅リフォーム補助金、新幹線通勤定期券補助のそれぞれの件数、定住促進補助事業によって転入された人数、どこから転入されたのか。また平成24年度予算では定住促進補助事業はどの程度の利用を想像されているのか、お尋ねをします。また新玉名駅開業1年、通勤に利用されている人は100人を超えていると聞いていますが、この補助制度での利用状況と今後の見通しをお尋ねいたします。

最後の質問ですが、昨年11月6日に玉名市地域防災計画に基づき防災訓練がありました。そのとき救出救護訓練で防災ヘリの搬送訓練が予定されておりましたが、あいにくの天候で中止となりましたが、この防災ヘリと今年度から導入されたドクターヘリとの対応の方法、または玉名市内で予定されているヘリポートはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 江田議員の定住促進補助事業の成果について、お答えいたします。今年度から平成27年度までの予定で取り組んでいる定住促進補助事業は、移住を検討する方に対して玉名市を移住先に選んでもらうための制度として住宅取得補助金、住宅リフォーム補助金、そして新幹線通勤定期券補助金の3つの補助金から構成されております。ここまで住宅取得補助金の手続きが完了している件数とそれに伴って転入した家族の人数は33件、106人であり、その中で住宅リフォーム補助金が4件、新幹線通勤定期券補助金が1件ございます。その33件の内容につきましては、年代別では20代が8件、31人、30代が10件、34人、40代が6件、22人、50代以上が9件、19人となっており、20代から40代までの若い子育て世代が件数で7割、人数で8割と大部分を占めております。また転入元となった地域で見ますと熊本市10件、長洲町8件、荒尾市4件と、近隣市町が中心となっているものの福岡県内から6件のほか長崎県、静岡県、兵庫県や東京都など遠方からの転入もあっております。これらの方の転入先は旧玉名市16件、旧岱明町17件という状況でございます。

また今後の定住促進補助事業につきましては、24年度当初予算に新たに60件分の住宅取得補助金、10件分の住宅リフォーム補助金、同じく10件分の新幹線通勤定期券補助金として合わせて2,660万円を計上しているところでございます。新玉名駅での新幹線定期券利用者が100人を超えているという情報もある中で、ここまで新幹線定期券補助金の利用者が1件にとどまっている状況でございますので、福岡市内にお勤めする方が県境を越えた玉名市に住まいを移した上で、新幹線とはいえ遠距離の通勤を決断するには高いハードルがあると思っておりますが、福岡都市圏を中心とした宣伝方法について検討しながら、今後の利用促進に力を注いでいきたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 総務部長 斉藤 誠君。

[総務部長 斉藤 誠君 登壇]

○総務部長（斉藤 誠君） 江田議員のドクターヘリへの対応にお答えいたします。ドクターヘリは救急専門の医療機器を装備しまして救急医療の専門医師と看護師が搭乗した医療専用ヘリコプターでございます。御承知のとおり熊本県では本年1月16日に導入され、国・県それぞれが経費の2分の1を負担し運行を行なっているところでございます。このドクターヘリは消防機関からの要請に基づき、基地病院であります熊本赤十字病院から救急現場へ出動、救急車との合流地点であるランデブーポイントで離着陸を行ないまして救急患者の搬送を行なうということでございます。ドクターヘリの出動要請を行なっている有明消防本部に確認いたしましたところ玉名市内で予定しているランデブーポイントは防災ヘリの離着陸場となっている桃田運動公園広場、それから岱明中央公園グラウンド、横島グラウンド、高瀬大橋上流の菊池川左岸河川敷の4カ所ということでございます。有明消防本部では今後は救急医療体制の充実を図るためランデブーポイントの追加を検討しておりまして、施設管理者へも協力要請を行なっていくということでございましたので、本市といたしましても市民の安心安全確保のためできるだけ協力していきたいと考えております。それから昨年11月6日行ないました防災訓練で、防災ヘリの運行が中止になったということでございます。防災ヘリとドクターヘリの違いということで、ちょっと御説明申し上げますと、防災ヘリにつきましては運行主体が熊本県であるということで、当然我が市も負担金を153万2,000円、24年度は計上しております。それからドクターヘリにつきましては、県の要請を受けて、救命救急センター設置医療機関、いわゆる赤十字病院が基地となっております。待機場所に付きましても防災ヘリにつきましては県防災消防航空センター、熊本空港内でございます。それからドクターヘリにつきましては先ほど申しました日赤でございます。それから目的につきましても消防防災ヘリにつきましては、救急、救助、火災等多目的に使用すると。ドクターヘリにつきましては救急医療の提供に使用するというようなことでございます。ただこのドクターヘリとこのそれから防災消防ヘリ、2機で救急搬送体制

を整備したというのは全国初ということで、今後地域の救急医療を支援していくということで報道記事がなされていたようでございます。

○議長（高村四郎君） 4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） 定住促進補助事業については、あくまで玉名市内の人口増加がその目的でこの制度があったわけですね。先ほど前田議員からもありましたけども、極端な場合がですね、アパートに住んでおるわけたいな。当然新築するわけですよ、この人たちが該当せんわけですね。そすどですね、極端にいうとこの町でも先ほど前田議員からもありましたけども、相当どこでも知恵絞ってですね自分のところの人口増加を考えておんなはるわけですよ。そうするとどこかがかえって条件がよかならばですね、やっぱそのよそにとられて、逆に人口減という可能性もあるわけですよ。今一番ですね、その南関町が要するに工業団地ですか、これが一番多かですね。そすどこの住まいはどこかというとはですね、荒尾のマンションが多かですね。というのはやっぱ一番奥さんたちは便利そうなんです。やっぱりことわざでもあるようにですね、亭主元気で留守がいいって、亭主は遠かところさん、通勤したっちゃよかです。奥さんがですね、一番住みやすい環境のいいところにですね。ですから先ほど私が言うたつもですね、実際的に荒尾市の減少というのは結構少なかっですよ。やっぱりマンションは玉名にいくつですかね。荒尾市のグリーンランドの近くはものすごい多かっですよ。やっぱり市長言われるように住みやすい、そのためにはやっぱりそういう環境をつくっていかないとじゃなかでしょうか。だから私は今回ですね、一番取り上げた原因は何かというとはですね、事務的に仕事はしよったっちゃいかんとですね。やっぱりいろんな面でですね、昔その昔と言うといかんばってんでですね、旧郡部ではかゆいところまで手の届きよったんですよ。合併してしまっってですね、何か事務的になってしまっって、やっぱがんすっといかんばいた、がんすっといかんばいた、がんとは前例のなかですばいって、前例のないことはまずさっさんわけです。私はやっぱですね、皆さんがですね、前例のなかつば前例をつくっていくとがこれは努力ですよ。がんすっつと失敗すっつとじゃなからうかって。失敗ばかり心配してなんさっさん。何せんなら失敗もなか。ばってん、進歩のなかですよ。だから今回私は取り上げたのはですね、やっぱり合併して、何か旧郡部の方ばかりですね、サービス面が厳しくなっって一極集中になっってしまうような気がすっつとですね。特にやっぱり職員さん当たりでもかなり減ってきた。しかしそのしわ寄せは民生委員さん、区長さん、その人たちにですね、いっってしまうよう。ですからですね、やっぱりこうですね、職員さんたちも何かもういっちょう元気がないというといかんばってんでですね。何か思い切ったことをしきらっさんごた感じのすっつとですね。その面は皆さんがですね、よかよか失敗したっちゃ俺が面倒見るぞって、責任を取るぞというような、そ

うしていかと、何か私たちいろいろ話ば聞くとですね。まずいくと1番口にでけん条件ばかり見つけてこられる。がんすつとでけんですもんね、がんすつとでけんですもんね。民間はですね、どがんなつとでんしてやっぱ知恵を出し合ってますね、でけんことをできるごつしよるですよ。役所は何か代官所のごて取り締まりばかりしてですね、何か進歩のなかごた気のすつです。ですからどうかですね、市長はじめ皆さんでですね、もうひとつどがんすつと玉名のようなるといとはですね、一生懸命知恵絞ってますね、そして失敗はよかぞ、おれが責任を取るぞという気持ちでですね、職員さんにけつを叩いてですね、頑張っていたきたいと思います。

そういうことをお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

○議長（高村四郎君） 次に、議案及び陳情を付託いたします。

議第1号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第8号）から議第47号和解及び損害賠償額の決定についての議案47件及び陳情1件につきましては、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案及び陳情付託表

総務委員会

議第1号 平成23年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

（総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費、⑫公債費・第2表繰越明許費、②総務費・第4表地方債補正 変更）

議第11号 平成24年度玉名市一般会計予算

（総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費、⑫公債費、⑬諸支出金、⑭予備費・第2表債務負担行為（1）・第3表地方債）

議第22号 玉名市暴力団排除条例の制定について

議第24号 玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議第25号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議第27号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 29 号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 46 号 訴えの提起について
議第 47 号 和解及び損害賠償額の決定について
陳第 1 号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出に関する陳情

産業経済委員会

- 議第 1 号 平成 23 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費・第 2 表繰越明許費、⑥農林水産業費・第 3 表債務負担行為補正 追加（1））
議第 5 号 平成 23 年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 11 号 平成 24 年度玉名市一般会計補正予算
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑪災害復旧費中 2 項農林水産施設災害復旧費）
議第 18 号 平成 24 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
議第 28 号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議第 31 号 玉名市大衆浴場財政調整基金条例を廃止する条例の制定について
議第 44 号 あらたに生じた土地の確認について
議第 45 号 字の区域の変更について

建設委員会

- 議第 1 号 平成 23 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）
（歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費、⑧土木費、⑪災害復旧費中 4 項公共土木施設災害復旧費・第 2 表繰越明許費、⑧土木費）
議第 6 号 平成 23 年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 7 号 平成 23 年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 8 号 平成 23 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 9 号 平成 23 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 4 号）
議第 10 号 平成 23 年度玉名市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
議第 11 号 平成 24 年度玉名市一般会計予算
（歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費、⑧土木費、⑪災害復旧費中 4 項公共土木施設災害復旧費）

- 議第 15号 平成24年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 16号 平成24年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第 17号 平成24年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第 19号 平成24年度玉名市水道事業会計予算
- 議第 20号 平成24年度玉名市下水道事業会計予算
- 議第 23号 玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議第 37号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 38号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 39号 玉名市下水道事業の設置等に関する条例及び玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 40号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 41号 玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について

文教厚生委員会

- 議第 1号 平成23年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
 （歳出の部、②総務費中3項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費
 [1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費を除く]、⑩教育費・第2表繰越明許費、⑩教育費）
- 議第 2号 平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第 3号 平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第 4号 平成23年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第 11号 平成24年度玉名市一般会計予算
 （歳出の部、②総務費中3項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費
 [1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費を除く]、⑩教育費・第2表債務負担行為（2））
- 議第 12号 平成24年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 13号 平成24年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 14号 平成24年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第 21号 玉名市環境美化に関する条例の制定について
- 議第 26号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 30号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 32号 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議第 3 3 号 玉名市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 4 号 玉名市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

議第 3 5 号 玉名市し尿処理場条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 6 号 玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 2 号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 3 号 玉名市図書館条例及び玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高村四郎君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 1 3 日から 2 5 日までは委員会審査のため休会とし、2 6 日は定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 5 6 分 散会

第 5 号

3月26日(月)

平成24年第1回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成24年3月26日（月曜日）午前10時06分開議

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
- 日程第3 委員長報告
新庁舎建設特別委員長報告
- 日程第4 質疑・討論・採決
閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
- 日程第3 委員長報告
新庁舎建設特別委員長報告
- 日程第4 質疑・討論・採決
- 日程第5 意見書案上程
意見書案第1号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出について
- 日程第6 質疑・討論・採決
閉 会 宣 告

出席議員（25名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 藏原隆浩君 | 2番 | 福田友明君 |
| 3番 | 内田靖信君 | 4番 | 江田計司君 |

5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	古閑猛君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	小畠栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	高嵯哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	斉藤誠君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田中等君
市民生活部長	辛嶋啓司君	健康福祉部長	辛島政弘君
産業経済部長	植原宏君	建設部長	蓑田穂積君
会計管理者	原田政樹君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原口和義君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂西恵二君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森本生介君
企業局長	竹原憲司君	教育委員長	大谷壽君
教育長	森義臣君	教育次長	立川隆則君
監査委員	有働利昭君		

午前10時06分 開議

○議長（高村四郎君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（高村四郎君） 各委員会に付託してあります全議案及び陳情1件を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、討論の後採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 作本幸男君。

[総務委員長 作本幸男君 登壇]

○総務委員長（作本幸男君） おはようございます。総務委員会に付託されました案件は議案9件と陳情1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず議第1号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,291万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を284億1,753万8,000円とするものであります。

主な内容は、本年度事業等の確定及び確定見込みによる調整が大部分であり、国の経済対策による3次補正の小中学校の耐震化事業、中学校施設改築事業及び4次補正の生産総合事業農業体質強化基盤促進事業などの事業の取り組みを計上してあります。

執行部から、歳入歳出及び繰越明許及び地方債補正について説明を受け、その後質疑応答を行っております。

主なものは、まず委員から総合計画の策定にかかる総経費などについて質疑があり、執行部より主なものは策定審議会の委員報酬56万8,400円、お茶代などの食料費で1万5,600円、コンサル料429万500円、印刷製本費として本編と概要版の見込みで137万880円、合計で624万9,380円を見込んでいます。また、印刷部数は基本計画が500部で、議会、庁内、そのほか関係市町村などに配布予定であります。概要版については、2万7,000部で各家庭に配布を予定している旨の答弁がっております。

さらに委員から、このできばえはどうだったのかと問いに、執行部から、今年1年かけて市民アンケートも取り、見直しを進めてきました。策定審議会には議会からも7名の委員を加え審議し、今後5年間に向け前期分を総括しながらより具体的な計画書ができたのではないかと答弁がっております。

また、委員からコンサルを入れての費用対効果はあったのか、との質疑には、アン

ケートも取っており、そのアドバイスを受けながら取りまとめており、効果的であったと思う。また、金額的にも適正ではないかとの答弁であります。

次に委員から、農水産業費県補助金の強い農業づくり交付金について質疑があり、執行部より、これは国の4次補正で付いたもので、総額2億5,815万の事業であります。内容は、JAたまなの岱明カントリーエレベーターの穀類乾燥調整貯蔵施設のサイロの冷却装置交換と中央集荷センターのトマトの集出荷貯蔵施設センサーカメラ及び多用途対応の箱詰めライン交換の事業費の消費税を除く2分の1の通り予算である旨の答弁であります。

委員からは、今イチゴの価格が低迷しており、トマトへ変えている人が多く、来年もまた多くなりそうな中で、昨年のミニトマトの出荷ラインの増設は有効であった。一次産業が元気にならないと玉名市も潤わないと思うので、この交付金事業についてはよかったとの意見がっております。

次に、地方バス路線維持費等補助金については、バス利用者は減り補助金はますます増えていくと思うので巡回バスがいいのではないかと。また、始発で早めにバスが来ていても定刻にならないと、寒い、また暑い中で待っているお客さんを搭乗させないので、前回定刻より早くても搭乗させてほしい旨の申し入れをお願いしていたが、との質問であり、執行部よりおっしゃるとおり補助金については、年々増加をしている。それと高齢化が急速に進んでいる、こういったことから、大規模な改善計画を立てたいと新年度予算に計上している。効率的、効果的な計画となるように頑張りたい。

また、待機中のバスに乗せない件については、前回の質疑を早速バス事業者に問い合わせをしたところ、その時のバスの運転手が認識不足ということで大変申し訳ない。社内の規定によれば、待っている方を乗せてもかまわないということであった。今後、職員の指導を徹底するとの返事をいただいているとの答弁でありました。

さらに、基金費の積立金については、歳入歳出の調整とのことだが、現在はどのくらいなのか、との質疑に、執行部から、平成22年度末で34億円程度です。今回の補正を入れて23年度末で44億5,200万円程度になる旨の答弁でありました。

さらに委員から、今度の補正で繰り入れなしでこの金額なのか、との質疑に、普通交付税を今回5億5,119万円の補正をお願いしていますが、その分が主な理由であります。との答弁を受け、委員から前市長は基金を30億ほど持ちたいと言われていたが、その予定からいくと10億円近く持ち過ぎているのではないかと。お金がなく事業が進まないと言われていたが、この基金の使い方を考えた方がいいのではないかと、との質疑に、執行部から合併当初、基金については30億円をくだらないように確保することだったと思います。

現在、市におきましては、平成28年度以降交付税が合併算定から1本算定にな

り、見通しでは20億円の減額が見込まれますので、27年度までにある程度の財政調整基金の確保と繰上償還については、余裕がある時にしておきたいと考えています。

また、繰上償還額は1.8%の高金利借入れ分であり、効果額は利息分で1,239万円をみているとの答弁でありました。委員からは、財政的にはゆとりがあるかと思うので、今のうちに定住化促進など力を入れてやっていくべきとの意見がっております。

また、別の委員からは、平成28年度から合併算定替えて普通交付税が削減されていくことを踏まえての認識がまだ薄いと思う。担当部署以外ではあまり気にしていないのではないか、実は大変な問題で「備えあれば憂いなし」自主財源を確保していかななくてはいけないので、みんなが認識できるように想定は確定ではなく、ホームページでの公開はできないにせよ、資料を示してもらおうと話もかみ合ってくるし、市民の理解も得られるのではないかとの意見がっております。

次に委員から、子ども手当の差し押さえについては一般質問の後、何か対応はされたのか、との質疑に対し、執行部から本人と接触するための文書を発送した段階である旨の答弁がっております。委員からは、主としてどのようなスタンスで面談をされるのか、また子ども手当の差し押さえ禁止の規定の調査はされたのか。これも踏まえて面談をされるのか、との質疑に、執行部より今委員が言われたことも考慮いたします。しかし、まず本人と面談し内容を十分話し合わないとも何も始まらないと思う。来庁期日が15日になっており、まずは面談からで現段階では何も申し上げられないとの答弁がっております。委員からはこのような場合、市からで出向くのが筋ではないのか。また、納税相談の時点で子ども手当とか年金とか、何らかの手当が口座に振り込まれてくる場合、その分も差し押さえになる旨の話はされているのか、との質疑に、基本的には税務課での面談となっている。また、債権調査をする中で、そういうものも差し押さえを行なう中に含まれる旨の説明はしています。なお、市から出向いて相談するというのではなく、滞納がある方ですので、市に来ていただくのが基本的だと考えております。との答弁がっております。

次に、がれきの受け入れについての質疑に対し、執行部から、国の方でそれぞれの県を通じて受け入れの話が進んでいるようですが、本市にはまだそういう通知は着いておりません。ただ、住民の方が懸案をされている事項についてクリアができることであるとするならば、それは当然受け入れし、処理していくことを地方自治体は基本に持つべきだと考えている旨の答弁がっております。

ほかに消防団員の減少に対する対応、また災害派遣された記録を報告することで人ごとではないとの認識を深めることができるので、災害支援の資料を公表できるなら、との意見もありました。審査を終了し、採決の結果議第1号中付託分については、賛成

多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成24年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。歳入歳出予算の総額を261億3,200万円とするもので、これは前年度予算に比べ12億9,300万円の減、率にしまして4.7%の減になっているとの説明の後、歳入歳出債務負担行為、地方債について執行部から詳細に説明がっております。それに対し、次のような質疑、討論がなされております。

まず、歳入の主なものですが、覆砂事業と説明されたが、この質疑に対し、執行部から、それは農林水産業費分担金の水域環境保全創造事業ですが、前年度と同じで国が50%、県が40%、市が5%で地元分担金が5%です。市内には4漁協がありますが、そのうち1漁協当たり分担金150万円で、4漁協で600万円ですが、岱明漁業には基金を持っておられるため、地元の分担金は150万円の内、101万5,000円が地元分担金で、残りの48万5,000円については基金から貸与されています。そのため、3漁協で450万円プラス101万5,000円で、合計551万5,000円となっております。また、48万5,000円については、繰入金の水産振興基金繰入金で計上しております。との答弁でありました。

次に委員から、差し押さえられた分はどこに収入として計上されるのか、との質疑には、差し押さえによる収入はまず歳計外に落とし、その後本人の滞納税に充当いたします。との説明であります。

次に、滞納処分費の内容と実績を、との質疑に、車を差し押さえた場合の車のレッカー代、あとは不動産公売をする時の不動産鑑定にかかる費用です。また、実績は平成22年度で4,600万円で1,228件、23年度では4,560万円の1,208件で年度により多少の違いはあります。との答弁でありました。

次に委員から、財産売り払い収入については、どこを予定されているのか、との質疑に、これは第2保育所の用地分です。との答弁であります。委員からは、一般質問でも何人かが質問されたが、不要な動産は今どうなっているか、との質疑に、執行部から未利用の財産の売却、利活用については、現在リストを上げ、それぞれ物件については調査をし、整理をしている段階です。24年度に入り9月、10月ごろには一般競争入札で9件ぐらいを予定で売却を行ないたいと思っています。しかし、一つ一つ調べていきますと、土地について問題点があり、それをクリアした段階で売り出しますので、行政財産でも今使われていないものの洗い出しもやっております、もう少し時間がかかるかと思えます。との答弁がっております。

次に、市民税・固定資産税等滞納の繰り越しについては、総額として1億円を超えている。当然新年度が明けて当該年度の滞納が出てくると思うが、日ごろの滞納に対しての業務内容、どの経緯でどのような段階で差し押さえに踏み切る形をとるのか。また

担当課として、この額の回収の見込みについてと、延滞金はすべての滞納額の延滞利子として捉えていいのか、この質疑に対し、滞納額を増やさないために努力しているところです。滞納処分の内容としては、債権の差し押さえ、搜索、動産・不動産の差し押さえ、電話催告、文書催告等の通知、差し押さえ物件の公売会を催しているところであり、そのためには、新規滞納者を出さない、出させない、現年度のみ滞納者を次年度まで引き延ばさない。年度代わりには、当年度のみの文書催告も行なっています。なお、長期滞納者については電話催告、文書催告で本庁に来庁していただき、まず納税相談、滞納額に応じた納税計画、完済に至るまでの分納計画を誓約していただく、との答弁がっております。

次に、歳出についてであります。まず委員から、毎年補助金、負担金の見直しをされているが、今年予算では目新しいのはありますか、との質疑に、執行部から、特別減額等はなく定住などの補助金の増額はあります。また、協議会の補助金関係については、例として消防団の運営費補助金については40万円の減額を行っており、内容的には本部運営費の補助金を減額しております。

また、衛生費のエコの環補助金ですが、協議会については、繰越金が多いものは査定段階で予算の削減を行っております。との答弁であります。

次に、公共施設適正配置計画検討委員会の数と委員会の開催予定数並びに結論が出るのはいつ頃なのか、との質疑に、執行部から委員数は15名で6回を予定しています。委員会の立ち上げは、今から人選などを行ないますので5月末を考えており、年末までに計画書策定のために委員会の意見を取りまとめ、今年度末まで計画書の策定を考えている旨の答弁がっております。これに関連して委員から、平成23年、24年の2カ年計画で、公共施設適正配置計画の策定をするとの説明を去年も受けていたが、23年度の経費の内訳と、進捗状況並びに24年度の予算総額の内訳を、またいつ出来上がるのが大事なことで、未利用の市有財産の活用、行政財産を今後どのように統廃合していくべきなのか、これらの議論は、この公共施設適正配置計画が策定されてからでないと具体的に議論することができないわけで、そもそも2年をかけるものなのか、24年で進めてもらうにしても一刻も早く短期間でつけ焼き刃的に、絵に描いた餅で終わらせることはできないので、その計画を緻密に、正確に議論していかなければならない。また、既に予算が計上されているので、今の時点で緻密な計画を立てておかななくては、との質疑に、平成23年度は、公共施設適正配置計画のうちの現状把握と分析で公共施設のマネジメント白書の作成を行なったところです。また、支出は、この委託料の855万7,500円のみです。

24年度の予算ですが、委員報酬が52万2,000円、旅費で36万7,000円、お茶代など1万8,000円、通信運搬費2万2,000円、策定書の業務委託で4

14万7,500円、合計で507万7,000円です。進捗状況ですが、マネージメント白書は、今年度未策定で今最終的な調整を行なっているところです。

また、24年度のスケジュールですが、現在検討委員として予定している学識経験者の方との調整をしているところであります。ほかの委員については、5月中に選任し、委員会を立ち上げ、月1回程度のペースで会議を開催すると委員会の検討結果は、最終的には秋口になるものと考えている。委員の御指摘のように、早め早めに進めたいと思う、との答弁がっております。委員からは、市有財産等は膨大な数であり、委託されるのは理解できるが、委託費が大きいのではないかと。職員の一般的な考え方はその中には入らないのか、それで地域の特徴的なことが反映できているのか、心配するところです。現状を把握するには、マネージメント白書策定後になるかと思うが、担当の職員はどのようにかかわるのか、との質問に、今年度については、資料等の収集について関係各課に依頼し、担当課で収集をし、その資料に基づき委託業者が集計、分析、取りまとめをするその中で担当職員は内容をチェックしながら進めることとなります。なお、次年度の計画書の策定については、委員会で検討していただきますので、コンサルも支援業務としてその中に入って意見を聞きながら進めていく旨の答弁がっております。

次に、九州新幹線鉄道建設負担金は、耐震の工事との説明がありましたが、この質問については、執行部から地震対策ということで軌道の逸脱防止、脱線防止の工事と聞いている。なお、この地震対策は、平成18年に発生した新潟県の中越沖地震、その後この対策工事が講じられております。そのため熊本県内でも玉東町の白木とか、原倉で活断層が発見され、それに伴って工事が計画された旨の答弁がっております。

次に委員から、グレンミラー音楽祭補助金については総合計画にも乗せてあります。この中に主要施策、「音楽の都 たまな」にグレンミラー音楽祭開催がありますが、これはクラリンドとの姉妹都市との問題もありますし、理解できないではないが、グレンミラー音楽祭は国際交流ではないと承知している。その中で、これまでも、また今年もグレンミラー音楽祭補助金が国際交流費に組み込んであるのに違和感を覚える。これは「音楽のあふれる都づくり」の単なる音楽イベントになるので、そこで計上した方が適応しているのではないかと。この質疑は、グレンミラー音楽祭が始まった経緯ですが、玉名女子高校のクラリンドとの交流、そしてクラリンド市でのグレンミラー音楽祭に招待されて認められた経緯があります。当初の成り立ちが国際交流から始まったことからグレンミラー音楽祭補助金として、こちらでみている。ただ「音楽の都 たまな」でもうたっておりますが、なかなか進んでいない部分もありますので、文化課とともにプロジェクトの立ち上げをしまして、「音楽の都 たまな」づくりを進めていく計画をしているところです、との答弁がっております。

委員からは、本来はグレンミラー音楽祭を開催し始めて、後から玉名女子高校が姉妹都市締結をすることによってクラリンドに行く、また来られるようになったものです。計画書にあっても発展していかないのは、担当課がまたがって力が分散されているからでは、特に「音楽の都 たまな」づくりの核としてグレンミラー音楽祭は位置付けられています。しかし、文化課が音楽関係の団体を招集されて「音楽の都」をつくっていくことの取り組みをされている。その時に実行委員として参加はされているが、グレンミラー音楽祭だけは外れてしまう。そこで、一番推進しようとしている文化課とグレンミラー音楽祭が円滑に回っていかないとこのところがあるので、そういったところを危惧しており、本当の意味で推進なら担当としては文化課に移されるべきかと思っている。との意見でした。これに対し、執行部からプロジェクトチームを立ち上げる前に委員と同じような気持ちで企画課と話し合いを始めました。今では文化課が主体としてやってきた音楽の都づくり、その観点からもう少し時間をかけないとこの気がし、一応主管は文化課、そしてそのフォローするのが企画課、ほかの関係課で立ち上げたばかりで、その中でいろいろな検討を行ないたいと思う。それぞれが、平成25年度で予算に反映できるかは分からないが、早く結論を出したいと思っているので、しばらく時間をお願いしたい旨の答弁がっております。

次に委員から、県防災消防ヘリコプター運航負担金の積算について質疑があり、執行部から負担金の積算は、熊本県下45市町村の負担割で、人口割が70%、均等割が30%となっている旨の答弁がっております。さらに委員からは、ドクターヘリは防災消防ヘリとは別ですか、との質疑に、ドクターヘリは今年の1月16日、運航されていますが、これは国・県2分の1の負担で、実施主体は日本赤十字病院がヘリポートとして行っており、主体は違いますが消防ヘリ、ドクターヘリともに連携を取り運航されています。なお、この分の負担金はありません。との答弁がっております。

次に、新玉名駅周辺下水道整備事業についてですが、3,000万円を企業局に負担するとのことですが、この区域は公共下水道の認可は取られているのか、との質疑には、この地域については公共下水道の認可区域外である。そのため認可区域外からの流入となるとの答弁でした。委員からは側に管は通っているのですが、認可区域外ということは国の補助もなく、事業費はすべて市が負担されると思うが、公共下水でない廃水を公共下水管につないでいいのか、との質疑に、下水道管については、平成20年度に新駅として機能を有するため玉陵中学校方面の新駅まで下水管工事を行なっている。そのため、新駅まで下水道管は来ており、そこから今回200メートルぐらい管を延ばして対応するものである。また、下水道区域外からの流入については、既設の下水道管に余力があれば流入は可能である。との答弁でした。

委員からは、区域外の流入は過去にそのような条件を作って料金を徴収するとの経

過があるが、認可区域外の敷設して行なうわけで、例えば今回進出予定の会社がつながず、自社の浄化槽で処理することはできるので、その辺の話はできているのか、との質疑には、執行部から逆にデベロッパーとの話の中で、企業側としては、公共下水道に流したいということであり。市としては、今後の開発に向け下水道管の敷設をする考えに至ったところである。また、その財源については、市の財源ではなく合併特例債で何とかできないかとの協議を財政課を通じ県と行なったが、結果として厳しいとのことであった。もちろん許可区域外で補助は付かない、しかし今後企業の誘導を図るためにも一般財源で整備を行ないたいと考えている旨の答弁がっております。

委員からは、住環境整備は先行してでもやるべきであるが、認可区域を取った後で進めていくべきとの意見がっております。ほかに空き家バンク等の定住促進住民データの震災時の対応についても質疑応答がありました。審査を終了し、採決の結果、議第11号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、条例関係等の審査内容を報告いたします。

まず、議第22号玉名市暴力団排除条例の制定についてですが、これは昨年7月に熊本県暴力団排除条例が全面施行されたことに伴い、本市におきましても暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と経済社会の健全な発展を図るため条例を制定するものです。委員からは、玉名地区の暴力団の数、人員、また政治結社、露店等は暴力団に含まれないのか、との質疑に、執行部から熊本県警に照会しても玉名市の件数は把握していないが、熊本県全体では34団体で1,070人と聞いている。また、政治結社などは暴力団ということですが、この規定の中には該当としないと思う。との答弁がっております。

委員からは、条例をつくり強化されるのであれば市としても団体の把握をするなどの努力はされては、との意見がっております。審査を終了し、採決結果、議第22号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第24号玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、情報公開制度の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、内容として情報公開の開示請求者について、従来、「市内に住所を有する者、市内に事務所・事業所を有する者、市内の事業所・事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者」などに限定していたものを、「何人」に拡大し、だれでも情報公開の開示請求をすることができるようにするものです。

委員から、議会の政務調査費の情報公開について質疑があり、執行部からは県内に限らず全国的にみても情報公開は進んでおり、議会においても情報公開されている自治体もあります。議運の中でも議論をされていくものと思う、との答弁がありました。

委員からは、積極的に公開していくことよりホームページで必要な情報が得られるようになるとの意見がっております。審査を終了し、採決の結果、議第24号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第25号玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは個人情報保護制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

主な内容といたしましては、実施機関が個人情報を適法に収集していない場合、あるいは条例の規定に反して個人情報の利用・提供を行なっている場合に個人情報の利用の停止、消去、提供の停止を要求することができるようにするとともに、市内部の行政運営の効率化を図る観点から、他の実施機関への個人情報の提供、あるいは他の実施機関からの個人情報の収集ができるようにするものであります。委員から特に意見もなく、採決の結果、議第25号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第27号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方公務員法と地方自治法に基づき、現行の条例の規定を明確にし、条例の整備を図るものであります。内容は、地方公務員法第25条第2項に基づき、職員の給与から控除することができる対象、並びに地方自治法第203条の2第4項及び第200条第3項に基づき、一般職の非常勤職員及び臨時職員の給与の額等の基本的事項を明確に規定するものです。

委員から、これは今年度予定している任期付職員に関係している改正ですか、との質疑に対し、これは任期付職員とは関係ありません。との答弁を受け、委員から地方公務員法と地方自治法の改正に伴うものではないと思うが、今までこの条例でやってきてどこが不都合なのか、との質疑に、執行部から今回改正点は2点あります。一つは、地方公務員法の第25条第2項が、職員の給与は条例で特に定めた場合を除いて、通貨で直接職員に支払うことになっており、今回は玉名市一般職の職員の給与に関する条例の第2条第3項の中の「職員の福利厚生等に関する掛金」という文言を「職員相互の福利又は親睦のために設けられた団体に対して支払うべき会費」に改め、明白に規定しています。なお、これは県からの指導により改正するものです。

もう1点は、地方自治法203条の2第4項では、報酬及び費用弁償の額並びにその支払い方法は、条例でこれを定めなければならないと明記してあります。今までは要項の中で定めていましたが、地方自治法にも規定してありますし、昨年最高裁の判決でこの違法性が問われ、今回条例の中に盛り込んできたものです。との答弁でありました。審査を終了し、採決の結果、議第27号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第29号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは1点目に、法人課税に係る実効税率引き下げと、国税課税ベース拡大により生じる都道府県と市町村の税収の増減を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものであります。

2点目に、市民税の分離課税に係る所得税割の額の特例等についてですが、退職所得にかかる個人市民税が、昭和42年より翌年度課税から現年度課税になり、1年早く徴収されることになりました。その税額等の運用益が失われるということで当分の間10%税額控除の暫定措置として導入されたものです。しかし、見直しがされないまま40年以上が経過したため、この特例措置の廃止となりました。

3点目、東日本大震災に係る雑損控除の特例であります。4点目に、平成26年度から平成35年までの10年間、個人市民税の均等割額を500円引き上げるものであります。

委員から、県たばこ税から市町村たばこ税への移譲で市には幾らくるのか、との質疑に、執行部から旧三級品以外で、たばこ1,000本につき644円、旧三級品で1,000本につき305円です。との答弁でした。

委員から、市民に対する増税になるため、この条例には反対します、との意見も出て、議第29号については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第46号、訴えの提起についてであります。

これは地方自治法第96条第1項第12号の規定により、訴えの提起について議会の議決を得るものです。内容は、市民の滞納者が第三者債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び利息の支払い請求権を差し押さえ、その支払いを求めましたが、催告書と納付期限である平成23年11月30日までに納付されませんでしたので、その支払いを求める訴えを提起するものです。

委員から、滞納者本人が過払い金の請求をし、納得して市が当事者となり被告に請求しているわけだが、これが裁判となり2年、3年となった場合、その間の市の滞納に対する整理はどうなるのか、との質疑に、執行部からは本人からこの過払い金を市の滞納に充てるとの依頼であり、その間の滞納処分は行なわない旨の答弁でありました。ほかに、顧問弁護士に支払う着手金等についての質疑もありました。審査を終了し、採決の結果、議第46号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第47号和解及び損害賠償の決定についてであります。

これは、地方自治法の規定により、和解及び損害賠償の額の決定について議会の議決を得るものです。内容は、23年7月17日に、午前9時10分ごろ桃田公園内にお

いて、脱着式コンクリート製車止めが歩行中の相手方の右足甲の上に倒れ、骨折をさせたもので損害賠償として、市は100%の208万960円を負担するものです。なお、損害賠償金については、全額市民総合損害賠償保険から給付される旨の説明がっております。

委員から、脱着式がなぜ外れるのか、との質疑に、石で出来ているはめ込み式のもので、横に外して立てかけてあったものが、横を通り過ぎる時に当たったものです。との答弁でした。

これに委員からは、それは相手からの報告なのか、その立証は、また市から独自に検証されているのか、との質疑には、事故当時玉名市子供会のソフトボール大会が開催されており、周りにもたくさんの方がいて事故の状況は分かっている、との答弁でした。

次に委員から、今回は違うが職員が事故を起こした場合の職員の賠償などないのか、気のゆるみと言うが、ほかに事故を起こさない方法は、また罰則等はないのか、との質疑に、執行部から、事故処理委員会があり、事故を起こした本人、所属長を呼んで審議をいたします。その中で、顛末書の添付とか始末書を提出させ対応しているところです。ただ、最近同じ人間が、同じ公用車で物損事故を起こしているというのは、注意義務が欠けているのではないかと、今何らかの処置を対応しているところです。また、事故処理委員会のメンバーは、職員で構成されている旨の答弁がっております。委員からは、関心がある一般の方をメンバーに加えないと、職員だけではしっかりした対応はできないのではないかと、この意見に、執行部から、今後厳しくするという事で理解してほしいとの答弁がっております。

委員から、国民健康保険者の場合でも事故の原因が市道などの場合は、当然市の損害賠償保険で支払われるべきものである、との意見に、執行部から事故を起こされた場合、すぐ連絡する人、後で連絡される人とおられますが、多分病院の方でその指導はされていると思う。との答弁でした。審査を終了し、採決の結果、議第47号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第1号、安心・安全な国民生活実現のため防災生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出に関する陳情であります。

委員から、同じ行政職として執行部へ意見を聞かれ、執行部からは陳情内容のように地域の出先機関がなくなるのはデメリット部分が多いのでは、との返答がっております。審査を終了し、採決の結果、陳第1号については、願意妥当として、原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上、これをもちまして、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。以上です。

○議長（高村四郎君） 議事の都合により暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業経済委員長 福田友明君。

〔産業経済委員長 福田友明君 登壇〕

○産業経済委員長（福田友明君） おはようございます。今期、産業経済委員会に付託されました案件は議案8件でございます。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第1号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。6款農林水産業費は、5億8,911万2,000円の減額で、渇水対策事業費の減などによるものであります。7款商工費は、1,924万7,000円の減額で、地上デジタルテレビ放送受信施設等整備事業補助金の減額などによるものであります。第2表、繰越明許費につきましては、生産総合強い農業づくりの交付金事業のほか3件で、4億4,712万7,000円であります。第3表、債務負担行為補正につきましては、熊本県自立経営育成資金利子補給の期間及び限度額を制定するものであります。

委員から、繰越明許費で渇水対策は8月31日までの工期であるが、トマト選果場、新玉名駅南の排水路、八久保の畑かんの事業はいつまでを工期として繰り越しをする予定なのか、との質疑に、執行部からは生産総合強い農業づくり交付金事業は、平成24年9月30日竣工予定、玉名平野地区排水路整備事業は、平成24年12月21日、体質強化基盤整備排水路整備事業は、全地域平成25年3月31日を予定している、との答弁でありました。

委員から、排水路整備が1年延びているのはなぜか、との質疑に、執行部からは排水路整備は、水稻の収穫が終わってからそれ以降に工事を取りかかることになり、10月の稲刈りが終わり次第になるため時期的に遅れる、との答弁でありました。関連して委員より、八久保畑かん事業はとの質疑に、執行部からは、八久保については、平成25年3月31日までの工期を予定しているが、なるべく早い時期の完成を目指し、計画を立てているとの答弁でありました。また委員より、工事そのものが遅れているのか、発注が遅れているのか、何らかの理由があるのか、との質疑に、執行部からは国の4次補正により、平成23年度事業でできるようになったため、23年度の繰越事業として計画した。4月から取りかかれるという条件ができています、との答弁でありました。

次に第3表、債務負担行為補正の説明後、委員より3名の方というのはどの職種の

方が借りられて何を栽培されているのか、と質疑に、執行部からは企業が2社、個人が1名で施設園芸のトマト、ミニトマト、イチゴであるとの説明でありました。また、委員より市が単独で利子補給をしているのか、それぞれ同じ負担割合なのか、との質疑に、執行部からは、スーパーL資金を活用している。負担割については貸付利子に対し、国が8分の6、県8分の1、市8分の1で助成し、実質5年間を無利子化するものである、との答弁でありました。

次に委員より、耕作放棄地についての質疑があり、玉名市の耕作放棄地はどの程度認識しているのか。また、現在の放棄地自体はどの程度あるのか、との質疑に対し、執行部から、田が199ヘクタール、畑が339ヘクタール、樹園地が75ヘクタール、合計613ヘクタール程度を耕作放棄地と認定している、との答弁でありました。

次に委員より、6次産業推進事業補助金が219万1,000円減額になっているが、実績はどの程度進んでいるのか、また農産物加工まではほぼ達成できている、加工品等々、品目等流通をどのようにさせる計画なのか、との質疑に、執行部からは、2回目の活性化委員会で8事業者に対して補助金の認定を行なっている。補助対象の品目としては、13品目あるが、現在まで商品として完成しているのが3品目である。その他の商品については、研究開発を行なっている段階である。商品化がされた中の1品目においては、鶴屋百貨店や東京のデパートで既に販売を行なっている。熊本6次産業プランナーのきめ細やかなサポートにより、商品開発した加工品について商品管理、原価、工程管理、流通販売、販路開拓に関する方向性のアドバイスを受け、売れる商品化を急いでいる状態である。また、支援のためのバイヤーの経験者の流通専門家を任期付で採用し、玉名市6次産品のブランド化を目指し、販路の開拓を進め販路拡大を図っていきたいと思っている、との答弁でありました。

また、交流会等を行ない、味つけ、彩り、成分等に高付加価値を付けブランド化を推進し、販売イベント、各種商談会によりマーケティングリサーチを行なっていきたいと思っているとの答弁でありました。

平成24年度からは、月1回6次産業化して、基礎的な勉強会を実施して6次産業化に参加しやすい環境づくりを行なう予定であるとのことでした。

また、委員より農地水保全管理支払事業向上活動支援補助金が2,200万程度減額になっているが、35団体が申請し、15団体であった。20団体が対象から外れた理由は何か、との質疑に、執行部より当初向上活動要望調査を行なったところ、35団体の申請があり、その後、玉名市における説明会を行ない再調査をしたところ、20団体については取り下げ、または23年度中の申請は見合わせるとの要望があがったためとの答弁でありました。

また委員より、農地水保全管理については、1団体当たりどのぐらいの補助がある

のか、との質疑に、執行部より農振の農用地域に対して、田10アール当たり4,400円、畑10アール当たり2,000円の補助であるとの答弁でありました。関連して委員より、新しい制度の中で、どのようなものが認められるのか、はっきりした概略はないのか、との質疑に、施行部より用排水路、農道の補修、更新など施設の長寿命化を目的にされている、との答弁でありました。

委員より、申請の段階でとらえ方が違った話も聞いていたが、との質疑に、執行部から面積の把握に重複等があった。本年度で返還を行なった、との答弁でありました。

委員より、面積に応じて交付するのだから面積の確定、その時点で神経を使った作業をしてほしいとの要望が出されました。執行部から農業委員会からの資料、面積の確認は十分注意する、との答弁でありました。

また委員より、湛水防除事業負担金が366万8,000円減額になっているが、小白排水機場が見送られたのか、との質疑に、執行部から見送ったのではなく熊本県土木部との協議により、23年度の事業が確定したため負担金の一部減額になったもの、との答弁でありました。

また委員より、渇水対策事業費の減額について質疑があり、執行部からは、なるべく経済的にコストがかからないよう溜め池設置箇所、その工法、また工事用道路のルート選定等を再検討し、地元説明会を開催し、用地買収に着手するなど水面下の形として見えない作業にかなりの期間が必要である。さらに、工事においても溜め池建設に必要な工事用道路の建設から溜め池の完成まで、工程的に単年度の完成は厳しく、2年を必要とする。また予定では5年となっているが、4年間で完了を予定している、との答弁でありました。

委員より、できるだけ早めに渇水対策については手を付けて地域の方が安心されるような施策をお願いしたい、との要望が出されました。

次に、委員より地上デジタルテレビ放送受信施設等整備事業補助金が1,081万7,000円減額になっているが、その内訳と地上デジタル放送完全以降から8カ月経ったが、その後状況はどのようになっているのか、との質疑があり、執行部より減額の理由として三つある。一つ目は、共聴組合の調整ができなかったので、平成24年度にその事業を行なう箇所が3地区あった。二つ目は、組合加入予定者数の減であります。三つ目が共聴で予算を組んでいたが、個別対策へ移行になったため、その分は国からの直接補助になるため予算減となった、との答弁でありました。

また、おおまかな状況としまして、玉名市に難視地区が48地区ある、22年度の実施済みが共聴組合で14地区、戸別受信2地区、23年度共聴組合が9地区、戸別受信7地区が実施済みであります。24年度では共聴組合6地区、戸別受信10地区、計の共聴組合29地区、戸別受信対策として19地区の合計48地区、平成24年度には

すべて完了する予定である、との答弁でありました。

次に委員より、写真コンテストの件で、応募状況や賞金の内容について質疑があり、執行部から、応募総数は707点、158名の応募があった。状況として兵庫、宮崎、福岡30名、県内では73名、荒尾・玉名地区14名、玉名市内39名であった。委員からは、30万円の賞金には玉名の特産物や温泉の入浴券、玉名ブランドの引換券等を考えたらどうだったのか、との質疑に、執行部からは玉名フォトコンテストでインパクトを与えるため、グランプリ30万円と大きく打ち出し、多数の人に全国から来てほしいという思いで行なった、との答弁でありました。関連して委員より、写真の著作権はどうなるのか、との質疑に、執行部からは著作権は玉名市にあり、今後いろいろなパンフレットに使用すると答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第1号中付託分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成23年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ20万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を885万8,000円とするものであります。内容につきましては、指定管理者納付金の追加により一般会計からの繰入金を減額するものであります。委員より特に質疑もなく、採決の結果、議第5号につきましては、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成24年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。6款農林水産業費は、対前年度比50.2%減の11億3,112万8,000円であります。主なものは6次産業推進事業費2,169万7,000円、新規就農総合支援事業補助金1,500万円、有害鳥獣被害対策事業費396万4,000円などであります。7款商工費は、対前年度比8%減の3億8,963万7,000円であります。主なものは、消費生活センター事業費477万8,000円、ブランド推進費1,181万1,000円、観光アクションプラン策定事業委託385万2,000円などあります。

以上の説明を受け、委員より6次産業活性化委員の人数、活動内容についての質疑があり、執行部より、委員は10名でそのうち農業関係団体から3名、水産関係から1名、商工関係団体から1名、有識者、県、玉名市から等である。活動内容としまして、活性化委員会4回、交流会年4回等である、との答弁でありました。

次に委員より、玉名温泉観光旅館協同組合振興助成金350万円は、こういった名目なのか、との質疑に、執行部からは入湯税や薬草の会、玉名温泉水の開発、指定管理を含めたところの補助金である、との答弁でありました。

また委員より、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金は、どういう事業に使われているのか、との質疑に、執行部からは受益戸数3戸以上で、認定農業者等地域農業の担い手の方が行なう事業で、平成24年度は91戸で137棟の事業要望が上がっ

ている。事業内容につきましては、トマト、ミニトマト、イチゴなど、ハウスの温度調整施設、ハウス内循環扇、二重カーテンの施設、かん水施設などの事業が主で、事業面積26ヘクタール、総事業費9,455万円の3分の1以内の補助である、との答弁がありました。

また委員より、認定農業者数の推移についての質疑があり、執行部からは玉名市は1,020名である、熊本市に次いで2番目であります。ここ何年かは横ばい状態であるが、他の市町村に比べたら多い地域でもあるので、これからも認定農業者の推移を図っていきたいと考えているとの答弁でありました。

次に委員より、村づくり交付金事業について、制度はまだ続いているのか、村づくり交付金事業の24年度以降の取り組みはどうなっているのか、との質疑に、執行部からは村づくり交付金事業は、合併前より天水地区の事業として行なっていたが、平成23年度で終了し、今後は玉名市全地域で計画している。平成24年度に再検討を行ない25年度より5カ年での計画をしているとの答弁でありました。

委員より、いい事業なので交付金事業をとり入れ、継続してほしいとの要望が出されました。また委員より、イノシシの捕獲について、保護柵は中山間地域でないと補助できないのか、との質疑に、執行部からは国の補助事業であり、事業推進は可能である。要望があれば各地区に出向き、事業の説明会を行ない、事業推進を検討する。なお実施するにあたり個人負担が生じる、との答弁でありました。

委員より、天水中付近で見かけたという情報もあり、人的被害にならないようにイノシシ対策はできるだけ力を入れて取り組んでほしいとの要望が出されました。執行部からは、イノシシを寄せ付けない対策として、残飯や果物などを捨てないなどの人家に近づけないような対策を呼び掛けるとのことでありました。また、執行部からはイノシシの生態についても説明がありました。

委員より、玉名ブランド認定は今後も行なうのか、との質疑に、執行部からは九州新幹線開業に伴い、これまで30品目認定し、所期の目的は達した。認定品の推奨は行なっていくが来年度からは主としては認定は行なわない、との答弁でありました。また、執行部からは地域ブランド推進計画策定を予定しており、玉名から発信できるものを探りたい、との答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第11号中付託分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第18号平成24年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計予算についてであります。歳入歳出総額を9億226万5,000円とするもので、これは歳入と歳出を明確化するために一般会計と区分し、新たに特別会計を設置するものであります。歳入につきましては、一款財政収入3,639万2,000円、2款繰入金は基金繰入金8億6,587万3,000円であります。

歳出につきましては、1款総務費8,140万2,000円、2款事業費として石貫、三ッ川地区の溜め池新設工事費等で8億2,086万3,000円であります。以上の説明を受け、委員より人件費の取り扱いについて、湯水基金から予算計上してあり、その理由について質疑があり、執行部からは、鉄道運輸機構により被害地区の補償費として相当額を受け取っており、その内訳としては工事費、用地費及び報償費、維持管理費等である。当然事業を代行するためあたり必要な人件費を事務費としていただいている。また各地区ごと事業完了後、地元住民の皆様には事業費の内訳について決算報告を実施し、その時に当然人件費についても説明し、理解をいただきたい、との答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第18号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第28号玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、玉名市大衆浴場事業特別会計を廃止することに伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、同事業はこれまで特別会計において管理運営を行なってまいりましたが、主な歳出であります借入金の償還金及び利子につきまして、平成23年度末をもって終了することから、今回特別会計を廃止し、残も一般会計へ移行するものであります。なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第28号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第31号玉名市大衆浴場財政調整基金条例を廃止する条例の制定についてであります。これは議第28号で説明をいたしましたとおり、玉名市大衆浴場事業特別会計の廃止に伴い、基金の設定目的を終えたため、条例を廃止するものであります。なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第31号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第44号あらたに生じた土地の確認についてであります。これは本市の区域内にあらたに生じた土地を確認することについて、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容といたしましては、玉名市岱明町高道の大正開漁港について漁業者の就労環境整備のため公有水面埋め立てにより、平成7年度から漁港施設の増設を行なってまいりましたが、その竣工に伴いあらたに生じた土地の確認を行なうものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第44号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第45号字の区域の変更についてであります。これは本市の区域内の字の区域の変更について、地方自治法第260条の第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容といたしまして、議第44号で説明いたしましたあらたに生じ

た土地を玉名市岱明町高道字大相に編入することに伴い、字の区域が変更になるものがあります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第45号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。そのほかで企業誘致企業の件で、その後の報告がありました。

最後になりましたが、委員会終了後、JAたまなトマト集荷場と玉名平野地区排水路整備事業の現地視察を行ないました。以上で、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 建設委員長 松本重美君。

[建設委員長 松本重美君 登壇]

○建設委員長（松本重美君） 建設委員会の報告をいたします。今期、建設委員会に付託されました案件は議案18件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第1号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。4款衛生費、1項保健衛生費、8目水道費で9万7,000円の増額、9目浄化槽設置整備費で3,125万9,000円の減額であります。また、8款土木費で4億5,745万6,000円の減額、岱明玉名線道路新設改良費の減などによるものであります。

まず委員から、浄化槽設置整備費3,125万9,000円について減額が大き過ぎるとの指摘、個人設置型浄化槽の設置数の見込み違いとその原因について質疑があり、執行部より、補助金は23年度当初予算で160基を見込んでいたが、補助金が不足するといけないので、予算は若干多めに組んでいた。ただ本年3月までに浄化槽の設置が必要な分については、1月31日までの申請で受付が終了しているが、最終的に今年度の受付が95基で終了したため減額が大きくなった。個人設置型浄化槽の主な設置要因は、家屋の新築であり、今年度はそれだけ家屋の新築が少なかったことが設置数の見込み違いの原因であるとの答弁でした。

次に委員から、岱明玉名線文化材発掘調査事業6,500万円が繰り越している件に関し、事業が遅れている理由について質疑があり、執行部より岱明玉名線は県道の長洲玉名線からJR鹿児島本線までの南側の調査区域1万平方メートルとJR鹿児島本線から国道208号線までの北側の調査区域1万平方メートルの約2万平方メートルがあり、22年度にまず南側の調査に入ったが、弥生時代及び古墳時代の遺構、遺物が想定よりも多く出土したことや、屋外での作業のため天候も関係し、結果的に22年度の調査区域についても事業の遅れから繰り越して対応した。そのためJR鹿児島本線の北側の調査区域に入るのが23年10月ごろと遅くなったことや、更に天候等の影響もあり進捗が予定より若干遅れているのが現状。この繰越金6,500万円を原資として一

部直営も入るものの業者委託も含めて事業の遅れを取り戻すべく繰り越しを行なうものである、との答弁でした。

そのほか議第1号中付託分に関しては、用地交渉の難航や悪用水路工事が難航している現状に関する質疑、ユニバーサルデザイン建築物整備事業補助金減額の内容に対する質疑等も出されております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第1号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ982万円を減額、主な内容は総務費及び維持管理費の減額と、これに伴う歳入の調整及び繰越金の追加であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第6号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ322万9,000円を追加、主な内容は繰越金の追加による調整であります。委員から、天水東地区配水管敷設替工事の繰り越し740万8,000円の詳細について質疑があり、執行部より、23年度から5カ年の事業で、天水東地区の老朽化に伴う配水管敷設替工事を実施し、23年度が約3,900万円の事業費で送水管の工事を行なっている。23年度の当初予算で設計費と工事費の予算を組んでいたが、当初の設計委託の段階で積算に誤りがあり、金額的に足らなかったため、昨年9月議会で工事費から委託費に予算の組み替えをお願いした。それから委託の発注を行ない工事を出したため、工期的に間に合わず今回の繰り越しをお願いしたとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第7号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成23年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,151万3,000円を減額し、事業費の減額とこれに伴う歳入の調整であります。委員から特段の質疑もなく、採決の結果、議第8号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成23年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入で水道料金の決算見込みにより1,300万円の減額、収益的支出で原水配水費の減額及び減価償却費の増などで593万6,000円の減額であります。また、資本的支出で建設拡張費の減額により1,700万円の減額であります。委員から特段の質疑もなく、採決の結果、議第9号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成23年玉名市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入で資本的収入から雑収益への組み替えで284万7,000円の

追加、収益的支出は資産減耗費、消費税及び地方消費税の増で1,472万2,000円の追加。また、資本的収入で建設改良債の減額などで6,854万8,000円の減額、資本的支出で施設建設費の減で3,671万6,000円の減であります。委員から特段の質疑もなく、採決の結果、議第10号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成24年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。4款衛生費、1項保健衛生費、8目水道費は9,475万7,000円、同じく9目浄化槽設置整備費で7,854万9,000円、8款土木費は27億3,347万4,000円、主なものは新玉名駅駐車場整備事業費1億1,000万円、境川改修事業費1,050万円、岱明玉名線改良事業費6億2,600万2,000円などであります。

まず委員から、境川改良事業費1,050万円に関し、事業の取り組みと今後の計画について質疑があり、執行部より、境川は、JRから南大門橋までが県の管理区間、南大門橋から山田橋の上流までが市の管理区間となっているが、現在県の事業によりJRから南大門橋までの区間の改良を実施中であり、用地交渉を含め整備を進めているとのこと、ただ県の現在の予定では、JR線路の下越し等の工事があるため事業費は高額になり、計画では10年かかると聞いている。このため市の管理区間である南大門橋から山田橋までは平成24年度に予備設計を行ない、県の事業の進捗を見ながら25年度に実施設計に移り、用地交渉に入る予定である旨の答弁でした。これに対し、委員から改良事業に10年とは長い、境川沿線は水害の常習地であるため市民からの苦情の声も多いので、少しでも早い改良ができるようにと要望がっております。

次に委員から、小浜繁根本線の改良事業の詳細について質疑があり、執行部より砂天神踏切は現状として幅員も狭く、離合の際に双方で待つような状態であるため、現在踏切を中心にしてルート案を数案比較し、その検討を行なっている。また踏切の側に天神の社や家屋も四、五軒あるので、どのルートが一番適切なの経済性も含め検討を進めている。24年度にはどのルートでいくのか方針を決め、具体的な設計に入っていく予定である旨の答弁でした。

次に、今回計上されている新玉名駅駐車場整備事業費1億1,000万についてですが、委員から多くの意見や指摘のもと審査が行なわれております。執行部から駐車場の増設場所については、駅近隣の利便性の高い所ということで、具体的な候補地はまだ絞っていないとのこと。委員からは、駐車場の混雑の現状も分かっているし、執行部側の混雑解消の努力も知っている。それと議会側からの要望で駐車場を無料化したことにより、今のような状況になったいきさつも十分承知している。駐車場の増設に関しては、賛否両論あるが、それらを考慮してもやはり開業から1年で拙速に1億1,000万円かけて増設するのは早すぎる。もっと熟慮を重ねるべきで、慌てなくてもいいのではな

いかとの指摘がなされました。更に委員から、もうしばらくは警備員を配備するなどして運用し、様子を見てから再度検討してみてもどうか、との意見が出され、執行部より現状を見ると正規の駐車場はほとんど毎日のように満車であり、臨時駐車場として考えている芝生の多目的広場についてもいつも開放している状態。何らかの規制や制限を検討に加え、警備員を雇って混雑の解消を試してみたが、今までの利用状況を考えると増設して需要に対応するしかないとの思いもあり、24年度の当初予算に駐車場の拡張整備費を計上した。確かに開業からまだ1年しか経っていないが、今までの利用状況の推移を見る限り、やはり今の状況がこのままずっと続くとしか考えられないとの答弁でした。更に委員から、駐車場を利用するに越したことはないが、あくまでも駐車場の目的は駅利用者、そのために何らかの管理方法があるとし、管理ゲートの設置についても言及、これに対し、執行部より、管理ゲート設置の内容について説明、管理ゲートは北側と南側の出入口に設置し、工事費は2カ所で2,030万円、さらに駐車場の利用目的を限定し、乗車券、定期券の購入者、「たまララ」で買い物をされた方、「たんぼぼ」で食事をされた方のみが駐車場を利用できるシステムを取るため、駅や「たんぼぼ」、「たまララ」に管理ゲートの解除手続きをしていただく委託費に危機管理費などを含めた経常的な費用が全体で約600万円、初期投資は2,600万円だが、その後は年間約600万円の経常費用が発生するとの試算をしている。この管理ゲート案の試算結果と、実際の駐車場拡張整備費1億1,000万円の両方を比較勘案して、最終的に土地を購入し、増設した方がいいとの結論で、今回予算を計上したとの答弁でした。さらに委員からは、駅前整備、駅周辺整備については、民活に任せるとはっきりうたっている。一番大事な経済に関わる開発には市は手を出さないとしているのに、駐車場に関してだけ迅速に対応するのは非常におかしい。

次に、民活に委ねるといふ時に、利便性の高い用地を市が駐車場に取っていたら計画的な開発も何もできない、との指摘もなされました。しかし一方では、別の委員から駐車場の混雑については、周辺からも改善要望がおおいにあったが、今回の駐車場拡張の件は新聞紙上にも掲載され、市には1年ですぐ対応を考えていただき、安堵感を感じるといった声もあるとの発言もなされました。

新玉名駅駐車場の増設に関しては、以上のような議論が交わされました。そのほか議第11号中付託分に関しては、高瀬裏川の花ショウブの管理及び栽培等に関する質疑、立願寺横町線の事業進捗に関する質疑等も出されております。以上、審査を終了しましたが、見解の相違のため一部の委員から新玉名駅駐車場の増設は認めることができないと、反対の声が挙がったものの、採決の結果、議第11号中付託分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号平成24年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算についてであ

ります。歳入歳出の総額は4億6,350万3,000円であります。まず、委員より横島地区処理場の機能強化に伴う設計業務委託2,000万円に関し、機能を強化するような年数はまだ経っていないと思うが、施設の機能が現状に合っていないのかとの質疑があり、執行部より今回の機能強化の内容は、老朽化した施設の更新であるが、新しい機械、電気設備に入れ替えると同時に、従来よりも進んだ機能を付けるというようなこともある。横島地区処理場については、平成5年9月に供用開始しているが、真空式下水を採用している関係もあり、今回老朽化の診断調査を実施した。その結果、処理場施設は老朽化し、機能も低下しているとの診断結果だったため、24年度で機能強化を実施する旨の答弁でした。

次に委員から、農業集落排水への加入接続が向上していない現状を指摘、接続が非常に少ない中で、使用料が入らないならば市は施設の維持に相当の負担をしなければならない。農業集落排水への加入については執行部に対し、積極的努力を求めるが、どういった形で推進するかとの質疑があり、執行部より推進については昨年からの農業集落排水の使用料改定の件で各区長会、地域協議会で説明する中で接続を多くしてほしいとの要望があった。それを受けて、区長会の方からも協力するとの申し出も受けている。また、市の広報等の周知だけでは不十分であるため、下水道課が中心となって区長にも協力をいただきながら、今後接続率の少ないところから重点的に普及促進していきたいとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第15号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第16号平成24年度玉名市簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額は1億8,121万6,000円であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第16号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第17号平成24年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額は2,976万5,000円であります。委員から特段の質疑もなく、採決の結果、議第17号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第19号平成24年度玉名市水道事業会計予算についてであります。収益的収入7億5,364万4,000円、収益的支出7億999万2,000円あります。また、資本的収入150万円、資本的支出7億999万2,000円あります。委員から、施設改良費中委託料の三ツ川地区の旧配管撤去委託300万円に関し、どういう理由で旧配管の撤去が必要なのか等の質疑があり、執行部より、新幹線のトンネル工事で三ツ川地区に漏水被害が出たため、井戸を掘削し、現在3カ所から地下水をくみ上げて供給している。その配水管が側溝の中や田んぼの畔に露出したまま仮設してあ

り、23年度で三ツ川地区の上水道整備事業が終わるため、現在露出状態にある排水管を撤去するための費用であるとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第19号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第20号平成24年度玉名市下水道事業会計予算についてであります。収益的収入13億6,552万5,000円、収益的支出11億4,159万円でありませす。また、資本的収入4億6,958万5,000円、資本的支出10億4,368万6,000円であります。委員から、以前8億円ほど抱えていた公共下水道事業の累積赤字について現状はどうなっているか、との質疑があり、執行部より累積赤字については一般会計より一括して借り入れを行なって解消し、現在一般会計に返済をしているとのこと。23年度は1億9,690万円を返済し、借入金の残額は23年度末で3億5,730万円であるが、その借入金も玉名処理区については25年度、岱明処理区については26年度に完済する予定であるとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第20号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第23号玉名市水道事業敷設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてであります。これは第二次地域主権一括推進法の施行に伴い条例を制定し、必要な事項を定めるものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第23号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第37号玉名市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは第一次地域主権一括推進法の施行に伴い、条例を整備するもので、内容として公営住宅法の改正により入居要件における同居親族要件の規定が廃止されたが、本市においては、従来とおり入居資格として要件を課すため条例の整備をするものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第37号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第38号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは桃田運動公園内の市民プールの運営について、これまでの供用期間を短縮するため条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第38号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第39号玉名市下水道事業の設置等に関する条例及び玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは第一次地域主権一括推進法の施行に伴い条例を整備するもので、内容として地方公営企業法の一部改正に伴い、法定積立金の積み立て義務が廃止となるため、また下水道法の一部改正に伴う認可制度の変更に伴い条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第39号については、原案のとおり全員異議なく可

決すべきものと決しました。

次に、議第40号玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは排水設備工事責任技術者一括登録制度の導入に伴い、条例の整備を行なうもので、内容としては、現在各市町村で行なっている排水設備工事責任技術者の登録及び付随する業務を公益財団法人熊本市下水道技術センターが一括的に実施するため条例の整備を図るものであります。委員からは特に質疑もなく、採決の結果、議第40号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第41号玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第41号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上が議案の審査報告になります。また、今期の建設委員会においては、議案審査にかかわる部分として、新幹線玉名駅駐車場及び駅周辺用地、天水東地区における簡易水道敷設整備の現状を現地視察をいたしておりますので、ここに併せて御報告いたします。以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生委員長 永野忠弘君。

〔文教厚生委員長 永野忠弘君 登壇〕

○文教厚生委員長（永野忠弘君） こんにちは。今期、文教厚生委員会に付託されました議案18件について審査の経過と結果を報告いたします。委員会審査に入る前に教育委員会から教育委員長及び同職務代理人の交代について報告がありました。これは、平成24年3月28日任期満了に伴う改選で、新教育委員長に池田誠一氏、同職務代理者に笠久美子氏が就任されたとのことであります。また、玉名市学校規模配置適性化基本計画の素案が3月14日の教育委員会においてまとまったということで報告がありましたので、その概要を紹介します。

学校規模適正化の基本的な考え方について小学校児童数減少により、学校の小規模化、学校間の規模の差が表れて教育機会の均等や望ましい教育環境の創出という観点から学校規模の適正化を図る必要がある。適正配置の具体的方法について、中学校校区が地域コミュニティーの形成を担っていると思われることから、中学校区の分断や学校規模適正化は慎重に進めることを基本とし、まず小学校の規模適正化を進め、中学校の規

模適正化は今後の社会情勢を注視し、長期的な視点で継続的に検討を行なっていく。適正な学校規模について、学校生活、学習指導、学校運営、学校施設などを総合的に勘案し、小学校における1学級の人数を1・2年生では35人、小学校3年から中学校3年までは40人とし、学級数については、1学年の学級数を小学校では2学級から3学級、中学校では3学級以上といった「望まれる学校基準」が提示されております。小中一貫教育について、小中学校の段差を埋め、子どもの育ちや学びの連続性を重視した系統的な教育活動を実施し、身につけるべき資質・能力を高める要素となり得ることを期待し、小中連携の継続発展を進めながら特色ある学校づくりの一つの取り組みとして推進していくとされております。なお、その推進に当たっては、小中施設の一体校を基本と考えるが、地域の実情や財政状況に合わせ、中学校区内での既設の小学校と中学校で敷地を別として設置することも視野に入れ進めたい。また、適切な学校規模確保については、学校の適正配置、通学区域、通学距離、施設整備など学校と地域の関わりを含め総合的に検討する。学校規模配置の適正化の方向性について。1、玉名市を六つのゾーンに分けた中学校校区。2、優先度基準は、小規模校から進める。とされております。

以上のようなことから、今後の再編計画は期間を来年度から10年間とし、今回の素案の公表から地域懇話会などを開催し、パブリックコメントの募集、秋季に基本計画を策定、その後、「(仮称)新しい学校づくり準備委員会」を設置し、新しい学校の開校といったスケジュールが考えられております。最終的には、玉名中学校校区以外の5中学校校区では、1小1中という校区を形成することが適正であると考え、現在の21小学校が7校に再編されることとなる、といった計画素案であります。

それでは、付託案件の審査内容について申し上げます。まず、議第1号平成23年度玉名市一般会計補正予算(第8号)中付託分についてであります。主な内容は、各款共通して共済費の負担率増加に伴うものや、事業完了に伴う額の確定に伴う精算によるものなどとなっております。これらの件に関して主な質疑を申し上げます。

まず委員から、「親育ち支援プログラム、ファシリテーター養成講座が開設できなかった理由」について質疑があり、執行部から募集をかけたが人員がそろわなかったということ、自主的な子育てネットワークなどが立ち上げられており、そちらで同様のプログラム講座が開催されていたため、競合しないようにという配慮からこの講座を行なわなかった。またこの負担金については、2名一組での予算計上であったが、最高人員に満たなかったため県及びNP熊本でも講座が中止となり減額補正するものであるとの答弁がっております。

その他、委員から保健師などの代替職員が任用できない理由について質疑があり、執行部から育児休業代替臨時職員の募集については、ハローワーク等で募集をかけているものの1年契約という短期間での募集ということもあり、応募がなく苦慮していると

の答弁がっております。この件に関して委員から、短期間でも自分の機能を生かし、職を求めている人はいると思われるため、広報誌などを活用するなど多くの方に周知することも検討してほしい。雇い入れができなかったということは、直接市民サービスに影響する内容であるため、そのような状況が続くことは望ましくない。市民の目につくようなPRを展開してほしい、との要望がありました。

その他、子ども医療費が増加した要因、分析、母子家庭高等技能訓練の父子家庭への拡充、学校施設耐震診断と適正配置の関係性、学校評議員の権限、単位老人クラブ数と減少要因など多岐にわたる質疑や確認・要望がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第1号中付託分は原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第2号平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。主な内容は、歳出の後期高齢者支援金等及び共同事業拠出金の決定による減額と、これに伴う歳入の調整となっております。この件について委員から、年間1人当たりの医療費の平均及び国保財政調整基金の状況について質疑があり、執行部から医療費の平均は、平成22年度で34万4,261円、基金の状況は、平成23年度末で1,860万円程度となる見込みである、との答弁でありました。以上審査を終了し、採決の結果、議第2項は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第3号平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。主な内容は、歳入の後期高齢者医療保険料の減額とこれに伴う歳出の減額であります。この件について委員から、年間1人当たりの医療費及び医療区分並びに県内順位について質疑があり、執行部から医療費1人当たりの平均は、平成22年度において101万2,294円、区分は入院で58万9,242円、入院外で38万8,405円、歯科で2万5,713円という状況。入院の平均日数は、1人当たり24.53日となっている。1人当たり医療費の順位は県下で13位と高い位置にあり、国保も含めて医療費の適正化にさらに努めていかなければならないと考えている、との答弁がっております。

その他委員から、後期高齢者医療保険証が大変薄く紛失等を懸念する。改良の余地はないか、との質疑があり、保険証にはカバーも添付しているので、それに入れて御利用いただきたい。また、紙の厚さはパソコン用プリンターで保険証を打ち出す関係上、改良は難しい、との答弁がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第3号は原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成23年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。主な内容は、歳出の繰越金の追加及び歳出の基金積立金の増額に伴う

歳入歳出の調整であります。この件について委員から、介護給付費準備基金の推移及び家族介護医療事業の内容等について質疑があり、執行部から基金の水位は平成20年度が1億7,054万6,000円、標準月額4,600円、21年度に保険料の改正を行ない標準月額4,900円を設定し、基準残高3億1,167万8,000円、平成22年度が約3億5,858万3,000円、平成23年度見込みが、4億2,837万円となっている。この基金にて3年間介護保険料を据え置き運営する。家族介護医療事業は、随時介護を必要とする重度の要介護認定者を家族で介護する場合に対して支給するもので、今回申請減により減額するものであるとの答弁がっております。この家族介護医療事業については、家族で介護されている方も多いわりに、申請件数が少ない、より使い勝手がいいように利用条件を緩和するなど、玉名独特の制度に発展させる時期ではないか、といった意見や、デイサービスの利用状況、利用金額も勘案して検討すべき、との意見がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第4号は原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成24年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。歳出の主なものを申し上げます。3款民生費は子ども手当費11億2,602万円、民営化保育所施設整備費補助金8,801万6,000円などの計上、4款衛生費は公立玉名中央病院に対する医師修学資金貸与事業負担金3,400万円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金3,000万円などの計上、10款教育費は、学校規模適正化事業費2,275万9,000円、特別支援教育支援員の増員と新たに看護支援員を配置する経費等、4,875万6,000円等の計上となっております。まず、2款総務費中付託分、3款民生費、4款衛生費について執行部からの説明の後、委員から希望する保育所への入所が難しい状況がある。その現状や入所要件などはどうなっているか、との質疑があり、執行部からは、どうしても玉名市内中心部、特に第2保育所、ゆりかご、ぬかみね、敬愛、おおくらの森、この5つに集中しており、保護者の通勤の利便性や私立ならではのサービスが受けられていることが要因と考える。入所要件は、家庭での保育が出来ないということになるが、入所希望が集中している保育所については、保護者の方の就労形態等を勘案して選考させていただき、別の保育所を紹介するなどの調整を図っている、との答弁がっております。

その他、委員から学童保育施設の今後の対策について質疑があり、執行部から玉名町小学校の学童保育施設に関しては、敷地に余裕がなく、希望児童数も多いために余裕教室の確保も難しいため、一つのクラブは敷地内、もう一つは敷地外での開設を余儀なくされている。今後は隣接する玉名女子高の寮を使用して、当面そちらで実施することとなる。片や無料、片や有料といういわゆる不公平感の払拭のためにも学童保育施設を新設できるよう引き続き企画審議会等でも協議してまいりたい、との答弁があり、委員

から2カ所の学童クラブで有料と無料があるということは、結局はそこに従事する職員の待遇に関わる問題となり憤りを感じている。また、これは玉名市の将来を担う子どもへの大切な投資だと考え鋭意研究いただき、施設建設に向け最大限の努力をお願いしたいとの要望がっております。

その他、委員から助産婦女子保健推進員などの報償費の現状及び活動体制について質疑があり、執行部から、報償費いわゆる隊員に対する予算は昨年同様となっているが、保健センターでの事務職員を増員し、保健師などの訪問回数を昨年の倍近く増やし、保健師が対個人により多く接することができるような体制整備が整いつつある現状である、との答弁があり、さらに委員から子どもの様々な問題が顕著になっている昨今、一人一人に寄り添うサービスの提供がより望まれている。対人サービスに重点を置く予算措置をお願いしたいとの要望がっております。

その他、委員から東日本大震災のがれきを受け入れ処理体制について質疑があり、執行部から、有明広域行政事務組合に確認したところ、昨年4月に県を通じて調査がっており、「現状では難しい」と回答したとのことであった。なお、その時点では県内で受け入れ可能と回答した施設は8施設であったが、それ以降動きはない。今後正式に要請等があった場合には、有明広域行政事務組合議会等で協議されるものとする、との答弁がっております。

その他、米寿等の記念品、生活保護の実態、高齢者等就業支援センターの運営状況、子宮頸がんワクチン接種率、妊婦の貧血割合と対策、乳幼児に対する訪問活動、医師修学資金貸与事業の内容、ごみ分量の傾向、東部環境センターの耐用年数と今後のごみ処理対策など、多岐にわたる質疑や確認等がっております。

次に、10款教育費について執行部からの説明の後、委員から、外国語指導助手ALTの配置に関して費用抑制の観点からも英語のできる一般民間人を任用する必要性について質疑があり、執行部からは、ALTへの民間人の活用について、その必要性は認識しているものの、生徒に生きた英語を学ばせることで国際理解、異文化交流を図るため外国人の活用は望ましいと考えている。なお、財源は、地方交付税に算入されている、との答弁がっております。

その他、委員から生涯学習、特に成人を対象とした講座等のさらなる充実のためには、明確なテーマの設定が必要と考える。新年度以降はどう考えているか、との質疑があり、執行部から公民館講座の内容については、昨年同様ではなく、時代やニーズに合ったものを新設し、より多くの方の受講をいただくよう計画している。また、住民からの要望として哲学的なものや、より知的レベルの高度なものの実施を望む声もある。今後研究してまいりたい、との答弁がっております。

その他、委員から、学校奨学生の選考等奨学金の返納状況、要保護・準要保護・児

童就学援助の認定基準、学校図書の実、給食センターの空調設備及び食器の材質、学校規模適正化に係る事務局体制、読書へのアニメーションの導入、女性の会の普及及び活動内容、博物館長の権限及び入館者数など多岐にわたる質疑や確認がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第11号中付託文は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成24年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額を98億6,378万2,000円とするもので、これは前年度に比べ3億6,162万1,000円の増、率にして3.8%の増となっております。この件について委員から、税率改正により国民健康保険税の1人当たりの増加はどれぐらいになるか、との質疑があり、執行部から想定としては2.86%増加し、1人当たりの保険料は2,620円、1世帯当たり5,142円の増額になる。また、4人世帯課税標準額200万円でのモデルケースで算定した場合、2万円の増額となるとの答弁がっております。

その他、委員から高額医療費基準額の見直し及び国の動向について質疑があり、執行部から基準額は国において定められており、玉名市独自で見直すことは難しい。国の動向としては、現在社会保障と税の一体改革において、低所得者に対して負担軽減を図るために高額医療費の所得区分の見直しなどが議論されている、との答弁がっております。

その他、委員から国保財政の適正化を図るためには、医療費の抑制が必要と考える。特定健康診断の玉名市の現状はどうなっているか、との質疑があり、執行部から平成20年度から特定健康診断制度が始まって以来、受診率は平成20年度が27.9%、21年度が34.4%、22年度が30.7%、特定健診受診後は結果説明会を実施することはもちろん、保健師が戸別に訪問するなどして、病気の早期発見、早期治療を促しており、受診者の生活改善も見受けられる。今後も継続して取り組むとともに、国民健康保険財政の窮状も周知してまいりたい、との答弁がっております。この周知方法に関して、委員から広報誌での周知も大切であるが、対面での報告も積極的に展開してほしいといった要望がありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第12号は原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成24年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額を7億7,319万1,000円とするもので、これは前年度に比べ912万5,000円の減、率にして1.2%の減となっております。この件について委員から、後期高齢者医療の被保険者数及び今後の国の動向について質疑があり、執行部から被保険者数は、平成24年度1月末現在で1万1,064人、国の動向としては、今国会に廃止法案の上程が予定されており、その内容は、後期高齢者医療は75歳

以上となっているが、それを廃止し、国民健康保険と被用者保険の二つに分けるとの計画である。ただし、仮に後期高齢者の方が国民健康保険に入ってきたとしても、財政としては従来どおり75歳以上と74歳以下に分けて財政運営をするということであるので、これまでの医療制度とほとんど変わることはないだろうと考えている、との答弁がっております。この件に関して委員から、医療費抑制の観点から高齢者の医療相談等も充実させるべきではないか、との意見がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第13号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第14号、平成24年度玉名市介護保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額を65億8,059万6,000円とするもので、これは前年度に比べ2億9,122万4,000円の増、率にして4.6%の増となっております。執行部からの説明の後、委員から介護サービス種類、施設・居宅・通所ではどれが伸びているか、との質疑があり、執行部から施設については収容人数が限定されているため、施設が増えない限り横ばい状態。ただし、今年度において地域密着型施設を新設したことにより、これから増える見込み、通所に関しては県の認定であり基準をクリアすれば認定される状況。玉名市では新設が多くなっているため、通所の数は伸びている。

その他、委員から家族介護医療事業の拡充、若年性アルツハイマーの発症数及び特別養護老人ホーム等での在園数の把握、いきいきふれあい活動のさらなる普及などについて要望や意見がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第14号は、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第21号玉名市環境美化に関する条例の制定についてであります。これは、市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境の確保を図り、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とし制定するものであります。内容については、ポイ捨て及び空き地の不良状態並びに飼い犬等のふんの放置の防止等に関し、必要な事項を定めるものであります。この件について委員から市民への周知と罰則規定について質疑があり、執行部から、広報誌等を活用し周知徹底を図ってまいりたい。また、今回罰則規定については、特に明記していないものの市の指導、助言及び勧告に従わない場合には、氏名等を公表することとしている、との答弁がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第21号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第26号玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、隣保館長の報酬に関して必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものであります。この件については、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第26号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第30号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、国民健康保険税率の見直しに伴い、条例の整備を図るものであります。内容については、基礎課税分として医療分の所得割「7.0%」を「7.5%」に、被保険者均等割額「2万3,500円」を「2万4,500円」に改め、後期高齢者支援金分の所得割「3%」を「3.2%」に、被保険者均等割額「9,000円」を「9,500円」に改めるものであります。また、減額判定基準の該当世帯についても判定区分毎に、医療分及び後期高齢者支援金分の均等割額を所定の金額に改めるものであります。この件については、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第30号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、第32号玉名市岱明コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは宿泊体制の整備に伴い、条例の整備を図るものであり、内容は宿泊に伴う使用料や利用条件を追加し、併せて文言の整備を図るものであります。この件について、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第32号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第33号玉名市隣保館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、隣保館運営審議委員会の委員の定数の見直しに伴い、条例の整備を図るものであり、内容は現在の18名以内の委員の定数を10名以内に改めるものであります。この件について委員から、委員数削減の理由について質疑があり、執行部から、委員数については以前の文教厚生委員会でも審議員数が多いのではないかと、との指摘があり精査していた。委員の中には、学校長や児童センター所長等職務上当然に連携すべき機関の所属長も参画いただいております、これらの方々については、日常的に連携強化に努めるということは当然のことであるとの観点から委員からの削減を考えた。また、市町村合併により他市に現存する隣保館においても、委員数等の見直しが行なわれており、それらも参考にし、このような結果に至ったとの答弁がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第33号は原案のとおり異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第34号玉名市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、介護保険法施行令及び介護保険法施行規制の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。内容については、介護保険料は、3年ごとに見直しを行なうことになっているが、平成24年度から平成26年までの保険料については、そのまま据え置き、市が保険料の所得段階を決定する際の合計所得金額を200万円から190万円に引き下げるものであります。また、現在第4段階の保険料の特例についても引き続き特例を設けるものであります。この件について、委員から合計所得金額を10万円引き下げられた理由について質疑があり、執行部から保険料の設定基準である所得段

階、第1段階から第3段階までが軽減の対象、結果その減額分を第5段階から第7段階までが賄うことになる。その中で第1段階から第3段階までの軽減分と第5段階から第7段階の増額分が全国的にバランスがとれていなかったため、その均衡を図るため、今回改正がなされた、との答弁がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第34号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第35号玉名市し尿処理場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、玉名市下水道投入施設である「水の守」の新築に伴い、条例の整備を図るものであります。この件について委員から、旧し尿処理施設の解体スケジュールについて質疑があり、執行部から、新年度に入り早々に着手する、との答弁がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第35号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第36号玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであり、内容は外国人登録法に関する規定を削除し、新たに住民基本台帳法の対象となる外国人住民の印鑑登録に関する条例の整備を図るものであります。この件について、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第36号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第42号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは第2次地域主権一括推進法の施行に伴い、条例の整備を図るものであり、内容は公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について必要な事項を定めるものであります。また、喫茶厨房「グリル」の廃止に伴い別表中に規定してあります喫茶厨房使用料に関する部分を削除するものであります。なお、喫茶室があった場所は、今後間仕切りなどは設置しないが、学習室として活用するとの報告がありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第42号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、議第43号玉名市図書館条例及び玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、第2地域主権一括推進法の施行に伴い、条例の整備を図るものであり、内容は図書館協議会、博物館協議会の委員の任命基準について必要な事項をそれぞれの条例で定めるものであります。この件について、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第43号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、委員会冒頭に教育委員会から報告がありました学校規模配置適正化基本計画（素案）に関して、計画素案文言の整合性、学校統廃合に関しての分校制の検討、小中一貫教育と中高一貫教育との関係性などの確認や意見が出されました。併せて、この

素案を審議した教育委員会の内容については、地域住民の非常に関心の高いことであるので、委員各位にも早急に周知するなど適宜対応していただきたいとの要望もなされております。

以上で今期、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議第11号平成24年度玉名市一般会計予算に対しては、福嶋譲治君ほか3名からお手元に配付しております修正動議が提出されています。よって、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

8番 福嶋譲治君。

[8番 福嶋譲治君 登壇]

○8番（福嶋譲治君） 蒼風会の福嶋譲治です。ただいま議長よりありました修正動議提出に対します理由を申し上げます。

まず、新玉名駅はまだ開業1年である。駅駐車場や公園等十分検討された中での計画を練った上での整備であったはずですが。

次に、近隣の同規模の他新幹線駅の駐車場の駐車台数と比較しましても、決して少ない収容台数ではなく、むしろ一番多い方です。議会初日の市長の市政演説の中でも、警備員を配置したら効果があり混乱しなかったとの報告がありました。これから一、二年の間にさまざまな対応として検討する必要があったのではないかと考えます。利便性の良い場所を買収して整備するというものでありましたが、無計画に駐車場整備を進めると周辺の後々の開発に悪影響を及ぼすということは十分考えられます。駅裏のきちんと整備された農地の中に、水田の中に、一番利便性の良い、便利の良い所をとということになりますと、ぼっと穴の抜けたような形になります。これから先、もっともっと玉名市が発展しなければならない新駅周辺が整備されなければならない時に、そういった虫食い状態にするのは非常に発展に阻害すると思っております。1億1,000万円の予算を計画性もなく唐突に計上してありますが、もっと福祉や経済活性化、また市の中心産業である農業予算にとか使うべきところが非常にたくさんあると思っております。現に農業予算はマイナス予算であります。前年度比マイナスであります。現在、臨時駐車場として利用している芝生広場もさしあたっての拡張用地として利用すべきではないかと思えます。

それと基本的には、新駅の駐車場はJR九州利用者のための駐車場でありますから、JR九州にも対応の負担を交渉すべきではないかと考えます。その様子は全く見られておりません。何はともあれ突然の予算計上で、また議会の全員協議会での説明協議もなく、手順を踏まない行政手法であり、これは認められないものであります。よって、修正動議を提出するものです。以上。

○議長（高村四郎君） ただいま、私が一般会計予算を補正を入れたそうですので、訂正させていただきます。

以上で、修正案の説明は終わりました。議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時54分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） ただいままでの各委員長の報告及び修正案の説明について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

11番 前田正治君。

〔11番 前田正治君 登壇〕

○11番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。私は、今議会に提案してあります47議案の中で、議第1号平成23年度玉名市一般会計補正予算、議第11号平成24年度玉名市一般会計予算、議第12号平成24年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算、議第13号平成24年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算、議第20号平成24年度玉名市下水道事業会計予算、議第29号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について、議第30号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上7議案については反対し、平成24年度一般会計予算、国民健康保険税条例改正について意見を述べます。

平成24年度一般会計予算では、新玉名駅駐車場を新たに整備する費用として1億1,000万円が予算化してあります。駐車場の混雑防止、利便性確保ということですが、1億1,000万円の巨額な費用を投じる前にもっと努力する必要があると思います。年末年始利用者が最も多いと予想される時期に、警備員を配置し、また臨時の駐車場を配置したことで混雑もなかったという執行部の説明からすると、1億1,000万円をかけて新たな駐車場をつくるのが、今本当に必要なのか、私は大いに疑問があります。あまりにも安易すぎるのではないのでしょうか。警備員の配置を日常化したり、臨時駐車場として新幹線高架下をJRから借りるなど、まだ努力することがあるのではと思います。1億1,000万円の駐車場予算を含む、議第11号平成24年度一般会計予算を容認することできません。したがって、ただいま提案をされました1

億1,000万円を削除する修正動議に私は賛成をします。

次に、玉名市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

これは、平成24年度から国民健康保険税を増税する改正であります。国民健康保険の加入世帯の所得水準は、これは決して高くなく、課税標準額ゼロから100万円という世帯が国保世帯全体の69.5%になります。そして、加入世帯の収入も決して増加傾向にはなく、むしろ収入が減っているのが現状であります。また、今年の6月からは、年少者扶養控除の廃止に伴う住民税の増税も実施されるところであります。今回の条例改正で、課税標準額100万円の階層で試算した場合、国民健康保険税の負担は29万1,400円になり、これは所得の約3割にあたります。ますます税の滞納が増える結果となり、国保財政の不安定化に通じる道ではないでしょうか。国保会計の基金も使い果たしてどうすればいいのか、保険税を上げる道しかないのか。現在、国保給付額に対する国庫負担率は38.5%になっています。これは、国が医療費の45%としていた国庫負担率を医療給付費の50%と改定をして、国庫負担の削減をしてきた結果であります。今日どの自治体も厳しい運営を余儀なくされる国保財政の立て直しのためには、まずは早急に国庫負担を医療費の50%に引き上げることが求められます。また、玉名市におきましては、予定以上に積み立ててある一般会計財政調整基金から国保会計へ繰り入れを行ない、市民への増税を中止することが求められていることではないでしょうか。私は、以上のようなことから国民健康保険税の増税を行なう条例改正には反対をいたします。以上です。

○議長（高村四郎君） ほかに討論ありませんか。

10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） ただいまから討論をいたしたいと思います。先ほど福島議員の方から議第11号平成24年度玉名市一般会計予算に対する修正動議が提出されました。その中で提案理由として、新玉名駅開業1年での計画性のない無料駐車場の拡張は周辺の開発にも影響を与える。他の緊急に必要なことに予算計上すべきであるため予算の修正をするものであるというような提案がなされました。この中で、他の緊急に必要なことに予算を計上すべきである。いわゆる農業予算であるとか、ほかにすべきことは、私もそう思います。たしかにそうだと思います。しかし、それはまた別のことです。この今度この無料駐車場を増やすということとは、それはまたみんなで検討すればいいのかなと思います。ことこの無料の駐車場に対しましては、この新玉名駅が設置された大きな理由として、この玉名駅というのは、この玉名市だけの発展を願ってつくった駅じゃありません。これは皆さん御存じだろうと思います。菊池市や山鹿市、隣の和水、また玉東町、南関町、それぞれの町が大きくこの県北の都として頑張っていくため

に、ここに停めてくれと、願ってやっと出来た駅じゃないですか。この駅に対してですね、玉名市は一番大きな恩恵を受けるので、そのために無料の駐車場を用意し、そしてもっともっと玉名市を良くしたい、発展させたい、定住化構想を定着させたい。そういう思いで、今度はこういうふうな無料駐車場を増やす。無料駐車場を増やすということはどういうことなのかというと、ほかにもいっぱい似たような駅はあるわけなんです。しかし、ほかとの差別化をするために玉名市はあえて無料駐車場を腹を切ってやりました。そうすることによって、いろんな人たちが、住民の人たちが恩恵を受けていくだろうと私は思っています。

この前のきのうの選挙で、当選されました蒲島知事も、この100年に一度の新幹線の開通を、チャンス逃してなるものかと言っておられます。私もそう思います。やはり、こういう経済が発展しようとしている時は、皆さんが一丸となって、やはりどんどん前向きにいくべきです。ストップさせるべきじゃないと思います。確かにお金も必要ですが、そういうふうなことは、やっぱりどんどんやるべきじゃないかなと思います。その辺は、やはりリーダーたる者の資格じゃないかなと思います。我々も小さな町のリーダーとしてここに参加しております。やはり、そういうふうな目をもって、やはりこの玉名市の発展のために寄与すべきじゃないかなと思います。

多くは語りませんが、やはり水をくむ時、井戸を掘った人のことは忘れない、やはり先人の努力、先人の思い、そういうものも我々はくみ上げて、これから先の玉名市の発展のために寄与するべきじゃないかなと思いますので、よってこの予算案の修正に対する反対をいたしたいと思います。以上です。

○議長（高村四郎君） ほかに討論ありませんか。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 今回、私は、議第11号一般会計予算について反対の立場で意見を述べます。まず、この予算書には学童保育整備に係る計画が見えません。新幹線駅前駐車場整備にはぼんと1億1,000万円の予算が計上されていながら、1,000万円余りの予算で済む学童保育所建設が計画されていないことは納得できないことです。

12月議会で私は、同じ玉名町小学校区の学童保育所のうち、1学童保育所は市が建設した建物で学童保育を運営していますが、もう一つの学童保育所は借家を借りて、家賃を払って運営していることについて、行政の公平性が保たれていないことを指摘し、早期に建設する必要性を主張いたしました。このことについて先般の委員会でも質疑いたしました。いまだに建設が見通しが立っていないとの答弁でありました。

近くに市有地もあり、十分実現可能なことでありながら一歩も前進していないこと

は、遺憾です。他の事業の面については評価しておりますが、定住化構想を進めるにあたって、魅力ある玉名市づくりをしていかなければならないと、議会での発言があったにもかかわらず、子どもの健全育成に配慮しているとは言えないのではないかと思います。学童保育所の運営が厳しければ、指導員を十分に雇用することができなくなり、その結果子どもにゆとりある対応ができなくなるのです。発達障がいなど気になる子が増えてきている現在、小中学校での支援員の配置は、この3年間で3倍近い数に増えてきています。このように子どもに寄り添う大人の存在がより重要になってきている今日、学童保育の存在はより重要になってきています。それでなくても学童保育所が学外にあることは送迎の手間がかかり、運営上のハンディがさらに大きくなります。ですから、家賃を払わなくてはならない現状を一日でも早く解消し、子どもがゆとりある指導員とともに、安心して楽しく暮らせる学童保育となるよう早期建設を期待するものです。

次に、新幹線駅前駐車場整備に関してです。駐車場のゲートの建設費、維持費が多額であると答弁がありましたが、有料にすれば料金収入も入るはずですが。そのことについての比較検討が十分になされていないと、先ほどの一般質問で私は感じました。また、無料ということで、市外の利用者も多いと言われながら、駐車場無料化という集客のチャンスを生かした物産の販売利益を上げようとする計画が十分ではない。このことから、今回の駐車場建設1億1,000万円については、費用対効果の検討が不十分であるというふうに考えます。やはり、もう少し熟慮すべきではないかというふうに私は考えますので修正動議に賛成いたします。

○議長（高村四郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第 1 号 平成23年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

議第11号 平成24年度玉名市一般会計予算

議第12号 平成24年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第13号 平成24年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算

議第20号 平成24年度玉名市下水道事業会計予算

以上、予算5件につきましては、異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第2号 平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第3号 平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第4号 平成23年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第5号 平成23年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

議第6号 平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議第7号 平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議第8号 平成23年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

議第9号 平成23年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）

議第10号 平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算（第4号）

議第14号 平成24年度玉名市介護保険事業特別会計予算

議第15号 平成24年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算

議第16号 平成24年度玉名市簡易水道事業特別会計予算

議第17号 平成24年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算

議第18号 平成24年度玉名市新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算

議第19号 平成24年度玉名市水道事業会計予算

以上、予算議案15件につきましては、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第1号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第8号）につきましては、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第1号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高村四郎君） 起立多数であり、よって、議第1号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議第11号 平成24年度玉名市一般会計予算について採決いたします。

まずはじめに、本案に対する福嶋譲治君のほか3人からの提出された修正案について、起立により採決いたします。

議第11号に対する修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高村四郎君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において、第11号に対する修正案については、可否を採決いたします。

議第11号に対する修正案につきましては、議長は可決と采配いたします。よって、第11号に対する修正案につきましては、可決いたしました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について、採決いたします。

お諮りします。議第11号について、修正決議した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高村四郎君） 起立多数であります。よって、議第11号について修正決議した部分を除く部分については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りします。ただいま、議第11号修正議決されましたことに伴い、予算書上数字に異動が生じております。よって、予算書の内容を修正後の内容に正しく直す必要があるため、その数字の整備を要するものについては、その整備を議長に委任されますよう、お願いするものであります。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、数字の整備は議長に委任することに決定いたしました。

次に、議第12号平成24年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第12号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高村四郎君） 起立多数であります。よって、議第12号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第13号平成24年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第13号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高村四郎君） 起立多数であります。よって、議第13号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議第20号平成24年度玉名市下水道事業会計予算については、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第20号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高村四郎君） 起立多数であります。よって、議第20号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議第29号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上の条例議案2件につきましては、異議がありますので、後に譲り採決いたします。

- 議第21号 玉名市環境美化に関する条例の制定について
- 議第22号 玉名市暴力団排除条例の制定について
- 議第23号 玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議第24号 玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第27号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第31号 玉名市大衆浴場財政調整基金条例を廃止する条例の制定について
- 議第32号 玉名市岱明コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第34号 玉名市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第35号 玉名市し尿処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第36号 玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第37号 玉名市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第38号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第39号 玉名市下水道事業の設置等に関する条例及び玉名市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第40号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 玉名市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第43号 玉名市図書館条例及び玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

以上の条例議案21件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第29号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありま

すので起立により採決いたします。

議第29号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高村四郎君） 起立多数であります。よって、議第29号については、原案のとおり決定いたしました。

議第30号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第30号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高村四郎君） 起立多数であります。よって、議第30号については、原案のとおり決定いたしました。

議第44号 新たに生じた土地の確認について

議第45号 字の区域の変更について

議第46号 訴えの提起について

議第47号 和解及び損害賠償額の決定について

以上議案4件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 委員長報告

○議長（高村四郎君） 次に、陳情について、

陳第1号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情1件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、新庁舎建設特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、討論のちに採決いたします。委員長の報告を求めます。

新庁舎建設特別委員長 大崎勇君。

[新庁舎建設特別委員長 大崎勇君 登壇]

○新庁舎建設特別委員長（大崎 勇君） 新庁舎建設特別委員会における審査の経過を御報告いたします。

最初に、1月11日開催の委員会の経過報告でございます。まず、委員が改選されておりますので、執行部からこれまでの経過、経緯について改めて報告を受け、続いて新庁舎における議場関係の検討事項について次のとおり説明がありました。

新庁舎は、4階建てで議会関係のスペースはすべて4階に配置していること、議場は北側に配置し、広さは現状の約1.5倍、議員数に変動があっても対応できるように34人分までのスペースが確保してあること。傍聴席はバリアフリー対応とし、1階からはエレベーターで上がり、スロープにより車椅子でそのまま傍聴が可能であること。会議室については、会派構成が変更しても対応できるようにパーティション壁を使いたいとのことでした。

また、特別委員会に諮りたい事項として、3項目の提案がありました。まず1点目、議場の床面については、階段状の方式や平土間方式があるが、階段状の方式は他市の事例も多く、視線の確保が容易である半面、議場占用となること。平土間方式は床が平面で多目的利用が可能となる半面、机や椅子の収納スペースと、毎回のセッティングが必要となり、他市の事例も少なく視線の確保がしづらいため、階段式の方式としたい旨の提案でした。

次に2点目、議場の窓の有無については、現行の議場の明るいイメージを踏襲（とうしゅう）するためにも窓有りとしてほしい旨の提案。3点目、議員席の椅子については整然とした並びを保つため、固定式としてほしい旨の提案でした。

このほか、電子投票や残り時間表示に使用する電光掲示場等の設置についても説明がありました。これを受け委員から次のとおり意見が出されました。

まず、階段状の床面について、将来的に車椅子の利用があっても対応できるので、最前列をフラットにしておけばよいのではないか、階段部分にスロープがあればなおよろしいのではないか。別の委員からも最前列がフラットとはいいことだと思ふ。通路だけは緩やかなスロープにするなどの対応が必要だとの意見。また、県議会でも車椅子の県議がおられるが、との質問に、副市長から県の場合は全面改修ではなくスロープをはめ込んで中央の通りだけを配慮したのであるが、スロープに限らず弱者の方への対応に配慮することは必要なので、今後検討したいとの答弁でした。このほか委員から、これからユニバーサルデザインに対応するためにも、質問席、答弁席、最前列はフラットの方がよいとの意見が多く出ました。

次に、窓に関しては、事例としては確かに窓無しが多いが、閉鎖的な印象を受け

る。傍聴席からも外の風景を眺めることができ、窓有りであれば、との意見がありました。

これらの意見に対し、執行部から、窓は設置する高さや広さによって印象が変わるので、専門家と協議をさせていただきたい。後にその案を改めて提示する、なお一般質問の残り時間表示、電子投票、登庁表示などの設置については、建設直前までの決定で構わないとのことでした。以上から、議場は最前列をフラットとした階段式に、窓有り固定式とすることに決定いたしました。

このほか委員から、議員だけではなく傍聴に来た方も利用できる喫煙室についての考えは、との質問に対し、執行部から、基本的に庁舎内はすべて禁煙と考えており、喫煙室の設置はない。喫煙は外でお願いしたいとの答弁でした。

なお、前回意見が出ていた陸屋根と傾斜屋根（けいしゃやね）の違いについて、執行部から資料の提示を受け、説明がありました。

最後に、4階の議場と会派室以外は、事務局に一任するというのを決定の後、今後も慎重審議を期するための継続審査とすることに、全員異議なく可決しました。

続きまして、2月27日開催の委員会における審査の経過を御報告いたします。

まず、前回委員会での検討事項であった窓について、執行部から説明を受けました。窓は床面から約70センチから2.8メートルまでの範囲であり、議席及び傍聴席から外が見えるような配置になっているとのこと。また、議場内の配置についても階段状ではあるが、最前列はフラットとなっていること。傍聴席についてもバリアフリーになっていることを改めて図面で確認しました。

その後、議会関係諸室の配置についても説明を受け、会派控室については、流動的であるため、施工時に合わせたいとのことでした。これを受け委員から、電光掲示板、議会中継、空調及び身障者対応のトイレについて質疑があり、執行部から電子投票と議会中継については、議会内部の運営方針によって変わるので建設までに答えを出したい。空調は、大空間は全体的なもの、会議控室などの狭い空間は個別の空調で行なう。身障者対応トイレにオストメイトを1階と4階に設置するなど、十分配慮しているとの答弁でした。

次に、委員から議席と傍聴席の仕切りの高さについて質問があり、執行部から仕切りは、傍聴席からの視線を妨げないような高さにしたい、との答弁でした。

次に、複数の委員から照明について、LEDの使用などエコに関する配慮はないのか、交換しにくい所にLEDを使えば手間も少なくなるといった質問があり、執行部からすべてではないが、LEDの採用は考えている。現状では単価が高いが建築する時期にはかなり下がってくるのではないかと期待しているので、予算の範囲内で使っていきたいと考えている旨の答弁があり、LEDと蛍光灯とした場合の差額等、情報を整理し

て次回の委員会に報告したいとのことでした。

なお、議場の窓については、執行部からの案に決定しました。

次に、関係予算についての説明がありました。まず、平成23年度補正予算については、主に執行残を減額するものであり、一部役務費については、翌年度に組み替えるとのことでした。

委託料の減額補正は、実施設計などの入札残、公有財産購入費は、土地開発公社の借入れに対する利息分の減額でした。

続いて、24年度予算について説明があり、総額は4億2,936万3,000円、内訳として用地買収に関する費用が、事業認定関係を含めて4億725万3,000円、埋蔵文化財調査費用が1,461万4,000円、そのほか開発行為申請等の費用及び事務費で749万6,000円とのことでした。

委員から、当初の予想からして総額の見通しは変わらないのか、震災復興で資材が高騰すると思われるが、との質問に、執行部から実施設計の中に資材の単価については、震災の影響を織り込み済みと思う、との答弁。さらに委員から完成の時期は、平成27年度末、28年度2月ごろ完成とのスケジュールは動かないのかとの質問に、執行部から完成時期については、引っ越しのことを考え、長い連休前に引き渡しができるよう計画を立てていきたい。年度変わりの時期は長い連休がないので、例えば年末年始の休み、可能であれば秋の連休など、引っ越しがスムーズにできる態勢をとりたいと思っている旨の答弁でした。

このほか、消費税の動向を見ながら早く契約ができるようにとの意見、事業認定や文化財調査など来年度のスケジュールに対する質疑がありました。

最後に、今後も慎重審議を期するため継続審査とすることに全員異議なく可決しました。以上で、新庁舎建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、新庁舎建設特別委員長の報告を終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程第4 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継

続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部及び企画経営部の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民生活部及び健康福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出がっておりますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時41分 休憩

午後3時58分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

意見書案第1号安全・安心の国民生活実現のための防災生活関連予算拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出についてを、日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第5 意見書案上程

○議長（高村四郎君） これより、意見書案の審議に入ります。

意見書案第1号 安全・安心な国民生活実現のための防災生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出について

以上、意見書案1件を議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております意見書案1件については、議事の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第6 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） 意見書案第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

意見書案第1号 安全・安心の国民生活実現のため防災生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出について

以上、意見書案1件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決いたしました。

○議長（高村四郎君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成24年第1回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 高 村 四 郎

玉名市議会副議長 高 木 重 之

玉名市議会議員 北 本 節 代

玉名市議会議員 横 手 良 弘

玉名市議会会議録
平成24年第1回定例会

発行人 玉名市議会議長 高村 四郎

編集人 玉名市議会事務局長 古閑 猛

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155